

I S S N 1884 - 8591

人間生活学研究

THE BULLETIN
OF
SOCIETY FOR HUMAN LIFE STUDIES

第8号

No.8

平成 29 (2017 年)

新潟人間生活学会

Society for Human Life Studies of Niigata

人間生活学研究

第8号（2017）

目 次

【研究論文（査読あり）】

1. コンビニエンスストア弁当の栄養成分表示および食品重量からみた特徴 磯部栄三理、村山 伸子	1
2. 病院および高齢者施設で提供される食事の名称とかたさの調査 田村 朝子、中川 拓哉、牧田 悠起子、三原 法子	15
3. フレデリック・ジェフスキーノース・アメリカン・バラードにおける楽曲分析 と演奏解釈 石井 玲子	27
4. 公営団地における福祉ニーズと支援体制づくり 小澤 薫	41
5. 児童館における健全育成概念の変遷 植木 信一	53
6. 少子地域における子育てと地域子育て支援サービス利用の現状 －0～2歳児の保護者を対象としたアンケート調査結果から－ 小池由佳、角張慶子、齊藤裕	63
7. 香気成分が苦味の感受性に与える影響について 神山 伸、須崎 奈美、田山 舞、曾根 英行	73

【研究論文（査読なし）】

8. 「相加平均」操作に焦点を当てた内包量の理解度調査とその学習支援方略の研究 斎藤 裕	81
9. 子どもの対人葛藤場面における保育者のかかわり －「実践の方法」に着目した保育と学生指導のあり方について－ 高橋 靖幸	89
10. 教室における「規則の提示」の教育的意義 －授業の社会的構成とカテゴリー化の実践－ 高橋 靖幸	103

【報告】

11. 保育者を目指す学生に向けた情報教育に関する一考察 －適切な課題の提供－ 高原 尚志	115
---	-----

・第7回新潟人間生活学会講演要旨集	121
・新潟人間生活学会 会則 他	146

コンビニエンスストア弁当の 栄養成分表示および食品重量からみた特徴

磯部栄三理¹、村山伸子^{1*}

目的 :コンビニ弁当の食品重量と栄養素等を調査し、本研究と同様の方法で5年前に行われた先行研究と比較すること。栄養素等と食品群別重量との関連を明らかにすること。

方法 :新潟市内のコンビニエンスストアで2015年7月～8月の6日間に店頭で販売されていた、「めし」と「おかず」で構成されている弁当計30個を対象とした。弁当に添付されていた栄養成分表示を記録し、使用されている食品毎に重量を秤量した。

結果 :エネルギーの中央値(25パーセンタイル値、75パーセンタイル値)は746(650, 832)kcal、同様に脂肪エネルギー比率30.0(23.9, 32.5)%、食塩相当量3.6(2.8, 4.7)g、野菜重量14.4(6.6, 26.7)gであった。2010年の先行研究との比較では漬物と果実類の重量以外に有意差は見られなかった。エネルギー量、脂質量共に、野菜類の重量との間に有意な負の相関、他の穀類、揚げ物衣類の重量との間に有意な正の相関が見られた。エネルギー量は主食(めし)の重量、たんぱく質量は主菜の主材料の重量との間に有意な正の相関が見られ、脂質量は副菜の主材料の重量との間に有意な負の相関が見られた。食塩相当量とエネルギー量、三大栄養素量との間に有意な正の相関がみられた。価格はエネルギー、栄養素量との関連は見られず、食品群では野菜、肉類、見える調味料の重量、料理群では主菜の重量との間に有意な正の相関が見られた。食品群間では、野菜類と揚げ物衣類、主食(めし)の重量との間に有意な負の相関がみられた。

結論 :「めし」と「おかず」から構成されるコンビニ弁当の野菜量は少なく、5年前の同様の調査と差は見られなかった。エネルギー、脂質の低減には、野菜類が多いこと、揚げ物衣が少ないことが寄与する一方、野菜類が多いと価格が高いという課題が見られた。

キーワード :コンビニ弁当、中食、食品群別重量、エネルギー、栄養素量

はじめに

日本人成人について、平成26年度食育白書によると生活習慣病の予防や健康づくりのための食生活に关心があると回答した人は69%であり、健康づくりのための食事への关心が高いことがわかる¹⁾。しかし実際は、ビタミン、ミネラル、食物繊維、カロテノイドなどを多く含み、抗酸化やがん予防など様々な有益な効果があるとされる²⁻⁴⁾野菜の摂取量は、平成25年国民健康・栄養調査によると、健康日本21(第二次)⁵⁾

で目標とされている350gに届く世代ではなく、特に勤労者世代においては233.6g～286.4gと、300gを下回っている⁶⁾。健康を意識しながらも、適切な食事ができていないことが考えられる。

食環境に関しては、社会や生活環境の変化によって、外食や弁当、惣菜などを買ってきて食べる「中食」の利用が増えている。食の安全・安心財団の調査によると、全ての食料・飲料支出に占める外食と中食の割合(食の外部化率)は2012年で45.1%を占めている⁷⁾。平成25年国民健康・栄養調査によると、20～59歳の勤労者

¹ 新潟県立大学人間生活学部健康栄養学科

* 責任著者 連絡先 : murayama@unii.ac.jp

利益相反 : なし

世代（男女合計）の昼食における中食と外食を合わせた利用率は30.3～36.1%、中食の利用率は8.2～9.7%、これらの利用率は一人世帯に限定するとさらに高かった⁶⁾。

一方、店舗数や営業時間などから利便性の高いコンビニエンスストアの利用率は高く、40%近くの人が週に2～3回以上利用するという報告がある⁸⁾。よって、手軽に買えるコンビニ弁当が特に勤労者世代の人々の食生活に関わっていることが考えられる。また、勤労者のコンビニ利用に関する調査ではコンビニの利用日数が多いほど食生活について改善が必要だと考えている人の割合が高いという報告⁹⁾もあり、食生活を改善したいが労働環境や不規則な生活リズムが理由で中食を利用しなければならないことがうかがえる。しかし、コンビニエンスストアの弁当含む市販弁当に関する研究では、脂肪エネルギー比率や食塩相当量が多いこと、野菜重量が少ないことが指摘されている¹⁰⁻¹²⁾。しかし、栄養素等の量と食品群別重量との関連についての研究は少なく、難波らは弁当に含まれる野菜重量が多いほどエネルギー・脂肪エネルギー比率が少ないことを指摘している¹¹⁾。

そこで、本研究ではコンビニ弁当の食品構成と栄養素等を調査し、本研究と同様の方法で5年前に行われた先行研究と比較するとともに、栄養素等の量と食品群別重量との関連を明らかにすることを目的とした。

方法

1. 調査対象

対象地域は、新潟県新潟市東区である。本研究は5年前の2010年におこなわれた東区に隣接する北区で実施された研究¹¹⁾と比較するため、2010年の対象コンビニエンスストア4社（A社～D社）の店舗とした。各社の店舗は、東区内にある新潟県立大学から最も近い店舗とした（350m～2200m）。対象とした弁当は、丼物や麺類は除外し、「めし」と「おかず」から構成されている弁当を対象とした。

2010年の弁当のサンプリング時期は2010年7月21日（水）～8月30日（月）のお盆の時期を除く平日の10日間（11:30～12:30）であり、この時に店頭にあった「めし」と「おかず」の

弁当全種類31個を購入し、栄養成分表示に不備があった弁当を除く30個を解析対象とした。そのため、本研究も同様の条件で、弁当をサンプリングすることとした。

本研究では、2015年7月22日（水）～8月19日（水）の平日のうち、延べ6日間の昼食用弁当の販売時間帯（10:30～11:00）に店頭にあつた「めし」と「おかず」の弁当を対象とした。7月22日（水）A社、23日（木）B社、7月28日（火）C社、7月29日（水）D社において、前述の時間帯に店頭にあつた「めし」と「おかず」の弁当を全種類購入した。その後、8月にお盆の時期を除いて、8月18日（火）B社とD社、19日（水）A社とC社で、7月には店頭に無かつた弁当を追加購入した。この際に、1店舗は新たに追加する弁当が無かつたため、その店舗のさらに最寄の店舗から追加購入した。そのため、4社5店舗から購入した。この時点で30個に達したため、6日間でサンプリング終了とした。

また、以下の調査方法も2010年の調査と同じ方法で実施した。

2. 調査方法

1) 弁当の各食材重量

弁当に含まれている食材を調理後の形態で、食品群別に秤量した。料理に含まれている食材は可能な限り分解して秤量した。0.01gまで測定できる電子天秤：SHIMADZU ELECTRONIC BALANCE BL-620Sを使用し、秤量は小数点以下第二位までおこない、小数点以下第二位を四捨五入して、小数点以下第一位まで表記した。

2) 食品群の分類

食品群は国民健康・栄養調査¹³⁾の大分類17分類を基本とし、料理の中に入っている分離して秤量不可能であった砂糖・甘味料類、油脂類、調味料・香辛料類、分離して秤量することができなかった藻類、種実類、弁当に入っていたなかった菓子類、嗜好飲料類は除いた。穀類はめしとその他穀類に、野菜類は緑黄色野菜、淡色野菜、漬物に分離して分類した。また、揚げ物については、衣の量が多く、具材との分離が可能であったため、具材と衣を分別し、具材は各食品群に、衣は揚げ物衣として分類した。また、

ソースなど分離できる調味料と、弁当に付属している小袋の調味料は「見える調味料」として分類した。

3) エネルギー、栄養素および価格

弁当に添付されていた栄養成分表示を転記した。さらに、エネルギーおよび脂質量から脂肪エネルギー比率(%)を、ナトリウム量から食塩相当量(g)を算出した。脂肪エネルギー比率(%)は $9(\text{kcal/g}) \times \text{脂質(g)} / \text{エネルギー(kcal)}$ の式を、食塩相当量(g)はナトリウム量(g) × 2.54 の式を用いて算出した。

3. 統計学的分析

1) コンビニ弁当の食材重量とエネルギー・栄養素量

データについて Shapiro-Wilk の正規性の検定をおこなったところ正規性が認められなかつたため、統計量は中央値と 25 パーセンタイル値、75 パーセンタイル値で表し、ノンパラメトリック検定を用いた。

2) 2010 年の先行研究との比較

本研究で調査した値と、2010 年の先行研究¹¹⁾のデータとの比較を Mann-Whitney の U 検定(両側検定)により行った。2010 年の先行研究では、「めし」と「おかず」の弁当 30 個以外に、「野菜推進シリーズ」の弁当 4 種も検討したが 4 種共めん類であった。本研究では 2010 年と 2015 年の「めし」と「おかず」の弁当のみを対象として比較し、2010 年の「野菜推進シリーズ」のめん類は含めていない。乳類は、2010 年の先行研究で把握されていなかったため、先行研究との比較の解析からは除外した。

3) 栄養素等の量と食品群別重量との関連

エネルギー・三大栄養素・脂肪エネルギー比率・食塩相当量、価格と、これらの栄養素等、食品群別重量、および食品群を主食(めしのみ)、主菜(肉、魚、卵の合計)、副菜(野菜、いも、きのこ、豆の合計)の料理群に分けて合計した重量との関連について、スピアマンの順位相関分析(両側検定)を行った。豆の中の大豆とその他の豆を分類していなかつたため、豆は全て副菜に含めた。

4) 食品群別重量間の関連

食品群別重量、および前述の主食、主菜、副

菜別の主材料の重量との関連について、スピアマンの順位相関分析(両側検定)を行つた。

全てのデータの解析には IBM SPSS Statistics (Ver.21)を用い、有意水準はすべて 5%未満とした。

結果

1. コンビニ弁当の食材重量とエネルギー・栄養素量

1) エネルギー・栄養素および価格

弁当の栄養成分表示および、そこから算出した脂肪エネルギー比率と食塩相当量を表 1 に示す。エネルギーの中央値(25 パーセンタイル値、50 パーセンタイル値)は、746(650, 832)kcal、同様に脂肪エネルギー比率 30.0(23.9, 32.5)%、食塩相当量 3.6(2.8, 4.7)g、価格は 498(430, 498)円であった。

2) 使用食材重量

弁当の食品群別重量を秤量した結果を表 2 に示す。野菜類の重量の中央値(25 パーセンタイル値、50 パーセンタイル値)は緑黄色・淡色野菜、漬物合計で 14.4(6.6, 26.7)g であり、最も多くて約 71g、全く含まれていない弁当が 1 個あった。めし重量の中央値(25 パーセンタイル値、50 パーセンタイル値)は 211.4(194.3, 232.6)g、同様に、魚介類は 1.3(0.0, 26.5)g、肉類は 61.4(23.6, 82.7)g、揚げ物の衣は 34.6(0.0, 59.1)g であった。

2. 先行研究との比較

2010 年の先行研究との栄養成分表示による栄養素等の比較は表 3 に示す。全ての項目で有意差はみられなかつた。食品群別重量の比較結果を表 4 に示す。有意差がみられたのは漬物($p=0.040$)、果実類($p=0.040$)のみで、本研究が先行研究より有意に少なかつた。

3. 栄養素等の量、価格と食品群別重量等との関連

1) 栄養素等の量、価格と食品群別重量等との関連

栄養素等の量および価格と栄養素等、食品群、料理群別重量との関連についての解析結果を表 5 に示す。食品群別の解析では、弁当中の重量

の中央値が 0 であった、きのこ類、豆類は副菜には含めたが、単独での解析項目からは除外した。

エネルギー量は、野菜類合計の重量との間に有意な負の相関 ($r=-0.53$ 、 $p=0.003$)、その他の穀類 ($r=0.54$ 、 $p=0.002$)、揚げ物衣類 ($r=0.663$ 、 $p<0.001$)、主食（めし） ($r=0.57$ 、 $p=0.001$) の重量との間に有意な正の相関が見られた。

炭水化物量は、野菜類合計 ($r=-0.44$ 、 $p=0.016$)、乳類 ($r=-0.41$ 、 $p=0.026$) の重量との間に有意な負の相関。その他穀類 ($r=0.46$ 、 $p=0.011$)、揚げ物衣類 ($r=0.39$ 、 $p=0.034$)、主食（めし） ($r=0.80$ 、 $p<0.001$) の重量との間に有意な正の相関が見られた。

たんぱく質量は、魚介類との間に有意な負の相関 ($r=-0.43$ 、 $p=0.017$)、その他穀類 ($r=0.46$ 、 $p=0.010$)、肉類 ($r=0.59$ 、 $p=0.001$)、主菜 ($r=0.57$ 、 $p=0.001$) の重量との間に有意な正の相関が見られた。

脂質量は、野菜類合計 ($r=-0.52$ 、 $p=0.003$)、副菜 ($r=-0.40$ 、 $p=0.029$) の重量との間に有意な負の相関、その他穀類 ($r=0.52$ 、 $p=0.003$)、揚げ物衣類 ($r=0.75$ 、 $p<0.001$) との間に有意な正の相関が見られた。

食塩相当量はエネルギー量 ($r=0.66$ 、 $p<0.001$)、炭水化物量 ($r=0.44$ 、 $p=0.015$)、たんぱく質 ($r=0.54$ 、 $p=0.002$)、脂質量 ($r=0.64$ 、 $p<0.001$)、その他の穀類 ($r=0.58$ 、 $p=0.001$)、揚げ物衣類 ($r=0.364$ 、 $p=0.048$) の重量との間に有意な正の相関がみられた。

価格はエネルギー、栄養素量との関連は見られず、食品群では野菜合計 ($r=0.44$ 、 $p=0.015$)、肉類 ($r=0.38$ 、 $p=0.036$)、見える調味料 ($r=0.41$ 、 $p=0.024$)、料理群では主菜の主材料 ($r=0.38$ 、 $p=0.038$) の重量との間に有意な正の相関、漬物の重量との間に有意な負の相関が見られた ($r=-0.40$ 、 $p=0.030$)。

2) 食品群別重量等間の関連

食品群、料理群の主材料の重量間の関連についての解析結果を表 6 に示す。野菜合計重量は揚げ物衣類 ($r=-0.54$ 、 $p=0.002$)、主食（めし） ($r=-0.43$ 、 $p=0.017$) の重量との間に有意な負の相関が見られた。魚介類の重量は、いも類の重量との間に有意な正の相関 ($r=0.50$ 、 $p=0.005$)、

その他の穀類 ($r=-0.48$ 、 $p=0.007$)、肉類 ($r=-0.72$ 、 $p<0.001$)、主菜 ($r=0.36$ 、 $p=0.048$) の重量との間に有意な負の相関が見られた。肉類の重量は、前述の魚介類の重量との間に負の相関が見られた他、その他の穀類 ($r=0.45$ 、 $p=0.014$) 乳類 ($r=0.42$ 、 $p=0.021$)、見える調味料 ($r=0.42$ 、 $p=0.022$)、料理群では主菜 ($r=0.85$ 、 $p<0.001$) の重量との間に有意な正の相関が見られた。

料理群間の関連では、主食と副菜の主材料の重量に有意な負の相関関係がみられた ($r=-0.42$ 、 $p=0.020$) が、主食と主菜、主菜と副菜との間には関連は見られなかった。

考察

1. コンビニ弁当の食材重量とエネルギー・栄養素量

1) エネルギー・栄養素および価格

エネルギーの中央値 (25 パーセンタイル値、50 パーセンタイル値) は 746 (650, 832)kcal、と高く、1000kcal を超えるものもあった。同様に脂肪エネルギー比率 30.0(23.9, 32.5)%、食塩相当量 3.6(2.8, 4.7)g であった。脂肪エネルギー比率に関しては、日本人の食事摂取基準(2015 年版)¹⁴⁾で目標量とされている 20~30%を上回っている弁当が半数あることになる。また、食塩相当量に関しては、日本人の食事摂取基準(2015 年版)¹⁴⁾での目標量を 1 食分に換算すると、約 2.6~2.3g 程度であるが、今回の調査ではそれを満たす弁当は調査対象の弁当の 30 個中 2 個であり、中には食塩相当量 8.1g と、男性の 1 日分の目標量を超えるものもあった。

以上のようにエネルギー・栄養素等に関する調査の結果、コンビニ弁当は健康づくりに寄与する弁当が少ないことが示唆された。また、コンビニ弁当はワンコインで買える、手軽な食事であるからこそ利用者が多いと考える。コンビニ弁当の利用者が健康的な食生活を送ることができるようにするために、コンビニ弁当の栄養価の改善が必要である。

2) 使用食材重量

野菜重量の中央値 (25 パーセンタイル値、50 パーセンタイル値) は緑黄色・淡色野菜、漬物合計で 14.4(6.6, 26.7)g であった。この結果は健康新日本 21(第二次)⁵⁾で目標とされている 1 日

350g の 3 分の 1 である 120g を大きく下回っており、コンビニ弁当の野菜重量は少ないと評価できる。

2. 先行研究との比較

先行研究¹¹⁾が行われた 5 年前と比較して、弁当の食品群別重量や栄養素量には大きな変化がなく、少なくとも 5 年前から、「めし」と「おかず」形式の弁当については、健康的な食事に向けた改善が進んでいないことが考えられる。しかし、先行研究¹¹⁾でもとりあげられているように、「めし」と「おかず」形式の弁当以外では、「野菜たっぷり」等の野菜推進シリーズの弁当（当時はめん類）が販売されており、より健康に配慮した食事が販売されていると考えられる。

2015 年に消費者庁により加工食品の栄養成分表示が義務化され、厚生労働省により“日本人の長寿を支える「健康な食事」”の基準が出された。今後は、「健康な食事」の基準を適用したコンビニ弁当の企画が期待されるとともに、栄養成分表示を見て買う国民が増加することにより、コンビニ弁当の栄養面での改善が進むことが考えられる。こうした栄養政策による食環境の変化の実態について、継続的なモニタリングにより把握していく必要がある。

3. 栄養素等の量、価格と食品群別重量等との関連

本結果からもコンビニ弁当のエネルギー、脂質の量は一般的な消費者に対して多めであるという課題が提示された。そこで、エネルギー、脂質量がどのような食品の量と関連するのかを検討した。その結果、エネルギー量、脂質量共に野菜類の重量との間に負の相関、揚げ物衣類の重量との間に正の相関がみられた。また、エネルギー量は主食（めし）の重量、脂質量は副菜の主材料の重量との間に負の相関が見られた。

エネルギー、脂質量と野菜類の重量との負の相関は、先行研究¹¹⁾と同様の結果であり、この関連が確認できた。なぜ、野菜類の重量が多い弁当ほど、エネルギー、脂質量が少ないのかを確認するため、野菜類の量と他の食品群の重量との関連をみると、野菜類と揚げ物の衣類、主

食（めし）の重量との間に負の相関が見られた。したがって、野菜重量が多い弁当は、価格や弁当の大きさの制約の中で、主食（めし）や揚げ物を少なくする傾向にあるため、エネルギー、脂質量が少ないと考えられる。

野菜類の重量が多いとエネルギー、脂質量が少ない傾向にあることから、コンビニ弁当へ野菜を多く取り入れることは野菜摂取の面でも、エネルギーや脂質量の改善の面でも価値があると考えられる。一方で、野菜重量と価格との間に正の相関が見られたことから、野菜量を増やすにはコスト面の課題を解決する必要があることも示された。

本研究では新たに、エネルギー、脂質量とフライやコロッケなどの揚げ衣重量とに正の関連が強くみられた。このことから、高いエネルギーや脂質量を低減するために、揚げ物そのものの量を減らすとともに、揚げ衣重量を減らすことが有効であると考えられる。おかげで揚げ物が含まれる弁当は全 30 個中 22 個で、そのうち 11 個の弁当の商品名には「唐揚げ」、「フライ」、「カツ」など揚げ物の料理名が含まれている。揚げ物料理は調理の簡単さや嗜好性の高さから、おかずとして弁当に組み入れやすいため、中心となるおかずとして弁当名に含まれ、多くの弁当に入れられている。しかし、本研究の揚げ物全体に対する衣の割合(衣率)は平均 51.6% であった。中食のフライに関する調査¹⁵⁾では中食のフライは一般的な手作りのものと比べて衣率が 16~26% 高く、衣の多さと、その吸油量を問題視している。本研究においても揚げ物の量・衣率ともに多く、それが脂質やエネルギー量を多くしている。今後、揚げ物の衣の重量と脂質量、エネルギー量について定量的な関連が分析できれば、衣を何パーセント減少させることができると、コンビニ弁当改善の根拠となると考えられる。

また、エネルギー量と主食（めし）の量とも正の相関がみられたことから、主食の量を減らすことでもエネルギー低減につながることが示された。

また、本結果からコンビニ弁当は食塩相当量が多いという課題も提示された。そこで食塩相

当量と関連する栄養素、食品を検討した。その結果、食塩相当量とエネルギー量、炭水化物量、たんぱく質、脂質量、その他の穀類、揚げ物衣類の重量との間に有意な正の相関がみられた。この理由として、その他の穀類に分類される「おかず」としてのパスタや、揚げ物の衣に食塩が使用されており、これらの食品群が多いと食塩とともにエネルギー、炭水化物、脂質の量が運動して多くなることが考えられる。したがって、食塩相当量の低減の観点からも揚げ物の衣を減らすこと、また「おかず」としてのパスタ等の穀類を減らすことが有効と考えられる。

4. 本研究の限界

本研究の対象地域は新潟市の一部に限られていることから、本結果を一般化するには、さらに多くの地域での調査が必要である。また、地域内の弁当のサンプリングの代表性について、地理的要因や客層による店舗の特性、季節、曜日、時間、販売されていたが売り切っていた可能性等の限界がある。秤量調査は全ての弁当について1個のサンプルを1回の測定しかしていない。よって盛り付けなどによる個体間差や秤量誤差については配慮されていない。また秤量はすべて調理後の状態(商品の状態・食べる状態)に対し行っている。調理による重量の変化は食品によって異なるため、秤量した食品の重量が生重量より多くなったり、少なくなったりしている。したがって、食品群別重量には誤差が生じている可能性がある。

結語

野菜重量の秤量は調理後の重量であるという限界があるものの、「めし」と「おかず」から構成されるコンビニ弁当の野菜量は少なく、5年前の同様の調査と差はみられなかった。野菜を増やすことでエネルギー、炭水化物、および脂質の低減、揚げ物の量または衣率を見直すことでエネルギー、脂質量の低減につながる可能性がある。

謝辞

先行研究との比較を行うにあたり、データのご提供をいただきました、難波友美様、串田修様

に感謝申し上げます。

文献

- 1) 内閣府. 平成26年度版食育白書. 東京:内閣府、2014; 4-5.
- 2) 池上幸江、梅垣敬三、篠塚和正、他. 野菜と野菜成分の疾病予防および生理機能への関与. 栄養学雑誌 2004; 61: 275-288.
- 3) 矢賀部隆史、宮下達也、吉田和敬、他. 野菜と果物の色に宿るチカラ 野菜や果物に含まれるカロテノイドと疾病の予防、改善. 日薬理誌 2013; 141: 256-261.
- 4) 桑原節子. がんの栄養管理における野菜・果物・穀類の役割-予防から治療まで-. 日本食生活学会誌 2013; 24: 64-67.
- 5) 厚生労働省. 健康日本21(第二次) 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善に関する目標. http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kenkounippon21/kenkounippon21/mokuhyou05.html (参照 2015年10月14日)
- 6) 厚生労働省. 平成25年国民健康・栄養調査結果報告. <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/eiyou/h25-houkoku.html> (参照 2015年10月14日)
- 7) 公益財団法人 食の安全・安心財団. 2014年改訂版外食産業データ集. 東京: 公益財団法人食の安全・安心財団、2014; 16-17.
- 8) ライフメディアリサーチバンク. コンビニエンスストアの利用に関する調査. http://research.lifemedia.jp/2013/07/130724_cvs.html (参照 2015年10月14日)
- 9) 宮腰美希、大塚美佳、加藤めぐみ、他. 若年労働者のコンビニエンスストアを利用した食事摂取内容と労働状況に関する実態調査. 産業衛生学雑誌 2008; 50: 92-99.
- 10) 川井考子. 市販弁当類の栄養素含量と問題点. 信愛紀要 2002; 42: 18-28.
- 11) 難波友美、串田修、村山伸子. コンビニエンスストア弁当の野菜量とエネルギー、脂肪エネルギー比率および食塩相当量との関連の検討. 新潟医療福祉学会誌 2012; 12(2): 28-34.

- 12) 西田実加, 山本奈美: コンビニ弁当の栄養価および食品構成に関する調査, 和歌山大学教育学部紀要. 教育科学 2015; 65: 151-156.
- 13) 独立行政法人国立健康・栄養研究所監修. 国民健康・栄養の現状-平成 22 年厚生労働省国民健康・栄養調査報告より-. 東京: 第一出版, 2013; 10-15.
- 14) 菅田明、佐々木敏監修. 日本人の食事摂取基準 (2015 年版). 東京: 第一出版, 2014; 140, 281.
- 15) 独立行政法人 国民生活センター: 中食のフレイ-脂質の量と質を中心に利用する上で注意点を探る-. http://www.kokusen.go.jp/test/data/s_test/n-20070207_1.html (参照 2015 年 10 月 14 日)

ABSTRACT

Characteristics of *bentos* sold in convenience stores according to nutrition facts label and food weight

Emiri Isobe¹, Nobuko Murayama^{2*}

¹ Department of Health and Nutrition, Faculty of Human Life Studies, University of Niigata Prefecture

² Department of Health and Nutrition, Faculty of Human Life Studies, University of Niigata Prefecture

* Correspondence, murayama@unii.ac.jp

Objective: The objectives of this study were to investigate the weight of food and the amount of nutrients in bentos (boxed meals typically containing rice and a number of side dishes) sold in convenience stores and to identify the association between the amount of vegetables, fried batter, salt, and specific nutrients. The study furthermore aims to compare the present results with those of an identical study in 2010 to identify changes in bento nutritional contents over time.

Methods: Thirty types of bentos containing rice and side dishes sold in convenience stores in Niigata City from July to August 2015 were examined. Nutrient contents were collected from the nutrition facts label, and each specific food item was weighed.

Results: Median (25th, 75th percentile) energy, energy from fat (%), salt, and amount of vegetables was 746 kcal (650 kcal, 832 kcal), 30.0% (23.9%, 32.5%), 3.6 g (2.8 g, 4.7 g), and 14.4 g (6.6 g, 26.7 g), respectively. There were no significant differences measurements between this study and the previous one in 2010 except in the amount of pickles and fruits. Amount of vegetables was associated with energy and amount of carbohydrates and lipids. Furthermore, amount of fried batter was associated with energy and amount of lipids, and amount of salt was associated with energy.

Conclusion: The amount of vegetables (cooked weight) in bentos sold in convenience stores is quite low, and not different from that 5 years ago. Increasing the amount of vegetables might decrease the amount of energy, carbohydrate, and lipids in bentos, and decreasing the amount of fried batter might also decrease the amount of energy and lipids.

Key Words: bento, convenience store, food groups, energy, nutrients

表1 コンビニ弁当の価格・エネルギー・栄養素等(栄養成分表示)

No.	商品名	購入店	購入日	曜日	価格(税込)円	エネルギー kcal	炭水化物 g	たんぱく質 g	脂質 g	ナトリウム g	食塩相当量 g	脂肪エネルギー比%
1	メンチカツ弁当	A社	2015年7月22日	水	450	747	103.8	15.8	29.8	1.1	2.8	35.9
2	鶏のから揚げ弁当	A社	2015年7月22日	水	450	665	91.5	26.2	21.6	1.7	4.3	29.2
3	チキン南蛮弁当	A社	2015年7月22日	水	498	801	97.0	30.9	32.2	1.3	3.3	36.2
4	チーズハンバーグ弁当 (デミグラスソース)	A社	2015年7月22日	水	498	626	89.3	24.2	19.1	1.2	3.0	27.5
5	中華系弁当	A社	2015年7月22日	木	498	910	114.2	27.9	37.9	3.2	8.1	37.5
6	ハンバーグ弁当 (ゆずポン酢ソース)	B社	2015年7月23日	木	530	719	114.2	26.3	17.5	1.8	4.6	21.9
7	のり弁当	B社	2015年7月23日	木	480	1043	151.7	27.0	36.5	1.9	4.8	31.5
8	チキンカツ弁当	B社	2015年7月23日	木	430	998	153.5	27.1	30.4	2.0	5.1	27.4
9	あさり御飯弁当	B社	2015年7月23日	木	398	410	71.6	18.9	5.3	1.3	3.3	11.6
10	幕の内弁当	C社	2015年7月28日	火	399	516	90.0	14.9	10.4	1.1	2.8	18.1
11	自身フライのり弁当	C社	2015年7月28日	火	450	821	121.6	19.9	28.3	1.3	3.3	31.0
12	紅鮭弁当	C社	2015年7月28日	火	498	547	99.9	21.3	6.9	1.1	2.8	11.4
13	ボリュームミックス弁当	C社	2015年7月28日	火	498	903	127.1	29.3	30.7	1.6	4.1	30.6
14	豚焼肉弁当	C社	2015年7月28日	火	530	776	125.2	24.9	19.7	1.5	3.8	22.8
15	幕の内弁当	D社	2015年7月29日	水	398	595	97.3	18.5	14.7	1.0	2.5	22.2
16	鶏のから揚げ弁当 (ゆず風味スパイス付)	D社	2015年7月29日	水	430	781	98.9	34.5	27.3	1.4	3.6	31.5
17	海苔弁当	D社	2015年7月29日	水	450	836	121.4	19.8	30.0	1.4	3.6	32.3
18	おろしハンバーグ弁当	D社	2015年7月29日	水	498	733	111.1	26.9	19.8	1.1	2.8	24.3
19	高菜めし&チキン南蛮弁当	D社	2015年7月29日	水	498	744	87.0	27.2	32.0	2.5	6.4	38.7
20	チャーハン&唐揚弁当	D社	2015年7月29日	水	498	794	100.3	31.8	29.6	2.1	5.3	33.6
21	洋食弁当	D社	2015年7月29日	水	530	681	96.3	20.7	23.7	1.8	4.6	31.3
22	幕の内弁当	D社	2015年8月18日	火	398	658	102.7	19.5	18.8	1.1	2.8	25.7
23	雑穀入りご飯とガーリックチキンの弁当	B社	2015年8月18日	火	498	583	78.5	28.7	17.1	1.1	2.8	26.4
24	豚焼肉弁当 (唐辛子マヨネーズ)	B社	2015年8月18日	火	430	747	109.6	28.2	21.8	1.2	3.0	26.3
25	豚ロースのたれかつ弁当	B社	2015年8月18日	火	550	962	137.4	24.5	35.2	1.5	3.8	32.9
26	若鶏と野菜のチキン南蛮弁当	D社	2015年8月18日	火	530	730	106.2	21.7	24.2	1.5	3.8	29.8
27	のり弁	A社	2015年8月19日	火	450	1048	143.7	26.6	40.7	2.0	5.1	35.0
28	豚焼肉弁当	A社	2015年8月19日	水	498	830	113.7	26.9	29.7	1.9	4.8	32.2
29	七穀ご飯と自身魚の甘酢あん弁当	C社	2015年8月19日	水	498	447	78.9	15.5	7.8	0.9	2.3	15.7
30	鶏の唐揚弁当	C社	2015年8月19日	水	430	726	105.6	20.8	24.4	1.2	3.0	30.2
	25%セントタイル値				430	650	95.1	19.9	18.5	1.1	2.8	23.9
	50%セントタイル値				498	746	104.7	25.6	24.0	1.4	3.6	30.0
	75%セントタイル値				498	832	121.5	27.4	30.5	1.8	4.7	32.5

表2 コンビニ弁当の食品群別重量(秤量)

No.	弁当名	購入店	野菜合計	野菜類内訳 緑黄色野菜 淡色野菜	漬物	果実類	きのこ類	いも類	豆類	めし	その他穀類	魚介類	肉類	卵類	乳類	揚げ物	衣類	見える調味料†
29	七穀ご飯と白身魚の甘酢あん弁当	C社	71.1	21.5	44.5	5.0	0.0	9.2	3.8	164.1	0.0	28.2	0.0	0.0	0.0	0.0	26.5	5.1
26	若鶴と野菜のチキン南蛮弁当	D社	61.7	59.1	2.6	0.0	0.0	12.9	0.0	196.5	18.9	4.4	43.8	6.7	0.0	26.3	9.4	
23	雑穀入りご飯とガーリックチキンの弁当	B社	49.4	22.5	26.9	0.0	0.0	3.7	22.9	3.9	162.1	0.0	0.0	100.0	0.0	3.1	0.0	2.4
21	洋食弁当	D社	40.0	34.0	5.9	0.0	0.0	15.5	0.0	174.9	29.2	5.0	87.2	0.0	2.8	13.5	13.5	
4	チーズハンバーグ弁当(デミグラスソース)	A社	31.0	22.4	9.3	0.0	0.0	0.0	0.0	202.4	0.0	0.0	126.6	0.0	6.8	0.0	22.5	
10	幕の内弁当	C社	30.5	8.6	15.7	6.2	0.0	0.0	21.3	0.0	199.0	8.7	16.0	24.6	9.2	0.0	14.4	0.2
28	豚焼肉弁当	A社	29.4	0.8	28.7	0.0	0.0	25.9	0.0	210.1	22.1	17.2	94.3	16.3	0.0	35.1	9.9	
6	ハンバーグ弁当(ゆずポン酢ソース)	B社	25.8	1.7	24.1	0.0	0.0	19.9	0.0	213.7	28.3	0.0	137.8	0.0	0.0	0.0	0.0	18.0
18	おろしハンバーグ弁当	D社	23.6	12.9	10.8	0.0	0.0	7.7	0.0	217.5	26.0	0.0	108.5	24.7	0.0	0.0	0.0	10.5
1	メンチカツ弁当	A社	23.0	0.3	22.7	0.0	0.0	7.1	0.0	194.4	21.7	0.0	38.6	0.8	0.0	0.0	56.1	22.2
14	豚焼肉弁当	C社	22.9	0.4	22.5	0.0	0.0	6.3	0.0	276.9	35.0	0.0	70.5	0.0	0.0	0.0	0.0	4.1
12	紅鮭弁当	C社	18.8	0.2	18.6	0.0	0.0	0.0	0.0	245.4	0.0	60.2	0.0	19.1	0.0	0.0	0.0	7.5
5	中華系弁当	A社	17.0	1.3	9.3	6.5	0.0	0.0	2.1	18.5	200.9	65.8	2.7	49.5	3.3	0.0	37.7	12.7
11	白身フライのり弁当	C社	16.8	3.7	6.8	6.3	0.0	0.0	7.6	0.0	230.7	0.0	40.0	2.1	10.6	0.0	72.5	2.8
3	チキン南蛮弁当	A社	16.2	4.7	11.6	0.0	0.0	0.0	0.0	193.9	34.6	0.0	100.0	8.6	0.0	95.6	9.0	
2	鶏から揚げ弁当	A社	12.7	2.0	4.6	6.1	0.0	0.0	9.2	0.0	194.8	30.0	0.0	57.7	2.6	0.0	46.4	0.0
15	幕の内弁当	D社	11.0	0.4	2.0	8.6	0.0	0.0	12.0	0.0	197.6	0.0	26.0	24.2	12.5	0.0	23.2	0.0
9	あさり御飯弁当	B社	10.5	9.5	1.0	0.0	0.0	7.1	11.0	21.7	161.7	0.0	28.6	3.8	11.5	0.0	0.0	0.0
17	海苔弁当	D社	9.4	1.5	4.0	3.9	0.0	0.0	27.2	0.0	225.1	0.0	35.9	15.3	0.0	0.0	72.5	4.9
19	高菜めし&チキン南蛮弁当	D社	8.8	5.4	0.0	3.4	0.0	0.0	0.0	186.4	22.2	0.0	65.2	5.5	0.0	37.8	22.0	
24	豚焼肉弁当(唐辛子マヨネーズ)	B社	8.2	0.0	8.2	0.0	0.0	0.0	0.0	219.4	48.0	0.0	79.4	1.8	0.0	0.0	22.7	
13	ホリュームミックス弁当	C社	7.1	2.2	4.9	0.0	0.0	0.0	17.4	0.0	247.9	18.2	22.3	78.8	0.0	0.0	34.1	6.8
16	鶏のから揚弁当(ゆず風味スパイス付)	D社	6.8	0.7	0.0	6.1	0.0	0.0	0.0	0.0	227.4	8.9	0.0	78.3	0.0	0.0	38.0	0.5
25	豚ロースのたれかつ弁当	B社	5.9	0.8	0.0	5.2	0.0	0.0	0.0	0.0	243.5	42.2	0.0	67.9	0.0	0.0	93.0	19.1
27	のり弁当	A社	5.5	0.1	1.5	3.9	0.0	0.0	21.0	0.0	254.1	20.6	41.7	22.0	0.0	0.0	38.3	9.8
22	幕の内弁当	B社	5.4	1.1	0.0	4.3	0.0	0.0	14.0	3.4	212.7	15.0	15.8	52.7	14.9	0.0	15.2	5.9
30	鶏の唐揚弁当	C社	4.7	0.0	4.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	221.0	10.1	0.0	46.6	0.0	0.0	64.5	0.0
7	のり弁当	B社	3.0	0.0	1.3	1.7	0.0	0.0	26.4	0.0	240.1	29.1	37.4	15.4	0.0	0.0	94.3	5.4
20	チャーハン&唐揚弁当	D社	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.6	0.0	183.6	20.4	0.0	74.9	6.0	0.0	57.3	0.0
8	チキンカツ弁当	B社	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	238.3	68.5	0.0	81.2	0.0	0.0	64.7	14.9
	25バーセンタイル値		6.6	0.4	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	194.3	0.0	0.0	23.6	0.0	0.0	0.0	1.9	
	50バーセンタイル値		14.4	1.4	5.4	0.0	0.0	9.2	0.0	211.4	20.5	1.3	61.4	1.3	0.0	34.6	7.1	
	75バーセンタイル値		26.7	8.8	16.4	5.1	0.0	18.0	0.0	232.6	29.4	26.5	82.7	9.5	0.0	59.1	13.8	

†：見える調味料：ソースなど分離できる調味料と弁当に付属している小袋の調味料
弁当は野菜量が多い順に並べた。

表3 先行研究との比較：価格・エネルギー・栄養素等(栄養成分表示)

	年次	N	中央値	25パーセンタイル	75パーセンタイル	p値
価格 (税込) (円)	2010年	30	450	398	498	0.056
	2015年	30	498	430	498	
エネルギー (kcal)	2010年	30	762	659	935	0.49
	2015年	30	746	650	832	
炭水化物 (g)	2010年	30	113.5	101.4	125.8	0.23
	2015年	30	104.7	95.1	121.5	
たんぱく質 (g)	2010年	30	25.3	22.0	31.2	0.21
	2015年	30	25.6	19.9	27.4	
脂質 (g)	2010年	30	23.3	18.4	34.4	0.67
	2015年	30	24.0	18.5	30.5	
食塩相当量 (g)	2010年	30	4.0	3.5	4.9	0.14
	2015年	30	3.6	2.8	4.7	
脂肪エネルギー比率 (%)	2010年	30	28.1	24.9	32.5	0.80
	2015年	30	30.0	23.9	32.5	

Mann-WhitneyのU検定（両側検定）

2010年のデータは、文献11) のデータを用いた。

2010年の調査方法の概要：

弁当をサンプリングした店舗は、新潟市北区の本研究と同じ4種類のコンビニエンスストア各1店舗の4店舗。サンプリングした弁当は2010年7月21日～8月30日の内、お盆を除く平日10日間の11:30～12:30に店頭にあった、「めし」と「おかず」の弁当。弁当に添付されていた栄養成分表示からエネルギーと栄養素等の量を把握し、秤量により食品群別重量を把握した。

表4 先行研究との比較：食品群別重量(秤量)

	年次	N	中央値	(単位:g)		p値
				25パーセンタイル	75パーセンタイル	
野菜類合計	2010年	30	15.2	7.8	26.5	0.84
	2015年	30	14.4	6.6	26.7	
緑黄色野菜	2010年	30	2.3	0.5	8.4	0.59
	2015年	30	1.4	0.4	8.8	
淡色野菜	2010年	30	4.3	0.5	9.5	0.55
	2015年	30	5.4	0.8	16.4	
漬物	2010年	30	4.9	0.0	6.9	0.040
	2015年	30	0.0	0.0	5.1	
果実類	2010年	30	0.0	0.0	0.0	0.040
	2015年	30	0.0	0.0	0.0	
きのこ類	2010年	30	0.0	0.0	0.0	0.39
	2015年	30	0.0	0.0	0.0	
いも類	2010年	30	9.1	0.0	14.5	0.67
	2015年	30	9.2	0.0	18.0	
豆類	2010年	30	0.0	0.0	0.0	0.86
	2015年	30	0.0	0.0	0.0	
めし	2010年	30	224.3	204.3	241.6	0.067
	2015年	30	211.4	194.3	232.6	
その他穀類	2010年	30	15.5	0.0	22.5	0.15
	2015年	30	20.5	0.0	29.4	
魚介類	2010年	30	0.0	0.0	33.0	0.98
	2015年	30	1.3	0.0	26.5	
肉類	2010年	30	56.0	28.7	94.0	0.82
	2015年	30	61.4	23.6	82.7	
卵類	2010年	30	0.0	0.0	19.5	0.61
	2015年	30	1.3	0.0	9.5	
揚げ物衣重量	2010年	30	35.5	4.2	60.7	0.93
	2015年	30	34.6	0.0	59.1	
見える調味料†	2010年	30	6.2	0.0	19.7	0.94
	2015年	30	7.1	1.9	13.8	

Mann-WhitneyのU検定（両側検定）

†：見える調味料：ソースなど分離できる調味料と弁当に付属している小袋の調味料
2010年のデータは、文献11) のデータを用いた。

2010年の調査方法の概要：

弁当をサンプリングした店舗は、新潟市北区の本研究と同じ4種類のコンビニエンスストア各1店舗の4店舗。サンプリングした弁当は2010年7月21日～8月30日の内、お盆を除く平日10日間の11:30～12:30に店頭にあった、「めし」と「おかず」の弁当。弁当に添付されていた栄養成分表示からエネルギーと栄養素等の量を把握し、秤量により食品群別重量を把握した。

表 5 栄養素等・価格と栄養素等・食品群・料理群の主材料の重量との相関

栄養素等	エネルギー		炭水化物		たんぱく質		脂質		脂肪エネルギー比率		食塩相当量		
	相関係数	p値	相関係数	p値	相関係数	p値	相関係数	p値	相関係数	p値	相関係数	p値	
エネルギー・エネルギー	-	-	0.82	<0.001	0.52	0.003	0.88	<0.001	0.71	<0.001	0.66	<0.001	0.15
炭水化物	0.82	<0.001	-	-	0.22	0.24	0.59	0.001	0.27	0.15	0.44	0.015	0.13
たんぱく質	0.52	0.003	0.22	0.24	-	-	0.49	0.007	0.43	0.017	0.54	0.002	0.26
脂質	0.88	<0.001	0.59	0.001	0.49	0.007	-	-	0.87	<0.001	0.64	<0.001	0.15
脂肪エネルギー比率	0.71	<0.001	0.27	0.15	0.43	0.017	0.87	<0.001	-	-	0.59	0.001	0.19
食塩相当量	0.66	<0.001	0.44	0.015	0.54	0.002	0.64	<0.001	0.59	0.001	-	-	0.33
野菜類合計	-0.53	0.003	-0.44	0.016	-0.33	0.076	-0.52	0.003	-0.31	0.092	-0.35	0.055	0.44
緑黄色野菜	-0.47	0.009	-0.57	0.001	-0.15	0.43	-0.30	0.10	-0.13	0.49	-0.16	0.40	0.36
淡色野菜	-0.29	0.12	-0.16	0.38	-0.14	0.45	-0.42	0.022	-0.29	0.12	-0.34	0.069	0.36
漬物	0.03	0.90	-0.01	0.96	-0.29	0.12	0.12	0.52	0.11	0.58	-0.09	0.64	-0.40
いも類	0.00	0.98	0.10	0.60	-0.19	0.32	-0.13	0.48	-0.08	0.68	0.08	0.69	-0.01
その他穀類	0.54	0.002	0.46	0.011	0.46	0.010	0.52	0.003	0.36	0.048	0.58	0.001	0.31
魚介類	0.00	0.98	0.13	0.48	-0.43	0.017	-0.11	0.56	-0.17	0.37	-0.09	0.64	-0.22
肉類	0.11	0.58	0.00	1.00	0.59	0.001	0.05	0.79	0.11	0.55	0.21	0.26	0.38
卵類	-0.30	0.11	-0.25	0.18	-0.18	0.34	-0.34	0.070	-0.19	0.33	-0.26	0.17	-0.23
乳類	-0.32	0.088	-0.41	0.026	0.02	0.91	-0.22	0.25	-0.05	0.79	-0.12	0.53	0.27
揚げ物衣類	0.66	<0.001	0.39	0.034	0.15	0.42	0.75	<0.001	0.70	<0.001	0.36	0.048	-0.11
見える調味料	0.29	0.12	0.26	0.16	0.17	0.36	0.31	0.094	0.28	0.14	0.22	0.25	0.41
料理群													
主食(めし)	0.57	0.001	0.80	<0.001	0.15	0.42	0.33	0.074	0.01	0.96	0.17	0.38	0.00
主菜(肉、魚、卵)	0.09	0.65	0.07	0.73	0.57	0.001	-0.05	0.80	-0.01	0.94	0.17	0.38	0.038
副菜(野菜、藻、きのこ、いも、豆)	-0.35	0.054	-0.26	0.16	-0.35	0.055	-0.40	0.029	-0.24	0.20	-0.15	0.43	0.29

n=30

スピアマンの順位相関分析(両側検定)

食品群の内、きのこ類、豆類は、弁当中の重量の中央値が0gであったため除いた

表6 食品群・料理群の主材料の重量間の相関

野菜類合計		いも類		その他穀類		魚介類		肉類		卵類		乳類		揚げ物衣類		見える調味料		主食(めし)				
相関係数	p値	相関係数	p値	相関係数	p値	相関係数	p値	相関係数	p値	相関係数	p値	相関係数	p値	相関係数	p値	相関係数	p値	相関係数	p値			
野菜類合計	-	0.19	0.31	-0.24	0.21	0.02	0.90	0.13	0.50	0.49	0.44	0.015	-0.54	0.002	0.15	0.41	-0.43	0.017	0.08	0.68	0.79 < 0.001	
いも類	0.19	0.31	-	-0.25	0.18	0.50	0.005	-0.14	0.48	-0.02	0.92	0.08	0.66	-0.07	0.71	-0.28	0.14	-0.11	0.58	-0.03	0.88	0.65 < 0.001
その他穀類	-0.24	0.21	-0.25	0.18	-	-0.48	0.007	-0.48	0.045	0.04	-0.16	0.40	-0.20	0.28	0.22	0.25	0.49	0.006	0.19	0.32	0.14	-0.30 0.11
魚介類	0.02	0.90	0.50	0.005	-0.48	0.007	-	-0.72	< 0.001	0.23	0.23	-0.18	0.34	0.03	0.86	-0.27	0.15	0.19	0.31	-0.36	0.05	0.34 0.07
肉類	0.13	0.50	-0.14	0.48	0.45	0.014	-0.72	< 0.001	-	-0.17	0.37	0.42	0.021	-0.23	0.21	0.42	0.022	-0.08	0.68	0.85 < 0.001	-0.06 0.75	
卵類	0.13	0.49	-0.02	0.92	-0.16	0.40	0.23	0.23	-0.17	0.37	-	-0.32	0.08	-0.19	0.31	-0.15	0.44	-0.24	0.20	0.05	0.78	0.02 0.91
乳類	0.44	0.015	0.08	0.66	-0.20	0.28	-0.18	0.34	0.42	0.021	-0.32	0.08	-	-0.37	0.043	0.18	0.35	-0.33	0.07	0.36	0.05	0.37 0.43
揚げ物衣類	-0.54	0.002	-0.07	0.71	0.22	0.25	0.03	0.86	-0.23	0.21	-0.19	0.31	-0.37	0.043	-	-0.10	-	-0.10	0.59	0.17	0.37	-0.34 0.06
見える調味料	0.15	0.41	-0.28	0.14	0.49	0.006	-0.27	0.15	0.42	0.022	-0.15	0.44	0.18	0.35	-0.10	0.59	-	-	0.13	0.49	0.41	0.026 -0.01 0.97
主食(めし)	-0.43	0.017	-0.11	0.58	0.19	0.32	0.19	0.31	-0.08	0.68	-0.24	0.20	-0.33	0.07	0.17	0.37	0.13	0.49	-	-	0.10	0.61 -0.42 0.020
主菜(魚介、肉、卵)	0.08	0.68	-0.03	0.88	0.28	0.14	-0.36	0.048	0.85	< 0.001	0.05	0.78	0.36	0.05	-0.34	0.06	0.41	0.026	0.10	0.61	-	-0.08 0.69
副菜(野菜、きのこ、藻、いも、豆)	0.79	< 0.001	0.65	< 0.001	-0.30	0.11	0.34	0.07	-0.06	0.75	0.02	0.91	0.37	0.043	-0.43	0.016	-0.01	0.97	-0.42	0.020	-0.08	0.69 -

n=30

スピアマンの順位相関分析(両側検定)

きのこ類、豆類は、弁当中の重量の中央値が0gであったため除いた

病院および高齢者施設で提供される食事の名称とかたさの調査

田村朝子^{1*}、中川拓哉¹、牧田悠起子¹、三原法子²

病院や高齢者施設で提供されている食事を 2014 年 5 月～8 月に新潟県と山形県の病院と高齢者施設 679 施設にアンケート調査を実施し、食事形態ごとの名称とかたさの実態を明らかにした。なお、食事名称は、6 つの食事形態、(1)普通に調理した食事、(2)素材の形を残し調理した食事、(3)食べやすく小さくカットした食事、(4)なめらかな状態にした食事、(5)とろみ剤などで固めた食事、(6)その他の食事、の食事形態毎に食事の名称を把握し、かたさは、食事形態の(2)～(6)について 4 段階、①容易に噛める、②歯ぐきでつぶせる、③舌でつぶせる、④噛まなくてよい、で調査した。

その結果、235 施設から回答を得た（回収率 34.8%）。(2)では、名称に「軟菜」を使用し、①のかたさに調整している施設が多く、これは日本摂食嚥下リハビリテーション学会嚥下調整食分類 2013 のコード 4 に合致した。(3)では、独自の名称を用いている施設が多く、かたさも①から④と様々であった。(4)では、(2)と同様に学会分類コード 2 に合致する名称、かたさの施設が多かった。(5)では、独自名称を用いている施設が多く、かたさは②から④と様々であった。

のことから、(3)と(5)では、他に比べてより対象者の嚥下機能に合わせた個別対応の必要性が高く、施設独自の名称をつけ、かたさを調整した食事提供の必要性が高いことが推察された。

キーワード： 病院、高齢者施設、嚥下調整食、食事名称、かたさ

はじめに

嚥下調整食は、嚥下機能が低下あるいは障害された者のために、病院や高齢者施設では、嚥下障害ではない者に提供される「常食」を細かく刻んだり、とろみ剤でまとまりやすくする、舌や歯ぐきでつぶせるかたさなど、安全に確実に摂食できる状態に調整し、提供されている。嚥下調整食に望まれる条件としては、「適度な粘度を有し、食塊形成しやすいもの」、「口腔や咽頭を変形しながらなめらかに通過するもの」、「べたつかず、のどごしがよいもの」、「密度が均一であるもの」¹⁾があげられる。このような形態になるよう施設独自で工夫された結果、多様な名称や形態が存在するようになり、全国的な基準が無いまま、統一性の無い嚥下調整食が存在する現状になっている。したがって、病院から高齢者施設等へ転院またはその逆の場合、

継続して同じ形状の食事を高齢者が喫食するためには、施設間での十分な連携が重要になる。

このような問題を是正するため、ユニバーサルデザインフード(UDF)²⁾や嚥下食ピラミッド³⁾が生まれ、さらに、医療や福祉機関・職種間の連携の効率化を図るために「日本摂食嚥下リハビリテーション学会嚥下調整食分類 2013」⁴⁾

（以下 学会分類）が定められた。しかし、この学会分類は、嚥下調整食のかたさや形状の目安および嚥下調整食を喫食する対象者に必要な咀嚼能力の概要は示されたものの、実際に病院等で嚥下機能の評価に使用されている「藤島グレード」や「摂食嚥下障害の臨床的重症度分類（以下 DSS）」、むせ、舌圧値等との明確な関連が示されるまでには至っていない。したがって、対象者の摂食嚥下機能に見合った食事形態を選択することは、容易ではなく、施設ごとに医師や歯科医師、言語聴覚士などの専門職の判断に

¹ 新潟県立大学人間生活学部健康栄養学科 ² 山形大学地域教育文化学部地域教育文化学科

* 責任著者：田村朝子 連絡先：asako-t@unii.ac.jp

利益相反：なし

委ねられたままである。近年、独自に嚥下機能の評価結果に基づいた嚥下調整食の選択基準を作成し活用している病院⁵⁾が散見されるようになってきた。具体的には、DSSによって「誤嚥あり」の「水分誤嚥」と判定され、頸部聴診で異常音有りだった対象者には「とろみ食」を提供するという病院独自の基準の作成である。しかし、これはあくまでその病院独自の嚥下機能評価に基づいた、病院独自に調整された嚥下調整食に対応させたもので、他の病院や高齢者施設で活用できるとは言い難い。そのため、全国的に共通して活用できる嚥下機能の評価結果と学会分類に基づいた食事形態を関連付けた基準づくりが必要である。

これまで、嚥下調整食のテクスチャーを形状ごとに比較した報告⁶⁻⁹⁾や特定地域等での形状の基準化の検討や基準化のための現状分析¹⁰⁻¹²⁾が多くなされている。また、農林水産省により新しい介護食品「スマイルケア食」が創案¹³⁾されたことで、食事選択基準の作成は一步前進したといえる。しかし、この基準づくりのためには、まず、病院や高齢者施設で提供されている嚥下調整食の名称やかたさの実態を把握し、学会分類コードとの関連を明らかにする必要があるが、このような報告はこれまでのところ少ない現状にある。

そこで本研究では、病院や高齢者施設で提供されている食事、特に嚥下調整食にどのような名称がつけられ、かたさがどのような目安で調整されているのかについて2014年5月～8月に調査を実施し、学会分類⁴⁾が発表されてから8か月～1年後における食事形態ごとの特徴を明らかにすることを目的とした。

方法

1. 調査方法

2014年5月～8月、新潟県及び山形県の病院及び高齢者施設676施設(病院：229、高齢者施設：447)を対象に、そこに勤務する栄養科科長または管理栄養士に郵送で調査を依頼し、回答をファクシミリで回収した。なお、ファクシミリで回答した段階で調査に同意したものとして集計した。調査に用いたアンケート用紙を図1に示した。

2. 調査項目(図1)

調査項目は、施設概要、食事の名称、かたさ、とろみ剤添加の有無である。なお、施設概要および食事の名称については、該当するものがある場合はチェックを、該当するものがない場合には、その他に記述してもらった。また、かたさととろみ剤添加の有無は、該当するものに○印をつけてもらった。

3. 統計処理

調査項目ごとに、病院と高齢者施設それぞれに集計し、その合計を全体として集計した。統計学的有意差の検定にはカイ二乗検定を行った。

解析には、IBM SPSS Statistics 22 for Windows(日本アイビーエム株式会社)を使用し、有意水準は5%とした。

結果

1. 回答施設の概要

新潟県及び山形県の病院及び高齢者施設676施設(病院：229、高齢者施設：447)に調査を依頼し、合計235施設(病院：99、高齢者施設：136)から回答を得た。全体の回収率は34.8%であった。回答を得た施設の規模と給食経営形態について表1にまとめた。

その結果、回答施設の病床数あるいは入所者数からみた施設規模は、100床(人)以下が全体の57.8%を占め、特に高齢者施設では79.4%あった。病院は、300床以下が77.7%あった。なお、高齢者施設の64.0%が特別養護老人ホームであった。次に、給食経営形態では、調理業務を全面委託(以下委託)している施設、すなわち、献立と調理を委託している79施設、調理のみを委託している46施設を合わせて53.2%あった。部分委託とは、調理の一部又は洗浄業務を委託している施設であることから、調理業務については直営とほとんど同様と判断できる。そのため、直営と部分委託を合わせると調理業務を当該施設で実施している施設は44.7%となり、調査に回答した施設の半数以上が調理業務を委託していたことが明らかになった。また、病院と高齢者施設を比較すると、委託は病院が38.4%、高齢者施設が64.0%となり、高齢者施設で委託の割合が高くなかった。

～摂食・嚥下困難者の食事の名称とかたさに関する調査～

問1 施設概要についてお答えください。該当する項目に□を付けてください。

- (1) 病床数 : □100床未満 □100~300床 □301~500床 □500床以上
 (2) 経営主体 : □国 □県立 □厚生連 □日赤 □済生会
 □医療法人 □社会医療法人 □その他法人 □会社
 (3) 給食経営形態 : □直営 □委託(□献立と調理全般 □調理全般)
 □一部委託(□調理の一部 □洗浄)

問2 摂食・嚥下困難者へ提供している食事の名称とかたさの目安についてお答えください。

①下の(1)～(6)で、使用している食事の名称があればそこに□を、
 名称がなければ、その他()にその食事の名称を記入してください。(複数回答可)

②その食事のかたさの目安を、下の1～4の該当する番号に○をつけてください。

番号 1:容易に噛める 2:歯ぐきでつぶせる 3:舌でつぶせる 4:噛まなくてよい

<記入例>		①名称	②噛みやすさ	とろみ
□キザミ		① 2 3 4	有・無	
□その他(細キザミ)		① 2 3 4	有・無	

(1)普通に調理した食事

①食事の名称
□常食
□その他1()
□その他2()

(2)素材の形を残し調理した食事

①食事の名称	②かたさの目安
□軟菜	1 2 3 4
□やわらか食	1 2 3 4
□その他1()	1 2 3 4
□その他2()	1 2 3 4

(3)食べやすく小さくカットした食事

※「とろみ」の有無にも○をつけてください。

①食事の名称	②かたさの目安	※とろみ
□一口大	1 2 3 4	有・無
□キザミ	1 2 3 4	有・無
□粗キザミ	1 2 3 4	有・無
□極キザミ	1 2 3 4	有・無
□その他1()	1 2 3 4	有・無
□その他2()	1 2 3 4	有・無

(4)なめらかな状態にした食事

①食事の名称	②かたさの目安
□ミキサー	1 2 3 4
□ブレンダー	1 2 3 4
□ペースト	1 2 3 4
□嚥下食	1 2 3 4
□その他1()	1 2 3 4
□その他2()	1 2 3 4

(5)とろみ剤などで固めた食事

①食事の名称	②かたさの目安
□ソフト	1 2 3 4
□ムース	1 2 3 4
□ゼリー	1 2 3 4
□訓練食	1 2 3 4
□その他1()	1 2 3 4
□その他2()	1 2 3 4

(6)その他

①食事の名称	②かたさの目安
□流動	1 2 3 4
□濃厚流動	1 2 3 4
□その他1()	1 2 3 4
□その他2()	1 2 3 4

図1. アンケート用紙(病院用)

表1. 回答施設の規模および給食経営形態

	全体(n=235)		病院(n=99)		高齢者施設(n=136)	
	施設数	(%)	施設数	(%)	施設数	(%)
病床(入所者)数						
~100床(人)	136	57.8	28	28.2	108	79.4
101~300床(人)	76	32.3	49	49.5	27	19.9
301~500床(人)	15	6.4	15	15.2	0	0.0
501床(人)以上	6	2.6	6	6.1	0	0.0
無回答	2	0.9	1	1.0	1	0.7
給食経営形態						
直営	79	33.6	38	38.4	41	30.1
委託(献立・調理)	79	33.6	21	21.2	58	42.7
委託(調理)	46	19.6	17	17.2	29	21.3
部分委託(調理)	4	1.7	4	4.0	0	0.0
部分委託(洗浄)	22	9.4	19	19.2	3	2.2
無回答	5	2.1	0	0.0	5	3.7

表2 病院および高齢者施設で提供される食事の名称の比較

食事区分	全体(n=235)		病院(n=99)		高齢者施設(n=136)		
	回答数	使用比率 ³⁾	回答数	使用比率 ³⁾	回答数	使用比率 ³⁾	
(1)普通に調理した食事	常食	190	80.9	78	78.8	112	82.4
名称種類数 ²⁾ :22 (例示:1+その他:21)	その他 ¹⁾	43 *	18.3	28	28.3	15	11.0
	合計	233		106		127	
(2)素材の形を残し 調理した食事	軟菜	112	47.7	72	72.7	40	29.4
名称種類数 ²⁾ :38 (例示:2+その他:36)	やわらか食	9	3.8	6	6.1	3	2.2
	その他 ¹⁾	66	28.1	36	36.4	30	22.1
	合計	187		114		73	
(3)食べやすく小さく カットした食事	キザミ	192	81.7	86	86.9	106	77.9
名称種類数 ²⁾ :42 (例示:4+その他:38)	一口大	105 *	44.7	58	58.6	47	34.6
	極キザミ	91 *	38.7	21	21.2	70	51.5
	粗キザミ	63	26.8	34	34.3	29	21.3
	その他 ¹⁾	67	28.5	27	27.3	40	29.4
	合計	518		226		292	
(4)なめらかな 状態にした食事	ミキサー	178 *	75.7	72	72.7	106	77.9
名称種類数 ²⁾ :25 (例示:4+その他:21)	ペースト	29	12.3	15	15.2	14	10.3
	嚥下食	28 *	11.9	27	27.3	1	0.7
	ブレンダー	3	1.3	1	1.0	2	1.5
	その他 ¹⁾	25	10.6	16	16.2	9	6.6
	合計	263		131		132	
(5)とろみ剤などで 固めた食事	ソフト	72	30.6	37	37.4	35	25.7
名称種類数 ²⁾ :41 (例示:4+その他:37)	ゼリー	55 *	23.4	17	17.2	38	27.9
	ムース	51 *	21.7	7	7.1	44	32.4
	訓練食	15 *	6.4	14	14.1	1	0.7
	その他 ¹⁾	69 *	29.4	44	44.4	25	18.4
	合計	262		119		143	
(6)その他の食事	流動	93	39.6	65	65.7	28	20.6
名称種類数 ²⁾ :27 (例示:2+その他:25)	濃厚流動	74	31.5	45	45.5	29	21.3
	その他 ¹⁾	37	15.7	18	18.2	19	14.0
	合計	204		128		76	

²⁾X²検定 *:病院vs高齢者施設($p<0.05$)¹⁾その他:各食事(A~F)で例示した食事名称以外の名称を使用している場合、回答用紙の

その他に名称を記述してもらい、その回答数の合計を示した。

なお、その他の回答のうち、同一名称の回答数を集計し、その結果を表3に示した。

²⁾名称種類数:例示した名称を含む。

例示した名称:「普通に調理した食事」:常食,

「素材の形を残し調理した食事」:軟菜、やわらか食,

「食べやすく小さくカットした食事」:キザミ、一口大、極キザミ、粗キザミ,

「なめらかな状態にした食事」:ミキサー、ペースト食、嚥下食、ブレンダー

「とろみ剤などで固めた食事」:ソフト、ゼリー、ムース、訓練食,

「その他の食事」:流動、濃厚流動,

³⁾使用比率:回答数/施設数(n) 全体:n=235, 病院:n=99, 高齢者施設:n=136

表3 病院と高齢者施設別の各食事区分と「その他」の名称の回答内訳

食事区分		回答数	名 称(回答数)
(1)普通に調理した食事 (n=43) 名称種類数:21	病院	28	普通食(5)、全粥食(3)、軟菜(3)、常菜(2)、一般食(2)、成人食(2)、全粥(2)、普通食A(1)、普通食B(1)、並食(1)、粥菜(1)、5分菜(1)、3分菜(1)、一口大(1)、キザミ(1)、ミキサー食(1)
	高齢者施設	15	普通食(10)、普通形態(1)、5分粥菜(1)、3分粥菜(1)、アシスト(1)、サイコロカット(1)
	計	43	
(2)素材の形を残し調理した食事 (n=66) 名称種類数:36	病院	36	5分菜(6)、全粥食(4)、3分菜(3)、3分(2)、常食(1)、7分菜(1)、普通食C(1)、普通菜(1)、常軟食(1)、5分粥菜(1)、5分菜食(1)、5分粥食(1)、5分(1)、分粥菜(1)、3分菜食(1)、3分粥菜(1)、3分粥食(1)、ムース食(1)、やわらか菜(1)、やわらかトロミ食(1)、易消化食(1)、ソフト(1)、咀嚼食(1)、準軟菜(1)、軟々菜(1)
	高齢者施設	30	ソフト食(9)、キザミ(3)、全粥食(2)、常食(2)、7分菜(2)、嚥下食(2)、ソフトキザミ(2)、軟菜形態(2)、易消化食(1)、常菜(1)、5分粥軟(1)、ソフトトロミ食(1)、ソフトI(1)、ソフト2(1)
	計	66	
(3)食べやすく小さくカットした食事 (n=67) 名称種類数:38	病院	27	きざみとろみ(2)、フレーク(2)、中キザミ(2)、さら(2)、超キザミ(1)、細キザミ(1)、ソフト食(1)、とろみ食(1)、きざみとろみあん(1)、軟菜食(1)、3分菜(1)、全粥刻み(1)、やわらか菜(1)、軟菜キザミ(1)、きざみ形態(1)、大き目カッター(1)、カッター(1)、咀嚼食(1)、段階食(1)、ミキサーとろみ食(1)、切れ目(1)、コロコロ(1)、あんかけ(1)
	高齢者施設	40	超キザミ(7)、個別対応(7)、小キザミ(5)、やわらか食(2)、大キザミ(2)、中間キザミ(2)、5分キザミ(2)、ソフト食 II(2)、細キザミ(1)、とろみ食(1)、ソフト食(1)、普通食(1)、ソフトキザミ(1)、超キザミ食(1)、細菜食(1)、極細食(1)、小カット(1)、細めカット(1)、荒キザミ(1)
	計	67	
(4)なめらかな状態にした食事 (n=25) 名称種類数:21	病院	16	ミキサーとろみ食(2)、口腔食(2)、すりみ(1)、なめらか食(1)、なめらかトロミ食(1)、ごっくん(1)、ごっくん2(1)、嚥下食 I(1)、やわらかトロミ食(1)
	高齢者施設	9	ミキサーとろみ食(1)、すりみ(1)、介護食(1)、やわらか食(1)、流動食(1)、ゼリー食(1)、ミキサー形態(1)、ミキサー(1)、小刻み(1)
	計	25	
(5)とろみ剤などで固めた食事 (n=69) 名称種類数:37	病院	44	とろみ食(3)、嚥下食3(3)、嚥下食4(3)、嚥下食1(2)、嚥下食2(2)、ミキサーとろみ食(2)、とろみミキサー(2)、やわらかトロミ食(2)、なめらかトロミ食(2)、固形流動食(1)、半流動食(1)、ミキサー(1)、ミキサー食(1)、ベースト食(1)、エトロメリン(1)、粥ゼリー(1)、トロミ(1)、プリン食(1)、嚥下訓練開始食(1)、嚥下訓練食1(1)、嚥下訓練食2(1)、嚥下訓練食3(1)、嚥下訓練食4(1)、嚥下訓練食5(1)、嚥下2度食(1)、嚥下困難食(1)、訓練食 I(1)、訓練食 II(1)、訓練食 III(1)、訓練食 IV(1)、訓練準備食A(1)、訓練準備食B(1)
	高齢者施設	25	なめらか食(4)、ソフト刻み(3)、個別対応(3)、ミキサー(3)、極キザミ(3)、嚥下食(3)、ミキサー食(2)、嚥下食1(1)、嚥下食2(1)、嚥下食3(1)、嚥下食4(1)
	計	69	
(6)他の食事 (n=37) 名称種類数:25	病院	18	経管栄養(2)、普通流動(2)、エンジョイゼリー(1)、ツルン食(1)、経口流動(1)、高カロリー流動(1)、嚥下食0(1)、嚥下食1(1)、メイバランスムース(1)、特別流動食(1)、嚥下訓練ゼリー(1)、嚥下訓練トロミ食(1)、3分(1)、5分(1)、7分(1)、プリン食(1)
	高齢者施設	19	経管栄養(10)、固形流動(1)、半固形(1)、嚥下困難食(1)、高カロリーゼリー(1)、開始食(1)、回復食(1)、ツルリン食(1)、ゼリー食(1)、とろみゆるめとろみお茶ゼリー(1)
	計	37	

各食事区分で例示した食事名称以外の名称を使用している場合、回答用紙のその他に名称を記述してもらい、その記述された名称ごとの集計結果を病院と高齢者施設ごとに示した。

なお、病院と高齢者施設で共通して回答が得られた名称は、太字で表示した。

2. 食事の名称

回答を得た施設で提供している食事の名称の集計結果を表2にまとめ、図1中の(1)~(6)の食事区分ごとに例示した食事名称以外のその他に回答された名称を表3にまとめた。

その結果、食事区分(1)~(6)全てにおいて、食事区分毎に最も多く回答数の得られた名称、例えば(1)「普通に調理した食事」で全体回答数190施設の「常食」、(3)「食べやすく小さくカットした食事」で全体回答数192施設の「キザミ」であっても、回答数が施設数、すなわち病院99、高齢者施設136、全体235施設に達する名称はなかったことから、全ての施設で使用されている名称はないといえた。最も使用比率の高かった名称は、(3)「食べやすく小さくカットした食

事」の「キザミ」81.7%で、これは高齢者施設に比べて病院での使用比率が高くなつた。次に多く使用されていたのが、(1)「普通に調理した食事」の「常食」80.9%だった。

食事区分ごとにみると、(1)「普通に調理した食事」では、常食と回答した施設が全体の80.9%を占めた。また、表3にまとめたその他の回答では、普通食という名称を使用している施設が15あった。

(2)「素材の形を残し調理した食事」は、軟菜が全体の47.7%を占めていた。その他の回答では、5分、3分といった表現が多くみられた。

(3)「食べやすく小さくカットした食事」は、最も回答された名称種類数が多く、42種類あり、キザミという名称を使用している施設が全体の

81.7%と最も多くなったものの、極キザミ、粗キザミ、超キザミなど施設ごとに独自名称がつけられていることも明らかになった。

(4)「なめらかな状態にした食事」は、ミキサーが最も回答数が多く、全体で75.7%あり、これは病院と高齢者施設共に使用する施設が最も多いことが明らかになった。また、嚥下食という名称は、病院で27.3%使用されているが、高齢者施設では0.7%しか使用されていなかった。

(5)「とろみ剤などで固めた食事」は、名称種類数が(3)「食べやすく小さくカットした食事」に次いで41種類と多く、全体ではソフトが30.6%と最も多かったが、高齢者施設ではムースが32.4%と最も使用割合が高くなかった。また、その他の回答では、(3)「食べやすく小さくカットした食事」や(4)「なめらかな状態にした食事」と重複する名称が多くみられた。

(6)「その他の食事」では、流動が39.6%、濃厚流動が31.5%と3割~4割の施設でこのいずれかの名称が使用されていることが明らかになった。

3. 食事のかたさ

回答を得た施設で提供している食事区分(2)~(6)のかたさの集計結果を表4に示した。

その結果、(2)「素材の形を残し調理した食事」は、①「容易にかめる」が全体で125施設と最も多く、次いで②「歯ぐきでつぶせる」が47施設となり、(2)「素材の形を残し調理した食事」で提供されている食事のかたさは、名称は異なってもほぼ共通して①「容易にかめる」~②「歯ぐきでつぶせる」に調整されていることが明らかになった。

(3)「食べやすく小さくカットした食事」は、①「容易にかめる」の回答合計が285施設、次いで②「歯ぐきでつぶせる」が154施設、③「舌でつぶせる」と④「噉まなくてよい」はほぼ同数の42施設と37施設となった。名称別にみると、一口大は95施設が①「容易にかめる」であったのに対し、キザミは①「容易にかめる」と②「歯ぐきでつぶせる」に回答が分散した。とろみ剤添加の有無については、「一口大」という名称を使用している105施設中93施設が無だったのに対し、「極キザミ」では91施設中60施設

が有と回答した。また、全体にかたさが①「容易にかめる」ではとろみ剤添加の回答が有69に対して無が216と低くなったのに対し、②「歯ぐきでつぶせる」では有89に対し無65、③「舌でつぶせる」では有28、無14、④「噉まなくてよい」では有25、無12とかたさの目安がやわらかくなる程、有の回答数が増加していた。

(4)「なめらかな状態にした食事」では、263の回答のうち、223施設が④「噉まなくてよい」と回答し、回答が集中した。

(5)「とろみ剤などで固めた食事」は、全体では③「舌でつぶせる」の割合が最も高くなった。名称別では、ソフトは③「舌でつぶせる」と回答した51施設に次いで、②「歯ぐきでつぶせる」に13施設、ゼリーとムースは③「舌でつぶせる」に最も多く29施設、32施設が回答し、次いで④「噉まなくてよい」に19または18施設が回答しており、名称ごとに回答が分散していた。

(6)「その他の食事」は、「なめらかな状態にした食事」と同様に④「噉まなくてよい」に204施設中185施設の回答が集中した。

考察

嚥下調整食は、摂食嚥下障害のリハビリテーションに不可欠であること⁴⁾から病院や高齢者施設などでは対象者の嚥下機能に合わせて、施設独自に食事形態を工夫したものが提供されている。食事の名称や形態、かたさなどの基準や全国的な共通指標が示されていないため、統一性のないままその種類は膨大に増えている。地域医療の連携が図られている中で、嚥下機能に合わせた適切な嚥下調整食が提供されていた者が転院などで、嚥下機能に合わない食事提供による誤嚥等のリスクを防ぐためには、嚥下調整食の名称や形態の統一は不可欠であるといえる。日本摂食嚥下リハビリテーション学会から示された学会分類は、嚥下調整食の各段階をコードで分類した上で具体的な料理例が挙げられ、さらに嚥下食ピラミッドやUDFとの対応が示された。嚥下食ピラミッドやUDFと学会分類とは開発の経緯が異なるため対応する学会分類のコードと嚥下食ピラミッドやUDFの区分が完全に一致するわけではないが、対応するものが具

表4 病院および高齢者施設で提供される食事のかたさの比較

食事区分	かたさ	全体(回答数)				病院(回答数)				高齢者施設(回答数)			
		① ¹⁾	② ²⁾	③ ³⁾	④ ⁴⁾	①	②	③	④	①	②	③	④
(2)素材の形を残し調理した食事 (全体n=187, 病院114:施設 ⁵⁾ 73)	軟菜	90	18	4	0	61	8	3	0	29	10	1	0
	やわらか食	4	4	1	0	4	1	1	0	0	3	0	0
	その他	31	25	9	1	20	13	3	0	11	12	6	1
	合 計	125	47	14	1	85	22	7	0	40	25	7	1
(3)食べやすく小さくカットした食事 (全体n=518, 病院226:施設292)	キザミ	104	74	8	6	41	40	2	3	63	34	6	3
	とろみ(有／無)	(31/73)	(40/34)	(5/3)	(4/2)								
	一口大	95	8	2	0	52	4	2	0	43	4	0	0
	とろみ(有／無)	(10/85)	(1/7)	(1/1)	(0/0)								
	極キザミ	26	29	17	19	5	7	5	4	21	22	12	15
	とろみ(有／無)	(11/15)	(22/7)	(14/3)	(13/6)								
	粗キザミ	39	20	3	1	20	13	1	0	19	7	2	1
	その他	21	23	12	11	9	12	3	3	12	11	9	8
(4)なめらかな状態にした食事 (全体n=263, 病院131:施設132)	合 計	285	154	42	37	127	76	13	10	158	78	29	27
	とろみ(有／無)	(69/216)	(89/65)	(28/14)	(25/12)								
	ミキサー	4	0	11	163	3	0	4	65	1	0	7	98
	ペースト	0	1	3	25	0	0	3	12	0	1	0	13
(5)とろみ剤などで固めた食事 (全体n=262, 病院119:施設143)	嚥下食	1	2	12	13	1	2	11	13	0	0	1	0
	ブレンダー	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0	1	1
	その他	0	2	3	20	0	1	2	13	0	1	1	7
	合 計	5	5	30	223	4	3	20	104	1	2	10	119
	ソフト	0	13	51	8	0	3	29	5	0	10	22	3
(6)その他の食事 (全体n=204, 病院128:施設76)	ゼリー	0	7	29	19	0	4	9	4	0	3	20	15
	ムース	0	1	32	18	0	1	6	0	0	0	26	18
	訓練食	0	2	8	5	0	2	7	5	0	0	1	0
	その他	2	7	32	28	1	4	18	21	1	3	14	7
合 計	2	30	152	78	1	14	69	35	1	16	83	43	
	流動	2	0	4	87	1	0	3	61	1	0	1	26
	濃厚流動	1	0	0	73	1	0	0	44	0	0	0	29
合 計	その他	1	3	8	25	1	1	4	12	0	2	4	13
	合 計	4	3	12	185	3	1	7	117	1	2	5	68

 χ^2 検定：病院合計vs高齢者施設合計($p < 0.05$) = 有意差なし

- 1) 容易にかめる
- 2) 歯ぐきでつぶせる
- 3) 舌でつぶせる
- 4) 噛まなくてよい
- 5) 施設:高齢者施設

体的に示されたことから、病院や高齢者施設で提供されている嚥下調整食の形状について、施設間で共通認識しやすくなつたといえる。しかし、学会分類の同一コード内に、形態やかたさ、とろみなどを少しづつ変化させて数段階の嚥下調整食を設定して、リハビリテーションを実施している施設や、嚥下障害のある者に、一食の中で料理ごとに形態やかたさの異なる物が提供されている場合がある。このことから、病院や高齢者施設で提供されている食事や料理、特に嚥下調整食の名称とかたさについて、学会分類が発表されて1年後の時点での食事形態ごとの特徴を明らかにしたいと考えた。

食事名称の調査には、学会分類が発表される

前に用いられてきた嚥下食ピラミッドや UDF、入院時食事療養制度で使用されている名称、さらには嚥下調整食の基準化を検討した論文¹⁰⁻¹²⁾

を参考に、食事の形態ごとに(1)～(6)の6つの食事区分に分けた。(1)は嚥下障害ではない者に提供される「通常の食事」。(2)～(5)が嚥下調整食を想定し、(2)から(5)になるにしたがって嚥下障害が重くなり、(2)の「素材の形を残し調理した食事」は、学会分類のコード4、(3)の「食べやすく小さくカットした食事」はコード3を、(4)の「なめらかな状態にした食事」はコード2-2あるいは2-1、(5)の「とろみ剤などで固めた食事」は1j、0j、0tとした。そして、(6)の「その他の食事」については、重度の嚥下障害で経口摂取不可と評価された者に提供される固形でない流動状の食事を想定した。調査用紙には、食事区分ごとに、想定した学会分類コードを示さなかったが、食事区分ごとに代表的な名称を選択肢として例示することで、学会分類との対応状況を明らかにすることにした。また、食事区分ごとのかたさについては、UDFの区分形状の4段階^{2,14)}、すなわち①「容易にかめる」はUDF

区分1を、②「歯ぐきでつぶせる」はUDF区分2、③「舌でつぶせる」はUDF区分3、④「噉まなくてもよい」はUDF区分4にあてはめて回答していただくように選択肢を設定した。

調査で得られた食事名称とかたさについて考察すると、名称のみ調査した(1)「普通に調理した食事」では、例示した「常食」が全体の80.9%の施設で使用されていた(表2)。この常食とは、医療施設での食事提供に適用される入院時食事療養制度の一般食¹⁵⁾の中に分類され、軟食、流動食に対して形態、特に主食の形態が通常のものに用いられている名称であることから、広く共通に認識され、多くの施設で使用されていたと考えられる。その他の少数回答の中に「全粥」「5分粥」「一般食」などの回答(表3)があり、このように回答した施設では主食によって名称を区別していることが推察された。さらに、その他の回答が高齢者施設に比較して病院で多くなっており、前述の主食による名称区分が病院で多く用いられていたといえる。

(2)「素材の形を残し調理した食事」では、学会分類のコード4、主食では「軟飯」「全粥」を想定して「軟菜」「やわらか食」を例示した。その結果、38種類の名称の回答があり、うち「軟菜」が47.7%と最も多く、残りの37種類は「やわらか食」を含め少数回答であった(表2)。

かたさについては、①「容易にかめる」が125施設と最も多くなり、名称使用割合の最も高かった「軟菜」においても①「容易にかめる」と回答した割合が高くなっている(表4)。学会分類では、コード4に必要な咀嚼能力は「上下の歯槽提間の押しつぶし能力以上」と記載されていて、UDF区分2、②「歯ぐきでつぶせる」およびUDF区分1の一部①「容易にかめる」が概ね該当することから、本調査に回答した235施設中125施設、約半数が、学会分類コード4に相当する食事を①「容易にかめる」かたさに調整し、その多くが「軟菜」と称して提供していることが明らかになった。さらに、回答数からコード4に相当する食事形態を提供あるいは設定していない施設があることも推察された。病院では施設数の99以上の114の回答が得られたが、高齢者施設では施設数136に対し回答数は73であった。この要因として考えられるのは、高齢者施

設の64.0%が特別養護老人ホームであったことである。したがって、コード3以下の食事を必要とする嚥下障害度の高い高齢者が入所されている施設が多いことが推察された。

(3)「食べやすく小さくカットした食事」は、(2)「素材の形を残し調理した食事」に比べて嚥下障害度の高い方に提供される食事、コード3を想定して「キザミ」「一口大」などを例示した。また、かたさはUDF区分3の③「舌でつぶせる」が該当する。その結果、今回の食事区分の中で最も多くの回答数と名称種類数が得られた(表2)。回答数を施設数で除すと1施設当たり2.2となり、この食事区分においては、複数の形状の食事を施設ごとに設定あるいは提供しているといえる。また、名称の種類が多くなったのは、施設ごとに喫食する対象者の状態に合わせ、個別に食材の大きさを様々に変化させ、より食べやすい形態に調整した結果であることが推察される。これは、表3にまとめた名称でわかる。キザミ食でも、「超」「極」「大」などの刻む大きさを示したものや、フードカッターでの刻む大きさによって「カッター」「大き目カッター」。また、刻んだ後とろみ剤でまとめる調整工程を示した「きざみとろみ」などである。また、これらの名称は、施設内で管理栄養士、調理師や医師、看護師、介護士等の他職種間で共有しやすいように、施設独自で名称がつけられた結果でもあると考えられた。

かたさについては、「一口大」の名称を使用している105施設中95施設が①「容易にかめる」だったのに対し、「粗キザミ」と「キザミ」、「極キザミ」では「一口大」に比べて①「容易にかめる」の割合が低くなり、②「歯ぐきでつぶせる」の割合が増加していた。さらに「極キザミ」では③「舌でつぶせる」と④「噉まなくてもよい」の割合も高くなっていた。また、とろみ剤添加については、かたさが①「容易にかめる」から最もやわらかい④「噉まなくてもよい」に変化するにつれ、有の割合が増加した。本調査ではどのような料理が小さくカットした食事として提供されているかまでは明らかにできなかったが、喫食者の嚥下障害度の程度や水分の少ない料理では、料理を刻んだだけでとろみ剤を添加しない場合、誤嚥のリスクが高くなる¹⁶⁾。

施設で回答を比較すると、病院では「一口大」「粗キザミ」の割合が高くなり、一方、高齢者施設では「極キザミ」の割合が高く、かたさは病院に比べて③「舌でつぶせる」と④「噛まなくてよい」の割合が高くなる傾向にあった。このことから、病院に比べて高齢者施設で提供される料理は、やわらかく、とろみ剤でまとまりやすく形態を調整した食事を必要とする者の割合が高いことが推察された。

(3)「食べやすく小さくカットした食事」において特徴的なことは、他の食事区分に比較してかたさに統一性がみられなかつたことである。特に「極キザミ」でそれが顕著であった。したがつて、同一名称の食事であつても、施設によつてかたさやとろみ剤添加の有無の異なる、全く別の形態の食事が提供されている現状にあるといえる。また、学会分類では、コード3の食事のかたさは「舌と口蓋間で押しつぶしが可能」「咽頭でばらけず嚥下しやすいよう配慮されたもの」と記され、コード4のかたさは「ばらけやすさ・貼りつきやすさなどのないもの」「上下の歯槽提間で押しつぶすあるいはすりつぶすことが必要で舌と口蓋間で押しつぶすことは困難」と記されている。本調査では、①「容易にかめる」、②「歯ぐきでつぶせる」のかたさと回答した施設が多かつたことから、コード3を想定して調査を実施したが、本調査に回答した施設の多くは、コード4に該当するかたさに調整した食事を提供していることが明らかになつた。さらに、学会分類のコード4の目的・特色には「誤嚥と窒息のリスクを配慮して素材と調理法を選んだもの」と記されている。前述したように本調査ではどのような料理が小さくカットした食事として提供されているかまでは明らかにできなかつたが、とろみ剤を添加せずに提供している施設の割合が高いことから、食事を提供される者の誤嚥などのリスクを回避するためには、地域や施設間で連携を講じ、食事対応表の作成¹⁷⁾や名称やかたさ等の情報伝達の必要性が特にこの(3)「食べやすく小さくカットした食事」の食事区分においては高いといえる。

(4)「なめらかな状態にした食事」ではコード2-2、2-1を、かたさはUDF区分4の④「噛まなくてよい」を想定し調査した。その結果、名

称では「ミキサー」との回答が75.7%であったが、その割合は病院の72.7%に比較して高齢者施設で77.9%と高くなつた。また「嚥下食」という名称は全体では11.9%にすぎなかつたが、そのほとんどが病院で使用されていることも明らかになつた。学会分類のコード2-1および2-2には、「一般にはピューレ・ペースト・ミキサー食と呼ばれていることが多い」と記されており、概ね嚥下食ピラミッド¹⁸⁾のL3(嚥下食III)に相当するとも記されている。このことから、「嚥下食」と回答した病院は、ミキサーで形態を調整した食事にこの名称を使用していたと推測された。かたさは、④「噛まなくてよい」に全体の回答263施設のうち223施設の回答があり、それは高齢者施設で高くなつた。病院でも④「噛まなくてよい」が全体の合計では最も多くなり、「ミキサー」では④「噛まなくてよい」に回答が集中したが、「嚥下食」では③「舌でつぶせる」と④「噛まなくてよい」に分散した。上記のことから、本調査に回答した235施設のうち163施設が学会分類2-2および2-1に相当する(4)「なめらかな状態にした食事」を④「噛まなくてよい」かたさに調整し「ミキサー」と称して提供していることが明らかになつた。

(5)「とろみ剤などで固めた食事」ではコード1j、0j、0t、かたさUDF区分4の④「噛まなくてよい」を想定し調査した。その結果、全体の回答数は(4)「なめらかな状態にした食事」とほぼ同数であったが、名称種類数が41種類と非常に多く、その中でも「その他」の割合が高く、これは病院で44.4%と顕著であった。また、その他では、回答数1の名称、すなわち、1施設でのみ使用されている名称が多くなつた。このことから、施設ごとに独自の名称がつけられていることが推察された(表2、3)。さらに、病院の37.4%が「ソフト」という名称を用いているのに対し、高齢者施設では30%程度が「ソフト」「ゼリー」「ムース」のいずれかの名称を用いていた。「訓練食」は病院からの回答がほとんどで、「嚥下訓練食」「開始食」などの名称が多く見受けられた。学会分類では、0jおよび0tは他のコードの名称の「嚥下調整食」とは異なり、名称が「嚥下訓練食品」と記載され、さらに0jに概ね対応すると記載されている嚥下食

ピラミッド L0 は「開始食」とされている。したがって、「嚥下訓練食」「訓練食」「開始食」等の名称を用いている施設は、学会分類や嚥下食ピラミッドに基づいて、初期の経口移行⁸⁾を目的とした食事として区分していることが推察された。

一方、かたさについては③「舌でつぶせる」が最も多くなった。本調査では、かたさ以外のまとまりやすさ（凝集性）、べたつき（付着性）といった調整度合いまでは明らかにできなかつたが、ゼラチンなどの凝固剤やとろみ剤を用いて固めるため、③「舌でつぶせる」の回答が多くなったものと考えられる。

(6)「その他の食事」は流動食を想定し調査した。その結果、回答名称の多くに「流動」という単語が使用されていた。また、かたさについても④「噛まなくてもよい」が回答数 204 のうち 185 を占めていた。名称で「流動」が多くなった要因として「普通に調理した食事」と同様に、入院時食事療養制度⁸⁾の名称が定着していることが考えられた。

以上の結果から、(1)「普通に調理した食事」、(2)「素材の形を残し調理した食事」、(4)「なめらかな状態にした食事」の段階の食事については、地域での名称とかたさに共通認識があり、似通った名称がつけられ、かたさも同じように調整されていたといえた。さらに、コード 4 を想定した(2)「素材の形を残し調理した食事」、コード 2-1 および 2-2 を想定した(4)「なめらかな状態にした食事」については、名称とかたさが学会分類の記載に合致している施設が多いことも明らかになった。しかし、(5)「とろみ剤などで固めた食事」と(3)「食べやすく小さくカットした食事」では、施設ごとに学会分類の形態や目的・特色の記載に基づいた、誤嚥と窒息のリスクに配慮した調理方法や形状の設定を促す必要性があると同時に、施設間での食事対応表を作成し、地域医療の連携を諮る必要性が高いといえる。中央社会保険医療協議会より平成 28 年度診療報酬改定¹⁹⁾が発表され、嚥下機能が低下した入院患者や在宅患者に対して学会分類に基づいた栄養食事指導が今後さらに求めされることになった。学会分類では、名称は問わず、情報伝達時にはコードを用いることを推奨して

いる。しかし、本調査結果において、同一コード内、特にコード 3 と 4 に複数の食事を設定している施設があることが推測された。このことから、施設間、地域間で連携して、学会分類に基づいた食事の名称や形態調整の統一に努めれば、情報伝達時にコードと食事名称を併記することによって、より確実な情報伝達が実施でき、またそれを喫食する対象者も嚥下機能に適した食事を確実に喫食することができると言える。

本研究における限界は、調査を学会分類が発表されて 1 年に満たない時期に新潟県および山形県の病院と高齢者施設のみに対して実施したこと。また、その回収率が 34.8% に留まり、その回収された 235 施設の回答に基づいて論述したことである。さらに、食事区分ごとに代表的な食事名称を例示はしたが、明確に学会分類コードを示さなかったため、想定したコードとは異なる食事形態で回答したものが集計結果に含まれている可能性があること。合わせて、回答者の学会分類や UDF の理解度や利用状況を調整しないまま集計したことである。したがって、今後は、平成 28 年度の診療報酬改定において「学会分類」を使用しなければならなくなった現時点以降に再度、同様の調査を実施し、本研究結果と比較するとともに、他地域でも同様の調査を行って、全国的な嚥下調整食の名称やかたさの特徴や傾向を明らかにする必要があると考えている。

結語

学会分類コード 4 を想定した食事区分(2)「素材の形を残し調理した食事」では、学会分類に記載された内容に合致する名称を用いて、かたさや形態を調整している施設が多いことが明らかになった。一方、コード 3 を想定した食事区分(3)「食べやすく小さくカットした食事」では、例示した名称以外の独自の名称を用いている施設が多く、かたさも①「容易に噛める」から④「噛まなくてもよい」と様々であったが、想定とは異なりコード 4 に該当するかたさに調整している施設が多かった。コード 2-1 と 2-2 を想定した食事区分(4)「なめらかな状態にした食事」では、(2)「素材の形を残し調理した食事」と同様に学会分類に記載された内容に合致する名称

を用いて、かたさや形態を調整している施設が多くなった。コード 1j、0j、0t を想定した食事区分「とろみ剤などで固めた食事」においても(3)「食べやすく小さくカットした食事」と同様に、独自の名称を用いている施設が多く、かたさも②「歯ぐきでつぶせる」から④「噛まなくてよい」と様々であった。このことから、コード 3 とコード 1j、0j、0t に相当する食事は、他のコードに比べて、より対象者の嚥下機能に合わせた個別対応の必要性が高いため、施設独自の名称をつけ、かたさを調整した食事が提供されていることが推察された。

謝辞

アンケートにご回答くださった新潟県および山形県内の病院と高齢者施設の管理栄養士の皆さんに厚く御礼申し上げます。また、本研究の一部は、JSPS 科研費 24500984 の助成を受けて行ったものです。ここに付記して謝意を表します。

文献

- 1) 藤島一郎. 経口摂取移行ハンドブック. 東京：ジェフコーポレーション、2007；26.
- 2) 大越ひろ. 段階的食事の共通化とユニバーサルデザインフード. 缶詰時報 2011；90：1148-1159.
- 3) 栢下淳. 嚥下食ピラミッドによるレベル別市販食品 250. 第 2 版. 東京：医歯薬出版、2013；1-10.
- 4) 藤谷順子. 嚥下調整食学会分類 2013 特徴、構成、使用法、適応、他分類との整合性. 臨床栄養 2014；124：534-538.
- 5) 赤居正美、編. リハビリテーションマニュアル 30、嚥下障害リハビリテーションマニュアル. 埼玉：国立障害者リハビリテーションセンター、2015；36-38. <http://www.rehab.go.jp/whoclbc/japanese/rehamanual.html> (参照 2017 年 1 月 30 日)
- 6) 道脇幸博、横山美加、道健一、大越ひろ、高橋智子、広田恵実子. 嚥下訓練食のテクスチャ特性に関する検討. 日本摂食嚥下リハビリテーション学会雑誌 2000；4：28-32.
- 7) 坂井真奈美、江頭文江、金谷節子、栢下淳. 臨床的成果のある段階的嚥下食に関する食品物性比較. 日本摂食嚥下リハビリテーション学会雑誌 2006；10：239-248.
- 8) 高橋智子、増田邦子、佐々木真希、濱千代善規、大越ひろ、手嶋登志子. 摂食機能に応じた食事形態のテクスチャーの特徴. 栄養学雑誌 2004；62：83-90.
- 9) 山縣眞志江、酒井美由季、栢下淳. 物性調査による嚥下調整食の現状と課題. 日本摂食嚥下リハビリテーション学会雑誌 2012；16：140-147.
- 10) 佐藤真実、谷洋子、清水瑠美子. 高齢者施設における嚥下食の分類とその食事の基準化についての検討. 栄養学雑誌 2010；68：110-116.
- 11) 川上純子、饗場直美、石田淳子. 高齢者施設における嚥下障害食の食形態決定についての管理栄養士・栄養士の関与とその効果. 日本摂食嚥下リハビリテーション学会雑誌 2011；15：292-303.
- 12) 小城明子、竹内由里、河野みち代、高杉(森)一恵、浅野恭代、大石明子、佐藤礼子、下田妙子、柳沢幸江. 給食施設における摂食機能の低下を考慮した食種の標準化を目的とした食形態および適応の現状分析. 日本摂食嚥下リハビリテーション学会雑誌 2011；15：14-24.
- 13) 東口高志. 新しい介護食品「スマイルケア食」の創案と将来展望. 日本静脈経腸栄養学会雑誌 2015；30：1091-1094.
- 14) 栢下淳、山縣眞志江. 嚥下困難者用食品の物性. 臨床栄養 2011；119：364-367.
- 15) 韓順子、大中佳子. サクセス管理栄養士講座給食経営管理論. 東京：第一出版、2010；16-29.
- 16) 高橋智子、二藤隆春、小野江茉莉、田山二朗、大越ひろ. とろろを用いたゲルーゾル混合系食物の物性、食べやすさ、および咽頭相における嚥下動態. 日本摂食嚥下リハビリテーション学会雑誌 2010；14：201-211.
- 17) 永津えり、島田友香里、佐藤豊展、大野綾. 嚥下食形態調査—食形態対応表作成の試み. 臨床栄養 2011；119：368-374.
- 18) 金谷節子. 嚥下食 pyramid を用いて基準化する～最期の 1 スプーンまで～. 国立健康・

- 栄養研究所栄養教育プログラム食介護研究会、編：摂食・嚥下障害を考える 口から食べる幸せづくり 第2集. 東京：サガソ、2007；36-47.
- 19) 厚生労働省. 中央社会保険医療協議会総会（第328回）資料 総-1（2016年2月10日）2016；98-100. <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/000111936.html>（参照2017年1月30日）

ABSTRACT

A survey of the terminology used for and texture of modified diets for dysphagia in hospitals and elderly care facilities

Asako Tamura^{1*}, Takuya Nakagawa¹, Yukiko Makida¹, Noriko Mihara²

¹ Department of Health and Nutrition, Faculty of Human Life Studies, University of Niigata Prefecture

² Department of Education, Art and Science, Faculty of Education, Art and Science, Yamagata University

* Correspondence, asako-t@unii.ac.jp

We conducted a survey of the terms used for and the texture of dysphagia diets used in hospitals and elderly care facilities. A survey of the terms and texture of dysphagia diets in a total of 679 hospitals and elderly care facilities in Niigata and Yamagata prefectures was conducted from May to August 2014. Hospitals and facilities were asked to provide information on names and texture corresponding to the following six forms of dysphagia diets: Form (1), prepared in a normal manner; Form (2), containing solids; Form (3), containing finely diced/cut food; Form (4), mashed or pureed food; Form (5), thickened using a thickening agent; and Form (6), other. A 4-point scale was used to describe food texture: ①, easily masticated; ②, can be mashed with the gums; ③, can be mashed with the tongue; and ④, mastication not required. A total of 235 hospitals and elderly care facilities responded (response rate, 34.8%). Form (2) diet was called “Nansai”(soft food), and the texture was described as easily masticated by most of respondents. This name and texture were consisted the cord 4 in the Society’s 2013. Form (3) diet had the greatest variation in naming and texture. The names for Form (5) diet had varied original names used of hospitals and elderly care facilities.

Taken together, the results show that although Form (3) and (5) diets had greater variation in naming and texture than other form diets, suggesting that the preparation of these form of diets varies more widely among hospitals and elderly care facilities.

Key Words: hospital, elderly care facility, texture of modified diet, terminology used for diet, texture

フレデリック・ジェフスキーノース・アメリカン・バラード」

における楽曲分析と演奏解釈

石井玲子^{1*}

フレデリック・ジェフスキーノース・アメリカン・バラード」は現代音楽の重要な音楽家の一人であり、作曲家・ピアニストとして現在も世界中で活躍している。近年、彼の作品は日本を含めた多くの国で演奏され、彼自身、ピアニストとしても精力的に演奏活動を続けている。しかし、ジェフスキーや彼の作品に関する研究は日本ではほとんどなされていない。本研究では、彼の代表的なピアノ作品「ノース・アメリカン・バラード」に焦点を当て、ジェフスキーノース・アメリカン・バラード」について楽曲分析を行い、それらの音の中にアメリカの社会背景がどのように反映されているかを見ることが本論文の目的である。

その結果、対位法やクラスター等の様々な作曲技法を駆使しながら、シンプルなフォーク・ソングを複雑な現代曲に変奏していく過程がわかり、曲の背景にある社会問題を音楽で表現していることが明らかとなった。楽曲を分析していくことにより、過酷な労働に対する批判や貧困で嘆き悲しむ人々の叫びや苦しみを曲の中で表していることがわかった。本研究が日本におけるジェフスキーリサーチのきっかけとなり、ピアニストにとって、彼の曲を理解して演奏するための一助になることを期待する。

キーワード： ジェフスキーノース・アメリカン・バラード、20世紀音楽、ピアノ曲、
フォーク・ソング、プロテスト・ソング

はじめに

アメリカの作曲家・ピアニストのフレデリック・ジェフスキーノース・アメリカン・バラード」(1978)は20世紀後半からの国際的な現代音楽シーンの重要な人物の一人である。ヨーロッパ、アメリカを中心に多くの国で彼の作品が演奏され、また彼自身もピアニストとして、現在でも精力的に演奏活動を行っている。日本においても、ジェフスキーノース・アメリカン・バラード」は彼の代表的な作品の一つであり、アメリカ的なピアノ曲である。プロテスト・ソングや労働歌である古いアメリカの歌をもとにしたもので、それぞれの曲は労働者たちが主人のもとで過酷な労働で苦しんでいる様子や、工場労働者たちが機械を動かしながら労働環境の向上を訴えている等、人々の叫びや苦しみが表

については英文のものは存在するものの、日本語では彼のインタビュー記事以外はほとんど書かれていない。特に個々の作品の分析を行っている日本の論文は筆者のものだけであり、それも英文で書かれている¹⁾。

ジェフスキーノース・アメリカン・バラード」(1978)は彼の代表的な作品の一つであり、アメリカ的なピアノ曲である。プロテスト・ソングや労働歌である古いアメリカの歌をもとにしたもので、それぞれの曲は労働者たちが主人のもとで過酷な労働で苦しんでいる様子や、工場労働者たちが機械を動かしながら労働環境の向上を訴えている等、人々の叫びや苦しみが表

¹ 新潟県立大学人間生活学部子ども学科

* 責任著者 連絡先：rishii@unii.ac.jp

利益相反：なし

現されている。

このピアノ曲に関する英文の論文がアメリカではいくつか存在するが²⁻⁶⁾、それらの多くは、社会的・歴史的背景について研究し、主に思想的な観点から執筆されたものか、楽曲分析に焦点を当て、理論的に曲を捉えたものである。本研究の目的はそれらを関連付け、楽曲の分析を行い、作曲された音の中にアメリカの社会問題や労働問題がどのように反映されているかを考察することである。

方法

フレデリック・ジェフスキーリーの生涯や作品に関する諸文献を集め、彼がアメリカの社会問題や政治的問題を作曲・演奏活動にどのように反映させたのかを知る。文献の多くは英文で書かれたものである。その後、「ノース・アメリカン・バラード」の「恐ろしい記憶」「お前はどちら側の人間だ?」「川岸を下って」「ウィンズボロ綿工場のブルース」の4曲について、それぞれのもとになった黒人靈歌や労働歌について文献を調べ、その曲が作られた背景を知る。そして、「ノース・アメリカン・バラード」の楽譜⁷⁾とともに、4曲それぞれの楽曲分析をしていく。その際、実際にピアノを弾いて音にしながら、複雑なポリフォニック等の書法を読み解いていき、楽譜に記された音の中にどのような形で社会背景が表現されているのかを考察する。

結果と考察

1. ジェフスキーリーの音楽と生涯

フレデリック・ジェフスキーリーは1938年、マサチューセッツ州生まれなので、スティーヴ・ライヒやフィリップ・グラスとほぼ同世代の音楽家ということになる。5歳から作曲を始め、ハーヴァード大学ではウォルター・ピストン、ランドール・トンプソンに師事し、プリンストン大学ではロジャー・セッションズとミルトン・バビットに師事した。1960年から2年間、フルブライト奨学金を得てルイージ・ダッラピッコラに師事するためにイタリアへ留学した⁸⁾。しかし、ダラピッコラとの相性が悪く、弟子としては受け入れてもらえなかつた、と後に彼自身が述べている⁹⁾。

そのままジェフスキーリーはヨーロッパに残り、カールハインツ・シュトックハウゼン、ピエール・ブーレーズ、ジョン・ケージなどの作曲家の作品を演奏する優れたピアニストとしてヨーロッパで名が知られるようになった。彼は当時最先端であった前衛音楽シーンに関わり、現代ピアノ音楽の演奏活動を積極的に行つた。ライヴ・エレクトロニクスや即興に興味を持つようになり、1966年にローマで即興・実験音楽家集団ムジカ・エレットロニカ・ヴィヴァ(MEV)を設立した⁸⁾。その音楽家集団では、ライヴ・エレクトロニクス、集団即興、コンテンポラリー・ジャズ、ミニマリズム等の手法を駆使しながら、実験的な音楽を展開した。音楽は生きていて生物のように変わっていくため、固定された楽譜ではなく、生きて成長するものである、という概念のもと、様々な活動が行われた¹⁰⁾。

これらの音楽活動がその後のジェフスキーリー自身の作品にも影響を及ぼすことになる。当時は多くの作曲家が、現代音楽の作曲技法を使用しながら、聴衆が理解しやすい曲を作るために試行錯誤していた。ジェフスキーリーは人々に馴染みがある民謡(フォーク・ソング)のメロディを使いながら、現代音楽の作曲技法で曲を作ることに興味を持ち始めた。つまり、多くの聴衆が理解できるような楽曲を作るために、ポピュラー・ソングや民族的な題材と伝統的なクラシックの作曲技法を結び付け、複雑な音楽的構造を持った楽曲を作るようにになるのである¹⁰⁾。そして、作曲家自身が興味を持っていた政治的な題材やその時々の社会問題をテーマにして作品を作るようになり、彼は社会派の作曲家と言われるようになっていく。

ジェフスキーリーの代表的ピアノ作品「不屈の民」変奏曲(1975)は南米チリの民主化運動がテーマであり、彼の思想的態度を明確に表した最初の作品である。チリの作曲家、セルヒオ・オルテガが作曲した革命歌「不屈の民」をもとに作られた36の変奏からなる変奏曲で、現代音楽としては非常に人気のある作品となっている。

「団結した人民は決して敗れることはない」という強いメッセージ性があり、この曲では対位法、クラスターなどあらゆる技法や様式が使用され、即興演奏の部分も含まれ、複雑な音楽

構造となっている。演奏時間が1時間以上にも及ぶこの大曲の中で、ジェフスキーやは苦難を乗り越え、徐々に団結していく民衆の姿を36の変奏曲で見事に表現している¹⁾。

「ノース・アメリカン・バラード」はアメリカ人ピアニスト、ポール・ジェイコブスの委嘱により、1978~79年に作曲され、全4曲からなる。この楽曲では、アメリカで古くから歌われていたプロテスト・ソングや労働歌をもとに変奏が行われ、これらの4曲がアメリカの社会問題を浮き彫りにしている。第1曲 *Dreadful Memories* (恐ろしい記憶)、第2曲 *Which Side are You On?* (お前はどちら側の人間だ?)、第3曲 *Down by the Riverside* (川岸を下って)、第4曲 *Winnsboro Cotton Mill Blues* (ウィンズボロ綿工場のブルース) の原曲の背景とジェフスキーやの4曲のバラードの楽曲分析について本論文で述べていきたい。

1980年代以降も精力的に作曲活動を行っているジェフスキーやであるが、彼の作風は常に新たなものに挑戦し続けている。教育者としては、1977年からベルギーのリエージュ王立音楽院で作曲の教授を務めている他、イエール大学、カリフォルニア芸術大学、トリニティ音楽院、ベルリン芸術大学等の音楽系大学で教鞭を執ったことがあり、多くの作曲家たちに影響を与えている。現在もベルギー在住の彼は、「何度か来日経験があり、自作を集めたプログラムで演奏会を行った。1999年に来日した時の様子を「即興の要素をはじめ、演奏という行為そのものの意味を常に問い続ける音楽家である彼のライヴは、その音楽に「生」で触れることを強く望む聴衆の熱気に包まれた。」と表現されている⁹⁾。

2. 原曲とその背景

「ノース・アメリカン・バラード」はアメリカ人ピアニストのポール・ジェイコブスの委嘱で1978~79年に作曲された。ジェイコブスは、アメリカのポピュラー音楽の語法の影響を受けた楽曲を集めて、CDアルバムを作る計画があり、ジェフスキーやに「わかりやすく、いかにもアメリカ的」な作品を依頼した¹¹⁾。その要望に応えて完成したのが4曲からなる「ノース・アメリカン・バラード」である。4曲ともアメ

リカ人にとって親しみがあり、古くからよく歌われてきた曲であるため、これらの旋律を題材としたピアノ変奏曲を作った。この4曲は労働運動や社会運動と関連している歌で、歌詞が表している現実の厳しさをジェフスキーやは陽気で楽観的な音楽に仕上げている。

(1) 第1曲 *Dreadful Memories*

Dreadful Memories (恐ろしい記憶) は1931年のケンタッキーの炭鉱ストライキの際にモリー・ジャクソン女史が歌った歌で、ジェフスキーやはこの曲のメロディをもとに作曲し、彼女に献呈している。痛々しい貧困の現実を嘆き悲しむ状況を詩に表し、それをゴスペル音楽の *Precious Memories* (大切な記憶) (1925) のメロディに乗せて歌った。「大切な記憶」の歌詞やタイトルを言い換えている。ジャクソン女史自らの体験をもとに、炭鉱で働く人々や家族が貧困に苦しんでいる様子を描いている。1931年の3ヶ月の間に37人の赤ん坊が飢餓に苦しみながら自分の腕の中で死んでいった時のこと、「恐ろしい記憶」として率直に表現した¹²⁾。

多くのプロテスト・ソングがそうであるように、この曲はシンプルな和声進行(I, IV, V)、シンプルなリズム、そして4小節のフレーズから成る親しみやすい音楽になっている。

(2) 第2曲 *Which Side are You On?*

ケンタッキー州のハーラン・カウンティの炭鉱で激しい労働争議となり、1931年、フローレンス・リース女史がその状況を詩に書き記し、バプティスト教会の讃美歌 *Lay the Lily Low* のメロディに合わせた曲 *Which Side are You On?* を作った。その後、労働歌として歌われ続け、1973年の鉱山のストライキの時にも使われた¹²⁾。このストライキを撮ったドキュメンタリー映画「ハーラン・カウンティ・USA」の中では、90歳のリース女史がこの曲を歌っている。

経営者側と炭鉱夫側の「どちら側につくのか」と明確に質問をしている労働歌は、炭鉱夫に労働組合に加入することを勧めて、未来の自分に対して責任を持とう、というメッセージを含んでいる。ジェフスキーやはこれをもとに作曲したが、曲を二つの部分、つまり、記載された楽

譜を演奏する前半とオプションの即興演奏の後半の部分に分けた。

(3) 第3曲 *Down by the Riverside*

3曲目のバラードはこの曲集の中で最も古い歌である *Down by the Riverside* (川岸を下って) が使われている。この曲は社会的な問題を扱っているプロテスト・ソングの代表的な曲であるが、第1曲と第2曲のように労働運動と関連している曲ではない。南北戦争の頃の伝統的な黒人靈歌であり、歌詞に「もう二度と戦争は嫌だ」とあるように、反戦歌でもある。しかし、ジョン・グリーンウェイは黒人靈歌には二つの意味を持っている場合が多く、二つ目の意味は聖書の中で言及されている宗教的な内容であると述べている¹²⁾。後に、ベトナム戦争や核廃絶のデモの時など、様々な場面で新しい歌詞に変わりながら、今日まで歌い継がれている。

(4) 第4曲 *Winnsboro Cotton Mill Blues*

4曲目は *Winnsboro Cotton Mill Blues* (ウィンスボロ綿工場のブルース) であるが、この曲は作者不詳で、サウス・カロライナ州のウィンスボロにある紡績工場で働く人々の労働環境を歌っている。この伝統的なブルースは1930年代の紡績工場での劣悪な労働環境に対する哀歌と言えるであろう。ジェフスキイは1979年の映画『ノーマ・レイ』からインスピレーションを得て、このピアノ曲を完成させた。この映画は、アメリカ南部紡績工場で働くシングルマザー、ノーマが労働組合結成に向けて行動をしていくストーリーである。

3. 楽曲分析

ジェフスキイ自身、「これらの曲に伝統的な歌を使ったのは、バッハがオルガンのためのコラール前奏曲に讃美歌を用いたのに倣ったもの」と述べている¹³⁾。確かに楽譜を見ると、この曲には拡大模倣や縮小模倣等のバッハが使っていた古典的な対位法のテクニックを使用していることがわかる。フォーク・ソング、ゴスペル、ブルース等のメロディやリズムをもとにしても、バッハの対位法のテクニックやクラスター、ミニマリズム等の様々な作曲技法を使いながら、

ジェフスキイがどのように4曲のバラードを作り上げたのかを以下に分析していきたい。

(1) *Dreadful Memories*

① 1~24 小節

前述の通り、痛々しい貧困の現実を嘆き悲しみ、詩に表したものゴスペル音楽の *Precious Memories* (大切な記憶) の旋律に乗せて作られた曲が *Dreadful Memories* である。原曲と同じ変イ長調で始まるジェフスキイの曲の冒頭8小節の主題(テーマ)は原曲とまったく同じであり、この主題はいくつかのモチーフ(動機)から成る。Figure 1に曲の冒頭部を示す。



Figure 1. mm. 1-10.

モチーフAは同じ音のくり返しの後、2度と3度の音程の上行形から出来ており、モチーフBは同じ音程の音が逆の順(3度→2度)に下行形で並んでいる。AもBも4度の音程の中で動いている。モチーフCとして記された部分は、ABと似た音の構成で出来ているが、下行形から上行形へと動いている。音程は2度、2度、4度と下行し、4度、3度と上行し、最後は2度下行する。次に続くモチーフDは、全体の構成は3度で出来ており、Dの最後の3音はCの最初の3音と同様で、Aの3度音程とも関連する。

これらの音程は非常に重要で、この四つのモチーフやそれらの一部を使用した音型がメロディの断片や層となり、曲全体を通じて現れ、対位法的、和声的な音の中に取り込まれていく。その他にこの楽曲に重要な音程として、さらに二つが挙げられる。モチーフBとCは6度音程で繋がれており、6度も後ほど多用される。また、冒頭4小節の左手伴奏形の最も高い2音が短2度でぶつかり、この伴奏形の輪郭を作っているが、この短2度も曲の中の不協和音を作る基本の音程となっている。

4/4拍子で始まる冒頭4小節のメロディに合

わせて、左手の伴奏形は拍子が異なり、6/8 で 5 小節分進み、最後は 8/8 となっている。楽譜に「一定のスウィングのような歩調で…」という発想記号が書かれている通り、この揺れるような伴奏形は腕の中で赤ん坊を揺りかごのように揺らしている様子であろう。腕の中で死んだ 37 人の赤ん坊の悲しい子守歌のように聞こえる。

次の 8 小節は、右手でバスのメロディを奏でる部分で、低い声の人の子守歌のように聞こえる。メロディのリズムが少し異なるのは、原曲の 2 番の歌詞に合わせたリズムが使用されているからである。3 回目にメロディが出てくる時は右手が和音になり、内声に旋律が現れて音に厚みが出る。まるで、讃美歌を和音で支えているかのような響きである。演奏者は指使いを慎重に選び、レガートで弾かなければならない。

19 小節目には中声部に C モチーフが置かれ、最も高い声部に A と B のモチーフが配置されている。そこでは A B の最高音と C の最低音が同時に演奏され、完全 4 度 (+1 オクターヴ) の音が強調される。この二つのモチーフが重なっている部分は二つの役割を持っていると言える。一つ目はメロディの和声的な支え、二つ目は対位法的な要素である。今後のこの曲の重要な特徴を予測するかのように、さりげなく二つのモチーフが重ねられている。20 小節目には装飾音が加えられ、ここで初めて不協和音が出現する。減 4 度 (B ♭ と E ♯) の響きは穏やかで平和な雰囲気の中の不安を象徴しているかのようである。

② 25~34 小節

3 回の主題のメロディの提示の後は、あたかも即興演奏をしているような対照的な部分となる。調性が曖昧でテンポの変化が多く、対位法の手法を使用している。メロディには 16 分休符を挿入して、意外性を表現している。

10 小節間、各声部の音がフーガのストレットのテクニックで音がぶつかり合う。モチーフ A ~ D がたたみかけるように重なっている様子を Figure 2 に示す。作曲家が主題の断片を巧みな技術で効果的に使用していることがわかる。メロディの断片が変イ長調とイ長調の両方の調を行ったり来たりすることで、調性の不安定さを作り出している。突然、音域の離れた音に飛び、

音の強弱の変化も激しい。

音のぶつかりの中で、短 2 度（転回形の 7 度や 1 オクターブ上の 9 度も含む）が多用されている。シンプルな全音音階のメロディに対して、短 2 度の音程をもとにした不協和音や調性の複雑さという対照的な要素を使用して曲を作り上げている。まるで、人々の葛藤や世の中の矛盾を表現しているように聞こえ、さらには、ジャクソン女史の苦痛や叫びのようにも聞こえる。



Figure 2. mm. 25-36.

③ 35~40 小節

この部分は 20 世紀音楽らしい響きが聞こえてくる。アメリカの大作曲家ゴットシャルクのピアノ曲と同様に、16 分音符を右手と左手で交互に演奏し、バンジョーの弦をひつかいているような音を表現している。Figure 2 の転調した箇所 (4/4 拍子) から、バンジョーの音でモチーフ A と B の一部を弾き、2 度を多用しながら陽気な雰囲気を表現している。これは、何も罪のない純粋な子どもたちを表しているかのようである。この部分の最後のペダルで新しいテンポに導き、勢いを作り出す。

④ 41~51 小節

突然ホ短調に転調し、新しいテーマが左手のオクターブで力強く現れ、右手の 6 度の音程のメロディに引き継がれる。拍子記号が 4/4 から 12/8 に変わる部分で、4 分音符=付点 4 分音符のテンポと指示されている。この部分の最初の 4 小節は調性が明確で、45 小節目から始まる不協和音を多用する部分への経過部である。41、42 小節目のメロディがモチーフ A と B の特徴的な

音程を混ぜて作られ、43 小節目は C、44 小節目は D と同じ音程で構成されている。つまり、このテーマは四つのモチーフから発生しているため、まったく新しいものではなく、この曲の「主題が変形したもの」と言えるであろう。

45 小節目からはロマン派のショパンのようなアルペジオの音型が出てくる。このドラマティックな部分は、罪のない子どもたちを餓死させたことへの怒りの爆発を表現しているのではないだろうか。45 小節からメロディはモチーフ C (45) → D (46) → B (47) → A (48) と 2 度の音程の不協和音も使用しながら、わかりやすく出現している。アルペジオ部分にも C のモチーフを多用しながら、複雑になっていく。

⑤ 52~76 小節

ここではクライマックスを迎える、Figure 3 に示すようにモチーフ A～D を重ねていき、リズムも徐々に複雑になり、大きな跳躍も見られる。また、拍子の変化も多く、ピアニストにとって非常に難しい箇所である。

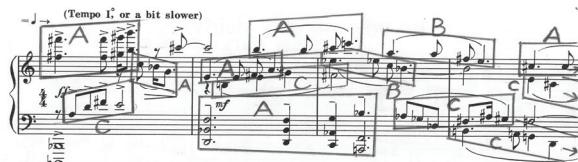


Figure 3. mm. 52-55.

61 小節目にモチーフ D からのメロディが mp の落ち着いた雰囲気で静かに聞こえてくる。これはアメリカ民謡の「故郷の人々」にも聞こえるメロディであるが、すぐに消えてしまう。まるで、夢の世界がすぐに消えて、希望がなくなることを象徴しているかのようである。繊細な移行部の後、再びバンジョーの音が聞こえるが、バンジョーの音は pp から大きなクレシェンドがあり、ff で「きっぱりと」と書かれた部分へ向かう。71 小節目からは怒りや混乱が表現され、つらい思い出を忘れないようである。

⑥ 77~85 小節

77 小節目は ff から pp へ急激な変化があり、この部分も拍子記号が頻繁に変わる。「子守歌のように」と明記され、最後に原調の変イ長調に戻って主題の一部が聞こえるが、調性は曖昧で不安定である。また、曲の冒頭にあった子守歌

の特徴である揺れるような伴奏形がここではなくなり、長く保つ B ♫ の三和音と 10/8 拍子で短いフレーズが繰り返される。Figure 4 で示すように、モチーフ C が右手のメロディに現れ、その後、C の第 2~4 番目の音が左手で繰り返される。この音型はここでは下行形のみである。

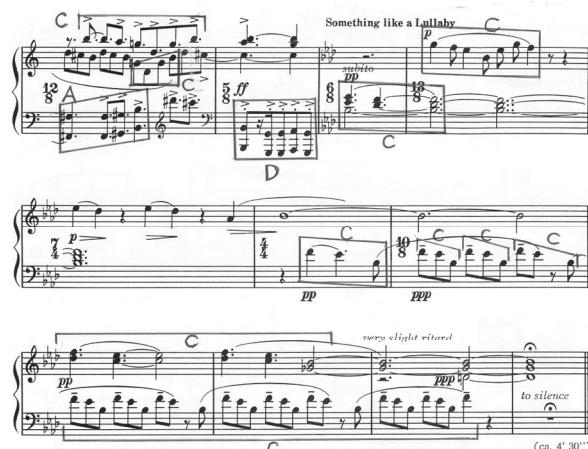


Figure 4. mm. 75-85.

モチーフ C が繰り返され、途中で G ♫ が鳴り、増 5 度の響き (B ♫-F♯/G ♫) が聞こえる。左手の最後の 4 分音符で G ♫ の増 7 和音になり、最後に G ♫ の増三和音 (G ♫ B ♫ D ♫) の不協和音の響きが残るため、不気味な雰囲気が漂い、和音が静かに消えいく。37 人の赤ん坊が飢餓に苦しみ、自分の腕の中で死んでいった「恐ろしい記憶」が頭から離れないことを表現しているようである。単純な主題が葛藤しながら変貌していく過程と結末において、ジャクソン女史の苦痛や悲しみを見事に表現していると言える。

(2) 第2曲 *Which Side are You On?*

① 1~14 小節

口短調の原曲の主題を四つのモチーフに分けて、1 番の歌詞とともに Figure 5 に示す。モチーフを A～D と示しているが、B と C、B と D は類似している。メロディの構成は 2 度と 3

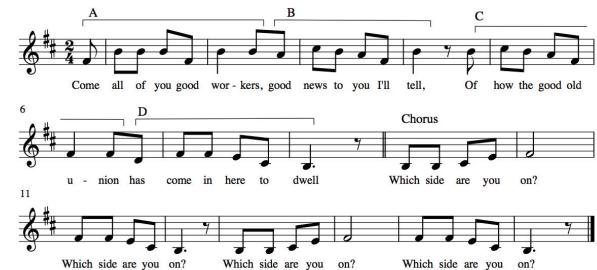


Figure 5 モチーフ A-D

度の音程の使い方が重要であり、BとCを比較すると、アウフトクトからの音程が2度か3度か、また、最後の音が4度上がるか同じ音を繰り返すかの違いがある。BとDを比べると、同じ音の繰り返しを含むか否かという点と最後の終わり方がBの4度上行、Cの2度下行という点が異なる。Aは4度音程が特徴的である。

これらのメロディの後、コーラスの部分が出てくるが、その旋律はモチーフDから発生している。同じリズム、音の高さを使用することで、親しみやすく覚えやすいだけでなく、"Which side are you on?"の言葉のリズムと合い、メロディラインが質問と答えのニュアンスになっている。質問の部分はDの逆行形である。この合唱の部分の上行形と下行形は呼びかけと応答の形式となっている。

1曲目のように曲の冒頭に原曲のメロディを明確に提示するのではなく、対位法のストレットの技法を使い、メロディの断片を紹介している(Figure 6)。タイトルの「質問」と同様に、冒頭から聴衆を困惑させ、一体何が起こっているのかという疑問を持たせているようである。

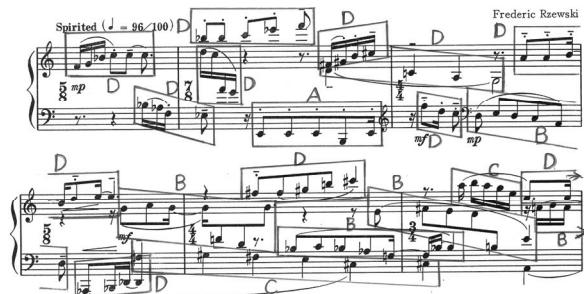


Figure 6. mm. 1-6.

最初の14小節では拍子が9回変わり、強弱の変化、音域の変化も激しく、10度離れた四和音等も出てくる。この部分ですべてのモチーフやその断片がストレットで現れ、主題をそのままではなく、切り貼りをして提示していることがわかる。つまり、テーマの提示ではなく、すでに第1変奏と言えるかもしれない。複雑な構造となっているため、ピアニストにとってテクニック的に非常に難しい箇所であり、手も大きくなければ弾きにくい。その状況で、メロディの断片を明確に示さなければならぬ。

主題の提示の代わりに、この曲は逆のプロセスを辿り、曲の最後(131~138小節)にテーマを原曲通り提示し、平行6度とオクターブを使

って堂々と力強い形で表現している。つまり、テーマが提示され、そこから発展する変奏曲になる一般的な形ではなく、いくつかの変奏曲が最終的に一つのテーマへ繋がる形式の曲となっている。多様性を持った人々が集まり、最終的に一つに団結する姿を音で表し、原曲の歌詞に含まれるメッセージを表現しているようである。

② 15~25 小節

変ロ短調に転調し、静かで牧歌的な部分である。ささやいているようなppで始まりfまでクレシェンドをした後、再びppへ向かう。22~25小節目はモチーフDから生まれた合唱のメロディの4小節がすべて出てくるが、右手は変ロ長調、左手がロ短調の複調で、そして増8度の音程のユニゾンでメロディが演奏される。この不協和音でのメロディは、"Which side are you on?"の質問をさらに強調しているようである。この部分では、音の強弱、テンポ、レガートやテヌートのタッチ等の作曲家の細かい指示が書かれており、演奏者には繊細な表現が要求される。

③ 26~33 小節

ようやくここで、主題のすべてがカノン形式で提示される。交唱のように2声の主題のメロディが出てきて、ロ短調で美しく落ち着いた雰囲気になる。交唱は世界中の民謡でよく歌われる歌い方である。30小節目からは装飾音も使われ、より自由な気分になっている(Figure 7)。



Figure 7. mm. 24-32.

④ 34~50 小節

冒頭部と同様に、突然の拍子やテンポの変化、

リズムの複雑化など、曲の雰囲気が一変する。37 小節目からはスウィングのような拍の取り方に変わる。内声にモチーフ D のメロディが聞こえてくる。40~41 小節では、右手が 6/8、左手が 3/4 のような拍子となり、アルトとソプラノに付点のリズムでモチーフ D が示される。その後、拍子や速度の急激な変化により、"Which side are you on?" と激しく問い合わせられる。43、44 小節目では、左手が音域の離れた 3 声でコーラスのメロディを弾き、強調されている。この部分の左手の 3 度の 2 和音は右手で取ると良いであろう。右手のパートは左手の和音とはかけ離れた高音域で「どちらだ?」と聞いているように響く。

⑤ 51~60 小節

嬰ト短調で、左手の繰り返しのメロディの上にモチーフ A B C をもとにした右手の即興的な自由なメロディが歌う。ここでは対位法ではなく、旋律と伴奏というホモフォニックな構造である。連続して聞こえる G # の音が瞑想的な雰囲気を作り出している。

⑥ 61~95 小節

再び、拍子や強弱の突然の変化が起こり、明確なメロディが 61 小節（モチーフ D から）、62 小節（D から）、65 小節目（D から）、66 小節（A から）等では聞こえる。音に厚みが増してきて、リズムも複雑になり、トリルやトレモロが多用される。71 小節からはペダルを使いながらトレモロ奏法を行う部分で、ダルシマーのような音が聞こえてくる。83 小節目では ff から subito pp になり、90 小節目では、手のひらのグリッサンドを使って演奏しなければならない。ピアニストにとって表現が難しい部分である。

⑦ 96~130 小節

Figure 5 にあるように、同じフレーズが繰り返されて、64 小節分続いていく。ミニマル・ミュージックのような同じ繰り返しの中で少しずつ音が変わり、音の大きさも pp から f へ向かう。111 小節からは両手でユニゾンでの演奏になり、強調される。低音部で繰り返されるメロディはモチーフ D の逆行形である。

⑧ 131~145 小節

131 小節目の前に「オプションの即興の部分」があり、「もし即興を弾く場合は前半と同じ長さで」という作曲者の指示が書かれている。ジェフスキーリーはジャズのグループや即興・実験音楽家集団（MEV）での即興演奏の経験から、非常に卓越した即興演奏の能力を持っていた。「即興演奏をしない場合はフィナーレに飛ぶ」と書かれている。フィナーレでは原曲の調と同じロ短調で、主題のメロディを ff で力強く主張して終わる。前述の通り、最後に主題を明確に提示して曲を終えている（Figure 8）。

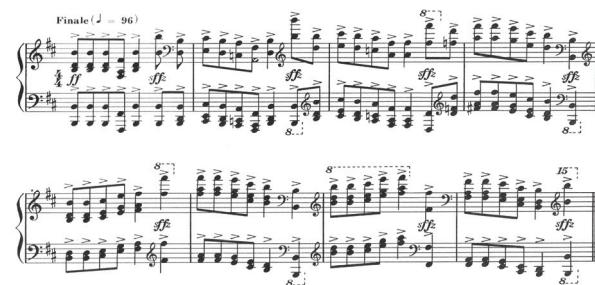


Figure 8. mm. 131-138.

この曲は二つの相反する要素が含まれている。楽曲の複雑な前半部分とシンプルになっていく後半部分、そして、記譜されている部分と即興の部分である。タイトルの「どちら側に」というのを象徴し、演奏者や聴衆は問い合わせられ、考えることを迫られているようである。

（3）第3曲 *Down by the Riverside*

原曲は I IV V のシンプルな和音進行で、メロディ、リズムの繰り返しが多い。バッハがオルガンのためのコラール前奏曲を作曲するために讃美歌を用いたように、ジェフスキーリーは黒人靈歌の宗教的な歌を世俗的なピアノ曲にした。

① 1~18 小節



Figure 9. mm. 1-6.

Figure 9 に示すように、ニ長調で曲が始まり、

左手のゴスペル風の伴奏がオステイナートとして繰り返される。オステイナートの中にテヌートで強調すべき音が示されているが、その音の並びは *Which side are you on?* のコーラスのメロディが使われており、曲集としての統一感を出している。オステイナートは Figure 10 のモチーフ A と B を混ぜた音型とも言える。1 小節の中にも多くの強弱記号やクレシェンドなどが書かれており、演奏者が丁寧な表現をすることで、音の波のような効果が出る。

右手のメロディは原曲のモチーフのすべてが明確に提示されるが、最初から 6 度又は 3 度下の音と共に 2 声で現れ、それが徐々に厚みを増していく、三和音、四和音へと増えていく。ピアニストはソプラノの音をレガートで強調しなければならない。この主題のメロディを六つのモチーフに分けて、Figure 10 に示す。



Figure 10. モチーフ A-E

六つのモチーフはリズムや音程の構成がよく似ている。基本のリズムは、連続した二つの 16 分音符に続いて 16 分休符を一つ、そしてその後にシンコペーションの音、という形で、このリズムパターンは拡大形も含みながら、すべてのモチーフに使われている。

モチーフ A は二つの部分から成り、一つ目は弱起の 16 分音符で始まり、6 度の下行の後、2 度上行する。二つ目はその音から 3 度上行して、三つの連続して上行する音が続き、シンコペーションの音となる。6 度の音程がこの曲では非常に重要な役割を果たしていて、例えば、最初の 13 小節の間にすべてのモチーフを平行 6 度で提示している (Figure 9)。

モチーフ B は A と音型がよく似ていて、B の最初の四つの音は A のアウタクトから 1 拍目の音と同じである。また、B の最後の三つの下行形の音を反対にすると (逆行)、A の終わりの音になる。モチーフ C は 4 度の音程を順に下行

しているのが特徴である。

コーラスの部分は三つのモチーフ (D1, D2, E) から構成される。D1 の最初は C の最後の 4 音を逆行したもので、その後の強拍の音からは基本のリズム動機が同じ音の繰り返しで示される。D2 の後半は下行してニ長調の主音に戻る。このフレーズは E と付けたモチーフで完結する。これは B と D のモチーフの要素を混ぜたものと言える。終わり方は B と同じである。

② 19~36 小節

原曲と同じ主題とすべてのモチーフが提示されたあと、これらのモチーフが並列的に置かれ、それが何層にもなって出てくる。18 小節目から調号をなくして、それぞれの声部は異なる調性になる (Figure 11)。



Figure 11. mm. 16-20.

一番高いソプラノはそのままニ長調、完全 6 度で平行するメロディはヘ長調、アルトは変ロ長調、左手のオクターブが変ト長調で始まり、途中から、ソプラノのニ長調と合うように異名同音の嬰ヘ長調となっている。この部分には「幻想曲風に」というジェフスキーノースの指示が書かれているように、まるで即興演奏のように自由な雰囲気で演奏しなければならない。1 小節の中で f から pp になる移行部 (25 小節目) を経て、その後、右手メロディには三和音やオクターブ上の音が加えられ、音に厚みが増す。

③ 37~66 小節

9/8 拍子になり、静かで夢のような雰囲気に変わる。ソプラノは付点 4 分音符を 1 拍とした 3 拍子、内声部はそれが付点 8 分音符に分割されて 3 拍子で現れる。どちらもモチーフ A から派生したメロディである。左手は 35、36 小節の導入部に続き、37~42 小節までは同じモチーフ

Aの音型が繰り返される。右手の3拍子に対して左手が5/8で現れ、左のメロディが浮遊しているように聞こえる。この穏やかで平和的な部分は前後の対位法の部分とは対照的である。

45小節目はffからsubito ppになり、その後の46小節目からは、モチーフを使用したストレットが再び始まり、音の厚みや強さも増すと同時に、短2度や増8度などを含む不協和音も出てきて緊張感が増していく。54小節目は右手のメロディの下に、この歌の「もう二度と戦争は嫌だ」の歌詞の部分のメロディ（モチーフD1）が左手のオクターブの音型で出てくる（Figure 12）。これはまるで、その後すぐに現れる破壊的で劇的な音を予測しているかのようである。

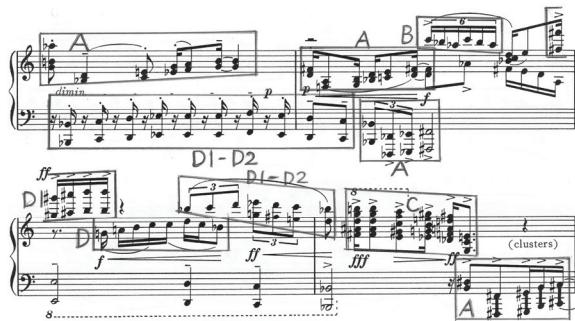


Figure 12. mm.54-57.

音楽はクライマックスへ向かい、低い音域でのトーンクラスターが記譜されている。指示された音域のすべての音を押さえて、手全体を鍵盤に乗せて演奏することで、破壊的な音が響く。演奏の際、鍵盤を叩くのではなく、身体の重みをかけながら弾くことが大切である。

59小節目の最初にあるブレスは重要で、ここから曲の雰囲気を変えなければならない。右手のメロディは歌の歌詞の「重荷は捨てよう」の部分（モチーフA）が出てくる。その後、複調になり、62小節目の即興のオプションが出てくる。もしこの部分に即興を入れるならば、ここまで記譜された楽譜の分と同じぐらいの長さの即興をするように、と作曲家が楽譜に記載している。64小節からは「恐ろしい記憶」のモチーフDが現れ、ここでもこの曲集の統一性を意識していることがわかる。

④ 67~82小節

オリジナルの調であるニ長調に戻り、繰り返し記号とともに2回演奏される。1回目の時は

テナーのメロディを省略して、バスを1オクターブ下で演奏しなければならないが、2回目は記譜されている通りに演奏する。左手のバスはウォーキングベースの形で4小節ごとのフレーズから成る。テナーは主題のメロディを最初から最後まで歌い、右手は装飾音やシンコペーションを多用しながら、リズミカルに進んでいく。この部分もジェフスキーワークの巧みな対位法の技法が使われており、A～Eのすべてのモチーフが拡大、縮小、逆行などのテクニックを使って形を変えて現れ、重なっている。

⑤ 83~90小節

83小節目がピークになり、そこから8小節のコーダが付き、ここでは調性がなくなっている。左手はfffからppまで、10度の音程を何度も弾いている。これは荘厳な宗教的音楽である黒人靈歌の原曲を象徴しているのであろう。Aモチーフのストレット、その後、Dのストレット、そして最後は音域の離れたD7の和音の上に、モチーフAからのメロディが静かにスタートするが途中で分解してなくなり、音が消えていく。

Down by the riverside は南北戦争の時から、すでにアメリカで歌われていたが、1960年代、ベトナム戦争の反戦歌として有名になり、その他の様々な社会運動でも歌われてきた。この曲には平和な世界を象徴しているような牧歌的な美しいメロディの部分が含まれているが、突然、闘争的な部分が入る。曲の最後のソプラノがメロディを歌おうとするが、崩れて消えてしまう姿は理想の世界と現代の社会とはかけ離れているという現実を突きつけているように見える。

（4）第4曲 *Winnsboro Cotton Mill Blues*

ニ長調、4/4拍子である原曲のブルースを独創的な手法を使って、ジェフスキーワークがピアノ曲にした。まさしく標題音楽といえるこの曲はピアニストにとって超絶技巧が要求される難しい曲である。ジェフスキーワークは映画『ノーマ・レイ』の一場面で、紡績工場の大きな機械音が絶え間なく続き、その騒音の中で人々が話をしている場面が印象的であったようである。

原曲のテーマは冒頭部分では出てこず、51小節目からメロディの一部が提示され、113小節

目で初めて原曲通りのテーマのメロディが登場するが、途中で消えてしまう。主題のメロディがすべて明確に提示されるのは 136 小節目であり、第 2 曲と似ている形態の曲である。主題は八つのモチーフから成り、Figure13 で示す。



Figure 13. モチーフ A-G

① 1~34 小節

この曲の始まりはミニマル・ミュージックのようで、単純なリズムでパターン化された音型の繰り返しで始まる (Figure 14)。

Figure 14 shows two musical staves. The top staff is in 88/92 time, marked with 'Expressionless, machine-like marcato, non legato, con grande precisione ritmica, e con intensità costante'. It features a pattern of black and white notes. The bottom staff is in 12/4 time, marked with '(black notes only)' and 'p (white notes only)'. It also features a similar pattern of black and white notes.

Figure 14. mm. 1-2.

「無表情で、機械のように」と記譜されているように、織物工場の機械音の騒音を表現している。左右の手の G ♫ と F の 1 音ずつの繰り返し音から、右手は 5 度の音程の黒鍵すべてを弾き、左手は 5 度の中の白鍵すべて弾くクラスターに変わる。機械のモーター音のようなオスティナートが 1 小節に 12 回繰り返され、12 回目には左手にテーマのメロディの一部が含まれており、それを強調して弾く必要がある。その後、1 オクターブのクラスターを手の平で演奏する。手を平らにして硬くして、指定された音域の音をすべて押さえなければならない。これらのクラスターは機械音を模倣しているので、左右同じ強さで演奏し、右手にアクセントを付けて演奏をする必要がある。

曲の冒頭から強弱記号が pp、p、mp、と徐々に音が大きくなり、大きなクレシェンドがあつ

て、前腕部を使うクラスターを含む 9 小節目の f に到達する。そこでは、肘から手首までのクラスターを使い、右手は黒鍵、左手は白鍵を弾く。それに加えて、高音部にペントナミックの音階の音型が出てきて、これを右肘で演奏し、右手の手の平は下の部分のクラスターを担当することになる (Figure 15)。

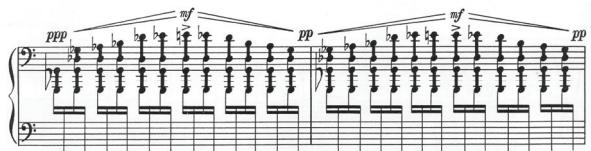


Figure 15. mm. 19-20.

作曲家自身、音の正確さは大切ではないと楽譜に記載している。正確さよりもむしろ、機械音のうなるような持続音の音色に変化を付けることが大切である。クラスターは身体の重みを鍵盤にかけて弾くことが基本で、決して叩いたりはしないことが重要である。26~27 小節目が雑音のピークで、それ以降はこれまでの動きの逆になっていく。つまり、クラスターが前腕部から手のひら、そして指で演奏するようになっていき、ディミヌエンドとなる。

② 35~85 小節

左手が機械音のブギウギのオスティナートが 4 小節のフレーズで出てくる。その後、機械音は続き、ジャズのようなアクセントと共に、p か fff まで行き、徐々に右手の和音を消していく。右手の和音は一番下の音が半音ずつ変化していく、常に f で弾かなければならない。

この曲で初めて主題の断片が出てくるのが 51 小節目からである。モチーフの一部がソプラノの最高音に出てくるが、左手の騒音のような機械音が邪魔をして聞こえない。メロディ、伴奏の両方がヘ長調で提示され、ピアニストは右手のテーマが左手の機械音に消されて、聞こえないように演奏する必要がある。これは劣悪な労働環境で働く工場の中でプロテスト・ソングが聞こえないという皮肉を込めているのであろう。60 小節目からはモチーフ A と E がはっきりと聞こえる。75~86 小節目までは長いペダルが記譜されているが、この部分は音を重ねていき、次のブルースへ行くための移行期として大切な部分である。

③ 86~110 小節

このバラードも *Which side are you on?* と同様に曲を二つの部分に分割し、決められた規則正しい機械の音と人間的な自由な部分から成っている。86 小節目からは二つ目の部分で、ブルースの音楽が始まる (Figure 16)。

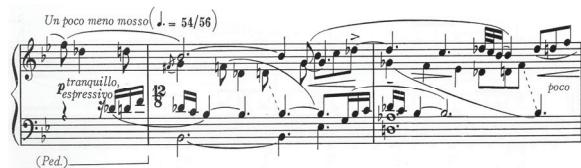


Figure 16. mm. 86-88.

ブルースの音楽によく使われる和音、リズムや装飾音を使い、ガーシュインの音楽のようである。変ロ長調で始まり、12/8 拍子となる。104、105、106 小節目の最後の部分に歌詞の “I got the blues” の部分（モチーフ A）を使っている。落ち着いた表情豊かに演奏する部分で、主題のモチーフは厳格な形では出てこない。4 曲のバラードの記譜された部分の中で最も自由に演奏しても良い箇所である。しかし、ブルースも徐々に消えていく、再び機械音が聞こえてくる。

④ 111~135 小節

機械音に戻るが、雰囲気は以前とは異なる。すぐに変ト長調 4/4 拍子で、原曲通りの主題のメロディが楽しそうに穏やかに聞こえてくるが、突然止められてしまい。ジェフスキーや得意な対位法のテクニックで複雑な音型に変わる。跳躍する音、複雑な拍子、厚みのある音が登場し、移調、縮小、拡大等の対位法のテクニックを使いながら、すべてのモチーフのストレットが出現する。モチーフ同志がぶつかり合い、非常に複雑な音型となる。

⑤ 136~155 小節

へ長調に変わり、ようやく主題のメロディすべてが完全な形で提示され、ブギウギに乗せて穏やかな雰囲気となる (Figure 17)。前述の通り、冒頭にテーマの提示をせず、最後の方にそれを持ってくることで、第 2 曲の *Which side are you on?* と同様の効果があると思われる。第 2 曲はその主題で曲が終わっていたが、この曲はそれで終わらず、さらに *pppp* から *fff* までの強弱記号を含んだクラスターが現れる。その後、クラ

スターのサイズが徐々に小さくなり、*pppp* まで変化させ、機械音がようやく消えていく。



Figure 17. mm. 134-145.

この曲では、感情的で人間らしいブルースと工場の機械音を対比させることで、原曲の歌詞が歌っている内容、つまり、1930 年代の米国南部の紡績工場での劣悪な労働環境に対する哀歌を見事に表現していると言える。

結語

本研究の結果と考察から、作曲家のジェフスキーやクラスター、対位法等の様々な作曲技法を駆使しながら、シンプルなフォーク・ソングを複雑な現代曲に変奏していく過程がわかり、曲の背景にある社会問題をこの楽曲で表現していることが明らかとなった。「恐ろしい記憶」「お前はどちら側の人間だ?」「川岸を下って」「ウインスボロ綿工場のブルース」の原曲が書かれた社会的・歴史的背景とジェフスキーや他の作曲家の 4 曲のバラードの楽曲分析の結果を比較検討したところ、それらは密接に関連していた。つまり、楽曲を分析していくことにより、過酷な労働に対する批判や貧困で嘆き悲しむ人々の叫びや苦しみを曲の中で表していることがわかった。

1970 年代後半、前衛の時代が終わり、作曲家たちが新たな方向を求めていた。多くの作曲家

が一般的にはわかりにくい現代音楽のテクニックをどのように使えば、聴衆に理解してもらえるのかを試行錯誤していた。そのような中、ジェフスキーフォーク・ソングのメロディを巧みに使い、現代音楽の作曲技法で曲を作り始めた。ジェフスキーフォーク・ソングと伝統的なクラシック音楽の作曲技法を結び付け、複雑な音楽構造から成る「ノース・アメリカン・バラード」を作曲し、彼独自のスタイルを確立したと言える。

そもそもクラシック音楽の器楽曲としての「バラード」は、自由に物語を語るように進んでいく曲のことであり、ショパンによってピアノ曲の「バラード」というジャンルが作られた。ショパンの「バラード」も4曲あるが、それらは広い音域を使い、技巧的にも難しく、転調や突然の強弱の変化等がある。ジェフスキーフォーク・ソングを意識して作曲されたのではないかと筆者は考える。そのロマン派的なバラードという楽曲に、まったく違うタイプの音楽であるフォーク・ソング、ブルース、ゴスペル、ブギウギ、ウォーキングベース等のアメリカ的な音楽の要素を見事に混ぜ合わせ、独特な世界を作り上げた。

本研究の楽曲分析の結果で示した通り、シンプルなメロディとリズムの歌を複雑に変奏していく手法は非常に緻密であり、その巧みな技法がジェフスキーラしい響きを生み出していると言える。アメリカで古くから歌われてきた旋律を題材にして、わかりやすいメロディを次第に複雑に変形していく作曲のテクニックは実に見事であった。また、演奏家にとっては超絶技巧であるこの作品の中には、クラスター的なもの、対位法的なもの、点描的なもの等のあらゆる技法・様式が詰め込まれていることがわかった。

そして、曲の背景にある社会問題を音楽で表現していることが明らかとなった。例えば、炭鉱での貧困の現実を嘆き悲しむ人々の叫びや苦しみを音に表し、紡績工場での騒音の中で旋律が聞き取れない状況にして、過酷な労働に対する批判をした。現代の社会にも通じる過酷な労働や理不尽な出来事への批判的な精神をこれらの曲の一音一音に映し出していたことが分析により明らかとなった。社会的弱者や労働者側に

立ち、体制への批判・皮肉をこの曲の中で表現した。

近年、日本でもコンサートで「ノース・アメリカン・バラード」の曲を演奏するピアニストが増えてきており、この曲は20世紀を代表するピアノ曲の一つと言っても過言ではない。作曲家が曲に託した思いは着実に聴衆に届き始めていると言えるのではないだろうか。

本論文では、ジェフスキーノース・アメリカン・バラードに焦点を当て、楽曲分析や文献研究を行ったが、今後はさらに他のピアノ曲についても研究をして、日本でジェフスキーフォーク・ソングを紹介していきたい。本研究が日本におけるジェフスキーリー研究のきっかけとなり、ピアニストにとって、彼の曲を理解して演奏するための一助になることを期待する。

文献

- 1) Ishii R. A Formal Analysis and Historical Perspective of Frederic Rzewski's *The People United Will Never Be Defeated!* 県立新潟女子短期大学研究紀要 2006; 43: 71-84.
- 2) Hershberger MA. Frederic Rzewski's North American Ballads: Looking Back to the Radical Politics of 1930s America. M.A. doc. East Lansing: Michigan State University; 2011.
- 3) Zuraw M. From ideology into Sound: Frederic Rzewski's "North American Ballads" and Other Piano Music from the 1970s. D.M.A. doc. Houston: Rice University; 2003.
- 4) La Rose AA. Politics, Improvisation, and Musicking in Frederic Rzewski's "Which Side Are You On?" from "North American Ballads". D.M.A. doc. New York: City University of New York; 2012.
- 5) Kim H. The Keyboard Music of Frederic Anthony Rzewski with Special Emphasis on the "North American Ballads". D.M.A. doc. Tucson: University of Arizona; 1995.
- 6) Kim S. Understanding Rzewski's North American Ballads: From the composer to the work. D.M.A. doc. Columbus: The Ohio State University; 2011.
- 7) ジェフスキーノース・アメリカン・バラード

- カンバラード. 東京: 全音楽譜出版社、2016; 30-63.
- 8) Gann K. American Music in the Twentieth Century. New York: Schirmer; 1997: 234-35.
- 9) 岡部真一郎. インタビュー フレデリック・ジェフスキ. レコード芸術 1999; 48: 209-11.
- 10) フレデリック・ジェフスキ、高橋悠治、大里俊晴. 音楽は戦争を止めることができるか. ユリイカ 1999; 31: 40-63.
- 11) Jacobs P. Liner Notes to Paul Jacobs plays Blues, Ballades & Rags. NY: Nonesuch Records; 1980.
- 12) Greenway J. American Folksongs of Protest. Philadelphia: University of Pennsylvania Press; 1953: 75, 144-45, 169-71, 274-75.
- 13) 佐野光司. ジェフスキ／ピアノ・ワークス 1975~99. レコード芸術 2003; 52: 163-64.

引用楽譜

- ジェフスキ. スクウェア・ノースアメリカンバラード. 東京: 全音楽譜出版社、2016; 30-63.

ABSTRACT

Analysis and interpretation of Frederic Rzewski's North American Ballads

Reiko Ishii^{1*}

¹ Department of Child Studies, Faculty of Human Life Studies, University of Niigata Prefecture

* Correspondence, rishii@unii.ac.jp

Frederic Rzewski is one of the important musicians of contemporary music, and has been active all over the world as a composer and a pianist. In recent years, not only his works have been performed in many countries including Japan, but also he himself has been playing vigorously as a pianist. Nevertheless, in Japan, there are few studies concerning Rzewski and his works. In this research, a study of Rzewski's music is conducted focusing on one of his major piano works, "North American Ballads." The purpose of this study is to see how the American social background is reflected upon this work, by analyzing "North American Ballads" which is composed based on four folk songs on the theme of American labor and social issues; "Dreadful Memories," "Which Side are You on?" "Down by the Riverside," and "Winnboro Cotton Mill Blues." As a result, a process of altering simple folk songs into complex contemporary music by utilizing composition techniques such as cluster and counterpoint is revealed, and it becomes clear that social background behind this work is expressed through music. Further analysis also revealed that the music expresses the criticism on hard labor and the cries and suffering of the people living in poverty. It is expected that this study motivates further study on Rzewski in Japan, and becomes an aid for pianists to understand and perform his music.

Key Words: Frederic Rzewski, North American Ballads, 20th century music, piano works, folk songs, protest songs

公営団地における福祉ニーズと支援体制づくり

小澤 薫^{1*}

本研究では、公営団地に居住する住民の福祉ニーズを通して、お互いが助け合える関係づくりに向けた提言を行うことを目的としている。研究対象は、A県B市C区の公営団地に居住する住民とし、自治会を通して調査を行った。「近所づきあいの程度」、「困りごとの有無、内容」、「手伝いができるかどうか」等の項目から分析を行った。住民の困りごとは多岐に渡っていた。公営団地という特殊性のもと、高齢化率が必ずしも高い団地ばかりではなかった。そのため若年層の増加は、支援者として期待される面もあるが、若年層において地域における支えあい、近所づきあいに対して消極的な回答がみられた。特に、40～50代の女性は、困りごととして「仕事」と「将来の不安」が高く、日常生活における地域の支え合いでは対応が困難のものもあった。その一方で、相談相手もなく地域の中で、孤立している状況がみられた。地域の支えあいに向けたマッチングのしくみづくりだけでなく、公的な支援が求められていた。あわせて地域で顔がみえる関係づくりにつながる日常的なしきけづくりが、重要である。

キーワード：助け合い、地域生活、社会的孤立、公的責任

はじめに

昨今、「孤独死」「孤立死」は、日本における大きな社会問題である¹⁻²⁾。「高齢社会白書」では「孤立死と考えられる事例が多数発生している」として、監察医務院、都市再生機構の数値を挙げている。こうしたこととききっかけに、地域住民の「つながり」の構築、コミュニティの活性化を目的とした地域福祉の推進が進められてきた³⁾。

地域の福祉課題に対して、地域における「支えあい」が政策的にも強調されている。2015年施行の生活困窮者支援制度では、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」として、既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造すること、「相互に支えあう」地域構築を目的に掲げている。国が構築を目指す「地域包括ケアシステム」においては、「自助・共助・互助・公助をつなぎあわせる役割が必要」であること、とくに「互助」が強調され、民間団体やボランティアが政

策の中で中核的に位置づけられるようになっている。

こうしたなかで、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会には、住民が暮らす地域の持続性、住民の生活実態に即した対応が求められている。

公営住宅は、公営住宅法に基づき入居収入基準や同居親族要件が定められているため、入居対象者が制限されている。入居要件としての収入階層は、制度発足当初は世帯全体の80%であったが、現在ではそのカバー率は25%になっている。そのため、高齢者や単身世帯など「福祉対象層」の増加が指摘されている⁴⁻⁵⁾。

地域福祉の推進が求められるなか、福祉ニーズが集約しやすい公営住宅において検討することは重要である⁶⁾。仁科・呉（2013）は公営団地における高齢者のコミュニティ形成の重要性を指摘している⁷⁾。糟谷他（2012）は団地再生に向けた住民同士の支えあいについて提言を行っている⁸⁾。児玉（2013）は公的集合住宅団地における見守り支援の実践を通じた一般化を検

¹ 新潟県立大学人間生活学部子ども学科

* 責任著者 連絡先：ozawak@unii.ac.jp

利益相反：なし

討している⁹⁾。菅野（2014）、小澤（2013）は、ひとり暮らし高齢者の調査から、地域のニーズに対する取り組みについて検討を行っている¹⁰⁻¹¹⁾。

本研究では、公営住宅に暮らす住民を対象に実施されたアンケート調査の結果を用いて、地域における困りごととそれを支える人のマッチングについて、また近所づきあいの程度が「困っている」「手伝いたい」という意識に与える影響について検討したい。

方法

(1) 対象地域の特性

「平成 20 年住宅・土地統計調査結果」によると、A 県 B 市の住宅戸数は 295,620 戸で、そのうち公営住宅は 7,080 戸で全体の 2.3% である。これを区ごとにみると、C 区（2,880 戸、5.4%）は戸数、構成比ともに一番大きかった。B 市内の「公営住宅の戸数」の 4 割は、C 区に集中している。また、C 区は生活保護世帯の割合が A 県内で一番高い地域である（2.41%・2015 年）。

そのなかで、本調査は、C 区の D 地区にある 3 つの公営団地において実施した。

調査対象とした公営団地における入居者の状況は、表 1 の通りである。いずれも建設から 20 年以上経過しており、古いところでは、50 年を超えている。団地によって規模が異なっている。

表1 調査対象とした公営団地

	建設年	戸数
X団地	昭和62～平成5	448戸
Y団地	昭和54～56	649戸
Z団地	昭和37～平成3	140戸

（出所）「B市市営住宅配置図一覧表」より作成

居住者の年齢構成をみると（表 2）、それぞれ傾向が異なっていることがわかる。特に、Y 団地は高齢化率が 20.8% と低く、生産年齢人口の比率が 65.3% と高くなっていた。Z 団地では年少人口比率が 9.8% と低くなっていた。1 世帯あたりの人員をみると（居住者数÷入居名義人）、X 団地は 2.17 人、Y 团地は 2.35 人、Z 団地は 2.20 人であった。

調査対象の 3 団地には、合計 6 つの自治会があり、それぞれの自治会長、民生委員、コミュ

ニティ協議会^{注1}、地区社協の協力で調査が行われた。調査主体は、C 区社会福祉協議会である（以下、区社協という）。D 地区は C 区内の公営団地のなかで、地域の支えあいにおけるボランティア活動が希薄な地区である。そこから、地域にどの程度手伝ってほしい人がいるのか、そしてどの程度手伝いができる人がいるのか把握することを目指して調査が実施された。あわせて、お互い助け合う体制、安心して暮らし続けられる地域づくりに向けた提案を行うことである。

表2 居住者の年齢構成

	居住者数	0～14歳		15～64歳		65歳以上	
		人数	%	人数	%	人数	%
X団地	919	130	14.1%	524	57.0%	265	28.8%
Y団地	1255	174	13.9%	820	65.3%	261	20.8%
Z団地	255	25	9.8%	169	66.3%	61	23.9%
調査地域合計	2429	329	13.5%	1513	62.3%	587	24.2%
C区市営住宅全体	5764	742	12.9%	3322	57.6%	1700	29.5%
B市市営住宅全体	10,911	1418	13.0%	6116	56.1%	3377	31.0%

（出所）B市住環境政策課（2016年4月1日現在）

アンケート内容は、「基本属性」、「家族・近隣関係」、「困った時の相談相手」、「困りごとや心配ごとの有無」、「困りごとや心配ごとの内容」、「手伝いができるかどうか」等の項目で行った。

調査は、2016 年 1～2 月に行われた。本調査では、構造化された調査票を用いたアンケート調査を実施した。調査票は各自治会を通じて各世帯に配布し、回収は班長や役員宅のポストへの投函とした。対象地区の全世帯である 1,099 世帯に調査票を配布し、総計 401 部が回収された。そのうちの有効回答数は 392 ケースで（白票、および項目の 50% 以上が無回答だった計 9 票は無効票として分析の対象から除外）、有効回収率 35.7% であった。自治会ごとにみると回収率にばらつきはみられるものの、全体的に回収された。

(2) 倫理的配慮

収集したデータについては統計的処理を行い、結果の公表に関して個人が特定されることのないよう配慮している。上記のような配慮を行う旨を調査の目的・趣旨とともに調査票表紙に明記した。

注1 「市民自治の推進を図るため、小学校区または中学校区を基本とし、自治会・町内会を中心に様々な団体等で構成された組織」（B 市 HP より）であり、地域づくりにむけて、地域の課題を共有し、課題解決につなげていく役割を担っている。

結果と考察

(1) 基本属性

表3は、本調査に回答した人の基本属性を集約したものである。回答者の7割が女性であった。特に、Z団地では、女性の比率が高く8割を占めている。回答者の年齢は、「60~79歳」が一番多く、次いで「40~59歳」であり、これらで8割を占めていた。Y団地、Z団地では、60歳以上が6割を超えていたが、X団地では59歳以下が4割を超えていた。居住歴は、どの地区でも「5年以上」が7割を超えていた。

表3 回答者の基本属性

性別	年齢(4区分)	X団地(n=235)		Y団地(n=112)		Z団地(n=45)		全体(n=392)	
		実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
男性	20~39歳	67	28.5%	34	30.4%	10	22.2%	111	28.5%
女性	40~59歳	166	70.6%	78	69.6%	35	77.8%	279	71.5%
	60~79歳	24	10.2%	6	5.4%	4	8.9%	34	8.7%
	80歳以上	82	34.9%	34	30.6%	13	28.9%	129	33.1%
	5年未満	110	46.8%	61	55.0%	26	57.8%	197	50.5%
	5年以上	18	7.7%	10	9.0%	2	4.4%	30	7.7%
居住歴	5年未満	62	26.4%	28	25.2%	9	20.0%	99	25.6%
	5年以上	170	72.3%	83	74.8%	35	77.8%	288	74.4%
世帯人	1人	75	31.9%	40	35.7%	16	35.6%	131	33.4%
数	2人	82	34.9%	42	37.5%	16	35.6%	140	35.7%
	3人以上	78	33.2%	30	26.8%	13	28.9%	121	30.9%
世帯類型	ひとり暮らし	75	31.9%	40	35.7%	16	35.6%	131	33.5%
	夫婦のみ	33	14.0%	18	16.1%	7	15.6%	58	14.8%
	本人夫婦と子ども	38	16.2%	14	12.5%	10	22.2%	62	15.9%
	本人と子ども	63	26.8%	31	27.7%	12	26.7%	106	27.1%
	その他	25	10.6%	9	8.0%	0	0.0%	34	8.7%

(出所)C区社会福祉協議会資料(未公表)より作成。無回答は欠損値として処理。

表4 年齢(4区分)、世帯類型×性別

年齢(4区分)	世帯類型	性別		性別	
		男性 実数	男性 %	女性 実数	女性 %
20~39歳	ひとり暮らし	14	12.6%	20	7.2%
40~59歳	夫婦のみ	23	20.7%	105	37.9%
60~79歳	本人夫婦と子ども	62	55.9%	134	48.4%
80歳以上	本人と子ども	12	10.8%	18	6.5%
	その他	23	20.9%	107	38.4%
		40	36.4%	18	6.5%
		29	26.4%	32	11.5%
		5	4.5%	101	36.2%
		13	11.8%	21	7.5%

(出所)表3と同じ。

世帯類型の状況では、3団地とも「ひとり暮らし」の割合がもっとも高くなっている。つい

で「本人と子ども」であった。Z団地では、X団地、Y団地と比べて「本人夫婦と子ども」の割合が高くなっていた。回答者の世帯人数は、平均2.13人、標準偏差1.092であった。1人が33.4%、2人が35.7%、3人以上が30.9%であり、ひとり暮らしもしくは2人が7割を占めていた。そのなかで、Y団地、Z団地と比べるとX団地は、ひとり暮らしの割合が低く、3人以上の比率が高かった。

回答者の性別と年齢階層をクロスすると(表4)、男女ともに「60~79歳」の割合がもっとも

高くなっている。ただしその割合は男性が7ポイントほど高い。その一方で「40~59歳」は、男性が20.7%、女性が37.9%となっており、女性は「40~59歳」の割合が、男性の約2倍になっている。続いて、回答者の性別と世帯類型をみると、男性は「夫婦のみ」が36.4%、ついで「本人夫婦と子ども」26.4%であった。女性は、「ひとり暮らし」が38.4%、ついで「本人と子ども」36.2%であった。回答者の性別によって、世帯類型が大きく異なっていた。女性の回答者は、ひとり暮らしもしくは自分と子どもの世帯であった。回答者の年齢と世帯類型をみると(表5)、60歳を境に世帯類型が大きく異なる。60歳代以上ではひとり暮らし世帯がもっとも割合

表5 世帯類型、居住歴×年齢(6区分)

世帯 類型	年齢(6区分)											
	20~30代		40代		50代		60代		70代		80代以上	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
ひとり暮らし	2	5.9%	7	9.2%	15	28.3%	40	40.8%	53	53.5%	14	48.3%
夫婦のみ	3	8.8%	0	0.0%	1	1.9%	21	21.4%	25	25.3%	7	24.1%
本人夫婦と子ども	20	58.8%	17	22.4%	13	24.5%	7	7.1%	2	2.0%	3	10.3%
本人と子ども	8	23.5%	43	56.6%	17	32.1%	18	18.4%	14	14.1%	5	17.2%
その他	1	2.9%	9	11.8%	7	13.2%	12	12.2%	5	5.1%	0	0.0%
居住歴 5年未満	19	55.9%	29	38.2%	9	17.0%	23	24.0%	14	14.6%	4	13.3%
5年以上	15	44.1%	47	61.8%	44	83.0%	73	76.0%	82	85.4%	26	86.7%

(出所)表3と同じ。

の大きい世帯類型であり、ついで「夫婦のみ」世帯である。ひとり暮らしは、70歳代では53.5%を占め、80歳代以上でも48.3%を占めていた。40歳代、50歳代は「本人と子ども」の割合が高く、特に40歳代では56.6%を占めていた。30代以下では、「本人夫婦と子ども」が58.8%を占め、ついで「本人と子ども」であった。

なお、居住歴と年齢階層をみると、50歳以上では「居住歴5年以上」ほぼ8割を超えていた。居住歴5年未満は、30代以下で55.9%、40歳代で38.2%であった。

以上のことから、Y団地、Z団地が単身世帯、2人世帯が多く、世帯人数もX団地に比べてやや少ないことが特徴であった。X団地は、59歳以下の比率が高く、世帯人数が3人以上の割合が若干高くなっていた。また、全体的には、ひ

とり暮らし世帯の割合が高いなかで、50代以下では、女性世帯主で、本人と子ども世帯の割合が高かった。幅広い年齢層ではあるものの、さまざまな福祉ニーズを抱えた世帯が混在していることがわかる。

(2) 近所づきあいの程度

近所とのつきあいの程度について尋ねている。「ほとんどつきあいがない」17.6%、「会えばいいさつをする」34.7%、「立ち話をする」30.1%、「近所の家を行ったり来たり」5.6%、「困ったときに相談する」6.6%、「留守を頼んだり、親しく話をする」4.8%、「その他」0.5%であった。他の具体的な記述としては、「親しくしているのは2人ぐらい」「団地の集会所に友達もいますからみんなと仲良くやっています」であった。

分析にあたって、近所づきあいの程度を「つ

表6 基本属性×近所づきあいの程度(4区分)

性別	年齢 (6区 分)	近所づきあいの程度(4区分)											
		つきあいない		あいさつ程度		立ち話		親しいつきあい		合計			
		実数	行のN %	実数	行のN %	実数	行のN %	実数	行のN %	実数	行のN %	実数	行のN %
男性	20~30代	25	22.5%	45	40.5%	29	26.1%	12	10.8%	111	100.0%		
女性	40代	44	15.8%	90	32.3%	88	31.5%	57	20.4%	279	100.0%		
	50代	12	15.8%	41	53.9%	14	18.4%	9	11.8%	76	100.0%		
	60代	10	18.9%	23	43.4%	16	30.2%	4	7.5%	53	100.0%		
	70代	22	22.4%	30	30.6%	36	36.7%	10	10.2%	98	100.0%		
	80代以上	15	15.2%	16	16.2%	36	36.4%	32	32.3%	99	100.0%		
	ひとり暮らし	6	20.0%	5	16.7%	7	23.3%	12	40.0%	30	100.0%		
女性	夫婦のみ	25	19.1%	32	24.4%	40	30.5%	34	26.0%	131	100.0%		
	本人夫婦と子ども	11	19.0%	14	24.1%	24	41.4%	9	15.5%	58	100.0%		
	本人と子ども	9	14.5%	31	50.0%	17	27.4%	5	8.1%	62	100.0%		
	X団地	18	17.0%	42	39.6%	28	26.4%	18	17.0%	106	100.0%		
世帯 員数	1人	25	19.1%	32	24.4%	40	30.5%	34	26.0%	131	100.0%		
	2人	27	19.3%	46	32.9%	43	30.7%	24	17.1%	140	100.0%		
	3人以上	17	14.0%	58	47.9%	35	28.9%	11	9.1%	121	100.0%		
団地 名	X団地	47	20.0%	91	38.7%	66	28.1%	31	13.2%	235	100.0%		
	Y団地	15	13.4%	30	26.8%	38	33.9%	29	25.9%	112	100.0%		
	Z団地	7	15.6%	15	33.3%	14	31.1%	9	20.0%	45	100.0%		

※%は、項目ごとの合計に対する割合

(出所)表3と同じ。

きあいがない」(=「ほとんどつきあいがない」)、「あいさつ程度」(=「会えばあいさつをする」)、「立ち話程度」(=「立ち話をする」)「親しいつきあい」(=「近所の家を行ったり来たり」、「困ったときに相談する」、「留守を頼んだり、親しく話をする」、「その他」)の4つに分類して傾向をみていく。

表6は、近所づきあいの程度(4区分)と基本属性をクロスしたものである。回答者の性別でみると、「つきあいがない」は女性が15.8%であるが、男性では22.5%で、7ポイントほど男性の方が高かった。その一方で「親しいつきあい」は女性が20.4%、男性が10.8%で、女性は「親しいつきあい」が男性の2倍であった。

年齢でみると、「つきあいがない」は年齢があがると増える傾向にある。「あいさつ程度」は30代以下、40代で5割を超え、50代でも4割を占めている。70代以上になると16%程度まで低くなっている。「親しいつきあい」については、60歳代以下では10%程度に過ぎないが、70歳代以上では3割を超えている。年齢が上がることによってつきあいの程度が深まる傾向はある。

世帯類型をみると、どの世帯でも「つきあいがない」が2割程度占めている。「あいさつ程度」は、「本人夫婦と子ども」「本人と子ども」では4~5割を占めていた。ひとり暮らしでは「親しいつきあい」が26.0%と高いが、「つきあいがない」も19.1%であった。同居家族数でみると、「親しいつきあい」は、「ひとり暮らし」で26.0%と高く、家族数が増えるとその比率は下がっていた。「つきあいがない」については、「ひとり

暮らし」が19.1%と高く、3人以上では14.0%であった。3人以上では「あいさつ程度」が約5割を占めていた。

団地別にみると、X団地は「つきあいがない」20.0%と高く、「親しいつきあい」も13.2%と低かった。それとは逆にY団地は、「つきあいがない」が低く、「親しいつきあい」が高かった。

以上のことから、女性よりも男性で「つきあいがない」という回答が多く、年齢的には、年齢があがることによって「親しいつきあい」が増えるが、「つきあいがない」も増える。世帯状況からは、世帯状況にかかわらず、「つきあいがない」世帯は2割程度占めているが、「親しいつきあい」は「ひとり暮らし」で高かった。

(3) 相談相手

困ったときの相談相手について尋ねている。「相談相手がいる」は91.8%、「頼れる人はいない」は6.1%であった。「頼れる人がいない」は、女性(5.5%)よりも男性(8.2%)で高く、年齢階層では高い方が高かった(80歳以上10.0%、60~79歳6.8%、40~59歳5.5%)。同居世帯数は、少ない方が高かった(1人9.4%、2人5.1%、3人以上4.2%)。

困ったときの相談相手がいる人の相談先については(複数回答)、「家族や親戚」79.1%、「友人・知人」49.9%、「区役所」12.8%、「近所の人」8.9%、「ケアマネジャー、ヘルパー」8.4%、「民生委員、自治会役員」7.5%、「地域包括支援センター」5.3%、「警察」5.3%、「社会福祉協議会」2.5%であった。

表7 相談相手×性別、年齢(4区分)

相談相手	性別				年齢(4区分)							
	男性		女性		20~39歳		40~59歳		60~79歳		80歳以上	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
家族や親戚	79	71.8%	205	75.1%	30	88.2%	98	77.2%	132	69.5%	22	73.3%
友人・知人	34	30.9%	145	53.1%	20	58.8%	72	56.7%	83	43.7%	4	13.3%
近所の人	6	5.5%	26	9.5%	1	2.9%	12	9.4%	16	8.4%	3	10.0%
民生委員や自治会役員	9	8.2%	18	6.6%	1	2.9%	7	5.5%	12	6.3%	7	23.3%
ケアマネやヘルパー	9	8.2%	21	7.7%	0	0.0%	8	6.3%	17	8.9%	5	16.7%
区役所	17	15.5%	29	10.6%	1	2.9%	12	9.4%	29	15.3%	3	10.0%
地域包括支援センター	5	4.5%	14	5.1%	0	0.0%	5	3.9%	11	5.8%	3	10.0%
社協	5	4.5%	4	1.5%	0	0.0%	5	3.9%	2	1.1%	2	6.7%
警察	5	4.5%	14	5.1%	0	0.0%	3	2.4%	12	6.3%	4	13.3%
頼れる人はいない	9	8.2%	15	5.5%	1	2.9%	7	5.5%	13	6.8%	3	10.0%
その他	2	1.8%	5	1.8%	0	0.0%	3	2.4%	4	2.1%	0	0.0%

(出所)表3と同じ。

性別で比較すると（表7）、女性が高い項目は「友人・知人」、「近所の人」で、男性では「区役所」「民生委員・自治会会員」であった。年齢階層別にみると、「20~30代」「40~59歳」は「家族や親せき」「友人・知人」が圧倒的であった。「60~79歳」では、「家族や親せき」「友人・知人」に加えて、「区役所」「ケアマネジャーやヘルパー」「近所の人」がみられる。「80歳以上」については、「友人・知人」の割合が下がり、「民生委員・自治会会員」「ケアマネジャーやヘルパー」「警察」の割合が上がっている。

表8 相談相手×近所づきあいの程度、団地名

	近所づきあいの程度（4区分）								団地名					
	つきあいない		あいさつ程度		立ち話		親しいつきあい		X団地		Y団地		Z団地	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
家族や親戚	45	67.2%	100	75.8%	88	76.5%	51	73.9%	171	74.7%	79	72.5%	34	75.6%
友人・知人	19	28.4%	62	47.0%	56	48.7%	42	60.9%	111	48.5%	46	42.2%	22	48.9%
近所の人	0	0.0%	4	3.0%	8	7.0%	20	29.0%	16	7.0%	10	9.2%	6	13.3%
民生委員や自治会役員	3	4.5%	2	1.5%	8	7.0%	14	20.3%	16	7.0%	8	7.3%	3	6.7%
ケアマネやヘルパー	8	11.9%	5	3.8%	10	8.7%	7	10.1%	18	7.9%	8	7.3%	4	8.9%
区役所	7	10.4%	12	9.1%	17	14.8%	10	14.5%	28	12.2%	10	9.2%	8	17.8%
地域包括支援センター	3	4.5%	4	3.0%	6	5.2%	6	8.7%	12	5.2%	5	4.6%	2	4.4%
社協	3	4.5%	2	1.5%	1	.9%	3	4.3%	6	2.6%	2	1.8%	1	2.2%
警察	6	9.0%	2	1.5%	4	3.5%	7	10.1%	11	4.8%	3	2.8%	5	11.1%
頼れる人はいない	12	17.9%	5	3.8%	7	6.1%	0	0.0%	14	6.1%	8	7.3%	2	4.4%
その他	1	1.5%	1	.8%	3	2.6%	2	2.9%	4	1.7%	3	2.8%	0	0.0%
合計	67	100.0%	132	100.0%	115	100.0%	69	100.0%	229	100.0%	109	100.0%	45	100.0%

(出所)表3と同じ。

近所づきあいの程度（4区分）と相談相手についてみると（表8）、「つきあいがない」で、「頼れる人がいない」が17.9%と高く、近所とのつきあいがない人の約2割は、困った時に頼れる人がいない。「つきあいがない」では、「家族や親せき」「友人・知人」も他の回答より低く、「ケアマネジャーやヘルパー」「区役所」が他よりも高くなっていた。「親しいつきあい」では、「頼れる人がいない」という回答はゼロであった。「家族や親せき」は7割、「友人・知人」6割が挙げていた。「近所の人」は3割、「民生委員・自治会会員」も2割で、近所との親しいつきあいがある人は、家族や知人、近所の人、地域の役員ともつきあいがあることがわかる。

団地別にみると、Y団地で「頼れる人がいない」が7.3%と高かった。Z団地では、「近所の人」「区役所」「警察」の比率が相対的に高かつた。

(4) 困りごとや心配ごとを抱えている人

困りごとや心配ごとを抱えているかどうかに

ついて尋ねている。「はい」が34.4%、「いいえ」が58.2%であった。

「はい」と回答した人の年齢をみると、性別でみると女性（38.5%）の方が男性（33.9%）よりも高い。年齢別では、80代以上では62.1%、70代では47.6%と、半数以上が「はい」。ついで40代で37.0%であった。同居家族数でみると、ひとり暮らしが42.1%と高かった。

近所づきあいの程度でみると、「つきあいがない」43.8%、「立ち話程度」38.9%、「あいさつ程度」29.7%、「親しいつきあい」42.9%であつ

た。また、困ったときに頼れる人がいない人の75.0%は、心配ごとがあると回答している（表9）。相談相手がいる人で、困りごとがあると回答している人は34.3%なので、相談相手がいない人で困りごとを抱えている人は2倍の大きさになっていた。

表9 困りごとの有無×相談相手の有無

困りごと 有無	相談相手		い		い		合計			
	困りごと 有無	いる 実数	い		合計 実数	%				
			実数	%						
はい	はい	116	34.3%	15	75.0%	131	36.6%			
いいえ	いいえ	222	65.7%	5	25.0%	227	63.4%			

(出所)表3と同じ。

団地別にみると、「はい」が一番高いのはX団地で43.1%、ついでZ団地で34.9%、Y団地26.0%であった。

次に困りごとや心配ごとの内容についてみていく。その内容は、健康、生活、人間関係、子育ての4つの分類24項目を複数回答で尋ねている。第1位が（健康）体調53.3%、第2位が（生活）将来のこと45.1%、第3位が（健康）通院・（生活）除雪15.6%、第4位が（生活）買い物・（健康）介護14.8%であった。

回答者の年齢、家族類型ごとに、心配ごとの上位項目を示した（表 10）。

表10 年齢、世帯類型×困りごとや心配ごと(上位項目)

	第1位	第2位	第3位
30代以下	預け先がない	体調・住居・将来のこと	
40代	将来のこと	体調	仕事
50代	体調	将来のこと	介護・除雪
60代	将来のこと	体調	家族関係
70代	体調	将来のこと	除雪
80代以上	体調	通院	買い物
ひとり暮らし	体調	通院	買い物
夫婦のみ	体調	除雪	介護
本人夫婦と子	将来のこと	近所づきあい	災害、人間関係
本人と子	将来のこと	体調	仕事

(出所)表3と同じ。

表11 困りごとや心配ごと(内容)×性別

困りごとや心配ごと (内容)	性別				
	男性		女性		
	実数	%	実数	%	
健康	体調	20	64.5%	45	49.5%
	通院	5	16.1%	14	15.4%
	介護	11	35.5%	7	7.7%
	健康その他	1	3.2%	4	4.4%
生活	食事	6	19.4%	6	6.6%
	買い物	6	19.4%	12	13.2%
	住居	2	6.5%	8	8.8%
	ゴミ出し	2	6.5%	9	9.9%
	除雪	8	25.8%	11	12.1%
	防犯	0	0.0%	4	4.4%
	災害等緊急時	6	19.4%	11	12.1%
	将来のこと	15	48.4%	40	44.0%
	仕事	0	0.0%	14	15.4%
	行政手続き	1	3.2%	6	6.6%
人間関係	家族関係	2	6.5%	10	11.0%
	近所づきあい	4	12.9%	13	14.3%
	話し相手	3	9.7%	8	8.8%
	人間関係その他	4	12.9%	8	8.8%
子育て	相談先がない	1	3.2%	5	5.5%
	しつけ	1	3.2%	3	3.3%
	遊び場	0	0.0%	1	1.1%
	預け先ない	2	6.5%	2	2.2%
	子育てその他	1	3.2%	3	3.3%

(出所)表3と同じ。

どの世代でも体調が上位にあり、どの世代でも何らかの健康の不安を抱えていた。あわせて将来のことへの不安が高く、特に 40 代では「将来のこと」が第 1 位になっていた。さらに 40 代で特徴的なのは「仕事」に対する不安が大きいことである。世帯類型とのクロスでもみたように、40 代は「本人と子ども」の比率が高く、ひとり親で子どもと暮らしながら、健康面での不安を抱え、仕事のこと、将来のことを考えている様子がわかる。50 代は介護、60 代では家族

関係が上位に挙がっていた。

世帯類型でみると、「ひとり暮らし」は「体調」が高く、ついで「通院」「買い物」であった。「夫婦のみ」は「体調」「除雪」「介護」、子どもがいる世帯では「将来のこと」が高かった。性別で比較すると（表 11）、男性が高い項目は、「体調」「介護」「食事」「買い物」「除雪」、女性では「仕事」であった。

団地別にみると、どの団地でも、「健康」「将来のこと」が上位であった。そのなかで Y 団地では「健康」が 76.9% で、7 割を超える人が健康に不安を抱えていることがわかる。団地として高い項目は、X 団地は「除雪」（18.5%）と「災害等緊急時」（16.0%）、Y 団地は「買い物」（26.9%）と「通院」（23.1%）、Z 団地は「介護」（26.7%）と「食事」（26.7%）であった。

困りごとや心配ごとの具体的な記述として、「何をどこに相談したらよいかわからない」（女性・30 代・夫婦と子）という相談の先がわからないこと、「私は去年 4 月入院、今はリハビリでがんばっている。何十年も自転車で 40~50 分程かけて大型ショッピングに出掛けっていましたから今は歩きしかスーパーに行けません。大型ショッピング及びホームセンター等に買い物にいきたいと思っていますが、交通面も不便でなかなかいけません。困っています。いきたいところもありますが、なかなか…」（女性・70 代・本人と子）といった健康状態と買い物についての記述もみられた。

（5）近所の手伝いができるかどうか

「もし、近所の方が困っていたら、できる範囲で手伝いができるか」どうか尋ねている。「はい」30.9%、「いいえ」10.0%、「どちらともいえない」51.5% であった。

性別でみると、「はい」は男性で 38.5%、女性で 31.5% であり、若干男性の方が高かった。年齢でみると（表 12）、「はい」は 80 代以上で 60.0% と高く、ついで 60 代 36.0%、20~39 歳 32.4% であった。その一方で「いいえ」が高いのは、80 代以上、60 代、70 代であった。「どちらともいえない」は 50 代以下で 6 割を超えており、50 歳代以下では手伝いの意思を示す割合は

表12 手伝いの意思×年齢(6区分)

手伝いの意思	年齢(6区分)											
	20~30代		40代		50代		60代		70代		80代以上	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
はい	11	32.4%	20	27.8%	15	28.8%	32	36.0%	28	31.1%	15	60.0%
いいえ	2	5.9%	8	11.1%	3	5.8%	12	13.5%	11	12.2%	4	16.0%
どちらともいえない	21	61.8%	44	61.1%	34	65.4%	45	50.6%	51	56.7%	6	24.0%

(出所)表3と同じ。

高くなかったが、手伝いに拒否的な回答も低くかった。近所づきあいの程度(4区分)でみると、「親しいつきあい」がある人は「はい」が56.9%に及び、「つきあいがない」の人(15.9%)の約4倍になっていた。「いいえ」については、「つきあいがない」では22.2%で、「親しいつきあい」(13.8%)の約2倍になっていた。親しい近所づきあいがあるほど、近所における手伝いの意

性別でみると、どの項目についても男性が高く、特に「除雪」、「電球交換」が高かった(表14)。年齢でみると、70代以下で7割が「声かけ」と回答している。ゴミ出しについては、40代と80代以上を除く年代で4割以上が回答している。除雪については40代以下、買い物は50代と60代で3割を超える、話し相手については70代と30代以下で4割を超えていた。

表13 手伝いの意思×近所づきあいの程度(4区分)

手伝いの意思	近所づきあい(4区分)											
	つきあいなし		あいさつ程度		立ち話		親しいつきあい		合計			
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
はい	10	15.9%	38	29.2%	40	35.7%	33	56.9%	121	33.3%		
いいえ	14	22.2%	7	5.4%	11	9.8%	8	13.8%	40	11.0%		
どちらともいえない	39	61.9%	85	65.4%	61	54.5%	17	29.3%	202	55.6%		

(出所)表3と同じ。

思が示されるが、近所づきあいが疎遠なほど、近所における手伝いに対して否定的な割合が高かった。近所づきあいの程度が近所における手伝いに影響を与えていることがわかる(表13)。なお、団地による手伝いの意思の差はなかった。

次に、手伝いの意思を示した人に対して、協力できる内容を尋ねている。「声かけ」70.6%、「ゴミ出し」44.0%、「話し相手」36.7%、「除雪」27.5%、「買い物」23.9%、「電球交換」21.1%であった。

表14 手伝える内容×性別

	性別			
	男性		女性	
	実数	%	実数	%
声かけ	27	73.0%	50	69.4%
ゴミ出し	19	51.4%	29	40.3%
除雪	18	48.6%	12	16.7%
電球交換	13	35.1%	10	13.9%
買い物	11	29.7%	15	20.8%
話し相手	15	40.5%	25	34.7%
その他	3	8.1%	6	8.3%

(出所)表3と同じ。

表15 手伝いの意思×困りごとの有無

手伝いの意思	困りごとの有無		合計	
	はい	いいえ	実数	%
はい	49	38.3%	67	31.6%
いいえ	19	14.8%	17	8.0%
どちらともいえない	60	46.9%	128	60.4%

(出所)表3と同じ。

また、困りごとや心配ごとがあるかどうかと近所での手伝いの意思をクロスすると、困りごとや心配ごとがあると回答した人の方が、手伝う意思を示すが割合が高かった(表15)。誰かに助けてもらいたいという思いが、誰かの手伝いをするという現実的な意識につながっていると言える。実際、具体的な記述において、「今すぐではないが、今後健康体調が心配。その際どなたかの手を借りることになると思う。その前に、今どなたかのお手伝いをしたい気持ちがあるが現在仕事している。いずれできる時があればお手伝いしたい」(女性・60歳・ひとり暮らし)、「私自身70歳を迎えました。いつ何が起き

るか分かりません。できる時にできることをさせて頂ければと考えているこの頃です」(女性・70代・ひとり暮らし)と、自分が手伝ってもらう前に手伝いたいという思いが見られた。

(6)「困っていること」と「手伝えること」のバランス

表16 「困っている」(a)と「手伝える」(b)のバランス

	X団地(n=235)		Y団地(n=112)		Z団地(n=45)		全体(n=392)	
	バランス	a/b	バランス	a/b	バランス	a/b	バランス	a/b
買い物	0.62	8/13	0.88	7/8	0.60	3/5	0.69	18/26
除雪	0.94	15/16	0.13	1/8	0.50	1/2	0.63	19/30
ゴミ出し	0.19	5/26	0.24	4/17	0.40	2/5	0.23	11/48
話し相手	0.36	5/14	0.23	3/13	0.13	1/8	0.28	11/40

(出所)表3と同じ。

最後に、本調査で得られた地域住民の「困っていることや心配ごと」と「手伝えること」についてみていく。室崎・神吉(2007)は、都市部の団地において「住民相互の助け合いシステム構築の可能性を探る」ために、「手伝ってほしい」と「手伝える」内容を需要と供給として、そのバランスをみている(ニーズ・シーズ分析)¹²⁾。菅野(2016)は、同様の分析手法を通じて中山間地域の「コミュニティにおける生活課題とそれを解決する力の両方を総合」評価を行っている¹³⁾。ここでは、「困っていることや心配ごと」を「手伝ってほしい」こととして分析を行う^{注2)}。

本調査では、「買い物」、「ゴミ出し」、「除雪」、「話し相手」の4項目について、「手伝ってほしい」、「手伝えること」それぞれについて尋ねているため比較が可能である。それらをみると、どの項目についても、「手伝える」方が高かった。「手伝ってほしい」人数に対する「手伝える」人数の割合をみると(表16)、「買い物」と「除雪」は0.63~0.69、「ゴミ出し」・「話し相手」は0.23~0.28であった^{注2)}。つまり「買い物」と「除雪」は手伝ってほしい回答が多く、手伝いも期

待ができるが、「ゴミ出し」・「話し相手」については、手伝える人は多いが手伝ってほしい人は少ないと言える。

さらにこれを団地ごとにみると、Y団地では、「買い物」について「手伝ってほしい」と「手伝える」がほぼ同等で、困っていることでも手

伝えるということが存在していた。その一方でX団地では「買い物」に対して、「手伝える」の方が大きくなっていた。これは、スーパーの立地など「買い物」の環境が大きく関わっていると言える。近場にスーパーがあるX団地では、「買い物」に対して「困っている」は少ないが、近場にスーパーがないY団地では「買い物」への不安が大きくなっていた。

表17 年齢(4区分)別の「困っている」と「手伝える」のバランス

困っている (内容)	20~39歳		40~59歳		60~79歳		80歳以上	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
買い物			1	0.03	13	0.21	4	0.25
ゴミ出し			2	0.06	6	0.10	3	0.19
除雪			5	0.14	12	0.19	2	0.13
話し相手	1	0.13	3	0.09	6	0.10	1	0.06
手伝える (内容)	20~39歳		40~59歳		60~79歳		80歳以上	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
買い物	2	0.20	6	0.21	17	0.30	1	0.07
ゴミ出し	4	0.40	13	0.45	29	0.52	2	0.14
除雪	5	0.50	9	0.31	13	0.23	3	0.21
話し相手	4	0.40	9	0.31	23	0.41	4	0.29

(出所)表3と同じ。

また、年齢別にこのバランスをみると(表17)、年齢が高くなるにつれ、「手伝ってほしい」項目が増え、生活支援のニーズは増加している。同様に、年齢によって「手伝える」項目が変わっている。

注2 菅野(2016)は、「手伝ってほしいこと(ニーズ)」、「手伝えること(シーズ)」としてそれらのバランスをみており、「0.95以上=大」「0.40~0.94=中」「0.39以下=小」として集約している。

結語

以上のことから、男性は近所づきあいが希薄な人が多く、困った時の相談相手がないと回答が多くみられた。しかし、近所での手伝いの意思是男性の方がより多く示していた。これは、困りごとや心配ごとがある人ほど、手伝う意思を示していたことにもつながる。男性の困っていること、男性の手伝いたいことからの掘り起しが、1つの可能性を示している。

団地ごとについては、全体的な年齢構成と回答者の構成に若干のズレがあり、Y団地では「親しいつきあい」の比率が高いにもかかわらず、「頼れる人がいない」の比率も高くなっている。それでも地域環境の差が、住民の福祉ニーズとして示されていた。

C区社会福祉協議会は、本調査後、困りごとを言いやすい環境づくり、手伝いたいという思いの組織化を目指して、地域への働きかけを進めている。実際、地域に多くの困りごとや心配ごとがあり、一定数の手伝える意思を確認することができた。これまでみてきたように、困りごとや心配ごとを抱えている人ほど、近所づきあいが希薄で、頼れる人がないと回答していた。潜在化している地域ニーズの掘り起しが、地域にとって、地域福祉の推進機関として喫緊の課題である。ただし、本調査では、あくまで「困りごと心配ごとがあるかどうか」を確認したに過ぎない。「助けてほしいかどうか」について確認した項目はないので、住民の助けてほしい意思を改めて確認する必要がある。

本調査の回答者のうち、すぐにでも手伝いが必要と回答したのは11名(2.8%)であった。その具体的な内容としては、障がいのある息子のこと(女性・60代・本人と子ども)、別居の母親のこと(女性・40代・ひとり暮らし)が挙げられていた。その他、日常的なこととして、「近所のペットのこと」、「団地の樹木の手入れ」といったことも挙げられていた。

また、調査結果から40~50代の母親と子どもの世帯が確認された。そこでは共通の「困りごと心配ごと」として「仕事」や「将来のこと」が挙げられていた。地域で助け合える内容ではないが、区社協として明らかになった不安への

対応が求められている。

地域の支援力については、調査の構造上、今回は直接的な支援の項目のみであったので、地域の力を確認するためには、不十分であった。多様な地域住民の技術・技能も含めて地域の力を確認する必要がある。さらに、住民の手伝えるという意思を具体的な支援力として掘り起こしていくことが課題である。C区内でも、お金を介在させて、地域ニーズと地域の力をつなげた取り組みを行っている自治会も現れている。

その一方で、「年配の方々の近所の噂話で迷惑することが多々あります。助けて欲しいと思わないし、助けたいと思わない。住みにくい地域だと思っています。子どもが外で遊べば苦情ばかり。都合のいい時だけ、お互い助け合うのは、どうかと思います。近所付き合いもいらないと思うくらい住みにくい。余計な制度はもういらないです」(女性・30代・夫婦と子)という声に代表されるように、「地域での助け合い」を押し進めることへの疑問もみられた。

地域住民への一方的な押しつけとならないよう、地域で積み重ねられている力を発見し、地域の中で活かしていく必要がある。そして地域のなかで顔のみえる関係を日常的に作っていくことが必要である。さらに、団地、自治会によって住民のニーズと地域の力のバランスに違いがみられたので、外部からの力を取り入れたり、外部へ発信していったり地域を超えたかかりわりを推進していくことが求められている。

あわせて、地域の支えあいだけではない、地域の支えあいを支える公的な支援が不可欠である。子どもがいること、健康への不安を抱えていること、ひとり暮らし、特に高齢者が多いことは、制度とのつながる可能性が高い世帯である。高齢者の夫婦世帯、中年層の子どもと高齢者の世帯などについては公的な支援のしくみが不十分である。制度の狭間に置き去りにしない、早期発見のしくみづくりが、生活困窮者支援制度をはじめ様々な政策に位置づけられている。こうした制度を活用し、公的な責任を位置づけながら、安心して暮らしそうい地域に向けた「地域づくり」が求められている。

文献

- 1) 河合克義. 老人に冷たい国・日本. 東京 : 光文社新書、2015.
- 2) 中沢卓実・結城康博編著. 孤独死を防ぐ. 京都 : ミネルヴァ書房、2012.
- 3) 厚生労働省. これから地域福祉のあり方に関する研究会報告. 2008.
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku-000010000000000000.html> (参照 2017 年 1 月 4 日)
- 4) 早川和男. 居住福祉. 東京:岩波新書、1997 ; 154-156.
- 5) 川村岳人. 公営住宅の集中立地地域に居住する福祉対象層の地域社会に対する意識. 貧困研究. 2016 ; 16 : 90-99.
- 6) 佐藤由美. 大都市の共同住宅と高齢者居住. 日本住宅会議編 深化する居住の危機 住宅白書 2014-2016. 東京 : ドメス出版、2016 ; 95-98.
- 7) 仁科伸子、呉世雄. 大都市郊外の公営住宅団地に居住する高齢者の社会関連性の特性と課題についての研究. 社会福祉学. 2013 ; 54 : 42-54.
- 8) 糟谷佐紀、室崎千重、平山洋介. 明舞団地と住民活動の実際 一団地再生に向けた取組一. 関西大学戦略的研究基盤団地再編リーフレット Vol 067. 吹田 : 関西大学先端科学技術推進機構地域再生センター、2012. <http://www.kansai-u.ac.jp/ordist/ksdp/danchi/067.pdf> (参照 2017 年 1 月 31 日)
- 9) 児玉善郎. 集合住宅団地の支え合いのすすめ 地域を育む 13 の実践. 宮城 : 全国コミュニティライフサポートセンター、2013
- 10) 菅野道生. 都市の集合住宅における高齢者の生活実態. 新井・荻原他編. 検証「社会保障改革」住民の暮らしと地域の実態から. 東京 : 自治体研究社、2014.
- 11) 小澤薰. 孤立する高齢者のニーズと地域福祉の課題. 人間生活学研究. 2013 ; 4 : 61-69.
- 12) 室崎千重、神吉優美. 郊外団地における住民相互の助け合いシステムに関する研究. 日本建築学会大会学術講演梗概集 2007 ; 68.
- 13) 菅野道生. 岩手県の中山間地域における住民生活と福祉問題. 自治労連社会保障・社会福祉研究会報告資料. 2016 ; 17.

ABSTRACT

Welfare needs and producing a support system in public housing

Kaoru Ozawa^{1*}

¹ Department of Child Studies, Faculty of Human Life Studies, University of Niigata Prefecture

* Correspondence, ozawak@unii.ac.jp

In this research, through the welfare needs of residents living in public housing, the aim is to make recommendations for creating relationships that can mutually help each other. Analysis was conducted from items such as "degree of neighborhood association", "content of problems related to daily life", "whether or not to help". The problems of the residents were diverse. Under the special nature of public housing, it was not only housing districts where the aging rate was necessarily high. As a result, the increase in the number of young people is expected as a supporter, but young people responded negatively to regional support and neighbors' association. In particular, women in 40s to 50s had "work" and "anxiety in the future" as problems, and there

were also cases where it was difficult to deal with regional support in daily life. On the other hand, there were no consultation partners, and isolated situations were seen in the area. In addition to creating a mechanism of matching towards regional support, role of administration is sought. It is important to lead to the creation of relationships where faces can be seen in the area.

Key Words : social life community, social isolation, role of administration

児童館における健全育成概念の変遷

植木信一^{1*}

児童館における子どもの健全育成（以下、「健全育成」という。）は、その時々の国の政策に対応してその概念が変化してきた可能性がある。したがって、日本の健全育成を分析するためには、国の政策に対応する児童館における健全育成概念の変遷を検証することが不可欠であると判断した。

児童館における健全育成は、これまで予防機能を果たすための一般児童対策であると言われてきたが、実際は、保護機能とのバランスを保とうとしながら健全育成を徹底するという、健全育成に内在する機能の実態がわかつてきた。児童福祉法の理念を具現化しながら、健全育成を展開する場としては、児童館は最適の場であったと考えられるが、児童館における健全育成は、一般児童対策だけでは健全育成概念を形成することができなかつたのである。

このようなことから、児童館における健全育成は、国の政策によって健全育成概念が変遷していることが明らかになった。

キーワード： 児童館、健全育成、一般児童対策、予防機能、保護機能

はじめに

1. 研究の背景と問題の所在

児童福祉法における健全育成とは、「これまで児童政策を一貫して支配してきた要保護の児童のみを問題とする思想に終止符をうち、それをこえて次代の社会の担い手たる児童の健全な育成、全児童の福祉の積極的増進を基本精神とする児童についての根本的総合的法律であり、わが国にかつて例をみない画期的な社会立法である。」ⁱとされていることから、児童福祉における健全育成とは、戦後日本の新たな価値として認識されていることがわかる。そして、これらの児童福祉法に規定する健全育成について、「公の機関の任務についての観念はさらに進歩し、国家はすべての児童の健全な育成に積極的な力を注ぐ責任があるとされるようになった。」ⁱⁱとし、健全育成とは、すべての児童を対象とする国の政策であることを明確にしている。

たとえば、児童館の職能団体である一般財団法人児童健全育成推進財団は、健全育成の理念

として、「すべての子どもの生活の保全と情緒の安定を図って、一人ひとりの個性と発達段階に応じて、全人格的に健やかに育てる」ことであるとし、健全育成とは「全人格的に健やかに育てる」ことであると定義付けし、児童館における健全育成は、すべての子どもを対象とする一般児童対策であることを前提としていることがわかる。

しかし、児童福祉法制定過程において児童館は最初から議論の俎上にあったわけではない。1945（昭和 20）年の「児童保護法案要綱大綱案」においては、普通児童保護施設が規定され、そのなかの一部に児童文化施設が登場する。児童文化施設とは、児童遊園地、児童図書館、児童劇場その他児童文化の向上に資する施設のことである。その後、1945（昭和 20）年の「児童保護法仮案」および 1947（昭和 22）年の「児童福祉法要綱案」において、「児童遊園」名称が登場するが、児童館を含む「児童厚生施設」が初めて登場するのは、「児童保護法」名称が、1947（昭和 22）年に「児童福祉法」名称へ変更され

¹ 新潟県立大学人間生活学部子ども学科

* 責任著者 連絡先 : ueki@unii.ac.jp

利益相反：なし

た後である。なお、この変更は、「児童保護」から「児童福祉」への変更であり、児童福祉法が一般児童対策として明確に位置付けられたことを意味する。すなわち、児童館は、児童福祉法において一般児童対策のための施設として登場したのであるⁱⁱⁱ。

ところが、日本の児童館の現状をみると、1996（平成8）年は、児童館の49.1%で放課後児童クラブを実施しており^{iv}、2011年（平成23）年においても、54.9%で実施している^v。つまり、現状ではおおむね半数の児童館が放課後児童クラブとして利用されていることがわかる。また、児童館で実施する放課後児童クラブの登録人数についても、125,619人（2006年）、128,308人（2011年）と維持傾向にある^{vi}。

このように児童館における健全育成の現状においては、一般児童対策の実態のみならず、留守家庭児童対策のような、対象を限定した選別主義的な実態との関連性を無視できないと考えられるのである。

2. 研究の目的と意義

（1）健全育成の概念整理と先行研究

これまでの児童館における健全育成を分析しようとする場合、一般児童対策としての位置付けだけでは、健全育成の実態を十分に説明することができないと判断することができ、児童館における健全育成概念の変遷を検証することが必要であると判断した。

ところが、児童館における健全育成が、どのような機能を有していたのかなどは十分に明らかにされてきたとはいえない。それは、戦後日本の健全育成が、一般児童対策を展開する場としての児童館を完備することであったため^{vii}、児童館を中心とする一般児童対策としての機能以外は、研究対象になりにくかったからであると考えられる。

児童館についての研究上の捉え方について、たとえば、西郷（2007：151）¹⁾は、「児童館はわが国の児童健全育成施策の中心に位置づく施設」であるとしている。柏女（2007：31）²⁾は、昭和30年代の「児童福祉・子ども家庭福祉の展開」として、「児童福祉制度は、その対象を拡充するとともに、戦後処理的な要保護児童対策を

脱し、一般児童や家庭をも視野に入れた施策へと転換していくこととなった。」と説明し、「児童健全育成を論ずるにはまず、その中心となる児童館の在り方を論じなければならない。」（柏女2011：118）³⁾としている。このように、健全育成＝児童館という捉え方は、児童館研究において基本的な考え方として定着している。

また、「施策事業で『健全育成』が用いられる場合、対象を限定しない一般児童を対象としたサービスのこと」（山本2009：115）⁴⁾とされている。この内容が、「現在児童の育成環境の整備全般にかかる施策範囲を示す用語として用いられる『健全育成』の語源となっている」（山本2009：115）とされる。健全育成とは、児童福祉法の理念（第1条）および責任（第2条）を具現化するための国の施策範囲を示す用語であり、その施策は一般児童対策であると位置付けられているのである。

一方で、健全育成という用語には、健全育成の概念に向けて子どもを育てるという意図を含んでいるという指摘がされている^{viii}。西郷（2007）は、「児童健全育成という用語は『児童』すなわち小学生を対象として、大人だけが決めた『健全』イメージに向けて大人が子どもを『育成』する意図を含んでいる」としている。

たとえば、2003（平成15）年の内閣府「青少年の育成に関する有識者懇談会」（座長：本田和子）においては、健全育成の捉え方に対して、従来から国が使用してきた健全育成の捉え方と、子どもの実態との間に違和感のあることが指摘され、現在の子どもをどう見るかという現状認識と、健全育成に関する基本的考え方は別立てにすることを提案^{ix}している。この議論のなかで、「子どもの生き方を健全と呼ぶか不健全と呼ぶかは大人の価値の問題である。」^xとの指摘がされるなど、子どもを受動的な存在とし大人が健全育成の概念を定義付けすることへの反論とともに、子どもの能動的な生き方を捉える事の重要性を指摘している。

また、柏女（2011：109）³⁾は、児童福祉の観点から、健全育成の理念は不明確であるとし、「昭和30年代後半に目的概念としての『健全育成』が明確化されたが、それ以降、この分野について十分な検討がされてこなかった」ことを

指摘している。

以上のように、児童福祉における理念であるはずの日本の健全育成は、国の意志と実態とが乖離した概念のままであった可能性がある。ところが、これまでの日本の健全育成においては、異論が出ていたにもかかわらず、健全育成そのものに関する十分な議論がされてこなかった現状において、このような矛盾をかかえたまま、位置付けられてきたのである。つまり、児童館における健全育成概念については、国の介入による一般児童対策としての健全育成の考え方と、実態としての健全育成との間に概念の違いが存在していたと考えられ、健全育成概念そのものが複雑で混こんとしたものであったことが想定されるのである。

このようなことから、児童館における健全育成は、その時々の国の政策に対応してその概念が変化してきた可能性があると考えられる。

(2) 研究の目的

本論では、児童館における健全育成概念の変遷を分析するため、とくに、一般児童対策であるはずの健全育成に変化がみられる 1960 年代以降に焦点を当てることによって、児童館における健全育成に内在する機能を明らかにすることを研究の目的とする。

方法

本研究においては、児童館における健全育成に内在する機能を解明するために、まず、健全育成の場として捉えられてきた児童館における健全育成の歴史的な時期区分を整理した。

さらに、整理した時期区分のうち、一般児童対策による健全育成に変化が認められる 1960 年代以降に焦点をあて、健全育成概念を検証した。

そのために、児童館の健全育成施策に当時からかかわってきた旧厚生省元健全育成担当官 A 氏（以下「担当官 A 氏」とする）および、児童館の国庫補助制度の創設過程に直接関与してきた旧全国児童館連合会元役員 B 氏（以下「元役員 B 氏」とする）に対するインタビュー調査を実施することで健全育成概念を検証した。このように歴史的な時期区分を整理したうえで、イ

ンタビュー調査の結果を照らし合わせて検証するという分析手法は、既存資料の整理だけでは知りえない実態分析のために有効であると判断した。

これにより、健全育成に内在する機能に関する考察を行い、児童館における健全育成概念の変遷過程を構造化した。

なお、担当官 A 氏（2012 年 6 月実施）および、元役員 B 氏（2012 年 8 月実施）に対するインタビュー調査は、それぞれ立場を異にしながらも、同時期に健全育成をすすめていた関連性が認められたため、分析のための言説をとるために適切であると判断した。

インタビューは、半構造化面接により、以下の項目に沿って進めた。1) 1960 年代以降の健全育成施策の実際について。2) 国による健全育成への関与について。3) 健全育成施策による児童館現場への影響について。これらを分析するための言説を取ることに努めた。上記の枠組みにおいてインタビューを進めながら、日本の健全育成に内在する機能について、どのような意味があったのかを整理してコーディングし、カテゴリー化した。また、整理した内容を歴史的な時期区分と照らし合わせて構造化した。カテゴリーについては、[] で表し、抽出コードについては、< > で表した。

インタビュー調査においては、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針に基づき、研究計画についての説明を実施したうえで、書面による同意書を得た。また、あらかじめ所属団体の倫理委員会に研究計画書の審査を申請し、承認の判定（2012 年 2 月 13 日）を得て実施した。

結果

1. 児童館における健全育成の時期区分

日本の健全育成において、一般児童対策との関連が無視できないと考えられる児童館における健全育成に焦点を当てることによって、歴史的な展開の時期区分を試みる。

なお、児童館施策の時期区分については、八重樫（2012）⁵⁾の研究^{x1}があるが、本論文においては、健全育成概念の変化に焦点を当てるために、展開区分の仕方は異なるものとなる。

I 期（1947 年～1962 年）は、戦後の児童福

祉法制定（1947年）の影響によって、健全育成の理念が明確化され、実態としても、健全育成が非行対策から一般児童対策へと変化した時期とした。

Ⅱ期（1963年～1973年）は、1963（昭和38）年の児童館の国庫補助制度の導入によって、児童館建設の促進と一般児童対策の児童館による定着が期待されたことと同時に、児童館における留守家庭児童対策の追加が図られた時期区分とした。

Ⅲ期は（1974年～1993年）は、中央児童福祉審議会「今後推進すべき児童福祉対策について」において、家庭児童の健全育成対策が示された時期からとした。同時に児童館は、地域支援と連携しながら地域の子育て家庭に対する家庭対策の強化が図られた時期となる。

Ⅳ期（1994年～）は、中央児童福祉審議会児童健全育成対策部会（1994年）など児童館による少子化対策が本格的にスタートする時期であり、また、2011（平成23）年の児童館ガイドラインなど、児童館に新たな地域課題への対応が明記された時期とした。

（1）Ⅰ期（1947～1962年）：非行対策から一般児童対策へ

児童福祉法に規定された「児童厚生施設（児童館）」には、具体的な運営要領がなかったため、児童館としての役割は必ずしも明確ではなかった。その後、1951（昭和26）年に、厚生省児童局により「児童厚生施設運営要領」が通知され、児童厚生施設の意義・施設・職員・指導内容と方法・設置と運営についての指針が示された。これによって、児童福祉法による健全育成は、児童館による一般児童対策として明確に規定されるようになる。

この運営要領には、「子供のためのレクリエーションの施設」であること、「子供たち自身のグループ活動の指導」であること、および「最も遊びに恵まれない地域、恵まれない子供たちにまず利用されるよう考慮する」ものであることが明記された。

1956（昭和31）年の厚生省中央福祉審議会「児童福祉行政の諸問題について」意見具申のなかに、「一般児童の健全育成」についての具体的施

策が明記されている。ここでは、「一般児童の健全育成」が施策としてはじめて表記されることになる。具体的な施策として、児童館の整備拡充及び国庫補助の措置等があげられている。厚生省児童家庭局『児童福祉30周年の歩み』（1978年）によれば、この1956（昭和31）年の厚生省中央福祉審議会によって、従来の要保護児童の保護に主力のあった児童福祉行政の反省がされ、後の健全育成対策は、この「児童福祉行政の諸問題について」意見具申の趣旨を生かすべく進展するところであると解説されている。

また、1957（昭和32）年の「第1回全国児童館会議」において、児童館の性質として、①保護者による遊びの指導に恵まれない児童等の保護を目的とするもの、②当該地域の一般児童のレクリエーションセンターとしての機能をもつものであるとされ、児童館の機能がはっきりとしてくるのである。

1962（昭和37）年の人口問題審議会および中央児童福祉審議会答申においては、児童の健全育成のために「児童の資質向上」が重要であると指摘されている。事故防止対策としての地域組織活動（母親クラブ等）の促進のほかに、児童厚生施設の設置・活用が明記され、これを受けて、翌年の1963（昭和38）年に「国庫補助による児童館の設置運営」が通知されるに至る。そして、児童館の整備によって児童の資質向上を図るための一般児童対策がとられることになる。この時期は、厚生省児童家庭局の設置にともない、家庭児童相談室設置や母子福祉法制定、日本総合愛育研究所設置などが家庭対策として進められるが、児童館は政策に含まれていない。

（2）Ⅱ期（1963～1973年）：留守家庭児童対策の追加

1963（昭和38）年の厚生省児童局「児童福祉白書」には、「一般児童対策」と「要保護児童対策」が区分されて整理されている。そこでは、一般児童対策として健全育成が位置付けられ、その健全育成のなかに児童館が含まれている。つまり、児童館の国庫補助開始時（1963年）における健全育成は、児童館による一般児童対策として位置付けられていたことがわかる。また、「要保護児童対策」のなかに保育に欠ける児

童が含まれる。つまり、学童を含む留守家庭児童対策は、要保護児童として位置付けられて、一般児童対策である健全育成とは区別されていたことがわかる。

1963（昭和38）年の厚生省児童局企画課「児童福祉行政講義録」によれば、健全育成の問題については、児童厚生施設を児童福祉法第40条に法律上明確にしたうえで、児童館の対策について予算的措置をとって積極的に整備していると説明されている。また、児童館は、「保育所の代用だけではなくて、本格的な子どもの健全育成のセンターを伸ばしていきたいという考え方」であるとしている。健全育成を担当する当時の養護課長は、児童福祉法が制定されてから15年間、ねらいとする一般児童対策が、実際には要保護児童対策に重点が置かれ、行政の大半が占められる恰好であったと述べている。戦後からの健全育成の実態として、目指すべき一般児童対策が進んでいない状況であったことがわかる。このような流れのなかで、1963（昭和38）年に、「国庫補助による児童館の設置運営について」の次官通知が出され、児童館の国庫補助制度が導入され、児童館の普及による一般児童対策が進められることになる。

しかし、文部省における1966（昭和41）年の通知「留守家庭児童会育成事業補助要綱」により、放課後児童クラブを児童館で行う方針が決定する。1970年に同通知が廃止された後は、1976（昭和51）年の厚生省次官通知「都市児童健全育成事業の実施について」と、児童家庭局長通知「都市児童健全育成事業について」において、都市における児童館・児童遊園の十分な整備が図られるまでの経過措置として、「児童育成クラブ（放課後児童クラブ）」の設置が示されることになる。

このような社会的な背景によって、その後の放課後児童クラブを児童館で行う方針が定着していくことになるのである。この時期において、これまで一般児童対策としての健全育成とされていたものに、留守家庭児童対策が追加され、選別主義的な健全育成の実態が露呈していくことになる。

（3）Ⅲ期（1974～1993年）：家庭対策

健全育成による一般児童対策は、あくまで児童館において実施されることになっていたため、社会情勢の変化にともなう家庭対策の強化策についても、地域の児童館にその期待が寄せられた。1974（昭和49）年に中央児童福祉審議会「今後推進すべき児童福祉対策について」が出され、「家庭児童の健全育成対策について」および、「児童館を中心とする地域の育成機能を強化する対策」をとる具体的な方法として、母親の養育責任を援助することと、適切な養育機能によって児童の健全育成に努力しなければならないことが示された。つまり、児童館における健全育成は、家庭対策に取り込まれながら進められていくことになるのである。

また、児童クラブについては、1976（昭和51）年の厚生省「都市児童健全育成事業」において、児童館の十分な整備が図られるまでの経過措置的扱いにとどまり、結局、児童館によって留守家庭児童対策が図られる方針が継承された。

（4）Ⅳ期（1994年～）：少子化対策の追加

1994（平成6）年のエンゼルプラン発表と同年の、中央児童福祉審議会児童健全育成対策部会「児童の健全育成に関する意見」においては、児童館の機能として、①児童育成機能、②社会参加促進機能、および③子育て支援機能として、これまでには見られなかった「子育て支援機能」を追加した。また、1998（平成10）年の中央児童福祉審議会「今後の児童の健全育成に関する意見—子育て重視社会の構築を目指して」においても、①児童館の活動内容について学校等と協力、②健全育成の拠点としてさらに活性化すること（高学年や中高生の意見を反映させる、放課後児童健全育成事業の運営、思春期問題への予防的対応）が示され、子育て支援機能が、児童館の展開に含まれてくる。

その後、2003（平成15）年の児童家庭局長通知として「児童ふれあい交流促進事業の実施について」のなかに、児童館活用事業として①年長児童の赤ちゃん出会い・ふれあい事業②中・高校生居場所づくり推進事業③絵本読み聞かせ事業④親と子の食事セミナー事業が示され、2008（平成20）年の児童福祉法改正において、「地域子育て支援拠点事業（ひろば型、センタ

一型、児童館型)」に、児童館の活用が具体的に示されることになる。

2011(平成23)年の児童家庭局長通知「児童館ガイドライン」においては、児童館運営の目的として、「遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行う」こと、児童館の活動内容として、「児童虐待予防に取り組み保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に支援すること」が示され、新たな地域課題への対応が図られるようになった。

国レベルによる少子化対策は、健全育成施策を一般児童対策の対象である地域のすべての子育て家庭から、子育て支援を必要とする家庭へとそのターゲットを変容させることになる。これにともない、児童館にも子育て支援機能が追加され、本来普遍主義であるはずの健全育成から、選別主義的要素の強い健全育成へと変容していく。

2. インタビュー調査による健全育成概念の検証

児童福祉法制定以降の健全育成を具現化するために、児童館の国庫補助制度(1963年)によって「児童館の量的拡充」をさせる方策がとられたが、そのためには、「一般児童対策」を基盤とする予防機能のみならず、「児童館による留守家庭児童対策」を基盤とする保護機能を有するものとして位置付けなければならなかつた。児童館における健全育成が、これらの予防機能と保護機能とともに保持するために、児童館を健全育成の場として機能させてきたことを確認した。

具体的には、一般児童対策としての健全育成を果たすために児童館が活用されたのではなく、「児童館による留守家庭児童対策」や「ケアを要する児童」を含めた健全育成を果たすことによって「児童館の量的拡充」を可能にし、あわせて「一般児童対策」をも保持するという、児童館における健全育成の実態が明らかになった。

元役員B氏は、自ら国会への直接陳情を繰り返し、児童館の国庫補助制度を実現させたことについて述べているが、その背景は、当時自らが直面した農村部における認可外保育施設への対応と公的支援の必要性であった。

原則的には、国の政策として児童館を普及させる具体的な手段として、1963(昭和38)年の「児童館の国庫補助」をスタートさせたことがうかがえる。つまり、日本の健全育成の具体的方法は、児童館の整備であり、健全育成=児童館という国の健全育成における捉え方があつたことがわかる。しかし、認可外保育施設の認可保育所への転換は必要な基準がクリアできないため、「児童館の量的拡充」によってそれを果たそうとした事実も同時に確認することができる。担当官A氏の証言をあわせると、児童館における健全育成が、「一般児童対策」の位置づけを明確にした反面、児童館によって「ケアを要する児童」を優先的に扱う保護機能としての実態がみえてくるのである。

児童館は、[予防機能としての健全育成](**カテゴリー1**)を果たす「一般児童対策」として位置付けられていたものが、「児童館の国庫補助」の導入にともない、[保護機能としての健全育成](**カテゴリー2**)をも有しなければならなかつた。結果的に、それまで進まなかつた「児童館の量的拡充」は実現するが、一方で、「一般児童対策」を果たすための健全育成は十分に進展しなかつた。そのような背景にともない、健全育成が、「児童館による留守家庭児童対策」を含みながら、本来果たすべき「児童館の量的拡充」をも展開させなければならない機能的必然性から、「予防機能としての健全育成」と、「保護機能としての健全育成」という2つの健全育成概念の枠組みが成立したのである。

(カテゴリー1)

[予防機能としての健全育成]

コード	データ(インタビュー内容の一部)
「一般児童対策」	児童館は、児童福祉施設のなかで唯一、一般児童対策として健全育成に資する児童福祉施設として位置付けられていた。あとはすべて対象児童が限定された。一般児童の健全育成に国庫補助をつけるということは、国の財務当局では認められなかつた。
「児童館の国庫補助」	児童館というのは全国的に普及していなかつた。児童館は、昭和38年までに国庫補助が付くまでは運々として建設があまり進まなかつた。児童館に対して国庫補助を付ける場合は、福祉施設なのだから主たる対象児童を設定する必要があつた。

(カテゴリー2)

[保護機能としての健全育成]

コード	データ（インタビュー内容の一部）
<児童館による留守家庭児童対策>	文教施設との差別化のために、小学校1年生から3年生までのとくに指導を要する児童が対象となった。 児童福祉による留守家庭児童を対象とするから国庫補助がついた。 留守家庭児童の受け皿として児童館を考えた。
<ケアをする児童>	児童福祉では、ケアを要する児童を優先的に扱う必要があった。 どうしても優先順位があって、何らかのかたちでケアを要する児童が優先となり、次に一般児童となる。
<児童館の量的拡充>	認可外保育施設を認可するにもお金がかかるから出来なかった。 それでは児童館に補助金を出して保育もできるようにしたらどうかと陳情した。 認可外保育施設のままで、なかなか児童館にはなれないから、児童館を改めて建てて出発したところもあった。 認可外保育施設の看板を掛け替えて児童館にした。

考察

1. 予防機能としての健全育成

児童福祉法においては、「児童厚生施設本来の意味は、児童福祉法の『すべて児童はひとしくその生活を保障され、又心身ともに健やかに生れ、育成されねばならない』ことを原理として、その目的のために考慮せられる、方法と手段である。」(厚生省児童局 1948 : 277)⁶⁾と解釈されている。したがって、児童福祉法制定時ににおける健全育成概念は、児童館における健全育成の展開であったと判断し、児童館における健全育成の時期区分を整理した。そこに、インター ビュー調査の内容を照らし合わせることによって健全育成概念を検証した（表1）。

その結果、児童館における初期の健全育成においては、児童館の予防機能が期待されていたことがわかる。

森田（2011：20）⁷⁾は、「地域で暮らす人たちの生活に対して、少し助けがあれば乗り越えられる困難を予防したり、いったんは陥った困難な生活状態から回復するための支援が地域では求められているのですが、これまでの社会福祉の仕組みだけでは、そうした地域でその人らしい暮らしを支える基盤を整備するところまで、取り組みが向かないのです」と指摘し、地域支援における予防機能の必要性を指摘している。

したがって、それが健全育成分野であれば、児童館による予防機能の展開という形で、地域支援されることになるのである。

なお、ここでいう予防機能とは、地域住民を対象とした児童館による地域支援のことという。

(表1)

児童館における健全育成		健全育成概念
I期 1947年～1962年	一般児童対策 児童福祉法（1947年） 児童厚生施設運営要領（1951年）	予防機能
II期 1963年～1973年	留守家庭児童対策 児童館国庫補助（1963年） 留守家庭児童会育成事業補助要綱（1966年）	保護機能の追加
III期 1974年～1993年	家庭対策 中央児童福祉審議会（1974年） 「家庭児童の健全育成対策について」	保護機能の拡大
IV期 1994年～	少子化対策 中央児童福祉審議会部会（1994年） 児童館ガイドライン（2011年）	

戦後の児童福祉法の理念を具現化する健全育成の概念は、まだ地域における健全育成の対象が混とんとして定まらない時期において、すべての児童を対象とする児童館が、一般児童対策としての予防機能として効果を發揮した。この時期における児童館は、健全育成の主たる拠点としての役割を果たしていた。すなわち、予防機能を担う健全育成としての児童館が想定されていたのである。

2. 保護機能としての健全育成

その後の児童館における健全育成は、留守家庭児童対策としての子ども保護が、児童館の機能として明確に位置づけられるようになった。これは、1963（昭和38）年の児童館の国庫補助制度の導入による国の健全育成施策の一環であり、これ以降、家庭対策や少子化対策を含みながら、保護機能としての健全育成が進められることになる。

予算措置の実態からすると、児童福祉法に児童厚生施設として規定されながら、1962（昭和37）年まで予算措置されてこなかった児童館の国庫補助は、こうして実現したのである。また、

国庫補助の対象となるためには、児童館機能の対象の明確化が必要とされた。つまり、予算が付くことにより、児童館が実施すべき具体的な内容が、一般児童対策に限らないことも明確に規定されることになる。

一般児童対策としての予防機能を担っていた児童館は、1963（昭和38）年の児童館の国庫補助制度の導入によって、留守家庭児童対策をも同時に担うための保護機能を付与されることになった。しかし、留守家庭児童対策としての保護機能の追加は、児童館における予防機能を十分に拡充することができないままに新しい機能を追加する結果となった。これによって、予防機能とのバランス低下を招き、児童館における一般児童対策が果たせなくなるのである。

さらに、予算措置の実態からは、1976（昭和51）年に、次官通知「都市児童健全育成事業の実施について」と局長通知「都市児童健全育成事業について」が出され、人口5万人以上の市や特別区において「児童育成クラブ」（学童保育）のための補助金が創設された。さらに、1978（昭和53）年の事務次官通知によって、従来の児童館を小型児童館にするとともに、児童の体力増進に関する特別の指導機能を併せ持つ児童センターが創設され、市町村のほかに、社会福祉法人も児童館を設置できるようになった。

また、同年の児童手当法改正により、児童手当の基金を活用して社会福祉事業をすることが可能となったことと連動して、児童センターの費用は、厚生保険特別会計の児童手当勘定とされることになり、児童育成クラブ（学童保育）も同様に厚生保険特別勘定とされたことにより、都市部の児童センターにおける児童育成クラブ（学童保育）が、さらに強化されていくのである。

森田（2012：23）⁸⁾は、近年の児童館の役割として、「多様な子どもたちや子育て家庭の抱える問題への対応が検討されてきた。児童館には、乳幼児を在宅で育てる子育て家庭支援や不登校、障がい、中高生対応など次々と起きる地域での課題に対応する取り組みへの対応が求められてきたのである。」と指摘し、児童館が、地域での新たな課題に対応する場となっていることを指摘している。同時に、場としての児童館の実態

は、貸し館であり児童館の果たすべき役割を果たしていないことも指摘している^{xii}。

1994（平成6）年の中中央児童福祉審議会児童健全育成分科会「児童の健全育成に関する意見」において、児童館の機能に子育て支援が追加された。児童館を有する地域では、児童館における保護機能の拡大にともない、保護機能のターゲットをも拡大される結果となった。予防機能とのバランスが保てず、地域のすべての子育て家庭をターゲットにした普遍主義的な児童館の役割から、保護機能を必要とする家庭へとそのターゲットが選別主義化してゆくことが想定される。

このように、児童館における健全育成は、国の政策によって、健全育成概念が変遷していることが明らかになった。

結語

以上のように、児童館における健全育成概念の変遷過程を見ると、児童館は、国による政策に影響を受けながら健全育成概念を変容させてきたことを確認することができる。そのため、戦後からスタートした日本の健全育成は、児童館における一般児童対策だけでは順調に展開できなかつたことがわかる。児童館は、国庫補助制度の導入を契機に一般児童対策の展開を図るはずが、実際には、留守家庭児童対策としての保護機能が展開されることになった。児童館における健全育成は、一般児童対策としての健全育成を保ちながらも、保護機能を追加・拡大しながら進められてきたのである。

児童館における健全育成は、これまで予防機能を果たすための一般児童対策であると言われてきたが、実際は、保護機能とのバランスを保ちながら進められる健全育成の機能の実態がわかってきた。戦後の児童福祉法の理念を具現化しながら、児童の健全育成を展開する場としては、児童館は最適の場であったと考えられる。しかし、児童館は、国の政策を実現するための場として利用され、結果的に保護機能から脱することできなかつたのである。

今後の研究課題として、児童館を含めた健全育成の取り組みが、国の政策によってどのようにコントロールされ、日本の健全育成に対して

どのような機能を果たしてきたのかなどの詳細な検討が必要である。児童館を含めた全体的な健全育成概念の変遷を明らかにすることは、日本の健全育成概念を再検討するうえで価値があると考えられる。

文献

- 1) 西郷泰之. 子どもの健全育成と地域生活環境の整備. 高橋重宏、編. 日本の子ども家庭福祉—児童福祉法制定 60 年の歩みー. 東京：明石書店、2007；150—59.
- 2) 柏女靈峰. 戦後子ども家庭福祉制度の変遷. 高橋重宏、編. 日本の子ども家庭福祉—児童福祉法制定 60 年の歩みー. 東京：明石書店、2007； 29—40.
- 3) 柏女靈峰. 子ども家庭福祉・保育の幕開け—緊急提言平成期の改革はどうあるべきか—. 東京：誠信書房、2011.
- 4) 山本真実. 第 3 節 児童健全育成. 社会福祉士養成講座編集員会、編. 新・社会福祉士養成講座 15 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度. 東京：中央法規、2009；115—23.
- 5) 八重樫牧子. 児童館の子育ち子育て支援—児童館施策の動向と実践評価ー. 東京：相川書房、2012.
- 6) 厚生省児童局. 児童福祉. 東京：東洋書館、1948.
- 7) 森田明美. よくわかる女性と福祉. 京都：ミネルヴァ書房、2011.
- 8) 森田明美. 日本と韓国：地域における子ども支援の取り組み. 子どもの権利研究 2012；21：22—25.

ABSTRACT

Changes of the child healthy upbringing concept in the children's halls

Shinichi Ueki^{1*}

¹ Department of Child Studies, Faculty of Human Life Studies, University of Niigata Prefecture

* Correspondence, ueki@unii.ac.jp

Child healthy upbringing of Japan, there is a possibility that the concept has been changed in accordance with country's will. Therefore, in order to reconsider the healthy upbringing concept in Japan, to verify the country intervention.

Healthy upbringing of Japan has been to be general child measures of prevention function. In fact protection was needed for the healthy upbringing of Japan. For Child Welfare Act, children's halls was the perfect place.

In other words, healthy upbringing concept in Japan, could not be formed in only general child protection.

The national policy has shifted the concept of sound development in the children's hall.

Key Words: Children's Halls, Healthy upbringing, General child protection, Protective function, Complement of home role

注

ⁱ 児童福祉法規研究会（1999:10）『最新・児童福祉法の解説』による。

ⁱⁱ 同上（1999：46）による。

ⁱⁱⁱ 寺脇隆夫（1996：18）『続児童福祉法成立資料集成』には、児童保護法案からから児童福祉法案への展開において、中央社会事業協会常設委員会が重要な役割を果たしたことが説明されている。中央社会事業協会常設委員会は、立法精神として「法の対象は全児童に及ぶ様、構成せられることが必要である」と意見書（1947年1月）に記している。

^{iv} 社団法人全国児童館連合会（1997：16）『児童館の運営並びに事業内容に関する調査研究－全国児童館実態調査報告書（平成8年）』のデータによる。

^v 財団法人児童健全育成推進財団（2012：69）『児童館データブック 2011』による。なお、5年毎の調査のため、このデータが最新となる。

^{vi} 財団法人児童健全育成推進財団（2013：39）『児童館レポート』のデータによる。なお、5年毎の調査のため、このデータが最新となる。

^{vii} 厚生省児童局（1948：317）『児童福祉』においては、「児童厚生施設としての児童館が完備せられることによってこそ始めて児童福祉法の持つ理念が確立せられることになるときえ思つてゐる。」と解説されており、児童福祉法制定直後においては、児童館の完備が重要視されていたことがわかる。

^{viii} 『エンサイクロペディア社会福祉』（2007：958）による。

^{ix} 「青少年の育成に関する有識者懇談会」第12回議事概要（2003年1月16日）。本田和子座長は、「子ども観を真正面から取り上げてはいないが、現在の青少年をどう見るかという現状認識をここではまとめているので、健全育成に関する基本的考え方は別立てにするということも考えられる。」と発言している。

^x 同上、天野秀昭委員の発言内容から抜粋。

^{xi} 八重樫（2012）は、先行研究において、児童館施策の動向を次のように区分している。第Ⅰ期：創設期 1945～1959年—児童館の理念の啓発・普及—、第Ⅱ期：発展期 1960～1973年—児童館の整備・拡充—、第Ⅲ期：再編期 1974～1989年—児童館施策の見直しと補助金の抑制—、第Ⅳ期：転換期 1990～2002年—児童館体系の見直しと少子化対策としての児童館—、第Ⅴ期：展開期 2003年以降—地域の子育ち・子育て支援としての児童館—。

^{xii} 森田明美（2006）「地域子どもの育ち・子育て支援に向けた児童館・学童保育再編の必要性」『都児連だより』22（4）、による。

少子地域における子育てと地域子育て支援サービス利用の現状 －0～2歳児の保護者を対象としたアンケート調査結果から－

小池由佳^{1*}、角張慶子¹、齋藤裕¹

本研究では、少子地域であることが地域子育て支援サービスの利用を妨げる一要因として存在するという仮説を立て、立証に向けた少子地域における子育て及び地域子育て支援サービス利用の現状を明らかにすることを目的としている。方法として、サービス利用対象となる子育て中の保護者に対する質問紙調査を行った。結果、本調査の回答者は母親もしくは父親の出身地で子育てをしている割合が高く、少子地域のひとつの特性が明らかとなつた。地域子育て支援サービスは必要に応じて利用されているが、利用後「今後利用しない」とした理由のなかには、少子地域であることが含まれる回答があること、「利用していない」理由の多くは「必要がない」ためであるが「利用したいができない」も一定割合いることがわかった。一方、子育ての現状をみると、育児における不安感および制約感の高い人が一定割合いること、肯定感情をもって子育てをしている人が多いものの、肯定感を抱けないまま子育てをしている人がいることも明らかになつた。さらに、身近な理解者として配偶者や子育て仲間によるサポートが少ない人の存在も確認でき、公的な支援サービスの重要性がうかがえる結果となつた。

キーワード： 少子地域、地域子育て支援サービス、利用につながらない

はじめに

人口減少社会の進展に伴い、過疎地を含めた人口減少地域における子育て支援の課題が、社会全体の課題として注目されるようになった。子育て支援としての保育施策でみると、全国私立保育園連盟はいち早くこの課題についての認識を持ち、2013年に人口減少社会の保育に向けた提言を行っている。ここでは、人口減少地域が全自治体の約半数を占めていること、過疎地を含めた人口減少地域の保育課題が一部の地域ではなく日本全体の課題として認識すべきであることを指摘した上で、今後の取り組みとして①現在、既に過疎地域等であり緊急対策が必要な地域「現状への対応：人口減少地域の子ども・家庭・地域に対する必要な支援」②今後、全体的な少子化の中で子どもの人口減少が想定される地域「将来への対応：人口減少地域の核とし

て保育園が機能し続けられるための施策を必要とする」といった2点から捉える必要性を指摘している¹⁾。

また、2015年度から始まった「子ども・子育て新制度」で新設された地域型保育給付は待機児童対策であると同時に、子ども数が減少する地域における保育機能を確保することを目的としている。利用者支援事業や地域子育て拠点事業をはじめとする、在宅子育て層を主な対象とした「地域子ども・子育て支援事業」では、地域の実情に応じた地域子育て支援事業の展開が期待されている。これまでどちらかと言えば、人口集中地域で生じている待機児童対策を中心とした子育て支援施策であったが、子ども数が減少している地域にも焦点が当たるようになったのが、この新制度の特徴とも言える。

保育施策は各自治体における人口問題対策とも深く関連することから、人口減少地域におい

¹ 新潟県立大学人間生活学部子ども学科

* 責任著者 連絡先：koike@unii.ac.jp

利益相反：なし

て子どもの育ちや子育て家庭を支える観点、地域の子育て拠点としてどのような機能を果たすべきかが今後の課題となってきている。

一方、地域子育て支援施策については、保育施策のように、人口減少社会において今後どのような機能を果たすべきなのかについて十分な検討がされてきているとは言えない。

地域子育て支援施策は、子ども・子育て支援新制度においても「地域子ども・子育て支援事業」として13のメニューが提示された。そのうち7事業（利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て短期支援事業、子育て援助活動支援事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業）については、その利用について保護者の選択に委ねられるサービスとなっている。これらの事業は、子育てを支える有効な事業であるが、保護者がサービスを利用しない限り、その効果は見えてこない。対象となる人たちが利用することによって意味をなすこれらの事業について、サービス利用を阻害している要因について分析することがサービスを必要とする人たちにとって重要である。小池ら（2016）は、地域子育て支援サービスのひとつである「子育て相談」に着目し、保護者の基本的属性がサービス利用の阻害要因になっていることを示した²⁾。

サービス利用の阻害要因として、個人的な要因に加えて、少子地域という社会的要因も分析の視点として検討できるのではないか。岩間（2012）は、高齢者等を対象に地域を基盤としたソーシャルワークにおける支援困難事例の3つの発生要因として、①個人的要因：発生源が個人（本人）の側に帰属するもの、②社会的要因：発生源が社会（環境）の側及び関係性に帰属するもの、③不適切な対応：発生源が援助者側の不適切な対応にあるものを挙げている³⁾。

これを地域子育て支援の対象となる保護者にあてはめてみると、①個人的要因：サービスを利用することへの抵抗感や不安感、②社会的要因：サービス量が不十分、サービスの質に対する不信感、地域や社会からの偏見や無理解、地域から孤立した状況、③不適切な対応：支援者からの心ない発言、相談しても問題解決につながらない等、となる。

これらの要因は人口減少地域において少数

派となった子育て中の保護者にとって、以下のような状況を生み出すことにつながるのではないか。①個人的要因：サービスを利用している人が身近にいないため、利用に対する抵抗感が生じやすい、②社会的要因：子育て支援への理解は進みつつあるものの、過疎地域では支援の量が絶対的に少ない結果、選択の幅が狭く、場合としては「つながりたい」と思うことのできる支援に出会えない、③不適切な対応：地域に子育て支援となる社会資源そのものが少数となることで、支援者が学びを深める機会や実践から学ぶ機会が少なくなり、その資質向上を阻害することになる。

上記で示した地域子育て支援サービス利用における阻害要因に対し、少子地域であることが一要因として存在するという仮説を立て、少子地域を対象とした子育てと地域子育て支援サービス利用に対する質問紙調査を行った。本研究は、この結果を元に、少子地域における子育ての現状とサービス利用状況を分析し、仮説の立証につなげることを目的としている。

方 法

1. 実施方法

0～2歳の子どもを育てる保護者を対象に、質問紙によるアンケート調査を行った。調査対象地域は、A県内にある過疎自治体2カ所及び子ども過疎地1カ所^{註1)}となっている。調査期間は2015年8月～2016年3月である。

調査方法として、調査対象となった地域を管轄する自治体と連携し、各家庭に郵送調査を行った。回答は無記名であり、回答者には居住地を選択してもらった。回収は、個別に郵送で行った。回収結果は、配布数1513に対し、回収数888（回収率58.7%）である。

調査内容は、以下の通りである。

1) 回答者の基本的属性

回答者の基本的属性として、居住地・子どもからみた回答者の続柄・子どもの年齢・子どもの数・家族構成・回答者の就労状況・出身地の7点について尋ねた。

2) サービスの利用状況等について

サービスの利用状況として「親子交流の場」「専門職による育児相談」「一時預かり」の3

点について、「利用の有無」「今後の利用意向とその理由」「今後利用しない理由」について尋ねている。「利用の有無」について「利用していない」を選択した回答者には、その理由として「利用する必要がない」「利用したくない」「利用したいけどできない」「サービスを知らなかった」の4択から回答してもらった。

調査項目の設定は以下の過程で行った。サービスの利用状況は調査対象となった3地域いずれにおいても実施している内容を取り上げた。サービスを利用したことのない対象者について「利用していない理由」の選択肢は、岩間(2012)の3つの要因を取り上げ、さらに具体的な理由としては、角張ら(2013)による先行研究結果から抽出を行った⁴⁾。

3) 子育て中の感情について

子育て中の感情(以下、育児感情)について、手島・原口(2003)を参考に14項目を設定、非常にあてはまる～全くあてはまらない、の4件法で尋ねた⁵⁾。

4) 子育て中の周囲からのサポートについて

子育てにおいて、周囲から物理的なサポートや情緒的なサポート(以下、育児サポート)をどの程度受けているかについて尋ねるため、渡辺・石井(2005)を参考に13項目設定、非常にあてはまる～全くあてはまらない、の4件法で尋ねた⁶⁾。

2. 分析方法

本研究では、子育て支援サービスの利用状況及び利用を阻む要因、サービスに対する満足度及びニーズについて、育児感情及び育児サポート、それぞれについて基礎データをまとめ傾向を分析する。

3. 倫理的配慮

本調査については、筆者らが所属する機関における倫理審査委員会による手続きを得た上で

行った(2015年8月承認)。

結果及び考察

1. 基本的属性

回答者の基本的属性は表1の通りであった。本研究では、61.0%の母親が自らの出身地で子育てをしている結果となった。少子地域では自らの出身地で子育てをする母親の割合が高くなっていることがわかる。

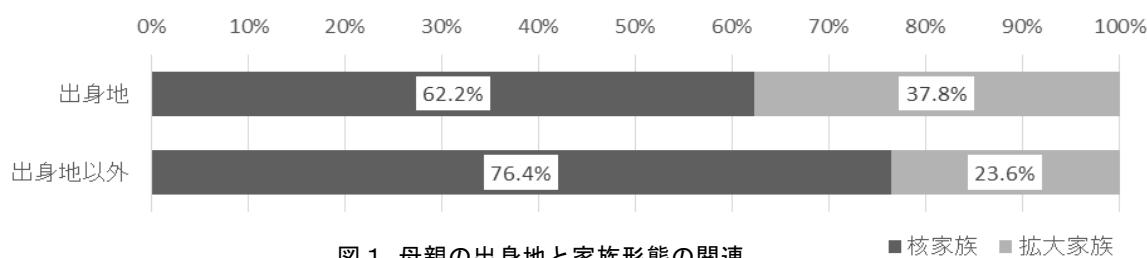
表1 回答者の基本的属性

	N=888
子どもとの 続柄	母 792(89.2%) 父 72(8.1%) その他 11(1.2%) 無回答 13(1.5%)
年代(母親)	20代 215(24.2%) 30代 558(62.8%) 40代以上 95(10.7%) 無回答 20(2.3%)
年代(父親)	20代 126(14.2%) 30代 519(58.4%) 40代以上 188(21.2%) 無回答 55(6.2%)
子の数	1人 343(38.6%) 2人 348(39.2%) 3人 153(17.2%) 4人以上 34(3.8%) 無回答 10(1.1%)
家族形態	核家族 580(65.3%) 拠大家族 296(33.3%) 無回答 12(1.4%)
就労形態	共働き 531(59.8%) 片働き 305(34.3%) 就労せず 20(2.2%) 無回答 50(5.6%)
母の出身地	現在住地出身 542(61.0%) 現在住地以外出身 258(29.0%) 無回答 88(9.9%)
父の出身地	現在住地出身 626(70.5%) 現在住地以外出身 174(19.6%) 無回答 88(9.9%)

母親の基本的属性についてさらに詳しくみると、母親の出身地との相関をみると、家族形態の間に相関が見られた(図1)。出身がどちらであるかに関係なく核家族が多くなっているが、出身地以外で子育てをしている母親の方が核家族となっていることが明らかになっている。

2. サービス利用の分析

1) サービス内容別による分析



サービス内容別に利用経験の有無及び今後の利用意向について尋ねた結果、図2及び図3の通りとなった。「親子の交流の場」では535(60.2%)、「専門職による子育て相談」は402(45.3%)、「一時預かり」184(20.7%)が利用していた。「今後の利用意向」は、いずれのサービスについても利用経験のある回答者からは高い割合で「今後も利用したい」という結果であった。

一方、少數ではあるが「利用したくない」を選択した回答者の自由記述から、その理由についてみると、以下の通りである。

「親子の交流の場」では、多くが「母親の職場復帰」「保育所入園」、あるいは「対象となる子どもがいない」といった回答であり、サービス内容に言及したもののはわずかであった。そのなかで、少子地域が背景にあると想定される記述として、以下のものが挙げられる。

- ・自宅からセンターまで遠く、通いにくいから。
- ・数回利用したが、他の利用者が1~2組もしくはいない。遠くなので、時間をかけて行っても、同じくらいの子どもと交流がもてなければ、家にいる方が良い。
- ・午前中しか開いていない所が多く行きづらい。

社会的阻害要因ともいえる、サービス量が限

定的であること(遠い、開設されている時間帯)や、利用者数が少ないとといった少子地域の特徴が阻害要因として記載されていた。

「子育て相談」では、相談に対応する専門職の力量が問われる記述が見られた。

- ・専門職のわりには、知識にとぼしい。(今どきの母親はインターネット等で最新の知識がある。) 単なる話し相手にしかならなかった。

- ・頑張って相談をしても、ただ聞くだけで何も解決策を出してもらえずむなしくなった。職員のやる気のなさを感じた。

これらの内容は阻害要因といえる「不適切な対応」に該当するといえる。少子地域であってもインターネットの普及により、身近に多様な情報を得ることができる社会となっていることがわかる。また専門職への相談が「ただ聞くだけ」で終わってしまうことへの不満は、小池ら(2015)にも明らかとなっており、専門職に期待することについて、改めて認識する必要がある。

「一時預かり」は利用している割合が低いこともあり、今後利用しない理由の記述も少數であった。

- ・まわりに見てくれる家族がいるから。
- ・行政の保育所の預かりだと、子どもが感染をもらってきて、結局その後の看病が大変だ

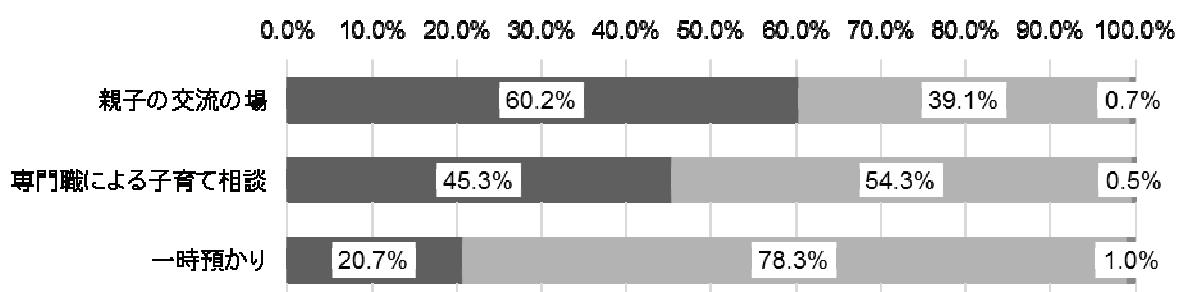


図2 子育て支援サービス利用経験

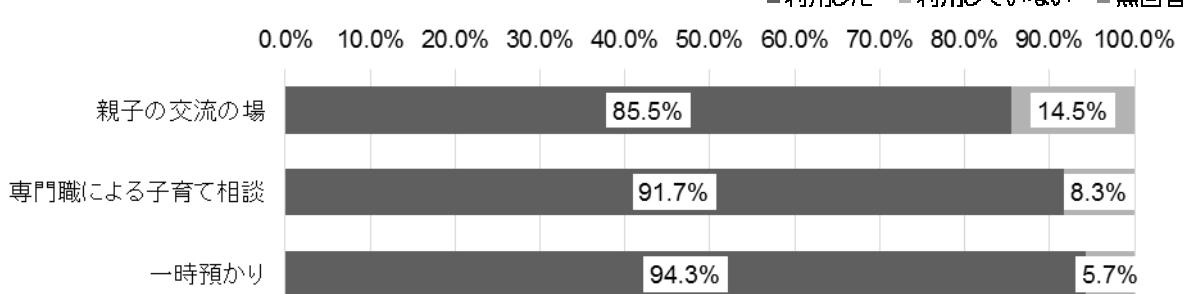


図3 子育て支援サービス今後の利用意向

った。

サービスを利用しなくても、家族によるサポートを優先して利用しているという理由があげられている。また、サービスの場を利用するこことによる罹患等を理由に利用しないということも生じている。

2) サービス内容別「利用しない理由」

いずれの項目においても「必要がない」が高く「利用したくない」が低い割合となっていることから、サービスを利用していない背景には、そのサービスを利用する必要がないと認識していることが大きいことがわかる。

その一方で、「親子の交流の場」(34.0%)、「一時預かり」(23.7%)が「利用できない」という社会的阻害要因につながる理由を掲げている回答者が存在する結果であった。

サービス内容別に「利用しない理由」についてより具体的にみると、以下の通りである（表2～4）。

表2 親子交流を利用していない理由

必要ない 142(40.9%)	困っていない 69(48.6%)
	まわりの支えあり 77(54.2%)
利用したくない 24(6.9%)	利用しても解決しない 9(37.5%)
	魅力を感じない 16(56.3%)
	利用に抵抗 9(37.5%)
利用できない 118(34.0%)	遠い 18(15.3%)
	時間帯が合わない 62(52.5%)
	敷居が高い 35(29.7%)
	子の年齢に合わない 17(14.4%)
知らない 69(19.9%)	必要があれば利用したい 60(87.0%)
	利用したいと思わない 3(4.3%)
	利用する必要を感じない 6(8.7%)

「親子の交流の場」については「必要ない」を選択した人が最も多い割合となっている。その理由として「まわりの支えがある」としている人が 54.2%と半数を超えており、本調査対象者の約 6 割の母親が出身地で子育てをしていることを考えると公の交流の場の必要性が低い人たちが一定程度存在していることがわかる。ま

表3 子育て相談を利用していない理由

必要ない 307(63.7%)	困っていない 182(59.3%)
	まわりの支えあり 181(59.0%)
利用したくない 29(6.0%)	利用しても解決しない 17(58.6%)
	魅力を感じない 7(24.1%)
	利用に抵抗 10(34.5%)
利用できない 57(11.8%)	遠い 5(8.8%)
	時間帯が合わない 15(26.3%)
	敷居が高い 22(38.6%)
	どこに聞けばいいかわからない 28(49.1%)
知らない 92(19.1%)	必要があれば利用したい 80(87.0%)
	利用したいと思わない 1(1.1%)
	利用する必要を感じない 7(7.6%)

表4 一時預かりを利用していない理由

必要ない 447(64.3%)	困っていない 213(47.7%)
	まわりの支えあり 282(63.1%)
利用したくない 30(4.3%)	利用しても解決しない 5(16.7%)
	魅力を感じない 6(20.0%)
	利用に抵抗 15(50.0%)
利用できない 165(23.7%)	きっかけがない 34(20.6%)
	時間帯が合わない 27(16.4%)
	どのような人が預かるかわからない 68(41.2%)
	どこに聞けばいいかわからない 34(20.6%)
知らない 59(8.5%)	必要があれば利用したい 48(81.4%)
	利用したいと思わない 1(1.7%)
	利用する必要を感じない 5(8.5%)

た、「利用できない」と回答した人たちの理由としては「時間帯が合わない」が半数を超えていた。「時間帯が合わない」を選択した回答者の 74%が共働き家庭であることを考えると、就労によって利用が阻害されていることが背景にあると考えられる一方、少子地域においては、社会資源となる親子の交流の場の数が限られていることもあり、移動時間等を含めると開設時間帯が阻害要因となっている人たちが存在してい

る状況も伺える。

「専門職による子育て相談」についてみると、「必要ない」を選択した人が6割を超えており、ここでも「困っていない」「まわりの支えあり」が6割近い結果となっており、まわりに相談できる環境での子育てになっていることがわかる。また「利用できない」との理由の中に「どこに聞けばいいかわからない」との回答が半数を占める結果となった。相談先がわからない点については、「知らない」という回答が2割近いことからも課題のひとつといえる。

「一時預かり」についても「専門職による子育て相談」と同様、「必要ない」との理由が6割近い結果となった。具体的にみると「まわりの支えあり」が6割を超える結果となっている。「利用できない」理由をみると、「どのような人が預かるかわからない」が41.2%となっており、保育者への不安感が利用を妨げる要因となっていることがわかる。

いずれにおいても、3サービスに共通のこととして「利用したくない」を選択した回答者の割合は低く、「知らない」を選択した回答者の多数が「必要であれば利用したい」を選択していることはサービス利用の促進において重要な認識といえる。

3. 育児感情の分析

1) 育児感情尺度の分析

育児感情の回答結果は表5のとおり。

2) 育児感情尺度の因子構成

因子分析を行った結果、固有値1以上で3因子が抽出された（主因子法、バリマックス回転）

（表6）。第1因子は、「親としての能力に自信がない」「育児についていろいろ心配なことがある」などの育児に対しての心配や迷い、自信の無さなど育児における不安な感情に関する項目の負荷量が高いことから「育児不安感」因子と名付けた。第2因子は、「子どものために仕事や趣味を制約される」「自分の時間がない」といった育児によって他の事柄が制約を受けていると感じる項目に負荷量が高いことから「育児制約感」因子と名付けた。第3因子は、「子どもと一緒にいると楽しい」「子どもと一緒にいるとき、心がなごむ」が含まれ、子どもと一緒にいることで生まれる肯定感情の因子であることから「育児肯定感」と名付けた。下位尺度の内的整合性を検討するためにCronbachの α 係数を算出したところ、第1因子から順に.888,.790,.848であり、信頼性が確かめられた。

3) 育児感情の傾向

各項目の回答を、非常にあてはまる=1、かなりあてはまる=2、少しあてはまる=3、全くあてはまらない=4、として尺度ごとに個人得点を算出し育児感情得点とした。それぞれの尺度の個人得点の平均（SD）は「育児不安感」2.97(.62)

「育児制約感」2.71(.61)「育児肯定感」1.74(.75)であった。「育児不安感」「育児制約感」については中間の値(2.5)より不安感・制約感が低い

表5 育児感情 回答分布

	非常にあてはまる (1)	かなりあてはまる (2)	少しあてはまる(3)	全くあてはまらない(4)	平均値	SD
1 育児についていろいろ心配なことがある	95	134	550	96	2.74	0.79
2 親としての能力に自信がない	58	140	532	140	2.87	0.76
3 子どもといっしょにいるとき、心がなごむ	366	339	144	26	1.81	0.82
4 自分の時間がない	210	249	372	42	2.28	0.88
5 何となく育児に自信がもてない	57	146	508	162	2.89	0.78
6 子どもといっしょにいると楽しい	443	304	100	28	1.67	0.80
7 子どもを育てることが負担に感じる	17	57	372	427	3.39	0.70
8 子育てに失敗するのではないかと思うことがある	74	103	488	210	2.95	0.83
9 自分のペースが乱れる	105	163	452	151	2.75	0.88
10 この先、どう育てたらいいかわからない	22	41	380	430	3.40	0.70
11 子どものために仕事や趣味を制約される	158	162	424	131	2.60	0.95
12 どうしつけたらいいのかわからない	50	130	509	185	2.95	0.77
13 毎日、同じ事の繰り返しをしている	156	230	363	126	2.53	0.95
14 家事をすべてする時間がない	103	187	447	138	2.71	0.87

表 6 育児感情因子分析

	育児不安感	育児制約感	育児肯定感
2 親としての能力に自信がない	.834	.131	-.024
5 何となく育児に自信がもてない	.816	.212	-.089
8 子育てに失敗するのではないかと思うことがある	.752	.202	-.092
10 この先、どう育てたらいいかわからない	.684	.212	-.123
12 どうしつけたらいいかわからない	.656	.216	-.084
1 育児についていろいろ心配なことがある	.627	.206	.019
11 子どものために仕事や趣味を制約される	.119	.744	-.050
9 自分のペースが乱れる	.235	.674	-.101
4 自分の時間がない	.120	.654	-.058
14 家事をすべてする時間がない	.165	.557	-.008
13 毎日、同じ事の繰り返しをしている	.273	.449	-.026
7 子どもを育てることが負担に感じる	.372	.412	-.260
6 子どもといっしょにいると楽しい	-.096	-.061	.899
3 子どもといっしょにいるとき、心がなごむ	-.072	-.095	.809
固有値	3.556	2.366	1.587
累積寄与率	25.398	42.295	53.629

方向、「育児肯定感」については中間の値(2.5)より肯定感が高い方向の平均値である。2.5をカットオフポイントとして、それぞれの不安感・制約感・肯定感の高群・低群に分類した結果は表7のとおり。不安感の高い人は全体の約2割であり、制約感については約4割の人で高いということが明らかになった。また、全体の87%の人が何らかの肯定感情を持ちながら子育てをしているということが明らかになったが、13%の人が育児肯定感情の低い中で子育てをし

ていることがうかがえる。

4. 育児サポートの分析

1) 育児サポート尺度の分析

育児サポートの回答結果は表8のとおりである。表中の網掛けはそれぞれのサポートや資源が「全くない」という人の人数である。

2) 育児サポートの因子構成

因子分析を行った結果、4因子が抽出されたが、尺度としての内的整合性を検討した結果2項目(項目9および13)を削除し、再度因子分析を行い、固有値1以上で3因子が抽出された(主因子法、バリマックス回転)(表9)。

第1因子は「配偶者はよく理解してくれる」「その日の子どもの様子を配偶者と話し合うことができる」などすべて配偶者からのサポートに関する項目であることから「配偶者サポート」

表 7 育児感情の傾向

	個人得点 平均(SD)	高群 (1.0~2.5)	低群 (~4.0)
育児不安感	2.97(.62)	190名 (21.9%)	677名 (78.1%)
育児制約感	2.71(.61)	336名 (38.7%)	532名 (61.3%)
育児肯定感	1.74(.75)	760名 (87.0%)	114名 (13.0%)

表 8 育児サポートの回答分布

	非常にあて はまる(1)	かなりあて はまる(2)	少しあては まる(3)	全くあてはま らない(4)	平均値	SD
1 子どもの心配事があるときに配偶者に相談できる P	426	206	178	55	1.84	0.97
2 歯医者や美容院などに行きたいとき、預かってくれる人がいる P	391	197	202	82	1.97	1.03
3 同じ年ぐらいの子どもと遊ばせる機会がない N	90	120	276	387	3.10	0.99
4 自分の代わりに配偶者は家事や育児ができる P	233	179	320	134	2.41	1.04
5 子どものことを継続的に話せる機会がない N	40	86	344	389	3.26	0.82
6 子どもを預けたり預かったりする子育ての仲間が身近にいる P	107	78	216	473	3.21	1.04
7 短時間でも子どもを預かってくれる人が近くにいる P	363	129	209	173	2.22	1.18
8 同じ年ぐらいの子どもを持つ親と話す機会がない N	86	87	283	419	3.18	0.97
9 子どもと歩いて遊びに行く公園などが身近にある P	190	113	265	307	2.79	1.14
10 その日の子どもの様子を配偶者と話しあうことができる P	390	189	210	76	1.97	1.02
11 配偶者はよく理解してくれている P	316	252	220	76	2.07	0.98
12 同世代の子どもを持つ家族とのつきあいがない N	103	91	300	381	3.10	1.00
13 移動の手段が乏しく車がないと外出しにくい N	437	102	162	174	2.08	1.21

表9 育児サポートの因子分析

	配偶者 サポート	子育て仲間 サポート	子どもの 預け先 サポート
11 配偶者はよく理解してくれている P	.885	-.029	.083
10 その日の子どもの様子を配偶者と話しあうことができる P	.789	-.059	.115
1 子どもの心配事があるときに配偶者に相談できる P	.767	-.092	.106
4 自分の代わりに配偶者は家事や育児ができる P	.582	-.054	.179
8 同じ年くらいの子どもを持つ親と話す機会がない N	-.056	.861	-.055
12 同世代の子どもを持つ家族とのつきあいがない N	-.025	.768	-.134
3 同じ年くらいの子どもと遊ばせる機会がない N	.013	.645	-.113
5 子どものことを継続的に話せる機会がない N	-.256	.423	-.190
7 短時間でも子どもを預かってくれる人が近くにいる P	.078	-.131	.834
2 歯医者や美容院などに行きたいとき、預かってくれる人がいる P	.231	-.091	.623
6 子どもを預けたり預かったりする子育ての仲間が身近にいる P	.097	-.288	.365
固有値	2.471	2.051	1.35
累積寄与率	22.464	41.108	53.382

因子と名付けた。第2因子は「同じ年くらいの子どもを持つ親と話す機会がない」「同世代の子どもを持つ家族とのつきあいがない」などと同じように子育てをする人たちとのかかわりなどに関する項目であることから「子育て仲間サポート」因子と名付けた。第3因子は子どもを預かってくれる人に関する項目であることから「子どもの預け先サポート」因子と名付けた。下位尺度の内的整合性を検討するために Cronbach の α 係数を算出したところ、第1因子から順に .845, .777, .662 であり、信頼性が確かめられた。

3) 育児サポートの傾向

各項目の回答を、ポジティブ項目 (P) に関しては、非常にあてはまる=1、かなりあてはまる=2、少しあてはまる=3、全くあてはまらない=4、とし、ネガティブ項目 (N) に関しては得点を逆転し、尺度ごとに個人得点を算出し育児感情得点とした。得点が 1 に近いほどサポートがあるということである。個人得点の平均 (SD) は「配偶者サポート」2.07(.83)「子育て仲間サポート」1.84(.73)「子どもの預け先サポート」2.47(.84)であった。2.5 をカットオフポイントとして、回答者をサポートを有している高群とサポートの少ない低群に分類した結果は表10のとおりである。配偶者サポートの少ないと思われる人は 26.9% で全体のおおよそ 4 分の 1 の人が配偶者のサポートの少ない中で子育てをしている様子がうかがえる。子育て仲間のサポートが少ないと思われる人は 16.5% であり、少子化の中で同じような子育て中の人とのかかわりが少ない中で子育てをしているといえよう。

表10 育児サポートの傾向

	個人得点 平均(SD)	高群 (1.0~2.5)	低群 (~4.0)
配偶者サポート	2.07 (.83)	629名 (73.1%)	234名 (26.9%)
子育て仲間 サポート	1.84 (.73)	716名 (83.5%)	141名 (16.5%)
子どもの預け先 サポート	2.47 (.84)	458名 (52.6%)	412名 (47.4%)

子どもの預け先サポートについては、高群・低群がそれぞれ半数であった。この半数の低群は気軽に預かってもらえる人がいないか、もしくは、いたとしても複数のサポート資源を持たないことを意味するといえる。

5. 育児感情と育児サポートの関連

育児感情尺度と育児サポートの各因子の関係を見るために相関分析を行った(表11)。

「配偶者サポート」は「育児不安感」「育児制約感」と負の相関がみられ「育児肯定感」とは正の相関がみられた。「子育て仲間サポート」は「育児不安感」「育児制約感」と負の相関がみられた。「預け先サポート」は「育児制約感」と負の相

表11 育児感情とサポートの相関

	配偶者 サポート	子育て仲間 サポート	預け先 サポート
育児不安感	-.200**	-.251**	-.171**
育児制約感	-.209**	-.244**	-.259**
育児肯定感	.213**	.061	.150**

Pearsonの相関係数 **<.01 * <.05

関がみられることが明らかになった。配偶者からのサポートがあること、子育て仲間のサポートがあることは、育児における不安感と制約感

を抑制する可能性が示唆された。また配偶者からのサポートは、育児における肯定感情を高めることに寄与していると考えられる。さらに、身近な預け先を有していることは育児の制約感の抑制につながることがうかがえる。

結 語

本研究では、少子地域における地域子育て支援サービスの利用状況及び子育ての現状について分析を行った。結果、サービス内容によって、少子地域であることが利用を阻害していることも少数であるが見られた。またいずれのサービスにおいても「利用につながらない」理由の多くは「必要がない」ことである一方、「利用できなかつた」ことや「知っていれば利用したい」という回答者も見られる結果となった。今後の課題として、「必要がない」「利用できなかつた」といった回答の背景にあることが考えられる少子地域の特徴について、さらに分析を深めたい。子育ての現状では、子育てにおける不安感および制約感の高い人が一定割合いること、肯定感情をもって子育てをしている人が多いものの、肯定感を抱けないまま子育てをしている人がいることも明らかになった。さらに、身近な理解者として配偶者や子育て仲間によるサポートが少ない人の存在も確認でき、公的な支援サービスの重要性がうかがうことができる。これらの結果が少子地域のひとつの様相を示していることを踏まえた支援のあり方を検討することが今後の課題である。

この調査結果から少子地域であることが、地域子育て支援サービス利用の阻害要因となっているとの仮説を立証するには今後もデータ分析が必要であるが、地域特性、特に少子地域であることを加味した地域子育て支援のあり方について検討する基礎的なデータとすることことができた。今後の分析が少子社会に突入している日本の地域子育て支援サービスのあり方に重要な示唆を提供することができるものと考えられる。

註

- 1) 「子ども過疎地」とは都市部において一部の地域で子どもが少なくなっている地域を指して

使われている。

参照：公益社団法人 全国私立保育園連盟
保育制度検討会.人口減少社会の保育に向けて
提言 新しい転換期に向けた課題への対応
2013 ; 2.

付 記

本研究は、平成 26～28 年度科学研究費助成事業（課題番号：26380745）基盤研究（C）（代表：小池由佳）の研究の一部である。

謝 辞

本研究の調査にあたっては、調査対象となつた各自治体において共同実施をしていただきました。この場を借りて各ご担当者に厚く御礼申し上げます。

引用文献

- 1) 公益社団法人 全国私立保育園連盟 保育制度 検討会. 人口減少社会の保育に向けて提言 新しい転換期に向けた課題への対応.2013 ; 4.
- 2) 小池由佳、角張慶子、齋藤裕. 地域子育て支援サービスの利用状況及び課題に関する研究—子育て相談の利用に関する調査から—. 人間生活学研究 ; 2016 ; 7 : 11-20.
- 3) 岩間伸之. 支援困難事例への専門的援助. 岩間伸之、原田正樹、編. 地域福祉援助をつかむ. 東京：有斐閣、2012;105-113.
- 4) 角張慶子、小池由佳、齋藤裕. 新潟県における子育てに関するアンケート調査結果報告書. 平成 25 年度新潟県立大学教育研究活動推進事業課題解決型研究プロジェクト. 2014.
- 5) 手島聖子、原口雅浩. 乳幼児健康診査を通した育児支援：育児ストレス尺度の開発；福岡県立大学看護学部紀要 2003 ; 1 : 15-27.
- 6) 渡辺弥生、石井睦子. 母親の育児不安に影響を及ぼす要因について. 法政大学文学部紀要 2005 ; 51 : 35-46.
- 7) 小池由佳、角張慶子、齋藤裕. 地域子育て支援拠点事業利用者による「子育て相談」の課題. 日本保育学会第 68 回大会抄録集. 2015; ID1429.

ABSTRACT

The current state of child-rearing and the use of regional child care support services in the declining birthrate region

Yuka Koike^{1*}, Keiko Kakubari¹, Yutaka Saito¹

¹ Department of Child Studies, Faculty of Human Life Studies, University of Niigata Prefecture

* Correspondence, koike@unii.ac.jp

This research posed the hypothesis that the status of communities with few children is itself a factor inhibiting the use of local services for the support of child-rearing. The research seeks to validate the hypothesis by elucidating the current state of usage of child-rearing support services in regions with low child populations. This was carried out through a questionnaire presented to parents and guardians, the user demographic for these services. The responses showed that there was a high proportion of respondents raising children in the respective native towns of the mother or father, suggesting one particular feature of regions with low child populations. While these services are used as-needed, reasons given for "will not use them hereafter" included that "the region has a low child population." The most frequent response for "not currently using these services" was, "I have no use for them." However, "I would like to use them, but cannot" represented a not insignificant proportion of responses. At the same time, if we consider the current conditions of child-rearing, there is a not insignificant proportion of people citing uncertainty about child-rearing and high "feelings of constraint." While there are many people engaging in child-rearing with an affirmative attitude, the findings showed that there are, nevertheless, others who are engaging in child-rearing in the absence of these positive and affirmative emotions. The findings also showed that there are people who lack a support structure in the form of people close to them who understand their circumstances or child-rearing partners like spouses or friends. These findings suggest the importance of creating public support services to support these people.

Keywords: the declining birthrate region , regional child care support services , user unfriendly

香気成分が苦味の感受性に与える影響について

神山 伸^{†*}、須崎奈美[†]、田山 舞[†]、曾根英行^{**}

味覚と嗅覚の受容は異なる経路で脳へと伝達される一方、嗅覚の存在によって味の感じ方が変わることが知られているが、香気成分が味成分の受容そのものに与える影響については明確にされていない。本研究では、ラットを用いた飲水選択嗜好実験を行い、香気成分の添加により苦味溶液の選択率に変化がみられるかどうかを確認することにより、香気成分が苦味の感受性に与える影響について検討した。濃度の異なる塩酸キニーネ水溶液を用いた4瓶選択嗜好実験では、通常水群、香気水群（苦味溶液に10 ppmの酪酸ブチルを添加）ともに苦味濃度が増加するほど嗜好率が低下したが、香気水群では0.001 mMの苦味溶液で嗜好率が有意に増加した（p<0.01）。一方、不快臭を示すヘキサナールを用いた場合では、個体差が大きく有意差は認められなかった。ヒトを用いた官能検査では、10 ppmの酪酸ブチル、ヘキサナール、イソバレルアルデヒドのいずれの添加でも、0.01mM 塩酸キニーネ水溶液の苦味を増加させた。これらの結果から、酪酸ブチルのような香気成分は苦味の感受性を変化させることが示唆され、香気成分の添加により苦味を修飾できる可能性が示された。

キーワード：味覚、嗅覚、香気成分、苦味、相互作用

はじめに

食べ物のおいしさは味覚のみが決めているのではなく、「匂い」を感じる嗅覚や、触覚や聴覚、視覚などの感覚、環境や体調などさまざまな因子が影響しており、それらを複合的に判断することにより感じている。人間の感覚は、それぞれの感覚器官で捉えられた感覚情報が、各感覚神経を通じて大脳の各感覚野に送られ、その対応する脳部位で処理され感知される。一方で、その感覚は相互に作用しており、味とおいにおいてもそれぞれの情報は少なくとも一部は脳内で共通した部位で処理されて、統合した感覚として捉えられる¹⁾。実際、風邪をひいた時にいつも味が違うと感じたり、鼻をつまんだりした時に食べ物の味を感じなかつたりするよう、人間が食べ物を食べた時の「味」は嗅覚によって大きく影響を受けている。においと味が一体となって感じられる感覚は風味（フレーバー）とよばれている。

香りには食品などを鼻先でにおいを嗅いだときに感じられる鼻先香（立ち鼻香、オルトナザール香）と、食品を口に入れて噛んだときに、香りの成分がどの奥から鼻に抜けて感じられる口中香（咀嚼香、レトロナザール香）があるが、いずれにおいても匂いを感じる部位は嗅上皮（鼻腔の上部にある嗅粘膜の上皮）にあり、非常に多くのにおい物質に応じる嗅細胞によって感知されている²⁾。におい物質は嗅腺から分泌される粘液に溶けることによって嗅細胞の樹状突起先端にある嗅毛の受容体を刺激し、嗅神経をとおして大脳辺縁系の嗅覚野に伝えられ嗅覚として感知される。におい物質は揮発性であり、きわめて閾値が低いために非常に微量でも感知される。

こどもがピーマンを嫌いな理由としてその「苦み」がよくあげられるが、実際はその「青臭さ」が嫌われていることが多い。この青臭さは「青葉アルデヒド」のような香気成分によるものだが、この青臭さが単独で嫌われているの

新潟県立大学人間生活学部健康栄養学科

責任著者 連絡先：*kammy@unii.ac.jp **sone@unii.ac.jp [†]共同筆頭著者
利益相反：なし

か、それとも匂いがピーマンの苦みの感覚 자체を変化させているのかについては明確ではない。辛味や炭酸刺激のような一部の体性感覚は、味覚や嗅覚のような化学感覚を修飾することが報告されている³⁾。以前の研究で筆者らは、雪室貯蔵したコーヒーは通常貯蔵のものと比べて苦みや渋みが減っていると感じられるものの、実際には味成分は変化しておらず、アルデヒド類を中心とする不快臭である「オフフレーバー」が減少することにより、味の変化として感じられることを報告した⁴⁾。この場合でも、香りの変化が味の変化として感じられているのであるが、香気自体が味の感受性を変化させているのか、あるいは脳での感じ方が変化しているのかについては明確ではない。

本研究では、他の味覚に比べて閾値が低く、「不快味」として捉えられやすい苦味に着目し、この苦味の感受性が香気成分の存在により変わることどうかを確認するため、ラットを用いた選択嗜好実験を行うことにより、香気成分が苦味の感受性に与える影響について検討した。

方法

実験動物

SD 系ラット（日本エスエルシー株式会社）、オス、4 週齢（実験時 6 週齢あるいは 8 週齢）、10 匹を用いた。餌としては市販の固形試料（CLEA Rodent Diet CE-2、日本クレア株式会社）を自由摂食により十分に与えた。動物実験は、新潟県立大学の動物実験委員会の承認を受け、動物実験ガイドラインを遵守して行った。

官能検査による苦味の評価

新潟県立大学の学生 12 名（20～24 歳の男女）を被験者として官能検査を行った。苦味溶液として 0.01mM 塩酸キニーネ水溶液を用いた。香気成分としては、酪酸ブチル（Butyl Acetate、和光純薬）、ヘキサナール（1-hexanal、東京化成）、イソバレルアルデヒド（isovaleraldehyde、東京化成）、青葉アルデヒド（trans-2-hexanone、東京化成）をそれぞれ 10 ppm となるよう添加し、苦味溶液に香気を添加していないものを「においなしの苦水」、香気を添加したもの「におい

ありの苦水」として、溶液それぞれをおよそ 20 mL ずつプラスチックカップに入れて配布し、比較法により評価を行った。「においあり」それを「においなし」と比較して苦味をどう感じるかについて、においなしを基準の 0 点として -2~+2 点の 5 点評価法で評価した。点数の平均値について、Kruskal-Wallis 法による一元配置分散分析および Steel-Dwass 法による多重検定を行い、危険率 5% で有意差ありと判断した。

酪酸ブチルの 4 瓶選択嗜好実験

体重に基づき、6 週齢の Sprague Dawley (SD) 系ラット 10 匹を 5 匹ずつ通常水群と香気水群の 2 群に分けた。

苦味溶液として塩酸キニーネ水溶液 (0, 0.001, 0.01, 0.1mM) を用い、通常水群は苦味溶液、香気水群は苦味溶液に酪酸ブチルを 10 ppm となるように添加したものを用いた。それぞれの溶液を給水瓶に 100 mL ずつ用意し、4 瓶を同時にケージのふたに差し込んで呈示して自由に選択飲水させた。8 日間実験を行い、2 日ごとにそれぞれの溶液の飲水量を計測して、それを合計することにより累積飲水量を算出した。また、全濃度の溶液の合計飲水量から各濃度の溶液の飲水量について、選択嗜好率を算出した。溶液は 2 日ごとに調製し直し、場所による偏好を避けるために個体ごとに異なる位置に異なる濃度の給水瓶を呈示して、2 日ごとに場所を入れ替えた。5 匹の平均値について、二元配置分散分析および student の検定を行い、危険率 5% で有意差ありと判断した。

ヘキサナールの 4 瓶選択嗜好実験

酪酸ブチルにおける 4 瓶選択嗜好実験と同様にして行った。8 週齢の SD 系ラット 10 匹を 5 匹ずつ通常水群と香気水群の 2 群に分け、苦味溶液として塩酸キニーネ水溶液 (0, 0.001, 0.01, 0.1mM) を用い、香気水群は苦味溶液にヘキサナールを 10 ppm となるように添加したものを用いた。それぞれの溶液を給水瓶に 100 mL ずつ用意し、4 瓶を同時にケージのふたに差し込んで呈示して自由に選択飲水させた。酪酸ブチルにおける実験と同様に 8 日間実験を行い、2 日ごとにそれぞれの溶液の飲水量を計測して、

それを合計することにより累積飲水量を算出した。5 匹の平均値について、二元配置分散分析および student の検定を行い、危険率 5%で有意差ありと判断した。

結果

官能検査による香気成分が苦味感受性に及ぼす影響の評価

苦味として、味覚研究で苦味標準物質として広く使用されている塩酸キニーネを用いた。小規模人による予備実験により、閾値以上でかつ拒否感を覚えない程度の苦味である 0.01 mM (0.004%) を苦味溶液の濃度として選定した。香気成分としては、好ましい香氣としてフルーツ様の香氣を示す酪酸ブチルに加え、不快臭として「古米臭」やオフフレーバーの代表であるヘキサナール (1-hexanal)、清酒の老香やムレ香の代表であり、漬物様の匂いのするイソバレルアルデヒド (イソ吉草酸アルデヒド、3-methylbutyraldehyde、3-methylbutanal とも呼ぶ)、青臭さの原因である青葉アルデヒド (trans-2-hexenal) を用いた。

においなしの苦味溶液を基準として、それぞれの香気成分入りの苦味溶液の苦味を評価した結果を図 1 に示した。においなし (0 点) に対

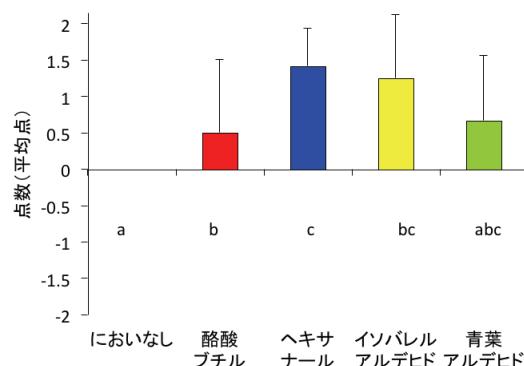


図 1. 香気成分が苦味の感受性に及ぼす影響においなしの苦味溶液を基準として、それぞれの香気成分入りの苦味溶液の苦味を官能検査により 5 段階評価した評点について、その平均値（及びその標準偏差）をグラフに表した。グラフ下の異なる文字は有意差 ($p < 0.05$) を表す。

し、酪酸ブチルを添加した溶液の評価平均点は 0.50 点であり、ヘキサンは 1.42 点、イソバレルアルデヒドは 1.25 点、青葉アルデヒドは 0.67 点であり、どの香気成分もにおいなしに比べて苦味の点数が増加していた。Kruskal-Wallis の検定により、香気間における点数の平均値に有意差がみられ ($p < 0.001$)、また、Steel-Dwass の検定により、においなしに対して青葉アルデヒドを除く香氣で点数の平均値に有意差がみられ ($p < 0.05$)、苦味が強く感じられたことが示された。さらに、酪酸ブチルに比べてヘキサンは有意に点数が多く、苦味をより強く感じさせる可能性が示された。

したがって、ヒトにおいてこれらの香気成分は苦味の感受性を増加させる可能性が示された。

酪酸ブチルがラットの苦味感受性に及ぼす影響

ヒトでは苦味や香氣に対する閾値や嗜好が個人によって異なるため、ラットを用いた飲水選択嗜好実験を行うことにより検討した。選択嗜好実験としては、4 つの瓶の溶液を自由に選択摂取させて飲水量を計測することにより選択嗜好率を測定する 4 瓶選択実験を用いて行った。

ラットもヒトと同様に塩酸キニーネを苦味として感じており、嫌悪閾値は 0.01 mM 前後とヒトの閾値と似ている。ただし、ラットにおける香気成分の嗜好に関する情報は少なく、ヒトと同じであるかは明確ではない。前述の実験で用いた 4 種の香氣のうち、人にとって好ましい香氣である酪酸ブチルと、ヒトにとって不快臭でありもっとも苦味の増強効果の強かったヘキサンの 2 つについてラットが忌避あるいは嗜好性を示すかどうかを確認するために、蒸留水及びそれぞれの香氣を 0~10 ppm となるように添加した蒸留水の 4 瓶を用いて、4 日間の選択実験を行った。その結果、酪酸ブチル、ヘキサン、とともに、それぞれの溶液で飲水量に有意差は見られず、この濃度における香氣水は明確な嗜好あるいは忌避を示さないことが示された（データは掲載せず）。

これらの香気成分がヒトと同様にラットにおいても苦味の感受性を変化させるかどうかを検討するため、酪酸ブチルが苦味の感受性に与

える影響について、飲水選択嗜好実験を行った。ラットを通常水群と香気水群にわけ、通常水群は苦味溶液（0、0.001、0.01、0.1 mM の塩酸キニーネ水溶液）、香気水群は酪酸ブチルを 10 ppm となるように添加した苦味溶液を用いた 4 瓶選択実験を行った場合の、8 日間の累積飲水量を図 2 に示した。8 日間の全濃度の合計飲水量は日ごとでばらつきはあったものの、通常水群 273.2mL、香気水群 314.0mL と群間に大きな差は見られず ($p=0.2730$)、香氣の添加による総飲水量への影響はなかったものと考えられる。濃度別の 8 日間累積飲水量は、両群とも苦味溶液の濃度が増加するにつれて飲水量が低下した。それぞれの溶液の選択嗜好率は図 3 に示した。

0.001 mM 苦味溶液の選択嗜好率は香気水群に

おいて有意に通常水群よりも高い値を示した ($p < 0.01$)。これらの結果より、酪酸ブチルの添加により苦味溶液を好む、あるいは苦味の感受性が低下する可能性が示された。0.01 mM 以上の苦味溶液において群間で飲水量、選択嗜好率に明らかな差がみられなかったのは、苦味溶液の濃度が高かったために苦味を忌避し、香氣の影響が少なかったものと考えられる。

ヘキサナールがラットの苦味感受性に及ぼす影響

ヘキサナールはヒトにおいては不快な香りとされており、本研究におけるヒトでの嗜好実験でも苦味の感受性を変化させ、苦味を強く感じさせる可能性が示された（図 1）。そこで、10 ppm のヘキサナールを添加した苦味溶液を用い、酪酸ブチルと同様にしてラットを用いた飲水選択嗜好実験を行うことにより、ヘキサナールが苦味の感受性に与える影響について検討を行った。

その結果、図 4 と図 5 に示したように、濃度別の累積飲水量について通常水群と香気水群の間に差は見られず、選択嗜好率にも差がみられ

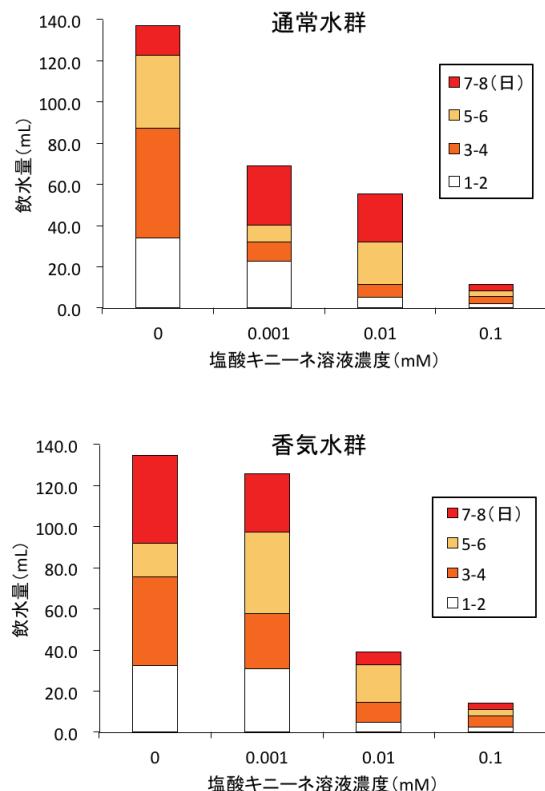


図 2. 通常水群と香気水（酪酸ブチル）群の累積飲水量

4 瓶選択法による選択嗜好実験で、8 日間の実験期間におけるそれぞれの濃度の苦味溶液（塩酸キニーネ）の累積摂取量をグラフに表した。上：通常水群（香氣を含まない苦味溶液）、下：香気水群（10 ppm の酪酸ブチルを含む苦味溶液）。

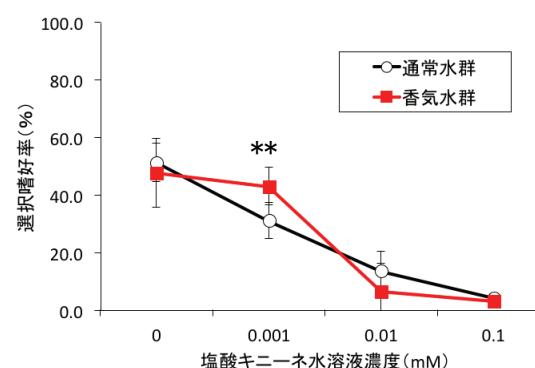


図 3. 通常水群と香気水（酪酸ブチル）群の苦味溶液の選択嗜好率

4 瓶選択法による選択嗜好実験で、8 日間の実験期間におけるそれぞれの濃度の苦味溶液（塩酸キニーネ）の選択嗜好率をグラフに表した。○：通常水群（香氣を含まない苦味溶液）、■：香気水群（10 ppm の酪酸ブチルを含む苦味溶液）。**はその濃度における有意差 ($p < 0.01$) を表す。

なかつた。一方、ヘキサナールの添加により苦味溶液を好むようになる傾向も認められなかつた。これらのことから、ラットにおいてはヘキサナールの添加は苦味溶液の飲水量や嗜好に影響を与えない可能性が示され、ヘキサナールは苦味の感受性に影響を与えない可能性が示された。

ただし、酪酸ブチルの実験での通常水群は苦味溶液濃度が増加するほど飲水量が低下したが、本実験では両群とも蒸留水(0 mM)と 0.001 mM の飲水量が同程度であり、0.001 mM の苦味溶液をはつきりと認識できていなかつた可能性が考えられる。週齢の増加による味感受性低下に加え、4 瓶選択法を用いたことにより、0.01 mM 以上の苦味溶液の苦味が強いため苦味に対する

慣れが生じた可能性があり、ヘキサナールがラットの苦味感受性に影響を与えないかどうかについては 2 瓶選択法を用いた検討や行動学的応答、神経生理実験などによる詳細な検討が必要であるものと考えられる。

考察

本研究では、香気成分が苦味の感受性に与える影響を明らかにするために、ラットを用いた選択嗜好実験により検討した。ヒトと同様、ラットやマウスにおいても口腔内の味蕾に甘味、酸味、塩味、苦味、うま味に対する受容体が存在しており、それぞれの基本味を認識しているものと考えられている。苦味受容体である T2r ファミリーは 2000 年にヒトとマウスから同定されたが^{5, 6)}、様々な毒性物質に対応するために多数のサブタイプがあり、それぞれ異なる苦味物質に応答している。苦味の標準物質として用いられる塩酸キニーネに関してマウスやラットは強い忌避を示し、単一の T2r 受容体により苦味を感じているものと推察されている。

ラットにおいては、酪酸ブチルの添加により 0.001 mM 苦味溶液の選択嗜好率が上昇しており、酪酸ブチルの存在が苦味の感受性を低下さ

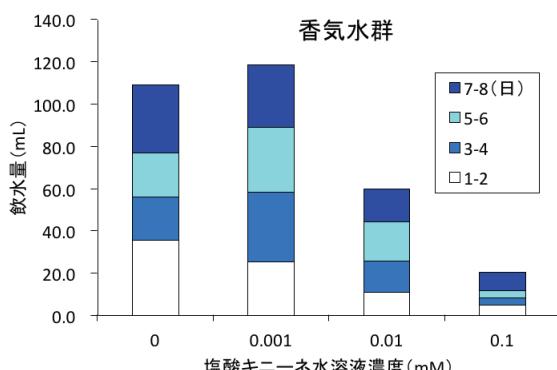
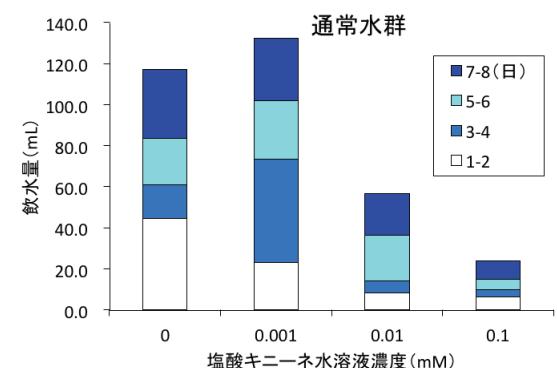


図 4. 通常水群と香気水（ヘキサナール）群の累積飲水量

4 瓶選択法による選択嗜好実験で、8 日間の実験期間におけるそれぞれの濃度の苦味溶液（塩酸キニーネ）の累積摂取量をグラフに表した。上：通常水群（香気を含まない苦味溶液）、下：香気水群（10 ppm のヘキサナールを含む苦味溶液）。

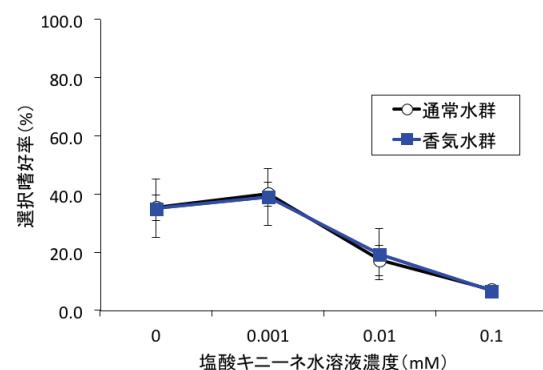


図 5. 通常水群と香気水（ヘキサナール）群の苦味溶液の選択嗜好率

4 瓶選択法による選択嗜好実験で、8 日間の実験期間におけるそれぞれの濃度の苦味溶液（塩酸キニーネ）の選択嗜好率をグラフに表した。○：通常水群（香気を含まない苦味溶液）、■：香気水群（10 ppm のヘキサナールを含む苦味溶液）。

せる可能性が示された。一方、ヘキサナールの添加では苦味の感受性に変化は認められなかつた。一方、ヒトにおける官能検査では、酪酸ブチルとヘキサナールの両方で香気成分の添加により苦味が強く感じられることが示された。ヒトとラットでの結果に違いがみられたことから、ヒトとラットでは香気に対する嗜好あるいは忌避の程度が異なる可能性が考えられる。ラットの香気に対する嗜好性はあまり明らかにされておらず、また香気は低濃度ではいいにおいと感じられても高濃度では悪臭と感じられるものが多いことから、用いる香気成分の種類とその濃度については再検討が必要である。また、本研究では、ラットの選択嗜好実験でもヒトを用いた官能検査でも香気成分を溶液に添加したものを使用しており、口中香が鼻腔で受容されることによる苦味への影響について検討している。実際には发声のために食道と気管の一部を共有させているヒトと異なり、ラットを含む多くの動物では嚥下と呼吸を同時に行うことができるため、口中香を感じることが少ないと考えられることから、空中に気化した香り（鼻先香）が苦味へ与える影響についても検討を行う必要があるものと考えられる。

酪酸ブチルにおける4瓶選択実験では0.001 mMの塩酸キニーネ溶液という限られた濃度でのみ嗜好率に差が認められたが、ヘキサナールでは有意差は認められなかつた。ここで、この濃度は閾値に近い値であり、個体や週齢によっては認知しにくい濃度である可能性が考えられる。実際、10週齢のラットを用いて2瓶選択法により蒸留水と0.001 mMとの嗜好性をみた場合では、二つの溶液間で嗜好率に有意差は認められなかつた（データは掲載せず）。ラットやヒトにおいて、加齢に伴い苦味を含む味覚の閾値が高くなることや、味覚嗜好性が変化することが知られていることから、ヘキサナールにおいては週齢の違いが影響した可能性も考えられ、統一した条件での再実験が必要であるものと考えられる。

本研究では、飲水選択嗜好実験により、溶液の飲水量と嗜好率をみるとことで、香気成分による苦味の感受性への影響について検討を行つた。苦味の感受性は舌上の味蕾での苦味物質の受容

によるが、実際には舌で「苦い」と感じるのではなく、味蕾で受容した情報が脳に伝わることで苦味物質を「苦い」と判断している。脳における嗅覚の処理部位は記憶と関係している海馬や、恐怖や嫌悪感などの感情と関係している扁桃体と近く、においを嗅いだときに過去の記憶が思い出される「プルースト効果」が知られているように、匂いの感覚は記憶や経験とも強く関連している。飲水量や嗜好率のみの確認では、舌での味の受容や神経応答が変化したのか、脳による匂いの認識が変化したのかについて明確ではない。したがって、味覚神経応答の確認により苦味の味覚受容自体に影響するかどうかについても検討する必要があるものと考えられる。

結語

味覚と嗅覚は相互に影響し合つて食べ物のおいしさを構成している。本研究の結果は香気成分が苦味の感受性に影響を及ぼす可能性を示しており、香気の変化により食品の苦味を軽減させることができるものと考えられる。苦味を感じる食べ物は一般的に嗜好性が低く、嫌いな人が多い。そのような食べ物には野菜類が多く、苦みを感じることが野菜嫌いの一因となつてゐる。香気の存在によって食べ物の苦味が軽減されれば、不快さ（まずさ）を低下させることにつながり、食の幅を広げて食生活をより豊かにすることができるものと考えられる。また、食べ物と同じように、薬剤においてもその苦さは嫌悪されることから、薬剤への香気成分の添加による苦味の軽減も期待される。

食べることは生きることの基本である。食べ物を食べた時においしさ（快い感覚）を感じ、食事がますます楽しいものになることが望まれる。

文献

- 1) 外池光雄. 脳における感覚の統合. *Viva Origino* 2007; 35: 110-115.
- 2) 森高初恵、佐藤恵美子（編著）. 調理科学（第2版）. 東京：建帛社、2013; 7-25.
- 3) 駒井三千夫、井上貴詞、長田和実. 口腔・鼻腔の三叉神経を介した刺激性物質の受容機

- 構. におい・かおり環境学会誌 2006; 37: 408-416.
- 4) 曽根英行、押味真里菜、伊藤美咲、他. 雪室貯蔵によるコーヒー豆の香気成分の変化について（雪室を再現したモデル実験による検討）. Trace Nutrients Research 2014; 31: 12-16.
- 5) Adler E, Hoon MA, Mueller KL. et al. A novel family of mammalian taste receptors. Cell 2000; 100: 693-702.
- 6) Chandrashekhar J, Mueller KL, Hoon MA. et al. T2Rs function as bitter taste receptors. Cell 2000; 100: 703-711.

ABSTRACT

Effect of olfaction on the sensitivity of bitter taste

Shin Kamiyama^{†*}, Nami Suzuki[†], Mai Tayama[†], Hideyuki Sone^{**}

Department of Health and Nutrition, Faculty of Human Life Studies, University of Niigata Prefecture

Correspondence: * kammy@unii.ac.jp, ** sone@unii.ac.jp

[†] These authors contributed equally to this article.

It is known that not only taste but also olfaction (aroma) largely contributes the flavor of food, however, there is insufficient information about the interaction of olfaction and sensitivity of taste. In the present study, we investigated the effect of olfaction on the sensitivity of bitter taste by four-bottle preference test using rats. Ten male Sprague Dawley rats (6-weeks age) were divided into two groups: control and odor groups, and the drinking water of the odor group were added 10 ppm of butyl acetate (fruit-like odor). Rats were provided four bottles of drinking water containing different concentrations of quinine hydrochloride (0, 0.001, 0.01, 0.1 mM), and the preference rates were measured. The positions of the 4 bottles were randomized and switched every 48 h to avoid positional preference. During 8 days of experimental period, the volume of the 0.001 mM quinine hydrochloride consumed by the rats in the odor group was higher than that in the control group ($p < 0.01$). In contrast, the addition of 10 ppm of 1-hexanal (off-flavor odor) had no effect on the preference rate of the 0.001 mM quinine hydrochloride by rats. Further, any addition of 10 ppm of butyl acetate, 1-hexanal, or isovaleraldehyde increased the sensitivity of bitter taste of 0.01mM quinine hydrochloride by human sensory evaluation. The results indicate that some odors such as butyl acetate may modify sensitivity of bitter taste in human and rat.

Key Words: taste, olfaction, odorant, bitter, interaction

「相加平均」操作に焦点を当てた内包量の理解度調査と その学習支援方略の研究

斎藤 裕^{1*}

算数（数学）教育において、『外延量』と『内包量』について、その性質の理解が重要となる。前者においては「長さ」「重さ」「体積」などが代表的であり、後者においては「速さ」「濃さ」「密度」などが代表される。このように実際的な量であるが、両者はその性質を異にする。その一例が「加法性」である。前者のみ、それを満たしている。中でも「平均」が問題である。内包量は非加法性のため、「相加」平均できないはずである。また、内包量も多岐に渡る。日常生活が内包量概念獲得に深く関与しているならば、各々の内包量概念は、どのような経験がなされているのかによって、その獲得状況に大きな差異が出てこよう。そこで、本研究では、被験者を大学生とし、内包量として「速さ」「濃度」「(人口)密度」を選び、それらについて“平均”について調査し、彼らレベルにおいて「内包量」についてどのような理解状態にあるのか確認することを第1目的とし、次に、内包量理解・学習支援方策の希求も第2の目的とする。具体的には、その援助方略として、1.比較する量の差を大きくすることによって、「相加平均」への違和感を喚起する。2.内包量の意味（求め方と性質）を「速さ」を例に説明する。という2方略を採用し、その有効性を検討した。

結果、1.「割合」について第3用法でも高い正答率を見せる学生が、『内包量の平均』問題では正答できない。2.3種の内包量において正答率に差がある。その分野理解程度に「内包量」理解が起因する。3.どの種の内包量においても「平均」に関する誤答は『相加平均』誤答が顕著。4.比較差を大きくすることによって「足して」平均することへ“アラート”（違和感の喚起）としようとしたが、不十分な結果となる。5.教えた内容には効果が見られたが、他の内包量への拡がりは不十分。となった。様々な内包量の「非加法性」理解の不十分さ（外延量的理解）は確認されたが、その修正が十分だったかと言えば、必ずしも満足が得られるものではなかった。今後、内包量学習支援を改善し、さらなる研究を行っていきたい。

キーワード：内包量、加法性、相加平均、違和感の喚起、大学生

問題と目的

算数（数学）教育において、『量』を「外延量（extensive quantity）」と「内包量（intensive quantity）」とに分けることは重要と考える。なぜならば、両者とも実際的な量として多く存在しているにもかかわらず、その性質を異にしているからである。「外延量」としては「長さ」「重さ」「体積」などが代表的であり、「内包量」としては「速さ」「濃さ」「密度」などが代表され

る。このよう両者とも現実生活において馴染みある『量』であるが、両者はその性質を異にしている。前者は「大きさ・広がり」の量であり、後者は「性質の強さ」を表す量である。この性質の違いが、両者の“操作”上の違いをもたらすことになる。最も明確な操作上の違いは、合併という操作に関してである。「外延量」は加法性を満たすのに対して「内包量」は満たさないのである。「内包量」の多くは、2つの外延量の商で生み出される。例えば、「速さ」は「距離÷

¹ 新潟県立大学人間生活学部子ども学科

*責任著者 連絡先：ysaito@unii.ac.jp

利益相反：なし

時間」で求められ、また「(物質) 密度」は「重さ÷体積」で求められる(分母にくる外延量を「土台量」、分子にくる外延量を「全体量」と呼称する)。その意味で「内包量」は関係概念形成の基礎となるものとも言える。藤村宣之(1990)は、この点を重視し、内包量におけるつまづきは算数・数学教育において克服すべき1つの重大な問題であると指摘している。

佐藤(1991)は、内包量である物質密度理解の指標として、①物質の固有性として密度が認識されること、②密度・重さ・体積の3つの量の関係が理解できること、を挙げている。つまり、「物質密度」を「重さ」と「体積」から導き出されるものとして認識するのではなく、3者関係を理解しつつ、物質の特性として認識できることが、密度概念の獲得にとって重要なとの指摘である。

したがって、佐藤の指摘を踏まえ、かつ、物質密度に限定されることなく「内包量」の理解として重要な点は、以下の3点に集約されよう。

1. 独立性：全体量や土台量の多少に関係なく“強さ”として一定である。
2. 関係性：2つの量が既知の時に残りの“量”が求められる。
3. 操作性質：2つ以上の量を合併することはできない—非加法性—を理解する。

このような内包量理解への学習支援の方策として、麻柄啓一(1992a)は、以下の2点を提案している。

- ①内包量は「全体量÷土台量」で算出されて初めて存在する量ではなく、初めから存在する量であることを強調すること。
- ②学習の初期には、土台量や全体量と異なる外延量によって暫定的に内包量を定義すること。

確かに、定義と表示は別物である。麻柄が前出論文で紹介しているのだが、『人口密度』について、ある事典では「ある地域に居住する人口の粗密の度合いを示す数値。通常、人口をそれが居住する土地の面積で割り、単位土地面積当たりの人口で表示される」(日本大百科全集 小学館)と説明されている。ここでは「定義」と

「表示方法」とが区別されている。内包量を外延量による計算によって求める量としてではなく、それ自体ある「量」として「定義」し、理解することは重要と考える。しかし、内包量は「強さ」の量であるが故に、「加法的でない量」である。その意味で、内包量の理解に「非加法性」も挙げなければならない。内包量について「加法的な量」である外延量的理解を勧めると、その特性である「非加法性」を誤らしてしまう危険性はないだろうか。麻柄(1992b)は、おとなは速さや人口といった概念について小学校以来学習を積み重ねており、これらの内包量の基本的性質は意識しなくともわかった状態にあると言う。しかし、必ずしもそうではないだろう。確かに、殆どのおとなは「速さ40km/hの自動車と速さ50km/hの自動車を連結しても(足しても)、速さ90km/hにはならない」ということはわかっているだろう。しかし、「非加法性」の理解は、単に「たせない」ということに止まらない。『平均』の理解にも関係する。具体的に言えば、「速さ」は「たせない」だけではなく、“相加”平均もできないのである。『平均』には、“相加”“相乗”“調和”などがあり、一般的に「平均」と言うと“相加”平均を意味する。しかし、内包量である「速さ」において、この平均は求められない。「たせない」からである。はたして、おとなであっても、そのレベルまで理解できているのだろうか。「内包量」を“たせないこと”そして“2つの外延量の乗除によってのみ生み出されるものであること”を明確にすることも、「相加平均」的誤理解を防ぎ、内包量概念獲得を充実させるものと考える。

また、内包量も上述したように、多岐に渡る。松田ら(2000)は「日常生活の中で経験豊富だから速さのほうが密度より概念獲得が早い」と述べているが、日常生活が内包量概念獲得に深く関与しているならば、各々の内包量概念は、どのような経験がなされているのかによってその獲得状況に大きな差異が出てこよう。本研究では、被験者を大学生とし、内包量として「速さ」「濃度」「(人口) 密度」を選び、それらについて“平均”について調査し、彼らレベルにおいて「内包量」についてどのような理解状態にあるのか確認することを第1目的とする。

次に、麻柄の研究の志向がそうだったように、本研究も内包量理解・学習支援方策の希求も目的としたい。

蝦名正司（2014, 2015）は「割合の問題に見られる不適切な加法操作の修正」に『違和感の

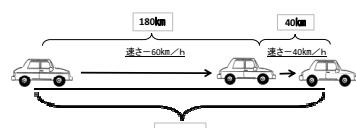
喚起』の有効性を指摘した。つまり、加法操作を行うと違和感が喚起されるような事態の提示がその修正に有効だと言うのである。内包量は2つの外延量の商で生み出されるもので、言わば「割合」である。その意味で、この結果は示

I 平均問題：以下の問題で、適當だと思うものに○をつけてください。

[事前A：差一大]

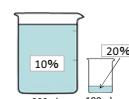
- (1) 220kmの道を車で走りました。180km地点まで60km/hの定速走行で走りましたが、残り40kmの地点からスピードを落として、40km/hでの定速走行をしました。平均の速さはどうなっていますか。
< A 100km/h B 50km/h Cその他 >

※「C その他」を選んだ人へ；違う答えを答えられる人は、お答え下さい。



- (2) 10%の食塩水900mlと20%の食塩水100mlを混ぜたら、その濃度はどうなりますか。
< A 30% B 15% Cその他 >

※「C その他」を選んだ人へ；違う答えを答えられる人は、お答え下さい。



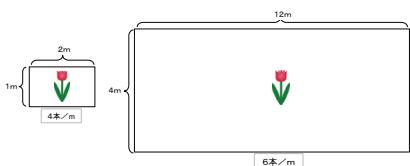
- (3) チューリップの“混み合い度”(本/m²)とは、「一定の広さ(1m²)あたりどれだけの本数が植えられているか」を計算したものです。

2m²の畠では“混み合い度-4本/m²”でチューリップを植えようとしています。

またもう1つの48m²の畠では“混み合い度-6本/m²”で植えようとしています。

2つの畠が合併した時、新しい畠のチューリップは、“混み合い度”(本/m²)どのくらいで植えることになりますか。
< A 10本/m² B 5本/m² Cその他 >

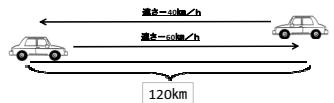
※「C その他」を選んだ人へ；違う答えを答えられる人は、お答え下さい。



[事前B：差一小]

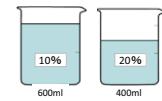
- (1) 片道120kmの道を往復しました。行きは60km/hの定速走行で、帰りはスピードを落として、40km/hの定速走行をしました。往復の平均の速さはどうなっていますか。
< A 100km/h B 50km/h Cその他 >

※「C その他」を選んだ人へ；違う答えを答えられる人は、お答え下さい。



- (2) 10%の食塩水600mlと20%の食塩水400mlを混ぜたら、その濃度はどうなりますか。
< A 30% B 15% Cその他 >

※「C その他」を選んだ人へ；違う答えを答えられる人は、お答え下さい。



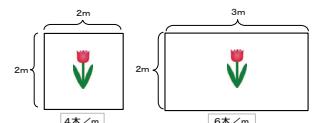
- (3) チューリップの“混み合い度”(本/m²)とは、「一定の広さ(1m²)あたりどれだけの本数が植えられているか」を計算したものです。

4m²の畠では“混み合い度-4本/m²”でチューリップを植えようとしています。

またもう1つの6m²の畠では“混み合い度-6本/m²”で植えようとしています。

2つの畠が合併した時、新しい畠のチューリップは、“混み合い度”(本/m²)どのくらいで植えることになりますか。
< A 10本/m² B 5本/m² Cその他 >

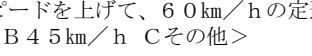
※「C その他」を選んだ人へ；違う答えを答えられる人は、お答え下さい。



[事後：差一小] (図略)

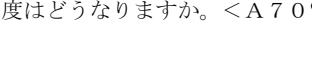
- (1) 片道60kmの道を往復しました。行きは30km/hの定速走行で、帰りはスピードを上げて、60km/hの定速走行をしました。往復の平均の速さはどうなっていますか。
< A 90km/h B 45km/h Cその他 >

※「C その他」を選んだ人へ；違う答えを答えられる人は、お答え下さい。



- (2) 30%の食塩水300mlと40%の食塩水200mlを混ぜたら、その濃度はどうなりますか。
< A 70% B 35% Cその他 >

※「C その他」を選んだ人へ；違う答えを答えられる人は、お答え下さい。



- (3) 4m²の畠では“混み合い度-4本/m²”でチューリップを植えようとしています。

またもう1つの6m²の畠では“混み合い度-6本/m²”で植えようとしています。

2つの畠が合併した時、新しい畠のチューリップは、“混み合い度”(本/m²)どのくらいで植えることになりますか。
< A 10本/m² B 5本/m² Cその他 >

※「C その他」を選んだ人へ；違う答えを答えられる人は、お答え下さい。



FIGURE 1 事前・事後テスト内容－「速さ」「濃さ」「密度」の平均問題

II 割合文章題問題（共通）

- (1) あるクラスで、その日、宿題を忘れた人の人数を調べたら、6人でした。それは全体の20%に当たります。クラスは何人でしょう。（割合：全体・部分型—第3用法）
- (2) バス代は去年200円した。今年は110%になりました。今年はいくらでしょう。（割合：伸縮型—第2用法）
- (3) 裕君は3000円持っています。これは美知子さんの60%にあたります。美和子さんはいくら持っているでしょう。（割合：対比型—第3用法）

FIGURE 2 事前テスト内容一「割合文章問題」

唆に富もう。また、立木徹（1986）は、実験装置が大きいほどその装置から読み取る法則の獲得に効果があることを指摘している。立木は実験装置を大きくすることによって「（法則を理解する）手がかりの明瞭化」と「大きい驚き一知的好奇心の刺激ー」をもたらし、そのことによって、法則の理解が促進されたのではないかと述べている。この2つの実験結果は、内包量の理解、それも「平均」の理解援助に対して重要な方策を示唆していると考える。

そこで、本研究では、平均を求めるために内包量を「相加」してしまわないと方策として、

- 1 比較する量を大きくする
- 2 内包量の意味（求め方と性質）を「速さ」を例に説する

を探り、

この方略が内包量で求める「平均」は「相加」ではないやり方だということを学生に意識させることに有効か否かの検討を行う。

方法

(1) 実験の概要

被験者は、大学1年生1年生（A；16名・B；14名）。

被験者全員に調査問題〔2種類；A・B〕（事前テスト—テキスト—事後テスト）が配布され、回答が求められる（30分程度）。2種の調査問題によって、2群設定となる。

(2) テスト問題

①事前テスト

ターゲットとなる問題は「速さ」「濃さ」「密度」の平均問題である。比較する量の差の大小で2種類（2群）用意される。回答は選択であり、1)比較すべき量を加法した数値 2)両者を相加平均した数値 3)その他（違う答えを答える場合はその数値を記入）となっている。

また、両群の等質性・計算能力を測るために「割合文章問題」が3種（第3用法2問・第2用法1問）用意される（2群共通）。

②事後テスト

2群共通問題である。上記3種の平均問題であり、比較差は「小」設定となっている。ただし、事前テストにおける「差一小」とは数値が異なっている。回答様式は事前テストと同じである。

（3）教授－学習活動：

- ①両群とも事前テスト終了後、「速さ」問題の答えが示された後、その驚き度（4段階）が問われる。
- ②その後、その説明（何故相加平均ではダメなのか；「速さ」の求め方と「速さ」を含む内包量の性質〔非加法性及びそれに付随する非相加平均性〕）を、テキストを通して学ぶこととなる。

テキストでは、「速さ」について、i) それ自体独自の性質を持つ量である（独立性）が、ii) 実際は2つの量（外延量—“距離”“時間”）の計算によって求められる（関係性）ものであり、したがって、iii) その“求め方”を含め、『速さ』をはじめ、他の「内包量」はその性質上、“相加平均”ができないこと（←非加法性）、が説明されている。

- ③テキスト読解度、説明に対する納得度（4段階）が問われ、事後テストを受けることとなる。

結果と考察

(1) 2群の等質性と計算操作力

割合の文章題は、小学校の学習内容であるにもかかわらず、大人であっても難しい問題である（小野寺淑行 1995）。“基準量〔もとにする量〕・比較量〔比べられる量〕・割合”の三者関係において、とりわけ、「基準量」を求める（比

較量÷割合) 第3用法の文章題は、「割合」を求める(比較量÷基準量) 第1用法や「比較量」を求める(基準量×割合) 第2用法の文章題と

比べて難しいことが確認されている(小林寛子 2012)。

自動車はスピードメーターがあるので走っているその時の「速さ」がわかります。でも、その「速さ」はどうやって求めているのでしょうか。
人は、「速さ」という性質を表すために、「時間」と「距離」を使うことにしました。
つまり、「一定時間で、どれくらい進めるのか」で、「速さ」を表すことにしました。
自動車のスピードメーターが『時速40km=40km/h』を指している時、そのスピードが維持される
と『1時間で40km進む』ということを意味しているのです。

マラソンで約40kmを走ることをまず例に考えてみます。オリンピック選手クラスだとマラソンの距離を約2時間で走りますね。どのくらいの「速さ」で走ったことになるでしょう。
約40kmの距離を約2時間で走ったのですから、

$$40\text{ km} \div 2\text{ h (時間)} = 20\text{ km/h (時速20km)}$$

約40kmの走った平均の速さは「20km/h(時速20km)」ということになります。
これは、マラソンの距離全体—約40km—における『平均』の速さということです。だって、最初の10kmはきっともっと速く走っているでしょうし、最後の5kmは疲れてしまって、もっと遅い「速さ」でしょう。
これは、あくまで約40kmを2時間で走った場合の『平均』の速さということになります。
「距離」をかった「時間」で割ることによってその距離における平均の速さを求めることになるのです。

$$\text{速さ} = \frac{\text{距離}}{\text{時間}}$$

自動車で120kmを走る時、前半の60kmを「60km/h(時速60km)」で走って、後半の60kmを「40km/h(時速40km)」で走った場合を考えてみましょう。自動車は120km走りました。

120km走った時の「速さ」はどのようにして求めますか。

速さは、「その距離をどれだけの時間をかけて走ったか」によって求められるのです。

この場合、距離は120kmです。かかった時間がわからなければこの距離における平均の「速さ」はわかりません。

そこで、まずかかった時間を求める必要があります。前半の60kmを「60km/h(時速60km)」で走りました。この距離でかかった時間はどのくらいかわかりますか。

$$\text{「速さ} = \frac{\text{距離}}{\text{時間}} \Rightarrow \text{時間} = \frac{\text{距離}}{\text{速さ}}$$

↓

$$\text{「} 60\text{ km} \div 60\text{ km/h (時速60km)} = 1\text{ h (1時間)} \text{」}$$

後半の60kmは「40km/h(時速40km)」で走ったので、かかった時間は

$$\text{「速さ} = \frac{\text{距離}}{\text{時間}} \Rightarrow \text{時間} = \frac{\text{距離}}{\text{速さ}}$$

↓

$$\text{「} 60\text{ km} \div 40\text{ km/h (時速40km)} = 1.5\text{ h (1.5時間)} \text{」}$$

120kmを2.5時間(1時間+1.5時間)で走ったことになります。

↓

$$\text{速さ} : 120\text{ km} \div 2.5\text{ 時間} = 48\text{ km/h (時速48km)}$$

「(60km/h + 40km/h) ÷ 2 = 50km/h」ではありません。

あくまで、速さはどれだけの距離をどれだけの時間をかけたかによって決まります。

それぞれの「速さ」(60km/h, 40km/h)を足して2で割って(平均して)もダメなのです。

このように『数値』を足して“平均”する(「相加平均」と言います)できないものは「速さ」だけではありません。「混み具合(密度)」や「濃度」、「割合」もそうです。

数学的に、このような数(量)を「内包量」と呼びます。一方、足して平均を求める事のできる数(量)の代表は「長さ」や「重さ」です。これらの場合は、足したり引いたりすることができます、もちろん「足して平均を求める」こともできるのです。これらは「外延量」と呼ばれています。

「内包量」の多くは、2つの「外延量」の関係(通常、2つの外延量の割り算第一商)によってのみ決まります(速さ；距離÷時間)。2つの外延量の割り算(商)で求められる「内包量」は「足す」ことはできません。したがって「足して割る」平均もできないのです。『内包量』は「物事の性質を表す量」と言われます。「性質」は足すことはできないと考えればいいでしょう。

FIGURE 3 テキストの概要

TABLE 1 割合文章問題の正答数

群＼割合文章題；類型	全体－部分型 第3用法	伸縮型 第2用法	対比型 第3用法
差大 (16)	14	16	16
差小 (14)	14	13	12

今回問題となる「内包量」も、前述したように、言わば「割合」である。3者関係の理解という意味で同様である。「速さ」に関しては“速さ・距離・時間”の3者関係に理解が問題となるし、「人口密度」に関しても“密度・人口(人数)・面積”の3者関係の理解が重要である。ターゲット問題は「速さ」「濃さ」「密度」の平均問題であるが、被験者となる大学生が「内包量」について「関係性：2つの量が既知の時に残りの“量”が求められる」が十分理解可能かどうかの確認として「割合・文章題－第2・3用法」を行ったのである。問題作成に当り、その型分けを含め、麻柄の1988年論文を参考にした。

TABLE 1 に被験者学生の割合文章題3問の正答数を示す。この結果を見ると被験者となった学生は、用法・型に関係なく高い正答率を示している。2群に違いは見られない。小林が調査対象とした大学生では明らかに第3用法の正答率が低かったが、今回の被験者大学生は「割合」に関して高い理解力・計算力を有していると言える。被験者学生は、「割合」について、計算操作能力として『関係性』理解は十分だったと判断できる。

(2) 内包量の平均問題正答率から見る「内包量の非加法性」理解

TABLE 2 に内包量の平均問題の正答数(率)及び誤答傾向(差大群；16名 差小群；14名)を示す。この結果を見ると、全般的な正答率では、両群とも「割合文章題」での高い正答率と異なり、低くなっている。完答率で7割を超えるものはない。「割合」について第3用法でも高い正答率を見せる学生が、『内包量の平均』問題では正答できないという事が判明した。誤答を見ると、「差小」群・密度問題で、誤答者のうち過半数(4/5)が『加法操作』誤答をしているという現象が特異的ではあるが、全体的傾向としては『相加平均』誤答が見られる。これらの結果から、問題となった3種の内包量において「相加平均」的誤理解が見られ、その意味では、「内包量の非加法性」理解が不十分なことが確認されたと言えよう。

また、3種の内包量における正答率の差を見ると、必ずしも同様な正答率ではない。「濃度」問題が比較的正答率は高く、「密度」問題は低いと言う傾向が見られる。やはり、松田らの指摘にあるように、日常経験などが理解の程度に差をもたらしている可能性が高い。しかし、誤答傾向では、「差小」群・密度問題を除き、3種とも『相加平均』誤答が顕著である。間違い方は種別なく同様なモノがあると言えよう。

(3) 比較量差異設定の効果

事前テストにおいて「密度」問題を除いて比

TABLE 2 内包量の平均問題の正答数(率)及び誤答傾向(差大群；16名 差小群；14名)

<事前> 領域		速さ		濃度		密度	
群(問題別)	差大	差小	差大	差小	差大	差小	
正答(完答)－率	11(9) - 68.8	6(5) - 42.9	14(10) - 87.5	10(8) - 71.4	7(5) - 33.3	9(6) - 64.3	
誤答	加える	0	0	0	1	0	4
	相加平均	5	8	2	3	9	1

<事後> 領域		速さ		濃度		密度	
群(問題共通)	差大	差小	差大	差小	差大 [NR-1]	差小	
正答(完答)－率	16(12) - 100	14(13) - 100	15(7) - 93.8	11(8) - 78.6	11(7) - 68.8	12(10) - 85.7	
誤答	加える	0	0	0	1	1	1
	相加平均	0	0	1	2	3	1

較量大群の方がやや正答率は高い。しかし、有意な程ではなく、「差小」群では「密度」問題で誤答者のうち過半数（4／5）が相加平均誤答をしている。

TABLE 3は、「速さ」問題の答えの驚き度を見たものであるが、それを見ると、「小」群に違和感を感じている者が多くいる傾向が見られるが、これも有意な程ではない。比較差を大きくすることによって「足して」平均することへ“アラート”（違和感の喚起）としようとしたが、若干の喚起となる可能性に止まっている。この結果も併せてみれば、2つの「量」の差を大きくすることによって、「『相加平均』はできない」という意識の喚起をもたらそうとしたが、不十分であったと言えよう。

(4) 教授－学習の効果

TABLE 4はテキストに対する納得度を測った結果である。これを見ると、両群とも納得度は高いことが伺える。テキストは「速さ」に関する説明（内包量としての特性・3量の関係性・操作性）が主な内容である。その内容の理解は、2群とも十分なされたと言える。事後テストにおける「速さ」平均問題の正答率が100%となっている（TABLE 2）ことからも、このことは確認される。

他の内包量（濃度・密度）平均問題の正答率

TABLE 3 「速さ」問題の答えの驚き度

反応＼群	差大	差小
えっ、信じられない！(1)	1	1
なんとなく納得できない(2)	5	7
やっぱりな、そうだと思った(3)	7	3
そんなの知ってた(4)	3	3
平均	2.8	2.6

も、事前から事後へ上昇している（TABLE 2）。

TABLE 4 テキストに対する納得度

反応＼群	差大	差小
全然理解できない(1)	0	1
なんとなく理解できない(2)	0	0
まあ大体理解できる(3)	11	8
完全に理解できる(4)	5	5
平均	3.3	3.2

しかし、『相加平均』誤答も減少しているが、完全に払拭されたと言う程ではない。残念ながら、密度問題で「差大」群における正答率は70%に届かず、誤答の3／4が『相加平均』誤答である。その意味では、「比較量の差」の問題と併せて、テキスト改良の余地があると言えよう。

討論

算数（数学）教育において、『外延量』と『内包量』についてその性質の理解が重要となる。特に「内包量」は「割合」の問題もあり、その「非加法性」という性質の理解が重要と考える。その理解の確認として「『平均』をどうするか」に焦点を当て、大学生を対象に調査と教授－学習活動を行ったものが今回の研究であった。結果、

1. 「割合」について第3用法でも高い正答率を見せる学生が、『内包量の平均』問題では正答できない。内包量の「非加法性」理解の不十分さ（外延量的理解）を確認。
2. 3種の内包量において正答率に差がある。その分野理解程度に「内包量」理解が起因する。
3. どの種の内包量においても「平均」に関する誤答は『相加平均』誤答が顕著。
4. 比較差を大きくすることによって「足して」平均することへ“アラート”（違和感の喚起）としようとしたが、不十分な結果となる。
5. 教えた内容には効果が見られたが、他の内包量への拡がりは不十分。

とまとめられる。

様々な内包量の「非加法性」理解の不十分さ（外延量的理解）は確認されたが、その修正が十分だったかと言えば、必ずしも満足が得られるものではなかった。内包量学習支援としては、改善が必要であろう。

今後の教授方略としての以下の改良点を提案し、この問題について教授学習実験を再度行っていきたい。

＜改良点＞

1 被験者数の増員

比較差を大きくすることによって「足して」

平均することへ“アラート”（違和感の喚起）としようとしたが、若干の喚起となる可能性に止まっていた。それは、被験者学生の数が少なく、確認が十分できなかった可能性もある。次回は被験者数を増やし、この手法の有効性を再度検討する。

2 「図」例示の不十分さの改良とテキスト内容の説明の付与

「密度」についてチューリップの植え方と混み合い度を例にしていたが、示された図が不明確（示されたチューリップはどの場合でも1本のみ）で分かりにくかった。また、教授文では、密度については例示のみで説明がなかった。この2点の改良を行う。具体的には問題で示されるチューリップの本数を明示的に図示し、教授文でも、「速さ」と同様な説明を行う。

このような改良を行うことで、様々な内包量の基本的性質の理解の促進を図る教授方略を見つけていきたい。

文献

蝦名正司(2014).「違和感の喚起」が割合の加法操作の修正に及ぼす影響 日本教育心理学会第56回総会発表論文集 PF002.

蝦名正司(2015).違和感の喚起が数量関係の誤判断の修正に及ぼす影響（2） 日本教育心理学会第57回総会発表論文集 PA019.

藤村宣之(1990).児童期における内包量概念の形成過程について 教育心理学研究 第38巻

277-286.

小林寛子(2012).割合の第3用法における誤認識とその修正の試み 日本教授学習心理学会第8回年会予稿集 14-15.

麻柄啓一(1988).割合文章題の指導に関する実験的試み 千葉大学教育学部研究紀要 第36巻第1部 65-83.

麻柄啓一(1992a).内包量概念に関する児童の本質的なつまづきとその修正 教育心理学研究第40巻 20-28.

麻柄啓一(1992b).内包量概念に関する大学生のつまづき 千葉大学教育学部研究紀要 第40巻 55-62.

松田文子 永瀬美帆 小嶋佳子 三宅幹子 谷村亮 森田愛子(2000).関係概念としての「混みぐあい」概念の発達 教育心理学研究 第48巻 109-119.

小野寺淑行 (1995).割合文章題の解決における情報処理の諸相（II）－卒業後における問題理解・解決法略の実態－ 千葉大学教育実践研究2 141-153.

佐藤康司(1991).教授ストラテジーの構成と改善に関する研究－「液体の密度」の学習について－ 東北教育心理学研究 第4巻 15-24.

付記

本研究は、新潟県立大学倫理委員会の承認を経て行われたものであり、本研究の調査対象者になることによる不利益・危険は、被験者となる学生に対して最大限配慮して行われている。

子どもの対人葛藤場面における保育者のかかわり

－「実践の方法」に着目した保育と学生指導のあり方について－

高橋靖幸^{1*}

幼稚園や保育所での実習において、学生がその対応に戸惑いと困難を覚える場面のひとつは子どもたち同士のけんかやいざこざといった対人葛藤場面である。学生向けに書かれた実習のためのテキストをみると、子どものけんかの仲裁には「子どもの気持ちを大切にすること」が求められることが多い。しかしながら、「子どもたちのけんかやいざこざを解消するためには、かれらの心を共感的に理解することが必要だ」という語りは、現場での経験の浅い学生に困難をもたらす可能性がある。なぜなら問題の中心が、いかにトラブルを解決するかという具体的な仲裁の方法の議論から、いかに子どもの気持ちを共感的に捉えることができるかという新たな議論へ移行することになる可能性を持つからだ。本稿はこうした語りを「共感的理解」言説と呼ぶ。本稿の目的は「共感的理解」言説に内在している問題性を整理し、別の角度から問題を捉えるための枠組みをエスノメソドロジー研究の知見から学び、そしてエスノメソドロジー的な視点から保育の実践を実際に観察し分析してみることにある。それらを踏まえて、エスノメソドロジー的な理解の枠組みが、実習に臨む学生への指導にどのように利用可能かについての考察を行う。

本稿の分析と考察の結果として、子どもたちの対人葛藤の仲裁においてはひとつの手続きがあることが明らかとなった。すなわち、「開始の準備」「事実の確認」「動機の確認」そして「規則の確認」という手順である「子どもの心を共感的に理解する」とは、本稿の事例に即して言えば、保育士と子どもたちのあいだで、仲裁のための準備が整い、ふたりに何があったのかが双方の聞き取りにより確認され、なぜそうしたことになったのかが同定され、そしてそのような場合にはどうするべきなのかが了解されるひとつひとつの段階の到達のなかで形成されることであった。このような点に着目することで、けんかやいざこざの仲裁について、実習前の学生へ指導や助言を伝える機会に「共感的理解」言説とは違った語りを示すことができるものと考えられる。

キーワード： 子どもの対人葛藤場面、保育の方法、幼稚園・保育所実習のための指導、子どもへの共感的理解、エスノメソドロジー

1. 研究課題

幼稚園や保育所での実習において、学生がその対応に戸惑いと困難を覚える場面のひとつは子どもたち同士のけんかやいざこざといった対人葛藤場面であるといえるだろう。普段の生活のなかにあってさえまだまだ子どもたちへの対応に不慣れな学生にとって、自分の目の前で生

起した子どもたちのけんかは、自らの力量や判断が試される緊張の場面として感じられるにちがいない。実際、実習を終えた学生たちの実習日誌をみると、その日に起こった出来事の記録として、子どもたちのけんかやいざこざについて紙面を割き、またそのときの自らの対応の至らなさを振り返り反省をする記録を目にすることも少なくない。実習における子どもたちのけ

¹ 新潟県立大学人間生活学部子ども学科

* 責任著者 連絡先：taka@unii.ac.jp

利益相反：なし

んかやいざこざの対人葛藤場面は、学生たちにとってはその対応の成否が問われる難しい課題となるわけである。

そうした学生たちの課題に対して、たとえば大学の養成課程はどのような指導や助言を行うことができるだろうか。学生向けに書かれた実習のためのテキストをみると、子どものけんかの仲裁には、「何よりも子どもの気持ちを大切にすること」(中田 1992, p. 233) が求められることが多い。そこでは、子どもの気持ちに寄り添い、かれらに共感する態度が教師や保育士には必要との指摘がされるのである。

このような主張はテキストのみならず、学生の実習日誌の記録に対する現場の教員や保育士からのコメントのなかにもみることができる。確かに子どもたちの対人葛藤場面に直面するとき、かれらが表出しているようにみえる怒りや悲しみといった感情をなだめ和らげることは、教員や保育士の重要な役割のひとつだろう。その意味で、乳幼児の教育や保育に携わる者の「専門性として子どもの内面を共感的に理解するカウンセリングマインド」(砂上 2013, p. 78) が、教育・保育の現場で重要視されている現状については十分に理解することができる。

しかしながら、現場での経験が浅い学生（あるいは1年目2年目の新任の教員や保育士など）に対人葛藤場面に対峙する心構えとしてカウンセリングマインドの重要性を強く説くことは、あまり効果的ではないどころか、かえってかれらに新たな問題を提起する結果へと繋がる可能性があるようと思われる。なぜなら、対人葛藤場面での対応に戸惑いや不安を覚える学生たちは、子どもたちのトラブルをいかに収束させることができるとかに心を砕いているのであって、そうしたかれらにカウンセリングマインドの重要性を示すことは、対人葛藤場面でのカウンセリングマインドによる対応とはどのような態度や声かけのことなのか、あるいはどのような態度や声かけを行えば子どもたちの内面へ共感的な理解を示したことになるのかという別の次元の問題を提起することになるからだ。

^{注1)} 本稿でデータとして使用する実習日誌は、
1) 研究・調査の目的のみ使用し、また2) 使用の場合も個人が特定されないよう匿名性が保たれるか

対人葛藤場面の対応の説明にみられるこうした「子どもたちのけんかやいざこざを解消するためには、かれらの心を共感的に理解することが必要だ」という説明のあり方を、本稿は「共感的理解」言説と呼ぶことにする。本稿は、「共感的理解」言説がときに学生への効果的な説明として力をもたないばかりか、かれらに新たな困難をもたらす可能性があるとの立場から、これらの場面の対応をそうした言説から距離を置いて説明するための方法を探求することを行いたい。

そのため本稿は「共感的理解」言説に内在している問題性を改めて丁寧に整理し（2節）、それに代わる理解の枠組みのアイデアをエスノメソドロジー研究の知見から学び（3節）、そしてその理解の枠組みをもって教育や保育の実践をみたときに、どのようなことが明らかとなるのかについてエスノメソドロジー的な視点からの実際の分析を通じて示したい（4節）。そして最後に、こうした理解の枠組みが、実習に臨む学生への指導にどのように利用可能かについて考察を行なうことにする（5節）。

2. 対人葛藤場面の対応と「共感的理解」言説

2. 1. 子ども同士の対人葛藤場面の対応を説明する「共感的理解」言説

幼稚園や保育所での実習では、学生が子どもたちの対人葛藤場面に遭遇することは珍しいことではなく、その対応の仕方に戸惑いやつまずきを覚えることも少なくないように思われる。たとえば、ある学生の実習日誌^{注1)}の記録のまとめに次のようなものがある。

「子ども同士が喧嘩をしてしまったときに
[先生は] 仲裁に入り、子どもの話をよく聞いて [一方の子どもに] 悪かったということに気付くよう促していました。そして謝られた方にも [けんかの相手を] 許して仲良くするよう促していました。保育者の言葉によって自分の言いたいことをお互い言えるよう

たちで用いることを当該学生らに説明し、彼らから使用の同意を得ている。日誌の複写についても学生本人の前で行い、使用部分の明確化に配慮した。

になるのだと思いました。私も目の前で喧嘩していた子どもたちに話を聞き、仲直りができたと思ったところ、片方の子どもに不満が残ってしまったことがあります。その子どもの話を全部聞く前に「謝ろう」と言ってしまったので反省しました。子どもの気持ちに寄り添うことの大切さを実感しました」

(2014年度4年次生の実習日誌より。[]内、筆者補足。個人情報の保護ならびに読みやすさを考慮して文章を一部改変した)。

この学生は、子ども同士のけんかの場面で、先生が仲裁に入りかれたる対人葛藤を解消するところを記録している。ここでの学生の記録のポイントは、先生によるけんかの仲裁のための声かけや促しにある。子どもたちが「自分の言いたいことをお互いに言えるようになる」ような声かけや促しが、けんかの仲裁を左右する先生の力量として注目されているのである。その一方で、けんかの仲裁について自らの体験談を引き合いに出し、その対応の難しさと反省が述べられる。最後は「子どもの気持ちに寄り添うことの大切さを実感しました」という感想で締め括られており、先生による成功事例と自らの失敗体験の違いが「子どもの気持ち」にどれだけ寄り添うことができていたかという点にあるとの認識が示されている。現場での経験の浅い学生であっても、けんかの仲裁においては「子どもの気持ち」を共感的に理解する姿勢が重要との認識をすでに持っていることが見て取れる。

こうした学生のまとめに対して、実習先の担当の先生からもけんかの仲裁では当事者である子どもの気持ちを十分に理解してあげることが重要とのコメントが寄せられることが多い。だが子どもの対人葛藤場面においてその子どもの心の動きに配慮することを求めるこうした姿勢は、必ずしも学生個人や現場の先生個人の特別な考え方というわけではない。実習に臨む学生向けに書かれたテキストでも、対人葛藤場面における対応の留意点として、子どもの気持ちを十分に考慮することがたびたび求められている。たとえば、あるテキストでは、学生による実習での子どものけんかへの対応の体験談を紹介したのち、そこでの対応の留意点のまとめと

して以下のような説明が加えられている。

「全体的には、はじめ見守っていた点や2人の話を聞いた点はよかったのですが、はやく解決しなければの焦りが目立ち、子どもの気持ちを考えてあげる余裕がなかった点は残念です。実習生にそこまで要求するのはむりかもしれません、何よりもまず子どもの気持ちを大切にすることを学んで欲しいと思います」(中田 1992, p. 233)。

ここでは、けんかの仲裁で解決を焦るがあまり、子どもの気持ちを十分に受け止めることができなかつた点が問題として指摘されている。そしてけんかの仲裁においては「何よりもまず子どもの気持ちを大切にすること」が、保育者の姿勢として最も重要であるとの認識が示されるのである。また別のテキストにおいても、同様の助言をみることができる。そこでは、実習中に子どもたちのけんかの仲裁をうまく行うことができなかつた学生の体験談と助言を求める声に対して、「二人の気持を聞いてあげることが必要」との回答がなされ、また最後も「二人の話をよく聞いて、二人の『気持』を受け入れてあげましょう」ということばで締め括られている(高浦 1995, p. 134)。

子どもたちの気持ちをしっかりと受け止め、寄り添い、共感する姿勢をもつことが子ども同士のけんかの仲裁を行なう際には必須となるといった説明のあり方は、テキストという形式によって社会に向けて発信されるほどの力を持っており、ひとりの学生の体験的な学びや先生の個人的な助言という域を超えた社会的なことばとなっている。

「子どもたちのけんかやいざこざを解消するためには、かれらの心を共感的に理解することが必要だ」という説明は現在、幼児教育や保育の現場に身を置く先生や学生にとってたいへん現実的で有効的なことばとして機能しているといえるだろう。そればかりか、教育や保育の現場で子どもたちのけんかの対応を経験したことのない多くの人たちにとっても、この種の説明はたいへん納得のいくことばとして受け止めることができるはずである。

2.2. 「共感的理解」言説がもたらす陥穀

しかしながら、このような「共感的理解」言説は、現場での経験の乏しい実習前の学生たちにとっては必ずしも効果的なことばとして力をもたない可能性がある。もちろん、教育や保育の仕事のなかでは子どもの気持ちを受け止め共感する姿勢が重要であると学生に伝えること自体は意味のあることと考える。

だが、子どものけんかやいざこざの対応に不慣れな学生に「けんかの仲裁では、子どもたちの気持ちをしっかりと受け止めて対応することが大切である」と助言することは、かれらに「子どもの気持ちを受け止める対応とはどのような態度や声かけなのか」、「どのような対応を行なえば子どもたちの気持ちを受け止めることができるのか」という、けんかの仲裁をどのように行なうかという問題に加えて、別の次元の課題を新たに提示することになりかねない。

また、実習のなかでけんかやいざこざの仲裁をうまく進めることのできなかった学生に「子どもの気持ちを大切にすることを学んで欲しい」と助言することも、同様の課題を提起することとなるように思われる。学生の仲裁の失敗に対して「子どもの心を受け止めましょう」と語りかけることは、その学生がけんかの対応において子どもの心を十分に受け止めていなかったと評価するに等しい。

このように言われた学生は、「どうすれば子どもの心を受け止めることができるのか」を問題の中心に据えてけんかの仲裁を考えるようになるかもしれない。学生は、「けんかの仲裁をうまく行なえなかった私は、『子どもの心を受け止めることが大切』という助言を受けた。自分に足りなかったのは、子どもの気持ちに寄り添い共感する姿勢だ。子どもの気持ちをしっかりと受け止めることができれば、いまよりもっとうまくけんかの仲裁を行なうことができるようにな

^{注2)} このような指摘に対して、「子どもたちの気持ちを受け止めてあげられているけれども、ふたりのけんかやいざこざを収束させるまでには至らなかつた」ということもありうるのではないかという反論が予想される。しかしながら、このような場合にも「けんかやいざこざを収束させることができなかつた」という点に関して「共感的理解」言説が機能

るだろう。自分にまず必要なのは、子どもの気持ちへの共感の仕方を学ぶことではないか」というように問題をとらえ得る。しかしこれは、けんかの仲裁をどのように行なうかという課題への取り組みからは、一歩後退した別の問い合わせの設定となってしまっている。

このように考えると「共感的理解」言説は、子どもの対人葛藤場面の対応を説明する語りとしては必ずしも十分な力をもたない場合があることがわかる。そればかりか、子ども同士の対人葛藤場面の対応の説明として「共感的理解」言説はその語りの内容からしてそもそも説明の機能を果たさないようにも思われる。

たとえば、「子どもたちのけんかやいざこざを解消するためには、かれらの心を共感的に理解することが必要だ」という語りを例に考えてみる。「共感的理解」言説は「子どもの心を共感的に理解すること」が重要視される語りであるが、ではけんかの仲裁場面において「子どもの心を共感的に理解すること」ができた状態とはどのような場合であろうか。それはまさに仲裁をうまく成し遂げて、子どもたちのけんかやいざこざを解消できたときだと言えるだろう。仲裁をうまく行なうことができなかつたとき、人は子どもの心を共感的に理解することを求められるわけで、裏を返せばけんかの仲裁をうまく達成できたとき、人は子どもの心を共感的に理解することができたと評することになるはずである^{注2)}。対人葛藤場面の対応としてはそれ以外に「子どもの心を共感的に理解すること」ができたかどうかをはかる基準を見つけることはできない。

つまり、対人葛藤場面の対応では、けんかやいざこざの解消のため子どもたちへの共感的な理解が求められるが、同時に「子どもの心を共感的に理解すること」は「子どもたちのけんかやいざこざを解消すること」によっても評価され判断されているのである。これらふたつの問

し、「けんかやいざこざを収束させるためにはさらに子どもたちの気持ちに寄り添って対応することが必要」との語りが可能となる。子どもを共感的に理解できたことの最終的な決着は、けんかやいざこざの仲裁を達成できたかどうかによって判断されるのである。

題は実は等価であり、その意味で「子どもたちのけんかやいざこざを解消するためには、かれらの心を共感的に理解することが必要だ」という語りは、「子どもたちのけんかやいざこざを解消するためには、子どもたちのけんかやいざこざを解消することが必要だ」と言っているのに等しいのである^{注3)}。

このように「共感的理解」言説は、対人葛藤場面の対応の説明としては問題を複雑化し、経験の少ない学生に混乱と戸惑いを与える可能性を持つ語りであると考えられる。「共感的理解」言説の問題は、その語りが人びとの関心を子どもの心や気持ちに向かわせ、けんかやいざこざの対応それ自体のあり方に直接向き合うことを忘れさせてしまう点にある。

3. 幼児教育・保育実践とエスノメソドロジー

3. 1. 対人葛藤場面の対応の考察において求められる課題

では、こうした「共感的理解」言説の陥穽に陥ることなく、対人葛藤場面の対応のあり方そのものについて考え方ぶための枠組みをどのように構築することができるだろうか。その方法を考えるヒントとして、本稿は以下の学生の実習日誌と2節で確認した学生の実習日誌の記録に改めて注目したい。

「その中で、喧嘩の対応をさせて頂き、それぞれの話をきちんと聞き、気持ちを受け止めてから解決することが大切であり、子どもが「ごめんね」という気持ちを持てるよう話を進めることができるものになると学びました」(2014年度4年次生の実習日誌より。個人情報の保護ならびに読みやすさを考慮して文章を一部改変した)。

この学生の報告書にもやはり、「共感的理解」言説によるけんかの対応の考察(「それぞれの話

^{注3)} 土屋賢二は、「この子は足し算を理解したから、足し算の問題を解くことができる」という言い方がナンセンスな説明であることを指摘する(土屋2011, 118)。なぜなら、足し算を理解したことの基準は問題を解くことができるということにあり、し

をきちんと聞き、気持ちを受け止めてから解決することが大切」)をみることができる。

しかし本稿がここで着目するのは、次に続く「子どもが『ごめんね』という気持ち”持てるよう話を進めることが子どものためになる」という記述である。対人葛藤場面の対応において教師や保育士は、けんかやいざこざの当事者である子どもたちに一方的に話しかけ続けるわけではなく。けんかやいざこざの仲裁に対応する保育者は、子どもたちとのあいだで会話を展開し、かれらの様子や反応をみて話を進めて行くこととなる。また、子どもたちも保育者からの言葉掛けや態度に応じて自らの反応を提示していく。こうした互いの提示や応答の積み重ねによってけんかやいざこざの仲裁は構成されている。

上記の学生は、この仲裁の構成が「子どもが『ごめんね』という気持ち”持てる」ような過程となるよう「話を進めていくこと」が大切であると考えている。また1節で確認した学生の実習日誌でも、「子どもの話を全部聞く前に『謝ろう』と言ってしまった」という反省の弁が述べられていたが、保育者の側が「謝ろう」という言葉掛けをするのにも適切なタイミングというものがあることをこの学生は学んでいる。

しかしながら、かれらの文章からは、どのように話を進めて行くことでけんかやいざこざの仲裁は(「子どもが『ごめんね』という気持ち”持てるように」)構成されるのかや、保育者はどのようなタイミングでどのような言葉掛けを行なうのかという具体的な仲裁の構成のあり方それ自体の説明をみることはできない。

だが、子どもたちの対人葛藤場面の対応に関する考察において求められるべきなのは、まさにこの学生たちが大切であると実感しつつもその内容については具体的な考察の及んでいない、けんかやいざこざの仲裁の構成のあり様を明らかにすることにあるのではないのだろうか。こうした作業によって明らかとなつた考察や知見

たがって「足し算を理解したから足し算を解ける」という説明は、「足し算を解けるから足し算を解ける」と説明するのと同じで、説明として意味をもたないという。本稿の「共感的理解」言説に対する批判は、こうした土屋の指摘から着想を得ている。

は、対人葛藤場面での対応に戸惑いや不安を覚える多くの学生たちに、子どもたちのけんかやいざこざをいかに収束させることができるかという課題を考えるために何らかの助言をもたらすこととなるように思われるのである。

3.2. エスノメソドロジーの研究課題

では、教育や保育の現場でけんかの仲裁が構成されるあり様を明らかにするためにはどのような方法が必要となるだろうか。それは、幼稚園や保育所で働く教師や保育士に直接話を聞くことによって明らかとなるものだろうか。だが、教師や保育士に話を聞いてみたとしても、けんかの仲裁の構成のあり様を説明してくれるようなことはおそらくないだろう。現場の保育者たちはけんかの仲裁に際して子どもの話を聞き、その場に適した対応を行なおうとすることに关心を向けているのであって、そうした自らの実践がどのような形式や手順で進行しているのかをその実践の最中に意識することはないとであろうし、また後になって自らの実践がどのような進行によって構成されたかを振り返り再記述してみるような機会もおそらくない。けんかの仲裁はどのような手順でどのような手続きに則って構成されるのかという問いは、実践の遂行という現場の課題とは別に、改めて課題を設定して分析的に解明しなければならない問題である。

そこで本稿は、現場の課題とは異なった関心から、けんかの仲裁の構成のあり様に接近するための枠組みをエスノメソドロジー研究より学びたい。エスノメソドロジーとは、社会のメンバーが「いま自分たちのやっていることを成し遂げる（やる）ために、実際にどのような方法を行使（使用）するか」(Psathas 訳書 1995, p. 12) を明らかにしようとする研究である。つまり、社会のメンバーたち（エスノ）が日常生活のなかで実践的な行為を成し遂げていくために用いる方法論（メソドロジー）を記述し分析する研究である。本稿はこうしたエスノメソドロジーの研究関心に倣って、教師や保育士が子どもたちとのあいだでどのような「方法」を使ってけんかの仲裁という活動を秩序あるものとして展開していくのかを明らかにすることを目指す。

このようなエスノメソドロジーの研究関心を

端的に示す例としてアニメ『ピーターパン』のある場面をここで取り上げてみたい。場面は、大人になりたくないと思ふ少女ウェンディのもとにピーターパンが現れ、子どもたちの夢の国ネバーランドへ行くことを提案するところである。ウェンディはその行き方についてピーターパンに尋ねる。

ウェンディ 「でもピーター。その島にはどうやって行くの？」

ピーターパン 「飛んでいくに決まっている。」

ウェンディ 「飛ぶ？」

ピーターパン 「簡単だよ。どうすればいいかっていうと、、いうと、、その、、えー、、ああ、困ったな。」

ウェンディ 「どうしたの？ 駄目なの？」

ピーターパン 「行けるさ。ただ今まで考えたこともなかったんでね。」

この場面の前にピーターパンは空を飛んでウェンディのところへやってきた。ピーターパンは空を飛んで世界中をめぐっている。その意味でピーターパンは空を飛ぶ「方法」を熟知していると言つてよい。ところがピーターパンはウェンディに空を飛ぶ「方法」を説明しようとした途端に口籠ってしまう。空を飛ぶことに関して「実践」することはできるが、その「方法」の説明は「今まで考えたこともなかった」という。「方法」に精通しているからこそ「実践」することができるのではなく、しかし「実践」を行なうなかではその「方法」を意識することはないし考える必要もない。こうした事態は「空を飛ぶ」という特殊な活動だから言えることではなく、実は私たちの日常の活動に共通する性格である。例えば、自転車の運転を思い出してみると良い。私たちは自転車を運転することができるという意味で、自転車を運転する方法を熟知している。しかし自転車の運転方法の説明を求められると、私たちは途端に口をつぐむことになりはしないだろうか。

けんかの仲裁についても現場の先生たちは日々、子どもたちを上手くなだめて問題を解決させることに成功している。ベテランの先生になればなるほど、子どもたちとのあいだで見事

なやりとりを行なって問題の収束をはかる姿をみることができる。現場の教師や保育士たちはけんかの仲裁を首尾良く行なうことができるという意味で、仲裁の「方法」を知っているといふことができる。しかし普段の生活のなかではその「方法」をはっきりと自覚してはいないし説明を求められることもない。また教師や保育士たちはさまざまけんかの仲裁の「方法」を普段の保育のなかでいろいろと目にしているはずである。

しかしそうしたかれらも実践のなかでは自分たちがお互いにどのような「方法」で仲裁を進めているかには注意を向けるようなことはない。エスノメソドロジーはまさに、人びとによって「見られてはいるが注意の向けられていない seen but unnoticed」方法、日々の実践を支える人びとの「方法」を明らかにすることを目指している^{注4)}。本稿はこうしたエスノメソドロジーの知見のもとにけんかやいざこざの仲裁を分析することにより、幼稚園・保育所における対人葛藤場面の対応の構成へ接近を試みるのである。

4. 対人葛藤場面における仲裁の構成

では、エスノメソドロジーの研究関心から対人葛藤場面の対応をみると、どのような分析と考察が可能となるだろうか。以下にあげるのは、都内の私立保育所で子どもたちの対人葛藤場面に対応する保育士とその子どもたちとのやりとりの様子を記録したビデオ映像データ^{注5)}を文字と記号で転記したものである（「場面1」）。ミクとシホ（ともに4歳女児、仮名）がお互いの顔をつかんで取つ組み合いを始めたところで、保育士がふたりのあいだに入って話を始める場面である^{注6)}。

注4) サーサスは次のように指摘する。「成員たちは何かをする時に、そもそも、自分たちがどうやっているのかなどということに関心がない。彼らはただ、それをやることにだけ関心があるのだ」

(Psathas 訳書 1995, p. 23)。すなわち、エスノメソドロジーは、「実践する」という社会のメンバーの日々の関心や課題ではなく、メンバーが実践を成し遂げるために用いている方法を発見・記述・分析するという特別な関心と課題のもとに人びとの活動へと接近するのである。

注5) 本稿で使用するビデオ映像データは、複数の調査者による共同研究において、2004年から2006

この場面でミクとシホのいざこざに対応する保育士Bは、何があったのかをふたりそれぞれに確認したうえで仲良く遊ぶよう促している。ミクとシホのトラブルは、この保育士からの提案を受け入れるかたちで収束している。私たちは、この場面の保育士の対応を「共感的理解」言説によって記述することも可能だろう。たとえば、「この保育士はふたりから話を良く聞いて、ふたりの気持ちをしっかりと受け止めている。それがこの対人葛藤場面の収束に繋がっている」という具合に。

しかしながら、先に挙げた通り、この保育士が「ふたりの気持ちをしっかりと受け止めている」と感じられるのは、話を良く聞くなどの特別な対応を行なっていたからではなく、ここでの対人葛藤場面を収束させることに成功しているからに他ならない。仮にこの場面で、ミクかシホのどちらかあるいは両者が、保育士の声かけに応じず話がまとまらなかった場合、保育士は同じ対応を行なっていたとしても「ふたりの気持ちをしっかりと受け止めることができていない」とまったく反対のことを言われかねない。

さらに問題なのは、対人葛藤場面をこうした語りで終わらせることで、「ふたりの気持ちをしっかりと受け止めている」とされる保育士Bがミクとシホとのあいだで実際にどのような話を展開していたのかに目を向けることができないことがある。「共感的理解」言説は、子どもの心や気持ちを問題とすることで、けんかやいざこざの対応それ自体のあり方を見るという重要な分析的な取り組みから距離を置く結果となってしまうことが改めて確認できよう。

本稿は、こうした「共感的理解」言説の語り方を離れ、保育士が子どもたちのあいだでどの

年の継続的なフィールド調査の中で得られたものである。データについては、1) 研究・調査の目的のみ使用し、また2) 使用の場合も個人が特定されないよう匿名性が保たれるかたちで用いることを当該保育所の園長に説明した上で、使用の同意を園長より得ている。

注6) 2004年4月撮影。トランスクリプト（転記記号）の意味は、以下の通り。「？」は上昇調の抑揚。「：」は音の伸び。「太字」は比較的に大きな音。「(数字)」は間合いの長さ。「ah」は特殊な音（泣き）。「(())」は筆者の補足。

「場面1」(04192004-1)

01	保育士 A	顔はいけない((取っ組み合うミクとシホを引き離す))
02	ミク	ahhhhhhhhhh
03	保育士 A ミク	はい テラスで続きをやってきてください 顔はいやだ ahhhhhhhhhh
04	保育士 B ミク	((ミクとシホをテラスへ連れて行く)) ahhhhhhhhhh
05	保育士 B ミク	((ミクとシホの前にしゃがむ)) ahhhhhhhhhh
06	保育士 B ミク	((シホを見る))どこ？((シホの顔の辺りを触る)) ahhhhhhhhhh
07	シホ ミク	((自分の顔に手を当てる)) ((自分の顔に手を当てる))いたい：：：
08	保育士 C ミク	B先生これ((テラスの奥からやってきて保育士Bに何かを尋ねる)) ahhhhhhhhhh
09	保育士 B ミク	((保育士Cに顔を向ける))こっちです((教室の中を指差す)) ahhhhhhhhhh
10	保育士 C ミク	え？ uuu
11	保育士 B	はい ごめんなさい((立ち上がり保育士Cと教室のなかへ向かう))
12		(3.0)
13	ミク	((教室のほうに顔を向ける)) ahhhhhhhhh いた：：：い
14	保育士 B	((教室から戻ってくる。ミクに顔を向けながらしゃがむ))
15	ミク	((泣き止む。保育士Bに顔を向ける))
16	保育士 B	どうしたの？
17	ミク	シホちゃんがグッてやったんだ：：：
18	保育士 B	うん (0.2) そっか：：((シホに顔を向ける))シホちゃんも痛いの？
19	シホ	((うなずく))
20	保育士 B	どうしたの？
21	シホ	ミクちゃんがグッてやったの
22	保育士 B	そうなの：：：((ミクに顔を向ける))どうして？
23	ミク	ahhhhhhhhhh
24	保育士 B	なんか欲しかった？
25		(0.6)
26	ミク	シホちゃんがぶつた：：
27		(0.4)
28	保育士 B	なにか同じことがしたかったの？
29	ミク	((うなずく))
30	保育士 B	そうなの 仲良く遊んでね
31	ミク	((うなずく))
32	保育士 B	うん 鼻拭いてから来てね シホちゃんも行こう

ようなやりとりを進めることで対人葛藤場面の対応を行なっていたかをみる。まず、この場面における保育士Bと子どもたちの会話が、16行目の保育士Bの「どうしたの？」という発話をもって開始されていることに注目したい。保育士Bは、ふたりに何があったのかの事実確認を双方に対して行なっている。ミクは16、17、18行目で、またシホは20、21、22行目で、どちらも相手に顔を抓られたことを説明として提示している。

続いて保育士Bは、22行目で「どうして？」という発話をもって「なぜ相手の顔を抓るようなことをしたのか」の動機に関わる質問を行なっている。その質問に対して、ふたりからの回答はない。そこで保育士Bは24行目で、「なんか欲しかった？」と「Yes or No」で回答できるかたちに発話の形式を変更して動機に関わる質問を続けている。しかしミクからは戸惑いのようにもみられる間合い（25行目）の後に「シホちゃんがぶった」（26行目）という回答が提示される。本稿は、この25行目の間合いと26行目のミクに着目する。ここには、けんかやいざこぎの仲裁の進行の性質を考える重要な視点が含まれているように思われる。

私たちは、けんかやいざこぎの仲裁がしばしば「事実確認」と「動機確認」によって構成されることを知っている。しかもその順番は、やりとりとして事実確認の後に動機確認が来るとも知っている。だからこそ保育士Bは16行目で「なにがあったのか説明して」などのまわりくどい表現を使わなくとも、「どうしたの？」という発話を仲裁の開始の位置に挿入することで事実確認を開始させることができるし、この相互行為をみる私たちも保育士Bの導入の「どうしたの？」という発話を事実確認の質問として聞くことができる^{注7)}。22行目も同様に「なぜ相手の顔を抓るようなことをしたの？」と説明的に尋ねられるようなことがなくとも、「どう

して？」という発話が事実確認の後の位置に挿入されることで動機の質問として聞かれるのである。保育士Bの「どうしたの？」という発話も「どうして？」という発話も、けんかやいざこぎの仲裁の行為連鎖（仲裁が事実確認と動機確認の要素の順番によって構成されること）のに適切に位置づけられることで意味をもつのである。このことは、たとえば16行目に「どうして？」という発話が来たとしても、それは動機確認の質問ではなく、事実確認のための質問として聞かれることになるだろうことからも明白である。

このような点に着目すると、25行目で戸惑いともみえる間合いが生じ、26行目でミクが「シホちゃんがぶった」という事実確認の継続のような応答を示した意味が明らかとなる。この応答は、ミクがこの仲裁の行為連鎖に十分に精通していなかったからではないかといった解釈を可能にするのである。ミクにとって、けんかやいざこぎの仲裁で事実確認が行なわれることは了解されてはいるものの、その次に動機の確認の段階に移ってやりとりが進行し得ることを、あるいはそもそも自らが行なった活動に照らしてその動機を表明するという発話行為自体も、それほど自明なことではなかったのかもしれない。

そのことは保育士Bにとっても了解されている。26行目のような応答を示すミクに保育士Bは28行目で「なにか同じことがしたかったの？」と別のかたちの動機に関わる質問を続けている。子どもたちのけんかやいざこぎの仲裁において、教師や保育士は何があったのかやどうしてそうなったのかを明らかにするべく質問の形式を工夫して子どもたちから話をうまく引き出すことを求められる。しかし、子どもたちにとって、仲裁の進行の内容は必ずしも常に自明のものではなく、自分が何を問われ相手に何を説明すればよいか理解できないこともある^{注8)}。教師や

注7) 裏を返せば、この16行目の「どうしたの？」という保育士Bの発話を事実確認の質問として聞くことでここでこの仲裁は開始されることになるし、実際に17行目のミクの応答も、そのような保育士からの仲裁の開始を受け入れることを提示する応答となっている。

注8) 子どもが大人からのこうした質問にうまく回答できないのは、自分に生起した出来事を説明する能力がないというよりも、社会の成員にとって自明とも思える仲裁の行為連鎖の進行に不慣れであるがゆえに、それをうまく運用することができないという説明のほうが正確なのかもしれない。

保育士は事実確認と動機確認という仲裁の手続きの形式を頼りとしつつ、同時に「自分たちは今何を問題にしているのか」を子どもたちに「明示的に」伝えるような対応を行なわなければならぬのである。

またけんかやいざこざの仲裁は、事実確認と動機確認が首尾良く達成されれば終わりを迎るものではない。この場面をみると、28行目と29行目で動機の確認が行なわれた後、保育士Bは30行目で「仲良く遊んでね」と声かけをして、31行目でミクがそれに同意することで終結していることが確認できる。このやりとりは、仲裁における「規則の確認」の段階としてみることができる。規則の確認は、ふたりのあいだに何があったのかが明らかになった後、こうした場合はどうするべきだったのか（今後はどうするべきなのか）を確認し合うような、仲裁を構成する重要な要素の一部であると考えられる。この場面では、こうした規則の確認が成し遂げられることで、仲裁もまた終結していくことが観察されるのである。

このようにみると、この場面の保育士と子どもたちとのあいだで展開された仲裁のやりとりは、いくつかの段階を経て終結に向かっていることがわかる。すなわち、「事実確認」「動機確認」「規則の確認」の3つの段階である。だがもうひとつ確認するべき段階が残されている。それは、取っ組み合いをするミクとシホを保育士Aが引き離した後、保育士Bが16行目で「どうしたの？」と声かけをするまでの、1行目から15行目の時間である。

取っ組み合うふたりを引き離した保育士Aは、3行目で「テラスで続きをやってください」といい、保育士Bにふたりを預けるようにしてテラスへ送り出す。保育士Aのいう「続きを」とは、ミクとシホが取っ組み合いを続けることはおそらくないだろう。それは取っ組み合いを行なったふたりのトラブルを解消するための仲裁が開始されることを意味するものとして聞くことができる。事実、そのことは保育士Bのみならずミクとシホにも了解されていることがテラスでの彼女たちの様子から観察可能である。ここでは特にミクの振る舞いに着目したい。

テラスへ移動した後、ミクはしばらく泣き続

けている。しかしその泣きは感情のまま闇雲に行なわれているわけではない。ミクは保育士Bやシホに直接何か言ったり手を出したりすることなく泣き続けるが、それはこれから仲裁のやりとりが開始されること、またそれが保育士Bからの声かけによって開始されることを待つ姿として私たちの目に映る。ミクが仲裁の開始を志向し、また保育士Bを志向していることは、ミクの振る舞いのなかに観察される。たとえば、6行目と7行目で保育士Bとシホとのあいだでやりとりが交わされてシホが自分の顔に手をやると、ミクも泣きながらそのやりとりに反応するよう自らの顔にも手を当てている。また、8、9、10、11行目で保育士Bが保育士Cからの呼びかけに応答してその場を一時離れなければならなくなるとミクは泣きのトーンを弱め、そして14行目で保育士Bが自分たちの元へ戻ってくる少し前の13行目のタイミングに保育士Bのほうへ顔を向けて泣きのトーンを再び強めている。

このようにミクの泣きや振る舞いは保育士Bに向けられて、また保育士Bの注意を引くようにして行なわれていることが観察可能である。こうしたミクの実践は、いまだトラブルは継続中であり、その収束のための仲裁の開始を保育士Bに対して求めるものとなっている。このときミクは自身が率先して何かを話し始めることで事を進展させようとするのではなく、第三者である保育士Bの介入というかたちとなるよう、また保育士Bが最初に自分へ話しかけてそれに自らが応答するかたちとなるよう、保育士Bを志向しながら泣きを継続するのである。

この場面に限らず、けんかやいざこざが生起しても仲裁はすぐには始まらず、その開始はさまざまな要因によって引き延ばされる可能性がある。また仲裁は、トラブルの当事者の子どもたちを他の子どもから引き離すなどの、通常の保育とは異なった特別なやりとりを展開せなければならない。そのためにも、けんかやいざこざの仲裁には「開始の準備」の段階が場合によつては必要となり、そこで行なわれる準備のためのやりとりもその後の「事実確認」「動機確認」「規則の確認」に連関していく重要な駆け引きの場となるのである。

5. 結語 -幼児教育・保育実践の社会的な構成という視点からみる実習指導の可能性-

このようにけんかやいざこざの仲裁がどのように構成されるのかという関心から保育所での実際の対人葛藤場面の対応をみたとき、そのやりとりは「開始の準備」「事実確認」「動機確認」「規則の確認」という手順を経て進行していくことが明らかとなった。しかしながら、この手順はこの場面の仲裁を達成させるのにとられた方法であり、子ども同士のけんかやいざこざの「すべて」の仲裁でこの方法が必ずとられるわけではない。教育や保育の現場で展開される日常の生活の様子は多様であるし、子ども同士の対人葛藤場面の仲裁も上記の手続きとは違った方法がさまざまにあることが予想される^{注9)}。

重要なことは、この場面での保育者と子どもたちは、「開始の準備」「事実確認」「動機確認」「規則の確認」の進行を、暗黙のうちに参照し合いながらやりとりを行うことでけんかの仲裁を構成していた点にある。けんかの仲裁はこれらひとつひとつの段階を経ることで終結に向かっていったのであり、これは見方を変えればこうしたひとつひとつの段階をやりとりの參與者らが互いに納得するかたちで踏まえていかなければ、けんかの仲裁は適切に進行しないということにもなるのだろう。

おそらく、子ども同士のけんかやいざこざの仲裁を「共感的理解」言説によって説明させる原動力となっているのは、こうしたひとつひとつの段階が保育者と子どもたちのやりとりによって成し遂げられ仲裁が進行していくという事実にある。「子どもの心を共感的に理解する」とは、この場面で言えば、保育士と子どもたちの

あいだで、仲裁のための準備が整い、ふたりに何があったのかが双方の聞き取りにより確認され、なぜそうしたことになったのかが同定され、そしてそのような場合にはどうするべきなのが了解されるひとつひとつの段階の到達のなかで形成されていたのである。仲裁における子どもへの共感とは、保育者が子どもたちに内在する何かに寄り添おうとすることだけではなく、具体的には、かれらとのあいだで仲裁を構成するひとつひとつの段階を着実に作り出していくことを意味しているように思われる所以である。

このような点に着目することで、けんかやいざこざの仲裁について、実習前の学生へ指導や助言を伝える機会に「共感的理解」言説とは違った語りを示すことができるだろう。そのポイントは、けんかやいざこざの仲裁はいくつかの特徴的な段階を経て展開されているということにある。その段階の全貌は、子どもの話をしっかりと聞くことや双方の話を丁寧に整理することや子どもの気持ちを十分に汲んだ言葉掛けを行なうことなどといった実践的な課題にのみ目を向けていては見えては来ない。それは、保育者と子どもたちがどのような手順のもとにやりとりを展開して問題解決を図ろうとしているのかという関心のもとに現場の実践を観察することで見えてくる。こうした観察のなかで明らかになった人びとの実践の方法を自らがまた保育者としてけんかの仲裁に臨む際に子どもたちとのあいだで実際に試用してみることは可能であるだろう。本稿で明らかとなった「開始の準備」「事実確認」「動機確認」「規則の確認」もまたそうした試用に耐えうる人びとの実践の方法のひとつである。

しかしながらけんかの仲裁に際して、そのように実践の方法を意識することは一方で不自然

注9) この場面には、多くの仲裁の場で実施されるであろう「謝罪と容認」のやりとりがみられない。つまり、保育士が子どもたちとのあいだで問題の内容を確定し、その責任の所在を明らかにすると同時に一方の側に謝罪を要求し、またもう一方の側へその謝罪を受け入れるとともに問題の出来事を容認するよう促すような一連のやりとりである。先行研究は、子ども同士のトラブルの対処の過程におけるこうした「裁定」を仲裁のやりとりの特徴として記述している（串田 2005、末次 2012）。しかしながら

本稿の場面は、互いが互いの顔につかみかかるといういざこざの仲裁であり、また仲裁のやりとりのなかで確認された内容も「なにか同じことがしたかった」ということであった。こうしたやりとりを経て、ふたりのあいだのいざこざがどちらが正しくてどちらが間違いであるかを裁定するべき性質のトラブルではないことが確認された。このような「不虜のトラブル」の仲裁では、謝罪と容認のやりとりは行なわれず、謝罪と容認のやりとりによる加害者と被害者の関係性の構築が回避されることが観察されるのである。

なことであるかもしれない。実際の保育者は、たとえば「開始の準備」「事実確認」「動機確認」「規則の確認」といった手順をあらかじめ意識的に準備して実践に臨むことなく、その時々の子どもたちの反応に応じてさまざまに自らの活動を変化させて行く。実践の方法とは、「こうすればこう上手く行く」という保育者の技術や保育のマニュアルを問題にするものではない。また、学生が保育の実践の方法を現場の観察から発見したからといって、自分がすぐにそれを子どもたちのあいだで用いることができるになるとも限らない。だが経験の浅い学生にとって、ただ闇雲に子どもたちの話を聞いてなだめ励ますよりも、けんかの仲裁に取り組む際の「トライアル・アンド・エラー」の指針として実践の方法の知識を意識的に持つことは有益な準備となるように思われるのである。

最後に本稿に残された課題について述べる。本稿は「実践の方法を説明すること」を課題に保育の活動について分析と考察を行なった。しかしながら、ある活動について「実践すること」と「実践の方法を説明すること」は、目的の異なる別の課題であると考えられる。したがって、人はどのようにしたら「実践すること」ができるようになるのか、つまり学生はどのようにしたら子どものけんかの仲裁を行なうことができるようになるのかについては本稿では何も言及できていない。こうした課題あるいは「実践すること」と「実践の方法を説明すること」の連関の考察については、稿を改めて取り組むこと

にしたい。

文献

- 串田秀也, 2005, 「子どものトラブルのコントロール：相異なる事実描写の実際的整序」宝月誠・進藤雄三編『社会的コントロールの現在：新たな社会的世界の構築をめざして』世界思想社, pp. 381-396.
- 中田カヨ子, 1992, 「けんかの仲裁は」小館静枝ほか共著『<新版>幼稚園・保育所実習のよく出会う問題とその対応』萌文書林, pp. 230-235.
- Psathas, George, 1988, Ethnomethodology as a new development in the social sciences, Lecture presented to the Faculty of Waseda University (=1995, 北澤裕・西阪仰訳『日常性の解剖学：知と会話』マルジュ社, pp. 5-30).
- 末次有加, 2012, 「保育現場における『特別な配慮』の実践と可能性」『教育社会学研究』第90集, pp. 213-232.
- 砂上史子, 2013, 「実践記録ビデオにみるいざこざ場面の関わり」幼児教育研究部会編『葛藤場面からみる保育者の専門性の探求』公益財団法人野間教育研究所, pp. 72-91.
- 高浦康弘, 1995, 「実習で起きやすい問題点と解決法（Q&A）」実習問題研究会編『保育所・幼稚園実習のすべて』相川書房, pp. 131-142.
- 土屋賢二, 2011, 『あたらしい哲学入門：なぜ人間は八本足か？』文藝春秋.

ABSTRACT

Intervention of childhood educators in interpersonal conflict situations among children:
Method of practice and student guidance

Yasuyuki Takahashi^{1*}

¹ Department of Child Studies, Faculty of Human Life Studies, University of Niigata Prefecture

* Correspondence, taka@unii.ac.jp

Students in a practical training of nursery and kindergarten often feel bewilderment and difficulty about handling of interpersonal conflict between children, such as fight and quarrel. Some texts of the practical training for students strongly advise to cherish children's heart and feelings in the scene of mediation. However the narrative such as "It is necessary to understand children's heart and feelings in empathic way to sort out fight and quarrel between children" has the potential to bring trouble to students who are less-experienced in the field. Because the central question shifts to problem of whether you can engage in empathic understanding of children's feeling from argument about specific method of mediation. This paper terms the narrative an "empathic understanding" discourse. The purpose of this paper is to carefully sort out problems which are inherent in the "empathic understanding" discourse, to consider an alternative frame of understanding a practice of early childhood care and education by confirming ethnomethodological knowledge, and to present a detailed analysis of it from view point of ethnomethodological studies. Finally, this paper considers how the alternative frame of understanding is available in guidance for students who go into the practical training of nursery and kindergarten.

As a result of analysis and consideration in this paper, it becomes clear that there is a procedure of mediation in conflict between children; "arrangement of beginning," "verification of fact," "verification of motive," and "verification of rule." A nursery teacher and children construct a situation of mediation through their conversation, collaboratively referring to a processing of the procedure. "Understanding children's heart and feelings in empathic way" is formed in achievement of each step, in the context of the case of this paper, getting prepared for the beginning of mediation, verifying what happened to them by listening from both side, identifying why it happened, and making clear how it should be done in such case, between the teacher and children. By focusing on these points, we can offer guidance to students who go into the practical training of nursery and kindergarten from new approach, differing from the "empathic understanding" discourse. Mediation of fight and quarrel are achieved through some specific steps. However, the whole picture of the steps doesn't become clear, even if you turn your attention to practical questions, listening to what the children speak, organizing both ones carefully and speaking to them empathically. It becomes clear by observing practice between the teacher and children in the field from the perspective of how they interact through some procedure. It is also possible to use the method of practice which is made clear in the observation, when students take approach to the practical training and handle the interpersonal conflict between children as the teacher.

Key Words: interpersonal conflict situations among children, a practice of early childhood care and education, a guidance for a practical training of nursery and kindergarten, "empathic understanding" discourse, ethnomethodology

教室における「規則の提示」の教育的意義

—授業の社会的構成とカテゴリー化の実践—

高橋靖幸^{1*}

学校においては、教師によってある規則が提示された後に、児童たちの活動が開始される場面をわれわれは目にする。しかしながら、日常生活場面を思い起こしてみたとき、規則の提示は規則違反が問題とされる場面で行われることがほとんどである。その場の適切な規則があらかじめ明示され、続いて人びとの活動が開始されるという実践が、教育場面で顕著に観察されるならば、そこになんらかの教育的な営みをみることができるのでないか。本稿の課題は、小学校においてしばしば観察されるこうした規則の提示という教師の実践が、授業の統制という役割とともに、児童の学校経験において重要な教育的意義をもつことを、実際の教室場面での教師と児童のやりとりをもとに明らかにすることにある。

本稿は、教室の参与観察において得られたデータのうち、教師の規則の提示によって開始された授業内での児童の規則違反に注目する。結果として、教師と児童が「児童が規則違反をした」という現実を会話のやりとりのなかで明らかにしていく中で、「規則違反」の事実を協働的に組織すると同時に、自分たちの会話を「教師」と「児童」として行っていることを伝え合うような、カテゴリー化の実践にも関与していることが明らかとなった。

教師と児童は、ある具体的な規則を単に問題にすることができるだけでなく、学校という文脈においては、それを「教師」と「児童」というカテゴリー化のなかで問題にできなければならない。教師による規則の提示は、その場面で「教師」と「児童」の活動が行なわれていることを自分たち自身のあいだで確認するための資源を提供する。児童は、こうした教育的な実践を通じて、学校的なカテゴリーの運用を学ぶのではないだろうか。

キーワード： 教室における規則、授業の社会的構成、成員カテゴリー化装置、教育方法、相互行為分析

1. 研究課題

本稿の課題は、小学校においてしばしば観察される「規則の提示」という教師の実践が、児童の学校経験において重要な教育的効果を有することを、実際の教室場面での教師と児童のやりとりをもとに明らかにすることにある。

小学校においては、児童によって守られるべきさまざまな規則が存在している。「教師が話し始めたら鉛筆を置くこと」「教室内を移動するときは走らないこと」「整列しているときはおしゃべりをしないこと」などである。これらの規則

は学校生活のなかで機会あるごとに成員らによって語られている。とりわけ、授業の開始や切り替わりの際に、規則に関わる内容のことばが教師によって口にされる場面をわれわれは目にする。たとえば、教師が、ワークなどへの児童の取り組みによって中断していた授業の再開に際して、彼らに対して「では、これから次の話を始めますので、鉛筆を机の上に置いて下さい」と呼びかける場面などがそれである。

教師は、新たな活動を開始する際に、児童の活動を統制するため、「鉛筆を置く」などの具体的な行動の指示を行うが、このとき、教師によ

¹ 新潟県立大学人間生活学部子ども学科

* 責任著者 連絡先 : taka@unii.ac.jp

利益相反：なし

って示されることばは、学校の規則に関する定型化された文言であることが多い。ここでの教師はあくまで児童に対して行動の指示を行っているのだが、そのことばは児童たちにとって馴染みのある学校の規則に関する文言となる。

したがって、教師の指示の後の活動において、児童のふるまいになんらかの問題がみられた際には、どのような規則違反がその場で生起したのかを明確にすることを目的に、その教師の馴染みあることばが教師と児童のあいだで改めて参照されるようなこともあるだろう。

こうした教師と児童の実践は、学校という場において日常的に良くみられるものである。しかしながら、日常生活のその他の場面と比較してみたとき、学校のように、その場に適切な規則に関することばがあらかじめ明示され、その後に人びとの活動が開始されるという実践は、少なからず特殊なものであると感じられる。なぜなら、日常生活において、「規則の提示」は多くの場合、「規則の違反」が問題とされる場面ではじめて行われるからである。人びとの活動が開始されるのに先立って規則に関することが提示されるという相互行為が、学校などの教育の場面で顕著に観察されるものであるとするならば、こうした相互行為のあり方に何らかの教育的な実践が含まれているのではないだろうか。では、それらの実践は果たしてどのような意味で「教育的」といえるのであろうか。

活動の開始の際に教師によって示される規則の定型化された文言は、児童に対するふるまいの指示として、かれらの活動を統制するという実際的な効果をもつと同時に、その後の活動において児童に対する教育的な効果をもつようと思われる。本稿の関心は、人びとの活動の前に行われる「規則の提示」の教育的効果を、実際の教師と児童によって実践された規則適用の相互行為のあり方の諸特徴から描き出してみるとある。

2. 方法

本稿で提示するデータは、共同研究として、関東圏内の小学校にて、2007年9月より2008年4月まで、原則、週一回の訪問で実施された参与観察調査のフィールドノーツおよびビデオ

記録である。データの使用については、誓約書を交わした上で、校長からの許可を得ている。データで使用される記号の意味については、以下の通りである。

- [発話の重なり。
- = 発話の密着。
- () 聞き取り困難。
- (数字) 沈黙や間合い。
- ? 語尾の上昇。
- (()) 注記。

3. 予備的考察

本節では、規則の提示の教育的な効果をみる前提として、教師による規則の提示が学校場面においていかようにして観察されるのかの例を、あるひとつのフィールド・データをもとにまずは確認しておきたい。以下の場面は、終業式の始まりの場面であり、全校児童が体育館に集合および整列し体育座りをして座っているところである。以下のデータは、教務主任の教師がマイクで全校児童に向かって話し始めるところから始まっている。

「場面1」

- 01 はい すばらしいですね 1 1
- 02 時40分から3時間目始められ
- 03 ますね それに合わせてちゃんと
- 04 静かにその学年のところに来て
- 05 きちんと整列して 静かに
- 06 座っています=聞く態度ができる
- 07 いますね たいへん上手です
- 08 すばらしいと思います また今
- 09 度は聞くときに-お話を聞くときに
- 10 お話を人のほうをみて下さい
- 11 いまはお話をしている人は どこ
- 12 にいますか? ね からだを向けて聞いてください お話を
- 13 教室でも同じだと思いますが
- 14 お話をしたら お話をしている人
- 15 のほうを必ず向きます はい
- 16 いいですね (3.0) はい じゃ
- 17 みんなでがんばってやって

- 19 くださいね じゃ これから始
 20 めますので じゃ 起立

「規則の順守」についての先行研究(北沢 1987)は、「規則に従う」という社会的事実が構成される際に行為者に求められている三つの要件というものを指摘している。それらは、(1) 規則内容を理解すること、そして(2) 規則に従おうとする意志を持つこと、さらには(3) 規則適用の実際場面を支配している文脈を理解することである。

そしてこうした要件の成立について、先行研究は特に、(3) 規則適用の実際場面を支配している文脈を理解することの重要性に注目し、その上で「規則に従う」という課題が規則を順守する者の問題である以上に、規則を適用する者たちの問題であることを具体的な事例をもって提示する。すなわち、「規則に従う」という事実は、規則に関する行為者の理解や規則に従おうとする行為者の意志によって構成されるというよりも、規則の順守を目される行為者の理解や意志が後続の規則の適用の実践において同定されるなかで構成されるということである。

上記の「場面1」においても、そうした社会的な実践をみることができる。01行目から09行目にかけて、教師はその場において「時間通りに整列を終わらせること」「静かに座って待機していること」が児童らによって行われており、さらにかれらによって「聞く態度」が示されていることを評価する。しかしこのとき、体育館にいる児童たちは、「時間通りに整列を終わらせること」「静かに座って待機していること」以外

にもさまざまな活動を行っているはずである(例えば「体育館の前方を向いている」など)。ところが、その場の文脈がいかなるものであるのかが上記の教師の発話のなかでその具体的な姿を現したとき、児童たちの活動の輪郭が「時間通りに整列を終わらせること」「静かに座って待機していること」として明確なものとなっている。

このように「児童たちが規則に従っている」という事実は、規則が適用される以前の児童らの諸々の理解や意志によって構成されるというよりも、教師によってその場の規則が「時間通りに整列を終わらせること」「静かに座って待機していること」であることが具体的に記述され、また教師によって児童らがその場の規則を順守する意志を有している(「聞く態度ができる」ということが記述されるなかで構成される)のである。

「規則に従う」という事実が社会的に構成されるというこうした先行研究の指摘を受け^{注1)}、本稿がさらに注目したいのが、「規則の提示」の問題である。上記の場面において、規則の適用を行った教師は、09行目から18行目にかけて、終業式が開始される前に、「話を聞くときには話をしている人のほうにからだを向けること」という指示を児童に向けて示している。こうした教師の発言は、学校という場において日常的にみられるものである。

確かに、学校という場は多くの児童らの集まるところであるので、かれらのすべてがひとつの活動を行うことが求められる際には、その活動が開始させられる前にその場にふさわしい適切

^{注1)} 本論で検討した北沢(1987)の研究の他に、学校における規則使用の社会的実践を考察した研究として、稻垣(1989)や石飛(1995)などの研究が挙げられる。稻垣は、一見すると教室において教師と生徒の行動を規定しているようにみえるルールが、実はこうした行動や出来事を解釈し、教室の秩序を維持していくためのかれらの解釈枠組みとなっていることに着目し、その解釈枠組みを「生徒コード」と呼んだ。そして教師と生徒がこの「生徒コード」を使用することのなかで実際にどのような現実を創出していくのかを明らかにしたのである。また、石飛は、学校の校則の「文言」とその「運

用」のあいだには必然的に隙間が生じることを指摘し、校則をめぐる教師と生徒の実践はその「曖昧さ」を使用するかたちで展開されることを明らかにした。これらの研究はともに、学校における規則を、行為者の行動を規定しかれらをある一定の方向へ導くものとして理解するのではなく、実践を理解可能なものに組織するためにその実践のなかでかれらによって実際に使用されるものとして位置づけることで、人びとの相互行為のあり方への関心を読者に喚起した。本稿もまた、学校の規則について、これらの研究と理解をともにしている。

なふるまいの指示を提示しておくことは、かれらの活動を統制する重要な役割を担うこととなる。

ところが、こうした教師の指示は、児童に対してその場での行動の指針を単に与えているだけではない。仮に児童が、その後の活動において教師の指示に反するようなふるまいを示した場合には、多くの場合、そのふるまいは正されることになるし、さらにはその「不適切な」ふるまいを示した児童に対してはなんらかの懲戒がしばしば加えられることもある。つまり、教師の指示は、学校という文脈において、児童の従うべきその場の具体的な規則（つまり、ルール）を示すものとして力を持ち、そして実際に児童たちにはそうした力を持つ言葉として聞かれことになるのである。

活動の開始の前に示される教師の指示は、児童らがそれを受け入れたり受け入れなかつたりを選択できたり、あるいはそれについて疑問を呈することができたりするような性質のものではなく、その後の活動においてその指示が守られているかどうかが常に問題とされ得るような、児童たちの従うべき規則として聞かれる。

しかしながら、活動の前に示される教師の指示がこうしたかたちで規則として聞かれる、つまり、その場の適切な規則が教師によって明示された後に児童らの活動が開始されるという実践のあり方は、規則の違反が生じた場面で初めて規則の存在が問題とされる日常生活場面での実践のあり方と比較したとき、教育的な様相を呈しているように感じる。では、それは、いかなる意味で教育的な実践といえるのであろうか。そこには、本稿の関心である規則の提示の教育的な効果もまたみられるのではないだろうか。次節では、人びとの活動の前になされる規則の提示という教育的実践の諸特徴を、教師と児童による実際の規則適用の相互行為の場面をもとに描き出してみることにする。

4. 教室における規則の提示

本稿で検討される事例（「場面2」）は、1年生の生活科の授業場面である。この日、テラスで球根を植え終えた児童らは、教室に戻って今日の球根の植栽の様子や感想をノートに書いて

いる。ノートを書き終えた児童は、読書もしくは自由帳のお絵かきをして待っている。しばらくして教師が児童全体に対して球根の水やりの説明を始める。データは、教師のその球根の水やりの説明場面から始まる。

この場面で教師は、授業の再開に際して、01行目から02行目にかけて児童らに「鉛筆を置いて」「顔を向ける」といった指示を行なう。児童たちの多くは実際に03行目の説明のあいだ鉛筆を机の上に置いて教師に顔を向けて話を聞いている。しかしながらそうしたなかで、ひとりの児童が鉛筆をもって自分の自由帳に絵を描いている。教師は07行目でその児童を名指しして、そして20行目にかけてまで児童が規則の違反をしていたことの確認をかれとともにに行う。しかしながら、本稿がここでさらに注目するのは、20行目の後半で教師が「どうしましょ」と尋ねたのを受けて、21行目で児童が「ごめんなさい」と謝罪した点である。

5. 分析

5.1. 規則違反と罰則

われわれは、こうした場面の教師と児童のやりとりをみて、なんらかの教育的な活動が行われていると感じる。それは、この教師と児童のやりとりを、教師が規則の違反をした児童に対して何をするべきかをかれ自身に考えさせ、児童が自分の規則違反について謝罪する場面としてみることができるからであろう。

確かに、この場面での教師と児童のやりとりでは、「規則違反の事実確定」→「規則違反者の謝罪」という流れが観察される。われわれの社会においては、ある何らかの規則違反が露見したとき、その規則違反者が謝罪を行うということは「一般的な活動」として理解される。しかしながら、この場面の教師と児童のやりとりが教育的な活動であるというためには、「規則違反の事実確定」→「規則違反者の謝罪」という教師と児童のやりとりと同時に、その直前に教師によって「自由帳の禁止」という罰則が提示されている点もまた重要であると考えられる。

われわれの社会において、規則違反についての罰則は、その規則違反の事実が確定した後に提示とされるのが一般的である。たとえば、交

「場面2」

01	教師：	えーと ここまで確認をしたいので 鉛筆持っているかたはいったん
02		置いて顔を向けてください はーい 鉛筆置きます
03		((中略：球根への水やりの説明))
04	教師：	((水やりの道具の説明から)) 靴箱に入るくらいのものを持ってくるといいってことか わかった？ ね いつもどおりのおつきい如雨露を持ってきちゃうとか？ ハハハハ 困っちゃうよね あのー なんか代わりになるようなものを持ってきてくださいね サトシ君 君自由帳なしでいいからね これから先ね みんなが自由帳やるときにね
09		(1.4)
10	教師：	ね
11		(0.8)
12	教師：	それでいいね
13		(0.8)
14	教師：	だってそうだよね
15		(0.6)
16	教師：	どうして言われたかわかる？
17	児童：	((nod))
18	教師：	どうして？
19	児童：	(自由帳) やっていたから
20	教師：	そうですよね どうしましょ
21	児童：	ごめんなさい
22	教師：	はい いい加減にしてください 笑って言っている場合ではないです
23		から はい (0.2) はい ではお水かけについてはそういうことです

通違反については、警察官によって運転手の交通違反の事実が問題とされた後に、違反切符の発行などの罰則が提出される。しかしながら、本データにおいては、16行目から20行目にかけての規則違反の確定作業の以前に、07行目と08行目に「自由帳の禁止」という罰則がすでに教師によって示されているのである^{注2)}。

<日常的場面>

- 1) 規則違反の事実確定
- 2) 罰則の提示

<教育的場面>

- 1) 罰則の提示
- 2) 規則違反の事実確定
- 3) 謝罪

この場面での教師と児童のやりとりは大変興味深い実践である。なぜなら、罰則の直前の提示は、続いて起こる規則違反の確定作業をその

罰則に関わるものとして教師と児童に理解させる機会を提供するからである。すなわち、罰則の内容が規則違反の事実確定の前にくることで、教師はその罰則を資源として規則違反の事実確定を児童に提供することができ（16行目および18行目）、児童は教師との事実確定を通じて罰則と規則違反の社会的な連関を自身の手で説明する経験をもつことができる（19行目）。

このとき、教師と児童のあいだでは、規則違反に対して謝罪を行うことの正当性が確認されている。なぜなら、罰則を資源として規則違反の事実が構成されるとき、児童はその罰則に対し赦免を求める行為として、規則違反という事

注2) 本稿は、教室場面においては、規則違反の事実確定の以前に、罰則の提示が「必ず」生起していると述べたいわけではない。そうではなく、人びとの相互行為の順序として、規則違反

の事実確定の以前に罰則の提示が生起すると、その実践には教育的場面としての気運が呈することを指摘するのである。

実に対しての謝罪を行うことができるからである。すなわち、21行目で行われた規則違反に対する児童の謝罪は、話をしているときに鉛筆を置いて顔を向けるという規則に違反した罰として今後一切自由帳を描くことを認めないと教師の罰則の提示に対して許しを請うことを達成するのである。

「場面2」において、教師は規則違反に対する対応として児童自身に謝罪という結論を提出させることになるが、その直前には、教師と児童が罰則を資源として協働的に規則違反の事実確定を成し遂げる実践が行われている。この教師と児童の実践こそが、「規則違反の事実確定」→「規則違反者の謝罪」の手順を、その場でアリティをもってかれらに経験させる働きを担っているのである。

5.2. 規則違反と謝罪

この場面では、「規則違反の事実確定」→「規則違反者の謝罪」の手順が、教師の提示した罰則を資源として教師と児童のあいだで協働的に達成されている。しかしながら、児童はなぜ、自らの規則違反の確定したこの場面で教師に対して謝罪を行なうことを選択したのだろうか。そして教師はなぜ、この場面で規則違反者である児童の謝罪を受ける立場の人間となっているのだろうか。それは、この教師がこの場面において罰則を提示した人物であったからなのである。しかしながら、例えば、同じ学校という場面において規則の違反が明示化されたときであっても、必ずしも謝罪が行われるわけではなく、それどころかそれが不自然な対応となり得る場合がある。

「場面3」

1年生。連絡帳書きの場面。教師がその日の連絡を黒板に板書をしている。児童たちは自分の連絡帳に教師の板書を書き写している。教師が「ここまでですね」と言って板書を書き終えたことを明らかにすると同時に、幾人かの児童が立ち上がり教師に確認印をもらうため急いで教卓へ向かう。

すると次々と児童たちが走り出し教卓の横に列を作っていく。列を作る児童たちのなか

から「走ったらダメだよー」や「しゃべったらダメー」などの声が上がる。なかには立てた人差し指を口に当てて「おしゃべり禁止」を示すジェスチャーを行う児童もいる。次いで列から「しゃべったらやり直しだー」という声が上がる。そのとき、列のなかにいたひとりの女児が立ち上がり、「なんかミカしゃべった」と気まずそうに言いながら自ら列の最後尾へ並び直す。

この「場面3」において、児童たちは教卓の横で列を作りながら、「教室内を移動するときは走らないこと」「整列しているときはおしゃべりをしないこと」という規則を互いに示し合っている。そうしたなかで、規則違反の際には「列の並び直し」であることが児童たちのなかから明示されると、ひとりの女児が立ち上がって自分がおしゃべりをしたことを報告しながら列の最後尾に向かうのである。

このとき、女児は自らの規則違反に対して、「列の並び直し」という罰則の適用を進んで受け入れているものと考えられる。ここには、「場面2」でみられたような、「規則違反の事実確定」→「規則違反者の謝罪」という手順はみられない。しかしながら、この場面で列に並び直す彼女の実践もまた、われわれの社会においては自然な行為としてみることができる。反対に、この場面で彼女が謝罪を行ったとしたならば、そちらのほうが不自然な行為となるであろう。

もちろん、彼女の「列の並び直し」という罰則の受け入れが、自らの規則違反を詫びる意味をもつ点で、「謝罪」と同じ社会的な機能を有する面もある。こうした社会的機能についてもまた分析するに十分値する課題である。しかしながら、本稿の関心として、この場面で彼女が罰則に対する赦免の希求としての謝罪を行ったとするならば、それは不自然であると感じるであろうし、彼女が実際に「ごめんなさい」と口にすることに対しては何らかの違和感がある。そもそも、もし彼女が実際に「ごめんなさい」と口にするようなことがある場合、それは誰に対していっていることになるのであろうか。

一般的に、謝罪という行為は、ひとりで行うことのできない実践である。謝罪が成立するの

は、謝罪を行う側とそれを（受け入れであれ棄却であれ）聞き入れる側がいるときである。「場面3」において、女児の謝罪が不自然であると感じられるのは、その謝罪を聞き入れる側として適切な成員がいないことが問題となるからだ。例に並ぶ際の「おしゃべり禁止」という規則に違反した彼女は、その場の友人たちに「ごめんなさい」と言ったとしても、その友人たちは謝罪を聞き入れる役割を担うのに十分適切な成員とはならないのである。

その一方で、「場面2」においては、謝罪を行う側とそれを受け入れる側の実践が自然な活動として観察できる。これは、教師と児童の間で謝罪のやりとりを行う関係が成立していることを意味している。このとき教師は、罰則に対する赦免の希求としての謝罪を判断するのに十分な成員として児童と対面しているということなのである。

対面的な相互行為状況において、謝罪の申し出と聞き入れは、問題とされる当事者のあいだでやりとりされるのが普通である。たとえその当事者らが子ども同士であったとしても、まわりにいる大人が「大人」であるということだけでかれらの謝罪の申し出と聞き入れを簡単に引き受けることはできない。重要なことは、いかなる状況であったとしても、当事者のあいだで謝罪のやりとりが行われることが一般的には期待されているのである。このように考えたとき、「場面2」の教師が児童からの謝罪を聞き入れ

る成員として、そして「場面2」の児童が教師に謝罪を行う成員として十分な資格を有していると観察できるのは、教師と児童が謝罪をやりとりする当事者として互いに対面しているからであるといえるだろう。

5.3. 謝罪を行なう／聞き入れる成員の資格

改めて確認しておこう。「場面2」においては、「規則違反の事実確定」→「規則違反者の謝罪」という活動の手順が自然な流れとして観察される。それは教師と児童の協働的な達成の結果であった。しかしこでの問いは、児童がなぜ、この場面で自らの規則違反に対して謝罪という指し手を選択したのか、ということであった。そこには、教師が「罰則を提示した人物」であること以上の問題があるように思われるのである。

この問題を整理するためには、サーヴィ・サックスの「成員カテゴリー化装置^{注3)}」(Sacks, 1972=1989) というアイデアが有効と考えられる。教師と児童の相互行為には、かれら自身による「成員カテゴリー化装置」の使用がみとめられる。これまでみてきたとおり、ある行為が「規則違反」として同定されるとき、その行為を行なった人物の誰もがいつでも「謝罪」を行なうことを期待されるわけではないし、のべつまくなしに誰に対しても「謝罪」を行なってよいわけでもなかった。「規則違反に対する謝罪」には、それを行なうこと／聞き入れることを期

^{注3)} サックス (1972=1989) によれば、成員カテゴリー化装置は、「少なくともひとりの成員を含む母集団に適用される（少なくともひとつのカテゴリーを含んだ）成員カテゴリーの集合のことであり、そこでは、なんらかの適用の規則が用いられることで、少なくともある母集団のひとりの成員と、あるカテゴリー装置のひとつの要素とが組み合わされることになる」と指摘する。

成員カテゴリー化装置は、私たちが日常生活の中で一定の仕組みに沿って人々をカテゴリー化している実践を説明するために用いられる。たとえば、ある一人の人物であっても私たちは「女性」「母親」「教師」「学者」「フェミニスト」など、その場の文脈に合わせて様々にカテゴリー化できる。しかしながら、その人物が「母親」としてカテゴリー化される場面で、別

の人物がカテゴリー化される場合には、「母親」を含むカテゴリーの集合、すなわち「家族」に関連するカテゴリーの集合の中から、その他のカテゴリーが選択されることになる。

たとえば「泣いている赤ちゃんをお母さんが抱き上げた」という説明は意味をなすが、「泣いている赤ちゃんをフェミニストが抱き上げた」と言っても、その説明だけでは十分な意味を持ち得ない。たとえその赤ちゃんを抱き上げた人が同一の人物であったとしても、である。このように私たちは、普段の生活の中で人々の活動を理解可能なものとするために、その活動する人々を自然のうちに一定の仕組みに沿ってカテゴリー化している。この自然な仕組みを明らかにするために、サックスは成員カテゴリー化装置というアイデアを提示したのである。

待される人物と場面とが存在する。

たとえば、「場面2」の20行目の「どうしましょ」という発話が遅刻をした新入社員に対する上司のことばである場合には、その遅刻という規則違反をした新入社員に期待される次のことばは、「ごめんなさい」という「謝罪」のことばはもちろん、しかしそれ以上に「これからは遅刻をしないように心を入れ替えます」などの改心のことばである。もちろん、このとき、その新入社員は「謝罪」を行なってはならないというわけではないが、それ以上にかれはそのような場面においては自らの意識の変化を上司に対して示すことを求められるのである。これは社会人についての道徳的な慣習であり、新入社員はこの道徳的な慣習を適切に実践することが期待されるのである^{注4)}。

そして、「場面2」において規則違反をした児童が教師に対して謝罪をすることが許されるのは、その実践が「規則違反をした児童は教師に謝罪しなければならない」という学校という場の道徳的な慣習を体現するものとなるからである。つまり、「場面2」の児童は、21行目の自らの発話を「規則違反をした児童は教師に謝罪しなければならない」という学校における規則違反についての道徳的な慣習と一致した「児童」の発話とすることに成功しているからこそ、「謝罪」をその場面における正当な行為とすることができますのである。

その意味で、21行目において児童が単に発話

注4) 遅刻をした新入社員が上司に対して自らの意識の変化を申告するという記述は、だれもが理解可能で極めて合理的に組み立てられた記述である。西阪は、この可能な記述の「合理的」という性格が「規範的」であると指摘する（西阪, 2008, 7頁）。西阪曰く、「規範的であることは、必ず適切／不適切の判断が可能であることを含意する。（中略）適切／不適切の判断が可能だということは、少なくとも、他人による批判的吟味の可能性（中略）を含意している。そういう意味で、規範的であることは、やはり個人を超えている」（同上, 8頁）ということなのである。そのうえで西阪は、このような記述の合理性の規範的性格、規範的性格の個人を超えた性格を「デュルケーム的」と呼んでいる。本稿が「道徳的慣習」と呼ぶものもまた、こうした「デュルケーム的」性格を含意す

するのみでは、その児童の発話は「児童」としての正当な「謝罪」とはなりえない。なぜなら、この児童の21行目の発話が「児童」の正当な「謝罪」となるのは、「規則違反をした児童は教師に謝罪しなければならない」という道徳的な慣習を実践するためのその発話の受け手である相手が「教師」でなければならないからである。22行目において、教師は「はい、いい加減にして下さい」といつて、21行目の児童の発話を適切なものとして受け入れている。この場面で教師は実際に、児童が規則違反をした「児童」として謝罪していることを、その児童の発話を自然なものとして受け入れることで、自らがそれを「教師」として聞き入れていることを児童に対して明示するのである。こうして、22行目で教師が児童の発話を「教師」として聞き入れることが、その児童の発話を規則違反についての道徳的な慣習と一致した「児童」の発話とすることを達成しているのである^{注5)}。

このように、「場面2」において、児童が謝罪を行ない、また教師がその謝罪を受けることが可能なのは、かれらが自分たち自身の関係性を「児童」と「教師」として観察するなかで、規則違反と謝罪に関する実践を展開するからである。かれらは、規則違反を確定する相互行為のなかで、謝罪に関するやりとりを織り成すことで自分たちの「児童」と「教師」の成長性を組織する。このとき、児童は教師とのあいだで「児童であること」をしているのであり、教師は児

るものである。

注5) 会話のこうした連鎖の特徴、つまり直前の発話が現行の発話の文脈の構成に貢献し、現行の発話が直前の発話を含む文脈のなかで行なわれると同時に、その文脈を更新し、そして後続の発話の文脈の構成に貢献するという特徴

(Heritage, 1984, p. 242) についていえば、20行目の「どうしましょ」の発話が「教師」の発話として児童に聞かれ、21行目で児童が「児童」として「ごめんなさい」と発話しており、同時にこの20行目の「どうしましょ」の発話は「教師」としての発話であることが、21行目の児童による「ごめんなさい」という発話によって達成されているという点に注目したい。こうして協働的に産出された文脈を背景にして、後続の「児童」と「教師」による謝罪とその聞き入れの実践は行なわれているのである。

童とのあいだで「教師であること」をしている。児童と教師は、教室という場面において規則違反の謝罪とその受け入れを協働的に組織することを通じて、「児童」と「教師」についての道徳的な慣習を実践しているのである^{注6)}。

6. 考察

「場面2」における教師と児童の規則違反の謝罪とその受け入れの協働的な達成は、かれら自身が互いを「教師」と「児童」としてカテゴリー化することのなかで成し遂げられていた。かれらは、自身の活動を組織するにあたり、他の様々なカテゴリーの可能性のなかから、この場面での「教師」と「児童」というカテゴリーの有効性を選択したわけである。われわれが「場面2」をみたとき、なんらかの教育的な活動が行なわれていると感じることができたのは、他でもなく、この場面に参与するかれらが「教師」と「児童」というカテゴリーを使用して「規則違反をした児童は教師に謝罪しなければならない」という学校の道徳的な慣習を体現することのなかで活動を組織することに尽力していたからである。かれらは「場面2」において「教師」と「児童」というカテゴリーの使用を通じて自分たちがいま学校という場面に参与しており、それに関わる道徳的な慣習を問題にしているという現実を協働的に築き上げていたのである。

教師と児童が学校という場面に参与しており、その道徳的な慣習に携わっているという事実は、学校という場に身を置けば自動的に与えられるものでも、かれらが活動を開始する以前にあらかじめ与えられるものでもない。教師と児童の関係性は、その関係性をその場面におい

て適切で正当なものとする自分たちの理解をお互いに常に示し合い、またそうした互いの理解を確認し合し、目に見えるかたちにしていく過程を必要とする実践的な課題なのである。その意味で、授業は児童と教師の手によって社会的に構成されているのである。

そしてかれらがこうして規則違反を学校という文脈の産出のなかで問題とするとき、その現実のあり方についてふたつの問題に関わり合いをもつことになる。すなわち、この時のかれらは、児童が「教師が話し始めたら鉛筆を置くこと」という具体的な規則に従っていたかどうかを問題としていると同時に、その児童が「児童」として「教師の言いつけを守ること」ができていたかどうかを問題としているのである。児童は、教師とのやりとりにおいて、単にある規則に従うことができていたかどうかが問われているのではなく、「教師」と「児童」というカテゴリー化（「教師と児童」という関係性）のなかで規則に従うことができていたかどうかが問題とされているのである。

学校という文脈においては、「規則」の問題と、「教師」と「児童」のカテゴリー化の問題は、分かつことのできない深く結びついた問題である。教師と児童は、「教師」と「児童」というカテゴリーを運用するなかで、教室における規則違反を問題にすることができなければならない。しかしながら、このようにして「教師」と「児童」というカテゴリーのもとで規則をめぐる相互行為を組織することは、学校という場に身を置く経験の浅い低学年の児童にとっては必ずしも簡単なことではないかもしれない。なぜなら、児童らによる「教師」と「児童」というカテゴリーの実際的な運用は、学校

^{注6)} こうしたカテゴリーの選択は、教師と児童の活動において自動的に提出されるアприオリなものではなく、この「場面2」における、学校という、そして規則違反のやりとりという、かれらの文脈に埋め込まれたカテゴリーの選択であったといえる。ヘスターとエグリン

(1997) が指摘するように、カテゴリー化とその文脈は、別々の、独立した現象ではない。文脈は、そこで使用されているカテゴリーの外部にあり、それらに影響を与える容器のようなものではないし、カテゴリーは単に文脈によって

意味を与えられるようなものでもない。それらは相互に作り上げられるものなのである。つまり、「場面2」においては、規則違反と謝罪の協働的な達成において、まさに規則違反や謝罪を行なう「教師」と「児童」というカテゴリーが、学校における規則違反というこの場面の具体的な文脈を作り上げているのと同時に、そうした文脈のなかでここでの「教師」と「児童」というカテゴリーに関する具体的な意味（規則違反や謝罪を行なう「教師」と「児童」の位置づけ）が構成されているのである。

世界に参入した後に初めて経験されるものと思われるからである。

「場面2」のように、規則違反が問題とされる場面で、児童は単に他者からの言いつけを守ることができるかどうかを問題とされるわけではない。かれは教師とのあいだで、規則に関わる「教師」と「児童」の関係性を資源としながら規則に関わる内容を問題にできなければならぬのである。それは、それまで「教師」と「児童」というカテゴリーの運用の経験を持ちえなかつた児童にとって、学校世界にうまく参与するための実践的な課題となるだろう。

しかし同時に、こうした課題は児童だけの課題なのではない。教師は、学校という現実を構成するために、こうしたカテゴリー運用の経験の乏しい（可能性のある）児童とのあいだでも、「教師」と「児童」というカテゴリーを使用して規則を問題としていかなければならぬ。規則とカテゴリー化の問題は、教師と児童の両者にとって、実践的で経験的な課題なのである。

学校において規則が問題とされる際にカテゴリー化の実践が教師と児童の課題となっていることが明らかとなつたいま、活動の始まりにおける教師の規則の提示に関する教育的な意義が改めて浮き彫りとなってくる。教師は、学校における活動の開始や切り替わりの際に、多くの局面で規則の提示を行なっていく。教師による規則の提示は、活動の開始や切り替わりを示す標識となり、前後の活動を区分し、あるひとつのまとまった活動をパッケージングするものである。

こうした教師の声は、児童たちの行動を統制するものであると同時に、そのパッケージのなかでは単に規則を問題にするのではなく、「教師の規則」を問題にすること、つまりその規則を「教師から出された規則」として聞く機会を活動の始まりに児童に対して具体的に提供する。児童は、規則を提示した目の前の教師とのあいだで、その規則を実際に「教師の規則」として聞くことをその後の活動において達成していかなければならないわけである。

そして教師はこうした児童たちとの活動を通じて、かれらがそこで示された規則を「教師の

規則」として適切に聞くことができているかどうか、つまりかれらが「児童であること」を適切に達成することできているかどうかを確認していくことになるのである。教室における活動の全体を通じて規則とカテゴリーが問題とされ得ることを活動の始まりにおいてあらかじめ確認する手続きは、教師と児童の両者にとって十分な意味をもつた教育的な実践なのである。

7. 結語

本稿は、学校場面において、教師と児童が規則を問題とするとき、かれらが「教師」と「児童」というカテゴリー化の実践のなかで、その規則をめぐる活動を協働的に産出している姿に着目した。低学年の児童にとって、「教師」と「児童」というカテゴリー化の実践は、規則の問題に限らず、学校生活のあらゆる場面で、またさまざまなかたちで対峙する問題となるだろう。

そのなかで本稿は、規則に関わる「教師」と「児童」のカテゴリー化の問題を中心にかれらの実践へ接近した。そのうえで、学校における活動の始まりにおいての教師による規則の提示には、その後の児童たちの行動を具体的に統制する働きがあると同時に、そこで「教師」と「児童」としての活動が行われることをその場の参与者のあいだで確認する機会を提供する教育的な効果がある可能性について明らかにしたのである。

サックスは、子どもは、主として「家族」という単一の成員カテゴリー化装置を使用するようまずは大人たちからしつけられると指摘している (Sacks, 1992, p. 368)。なぜなら「家族」という装置は、「父親」「母親」「祖父」「祖母」など、あらゆる人物に対して適用される確実なる可能性を有しており、また全ての大人の男性あるいは大人の女性はある間だけは「何々叔父さん」または「何々叔母さん」になるなど、原則として不特定多数のメンバーを有することを可能とするからである。子どもは「家族」という成員カテゴリー化装置の使用を通じて、あらゆる人物にはその人物の名前と同様にカテゴリーがあり、また人はそれを統御することが可能であることを知るようになるのだという。

しかしながら、子どもは「家族」という単一

の装置を使用するようしつけられると、続いてその装置を通常の使用からは修正するかたちで使用していく経験を持つこととなる。子どもは、誰かが何かを行っていることを定式化するために、「家族」とはオルタナティヴなカテゴリーのセットを必要とする状況に身を置かざるを得なくなる。こうした経験の契機のひとつは、「教師」と「児童」という学校における新たなカテゴリーの運用といえるだろう。子どもにとって、「教師」と「児童」というカテゴリーの運用は、必ずしも自明なものではなく、学校という状況に参入して初めて経験する、新しい実践的な課題なのである。

そうであるがゆえに、教師が授業のなかで随所に「規則」を提示する実践は、児童のその後の活動を統制するという機能を有すると同時に、「教師」と「児童」という低学年の児童にとってまだまだ馴染みの薄いカテゴリーの運用やその両者の規範的な関係性を、経験を通じて学習する機会を提供する教育的な意義があるものと考えられる。

最後に、本稿の今後の課題に触れたい。教師による活動開始時の規則の提示は、児童の学年が進むにつれて観察される頻度は少なくなってくる。このことから、活動の開始時に規則の確認を織り成す手続きは、低学年の児童と教師に特に必要を有する実践であることが予想される。このことが意味するのは、児童は低学年の段階で規則とカテゴリーの関係を教師とともに繰り返し確認することで、高学年になるにつれて規則の組織化とカテゴリー化の実践の習熟者となり、その関係性を改めて確認する必要がなくな

るということなのだろうか。こうした問題については稿を改め検討することしたい。

文献

- Heritage, John, 1984, Garfinkel and Ethnomethodology, Cambridge: Polity Press.
- Hester, Stephen & Peter. Eglin, 1997, *Culture in Action; Studies in Membership Categorization Analysis*, Washington, D. C.: University Press of America.
- 稻垣恭子, 1989, 「教師-生徒の相互行為と教室秩序の構成」『教育社会学研究』45, pp. 123-135.
- 石飛和彦, 1995, 「校則問題のエスノメソドロジー:『パーマ退学事件』を事例として」『教育社会学研究』57, pp. 145-161.
- 北沢毅, 1987, 「規則適用過程における行為者の意志:『規則に従う』とはどういうことか」『ソシオロジ』32 (1), pp. 55-71.
- 西阪仰, 2008, 『分散する身体:エスノメソドロジー的相互行為分析の展開』勁草書房.
- Sacks, Harvey, 1972, An initial investigation of the usability of conversational data for doing sociology, in *Studies in Social Interaction*, edited by David Sudnow, New York: Free Press, pp. 31-74 (=1989, 北澤裕・西阪仰訳「会話データの利用法;会話分析事始め」G.サーラスほか『日常性の解剖学;知と会話』マルジュ社, pp. 93-173).
- Sacks, Harvey, 1992, *Lecture on Conversation*, Vol. 1 & 2, Oxford: Basil Blackwell.

ABSTRACT

Educational significance of presentation of the rules in classroom:
Social construction of a class and practice of categorization

Yasuyuki Takahashi^{1*}

¹ Department of Child Studies, Faculty of Human Life Studies, University of Niigata Prefecture

* Correspondence, taka@unii.ac.jp

The scene where the students start their activity after the teacher presents a rule is often observed in the classroom. However, in the everyday life except educational scene, the presentation of rule in many cases occurs after a breach of rule. If the practice where the appropriate rule is stated before the activity starts is remarkably observed in educational scene, you might see an educative performance to it. The purpose of this paper is to clarify an educative effect of the practice where the teacher presents the rule before the students start their activity. The investigation is based on actual interaction between the teacher and the students in classroom, which I recorded through some participant observations.

The third section presents a preliminary consideration in line with the purpose of this paper. Over the past few years, several studies on the rules of classroom have been made from a view of a qualitative research. These studies share understanding of the rule; the rule does not prescribe a participants' behavior and does not lead it to a definite direction but is used by them in order to accountably organize their practice in their practice. This paper also shares this consideration about the rule. However, most of studies set interview or document analysis as their research method, but very few attempts have been made on interaction analysis of classroom about the rule through the participant observation. This paper is concerned with interaction between the teacher and the students who use the rule to organize their reality.

The fourth and fifth sections present some data and analysis for the purpose of this paper. In the video data, a student secretly draws a picture on his notebook while a teacher is explaining to her students about watering of a bulbous plant in the science class. The teacher calls his name and makes sure of his breach of rule with him. In the final part, the teacher asks to him, "How will you do?" and then he answers to her, "I'm sorry". This interaction between the teacher and the student is collaboratively achieved by them. In addition to that, the interaction is based on a practice where they categorize them as "a teacher" and "a student". They work hard to organize their activity by using the categories "teacher" and "student".

The sixth and final section consider about the result of analysis and present an issue for the future. The foregoing section describes that it is important that the problem of rule in classroom is collaboratively resolved in the effective use of categories "teacher" and "student". That is, the teacher and students must be able to treat the problem of rule in the use of categories to organize their reality of classroom. This is a practical and empirical issue for them. Therefore, the presentation of rule at the beginning of activity by teacher provides the teacher and students with an opportunity to confirm to treat the rule as the problem of teacher-student relationship in the activity.

Key words: rules in the classroom, social construction of a class, education method, membership categorization device, interaction analysis

保育者を目指す学生に向けた情報教育に関する一考察

—適切な課題の提供—

高原尚志^{1*}

大学などで授業を行う場合、課題の選定は重要な要素である。幼稚園教諭や保育士を目指す学生にとって、情報関連の授業は必修ではあるが、あまり得意でない学生も多く、必ずしもその必要性を感じているわけではない。そこで著者は、保育者を目指す学生が将来必要となる要素を考察し、適切な課題を設定することによって、情報技能に、より興味を持ち、その必要性を理解してもらうことを思考した。具体的には、将来作成することが必要になることが推測される保護者向けの「おたより」に注目し、特殊なソフトを用いるのではなく、使い慣れたオフィスソフトを用いて、子どもも一緒に楽しく見ることができる「おたより」を作成するという課題を設定することを試行した。将来必要となる項目を選定し課題として取り組むことによって、ワードやパワーポイントなどを使うことを苦手としていた学生も興味を持って取り組むことが期待できる。その結果、学生自らが考えた様々な工夫を積極的に施し、大学で学んだ知識を、キャリアの一部として、就職後も活かすことができる力が養われることが期待できる。本稿では、その具体的な方法について述べる。

キーワード： 情報教育、キャリア教育、保育者養成、おたより作成、パワーポイント

はじめに

大学などにおいて授業を行う際に、課題の設定は重要な要素である。設定された課題によって、受講者が興味を持ってその授業に望めることもあれば、その逆の場合もある。

幼稚園や保育園で子どもに携わる仕事を行う場合においても、情報技能（コンピュータに関する技能）は大変重要な位置を占めると考えられ、この観点から、幼稚園教諭や保育士などの保育者養成の場において、情報教育は重要な位置を占めている¹⁾²⁾³⁾⁴⁾。しかし、保育者を目指す学生の中には、情報機器の扱いに対して苦手意識を持っている学生も少なからず存在する。そこで情報関連の授業において、実践的な課題を設定することによって情報機器の扱いに興味を持ってもらい、将来のキャリアの一環として意欲的に取り組んでもらえるようにしようと試

みた。具体的には、幼稚園や保育園など保育関係の職場に就職した場合に必要になることが推測される保護者向けの「おたより」を作成することを課題として、これを作成する過程で、楽しく情報機器の扱いを学んでもらうように心掛けた。この際、保護者だけではなく子どもも一緒におたよりを見るという具体的な場面設定をして、学生の興味を引き出すようにし、本講座がキャリア形成の一環であるとの認識を学生自身が持てるよう工夫した。これによって、学生自身が意欲的に情報関連の授業に取り組めるようになることを目指す。

本稿では、本講座の位置づけや課題などについて具体的に説明する。

授業

1. 目標

本講座は、情報機器の扱いに苦手意識を持つ

¹ 新潟県立大学国際地域学部国際地域学科

* 責任著者 連絡先 : tkhara@unii.ac.jp

利益相反：なし

た学生であっても無理なく意欲的に学習することが可能で、保育者を目指す学生のキャリアパスとなることを目標とする。

2. 課題

本講座では、対象の学生に、自分が幼稚園や保育園などに就職した状況を想定させて、保護者向けに「おたより」を作成することを課題とする。その際、子どもも一緒に作成した「おたより」を見るという状況を設定し、子どもも楽しめるよう工夫することを求める。

3. 対象

想定する対象は、保育関係の学部に所属する学生であり、情報リテラシー教育にて、文書作成やプレゼンテーションなどの基礎的な知識を個別に修得した後に受講することを想定した(図1)。

4. 本講座の位置づけ

学習には教員が学生に系統的に知識を提供する系統学習とある課題について学生が今まで学習した知識を使って課題を解決する課題解決型学習がある。前者には、学生が受動的になりがちになるという短所がある一方、系統的に知識を得ることができるという長所があり、後者には学生が授業に積極的に参加できるという長所がある一方、知識不足の場合には課題解決が困難であるという短所がある。水野はこれを提示型と機能型とし、文献5)の中で、この2つをバランスよく配置することが必要であると述べている。

本講座では、まず情報リテラシーにて、系統的に各ソフトウェアの扱い方を学習し基本的な技能を習得した上で、情報リテラシーで学習した個別の技能を総合的に用いて学生が能動的に課題を解決するという学習の流れを考える(図1)。

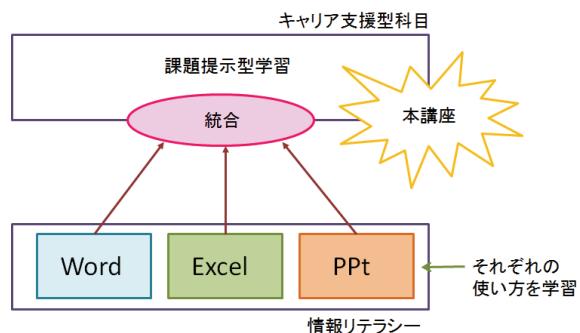


図1 本講座の位置づけ

つまり、本稿が対象とする講座は、系統学習での基本的な技能の上にのっとった課題解決型学習を目標としている。この際、学生が興味を持ち、かつ将来へのキャリアパスとなるような適切な課題を与える必要がある。このようにすることによって、単なる技能の修得ではなく、学習した個々の技能を学生自らが有機的に結び付け課題を解決し、学生の自主性や発想力を培うことができるものと考える。また自らの力で課題を解決することにより、学生は、情報技能の重要性を認識するだけではなく、キャリアに対して大きな自信をもつことができる考える。なお、本講座では、保育者を目指す学生のキャリアパスとなる課題として、「おたより」の作成を選択した。

5. 内容

学生は、入学直後に受講する情報リテラシー教育で、ワードやパワーポイントなど個別のソフトの使い方を学習するが、その必要性やキャリアへの活用方法についての理解が十分であるとは言えない。そこで、情報リテラシーの時間に学習した個別のソフトウェアの扱い方の知識を総合的に活用してキャリアに活かすために、各ソフトウェアを連携しながら作成でき、かつキャリアの一環にもなるような課題を設定し、課題解決型の講座を展開する。これによって、実践力を養う授業を思考する。具体的には、幼稚園や保育園などで発行されている「おたより」の作成を通じて、各ソフトウェア間の連携や使い方の工夫を学生自らが興味を持って行えるよう思考する。このようにすることによって、実際の仕事場を想定しながら課題に取り組むこと

ができるため、学生の意欲の向上が見込めるとともに、パワーポイントによってイラストなどの素材を作成し、ワードで作成している「おたより」に組み込むといった情報リテラシー教育で学んだ技能を総合的に結び付ける能力の養成も見込めるものと考えられる。

更に、新たに専用ソフトを学習するのではなく、使い慣れたパワーポイントを用いることにより、パソコンが苦手な学生でも、少ない抵抗感で課題に取り組めることが期待できる。加えて、大学に行かなければ使うことができない専用のソフトではなく、自らのパソコンにも入っているオフィスソフトのパワーポイントを用いることによって、自宅などでも使用することができ、復習することや発想が浮かんだときにすぐに作成に移ることが容易にできるものと考えられる。この手軽さにより、タイムリーに学生の意欲を引き出すことが期待できる。

以下、本講座の修得内容を技能とデザインという2つの側面から説明する。

(1) 技能面

本講座では、以下の2つの技能（ワード、パワーポイント）の修得を目指す。

①修得を目指すワードの技能

上記「おたより」の作成を課題とした場合、次の要素を具体的に考えながら作成してもらうことによって、実践力の向上を見込むことができる。

- ・分かりやすい文章
- ・見やすいフォント
- ・文字の大きさ
- ・見やすい色使い
- ・イラストの配置
- ・適切な図形の挿入
(吹き出しやタイトルの飾り付けなど)
- など

②修得を目指すパワーポイントの技能

本講座では、パワーポイントを発表用スライドの作成に用いるのではなく、イラスト作成のためのグラフィック機能と作成したイラストを検索するためのデータベース機能という2つの機能を修得する目的で用いる。

グラフィック機能

グラフィックソフトには、windowsに付随す

るペイントに代表されるペイント系のソフトとadobe社のIllustrator⁶⁾に代表されるドロー系のソフトがある。ペイント系ソフトは、いわゆる「お絵かきソフト」呼ばれるソフトウェアで、実際に絵の具で絵を描くように絵画などを簡単に描くことができるが、拡大時に曲線にギザが入ることや作成後の修正が難しいことが指摘されている。これに対して、ドロー系ソフトでは、図形を組み合わせて作品を作成するため、滑らかな曲線で図形を描くことができ、かつ作成後の修正が容易であることが特色であり、イラストなどの作成に向いているとされている。実際に、パンフレットやポスターなどに使われるイラストは、ドロー系ソフトで描かれることが多い。そこで、ドロー系ソフトでイラストを作成し、これをワードで作成している「おたより」に組み込むこととした。しかし、ドロー系の専用ソフトは高額で、購入が困難なため、ほとんどの学生が既に導入しているオフィスソフトの一部であるパワーポイントで、簡易的にドロー系ソフトの機能を体験してもらうことにした。ドロー系の専用ソフトには及ばないが、パワーポイントでも、基本的な部分はカバーでき、本格的なパンフレットやポスターなどを作成するのではなく、簡易的な用途で使用するのであれば、パワーポイントは、十分な機能を有していると考えられる。

また、パワーポイントを用いれば、作成したイラストをもとに、様々なバリエーションを容易に作成することもできる。例えば、図2のウサギの例では、両目を開いているものを基本として、少量の変更を加えるだけで片目をつぶりウインクをしているもの（図3）や驚いているもの（図4）など豊富なバリエーションを容易に作成し、用途に応じて使い分けることができる。



図2 パワーポイントで作成したイラスト1



図3 パワーポイントで作成したイラスト2



図4 パワーポイントで作成したイラスト3

データベース機能

またパワーポイントは、もともと発表用スライドを作成するために開発されたソフトであるため、スライドごとに個別にイラストを作成することによって、複数のイラストをデータベースとして蓄積し、検索することができる（図5、図6）。このようにすることによって、作成したイラストを用途に応じて容易に見出し、使用することができる。これは、ドロー系の専用グラフィックソフトにはない、パワーポイント独自の機能を用いた便利な使い方と言える。

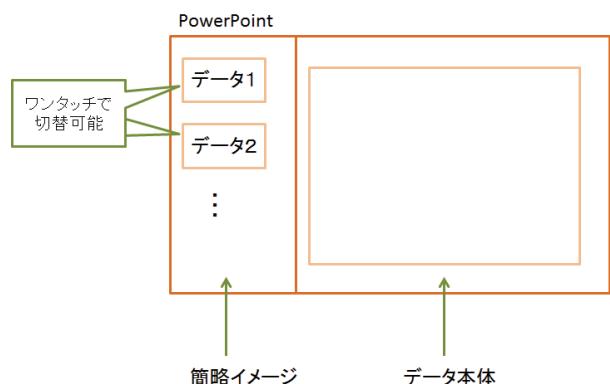


図5 パワーポイントをデータベースとして活用するイメージ図

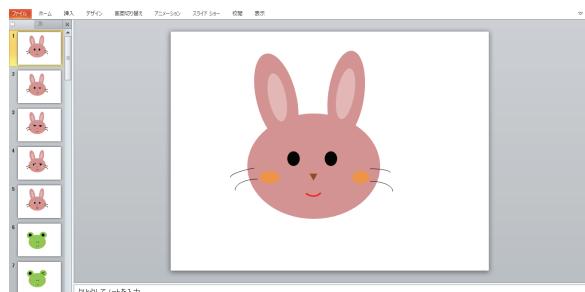


図6 パワーポイントをデータベースとして活用した例

このような使い方をすることによって、今まで自分が作成したイラストや同じイラストの色違いなどを比較検討することができ、色使いなどについても合わせて学習することができると考えられる。

③ワードとパワーポイントを連携させる技能

パワーポイントで作成したイラストは、適宜ワードに貼り付ける。この際、パワーポイントのイラストを選択し、コピーするが、そのままワードに貼り付けると、貼り付け後にイラストの大きさを変える時などに、各部のバランスが崩れるなどの支障が出る場合がある。そこで、パワーポイントにてコピーしたものを一旦ペイントに貼り付け、それを改めてコピーし直して、ワードに貼り付けることによって使い勝手のよい画像となる。

以下にその手順を示す（図7）。

①PowerPointでのイラストの作成

- ②ワードに貼り付ける部分の範囲指定
- ③PowerPoint 上でのコピー
- ④ペイントに切り替え後、③でコピーしたイラストのペイント上での貼り付け
- ⑤ペイントに貼り付けたイラストをワードに貼り付けるための範囲指定
- ⑥ペイント上でのコピー
- ⑦ワードに切り替え後、ワード上での貼り付け
適宜、このようなテクニックを体験し、学習することによって、実践力を養う。

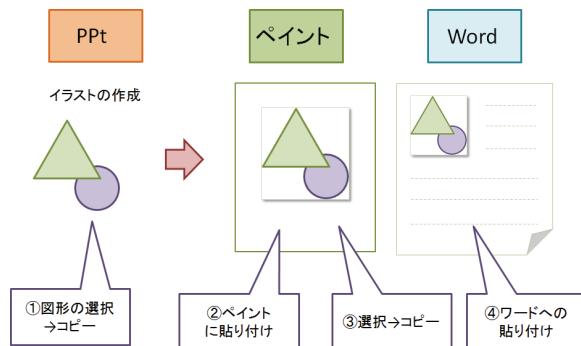


図 7 パワーポイントとワードの連携イメージ

(2) デザイン面

本講座では、技能面だけではなく、対象に分かりやすく伝えるための様々な工夫についても体験的に学習することを目指す（図 8）。



図 8 学生が作成したおたより

具体的には、全体の背景や読みやすいフォント、文字の大きさ、全体の色使い、イラストの選択及び配置などである。演習を通じてこれらを総合的に学習することによって、課題である「おたより」だけではなく、各種案内など状況に応じた適切な文書を作成することができるようになり、卒業後のキャリアに繋がる実践的な実力を培うことができるものと考えられる。

結果

本講座に協力し、作品を作成した学生から感想を得たところ、概ね良好であった。

考察

今回は、「おたより」の中でも発表会のお知らせを目的とした「おたより」をテーマとした。作成にあたり、いくつものイラストを作成し、その中から適切なイラストを選択して使用したが、パワーポイント上で、複数のイラストをデータベースとして蓄積しているため、今後別の「おたより」を作成する場合だけでなく様々な場面で適切なイラストを選択して、使用することができるものと考えられる。今回協力してくれた学生の場合、自らが作成した複数のイラストを、適宜見比べながら、発表会のおたよりに適切なイラストを選択する様子が見られた。

実際の保育の場でも、時間があるときに、適宜イラストを作成し、それを蓄積しておき、必要なときに必要なものを使用するということができると考えられる。また、過去に使用したイラスト一覧の中から選択することも容易に行うことができる。つまり、イラストなどのグラフィックデータに関しての蓄積及び選択を行うのに、パワーポイントは有効なソフトウェアであると考えられる。スライドの作成というパワーポイント本来の使い方以外にも、使い方を工夫することによって、上記のような有効な活用方法があるということを、学生自らが実践の中から見出すのを促すことが重要であると考えられる。

結語

本稿では、幼稚園教諭や保育士など保育者を目指す学生に対して、情報に関する技能の重要性を理解し、自らのキャリアに役立てることができる授業について、適切な課題の提供という側面から提案及び考察を行った。具体的には、保育の場において必要となることが予測される保護者向けの「おたより」に注目し、その作成を課題とすることによって、保育者にとっての情報技能修得の有効性を示すことを思考した。今回は、発表会に関する「おたより」の作成をテーマに、パワーポイントやワードを連携させることによって、保護者にも子どもにも分かりやすい「おたより」の作成を目指した。その結果、協力してくれた学生は、パワーポイントを用いて、さまざまなイラストを作成し、その中から適切なイラストを選択し、「おたより」を作成することができた。また、パワーポイントで作成したイラストをデータベースとして蓄積して、今後の「おたより」などに活かすことができ、この点においてパワーポイントは大変優れたソフトウェアであるということも合わせて示すことができた。

今後、更に実践を進め、本講座に対する課題などを把握し、それを解決することによって、より良い授業になるよう努力して行く予定である。

謝辞

本稿の執筆にあたり、「おたより」やイラストの作成などに、協力して頂いた学生に、この場を借りて感謝の意を表します。

注：本稿において掲載した学生の作品は、情報機器の扱いが苦手であるという学生の内、研究の主旨を説明し、協力を得た学生の作品であり、論文掲載などに関する許可を予め得ている。

文献

- 1) 松山由美子. 保育者養成課程の短期大学生における保育にコンピュータを用いることに対する認知：保育観および情報機器に対する適応との関連からの検討. 鎌倉女子大学紀要 2002; 9: 77-86.
- 2) 松山由美子. 保育者養成短期大学における情報教育カリキュラム(4). 名古屋柳城短期大学研究紀要 2003; 25: 113-128.
- 3) 松山由美子. 保育者養成短期大学における情報教育(5). 日本保育学会大会発表論文集 2004; 57: 216-217.
- 4) 塚田慶一、増澤文徳. 幼児教育での情報教育の役割とその展開－保育者を目指す学生の情報機器への取り組みと意識の変化について－. 日本教育情報学会年会論文集 2006; 22: 298-299.
- 5) 水野積成. 情報教育と情報技術. 名古屋外国語大学現代国際学部紀要 2011; 7: 257-285.
- 6) Adobe. Illustrator CC 無償ダウンロード グラフィックデザイン体験版. <http://www.adobe.com/jp/products/illustrator.html> (参照 2016年10月24日).

参考資料

- ・阿部正平、阿部和子、二宮裕子. 保育者のためのパソコン講座 Windows7 Office2007/2010/2013 対応版. 東京：法文書林、2014.
- ・文部科学省. 幼稚園教育要領（平成20年）. http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youyou/you/ (参照 2016年10月21日)

第7回 新潟人間生活学会

講演要旨集

平成 28 年 7 月 24 日(日)
於 新潟県立大学

新潟人間生活学会 第7回大会 プログラム

第1部 ポスターセッション (12時30分～13時30分 4101講義室前フロア)

12時30分～13時：コアタイム 13時～13時30分：ポスター賞投票

1. 実習受け入れ施設から聞く保育者養成についての一考察

戸川 俊（新潟こども医療専門学校）

2. 小学校の学級担任による給食時間の取り組みと残菜量・残菜に対する態度

○小島唯（健康栄養学科） 備本梨加（お茶の水女子大学）

福岡景奈（お茶の水女子大学大学院） 赤松利恵（お茶の水女子大学）

3. 佐渡における欧米人観光客向けの観光コースに関する一考察

○小嶋寧々（国際地域学科4年） 高原尚志（国際地域学科）

4. 国立大学の校章における色と地域性の関係

○塚本麻奈（国際地域学科4年） 高原尚志（国際地域学科）

5. 低所得世帯の子どもへの学習支援に関する研究－利用する中学生のアンケート調査から－

○小澤薰（子ども学科） 小池由佳（子ども学科）

6. スーパー食育スクール事業における食育の評価について－報告書分析による質的検討－

細田耕平（健康栄養学科）

7. 2型糖尿病患者の食事療法に関する家族支援の実態

○鶴田恵（健康栄養学科3期生） 木田早紀（健康栄養学科3期生） 小野康子（新潟万代病院）

堀川千嘉（健康栄養学科） 渡辺田美子（新潟万代病院） 山谷恵一（新潟万代病院）

金胎芳子（健康栄養学科）

8. 生活習慣病の予防や進展防止に時間栄養学からみた効果的な食事摂取方法の検討

○佐藤樹梨（埼玉医科大学川越医療センター栄養部） 金胎芳子（健康栄養学科）

9. 少子地域における子育て支援サービスに対する考察－子育てに関するニーズ分析から－

○小池由佳（子ども学科） 角張慶子（子ども学科） 斎藤裕（子ども学科）

10. 少子地域における子育て支援のあり方について－支援につながる要因・支援につながることを妨げる要因の検討を中心－

○角張慶子（子ども学科） 小池由佳（子ども学科） 斎藤裕（子ども学科）

第2部 企画セッション（14時～16時 4101 講義室）

司会 健康栄養学科教授 村山伸子

学長挨拶

人間生活学部長 田邊直仁

シンポジウム

テーマ：にいがた新品種作物の魅力とその未来

<コーディネーター>

小田切 文朗氏（新潟県立大学非常勤講師「新潟県の農産物と食品加工」科目担当
元新潟県農業総合研究所基盤研究部長）

立山 千草（新潟県立大学人間生活学部健康栄養学科・教授）

米をはじめとした穀物や野菜は私たちの食生活に欠くことはできません。望ましい食生活を送る上で必要な農産物について理解を深めるために新潟県で育成される品種の現状に注目したいと思います。農産物には多様な品種が必要とされています。なぜなのでしょう。それは、まず、栽培される地域や時期に応じた気候・土壤条件に最も適した品種が求められているからです。また、時代の流れに沿って、味、形、大きさ、貯蔵性、機能性、作りやすさなどといったわたしたちが農産物に求めるニーズに応じたさまざまな特性を付与した多様な品種についての対応についても求められているからです。近年、育成品種された水稻「新之助」、えだまめ「新潟系14号」、日本なし「新美月、新王」の開発秘話を通じて、にいがた農作物の魅力と新食材としての可能性について探ります。

<話題提供者>

・新潟の新しい米「新之助」

参事・育種科長 石崎 和彦先生（新潟県農業総合研究所・作物研究センター）

・えだまめ早生茶豆品種「新潟系14号」

主任研究員 佐藤 淳先生（新潟県農業総合研究所・園芸研究センター）

・人工授粉が不要でおいしい日本なし新品種「新美月」、「新王」

専門研究員 松本 辰也先生（新潟県農業総合研究所・園芸研究センター）

ポスター賞発表・贈呈

人間生活学部長 田邊直仁

受賞者 佐藤 樹梨

閉会の挨拶

健康栄養学科学科長 村山伸子

第1部 ポスターセッション

実習受け入れ施設から聞く保育者養成についての一考察

○戸川 俊

新潟こども医療専門学校

【目的】

平成 27 年度全国保育士養成セミナーでは、「多様な学生への支援」として目的意識の希薄化、学習意欲の低下等が多くみられる学生が入学し、学生指導に各養成校の教員が苦慮している現実があると提言されている。その背景がある中、養成校は専門的な保育分野の学びだけではなく、掃除の仕方、挨拶の仕方など生活面に関する、基本的資質の向上を目的とした指導を高等教育機関でも求められている。その背景の中、本研究は、保育士や幼稚園教諭、施設職員など実習受け入れ施設が求める実習生像に関する調査をまとめ、保育者養成校が目指す保育者養成について考察していきたい。

【方法】

実施方法は、筆者が実習巡回を行った際に各施設長に調査の趣旨を伝え、返信用封筒を用意し回収した。集計は単純集計を行い、自由記載の部分それぞれカテゴリー別に分け、集計を行った。なお、保育園で保育士を対象としたアンケート調査は平成 25 年に公立・私立保育所 28 個所、260 名の回答があり、回収率は 72% であった。また平成 26 年に 公立・私立幼稚園 14 箇所、95 名の回答があり、回収率は 70% であった。そして、平成 26 年に保育実習として行っている障害者施設等 11 箇所、85 名の施設職員の方から回答があり、回収率は 77% であった。質問事項には、「事前に学んでほしいこと」、「実習生に望む資質」、「実習生について感じること」について調査を行った。上記 2 項目は設定した項目から選択し回答し、「実習生について感じること」については自由記載とした。

【結果・考察】

保育士、幼稚園教諭を対象とした調査で、「実習生に事前に学んでほしいこと」として、上位に挙がったのは、保育士は、「手遊び 39%、ごっこ遊び 16%、伝統遊び 14%」、幼稚園教諭は「手遊び 33%、ごっこ遊び 20%、運動遊び 15%」であった。また、施設職員は、「支援方法について(18.5%)、施設の種類 17.5%、レクリエーション 14.5%」であった。施設職員に対しての調査では、乳児院、児童養護施設、入所施設、就労支援 B 型等多岐にわたった種別の施設で調査をおこなっているため、差のない回答が見られたのではないだろうか。次に保育士、幼稚園教諭、施設職員に共通した質問事項として、「実習生に望む資質」であるが、保育士は「積極性 31%、明るさ 28%、素直さ 24%」であった。幼稚園教諭は「積極性 33%、熱心さ 27%、明るさ 23%」であった。施設職員は「熱心さ 28%、積極性 24%、素直さ 19%」であった。また、「実習生について感じること」については、「失敗を恐れない」、「子どもを理解しようとする気持ち」、「常に疑問を持って実習に臨む」など意見がある中で「提出期限を守る等一般的な常識を身に付けてほしい」、「質問があまりない、受け身な学生が増えた」等、一般常識や基本的資質についての意見も回答されていた。以上のことから保育所、幼稚園での実習では手遊びやごっこ遊びなど手軽に子どもと関われる学びを必要とされていることから柔軟性、融通性の向上が必要だと考えられる。また施設での実習の際は、支援方法、施設の種類など幅広い社会的養護に関する知識を指導することが大切だと考えられる。そして、どの実習施設でも意見のある基本的資質の向上は保育者養成に限らず社会人を養成する上で必要な指導ではないかと考えられる。

小学校の学級担任による給食時間の取り組みと残菜量・残菜に対する態度

○小島唯^{1,2}、備本梨加³、福岡景奈²、赤松利恵⁴

¹健康栄養学科、²お茶の水女子大学大学院、³元お茶の水女子大学、⁴お茶の水女子大学

【目的】

給食時間に行われる「給食指導」は、学級担任が主な担い手となり、年間を通して計画的、継続的に食に関する指導を行うことができる時間である。食に関する指導は、学年別に目標を設定することが求められているが、給食指導について学年別の指導内容は定められていない。本研究は、発達段階に応じた給食指導の実現に向けて、小学校の学年別に、学級担任が給食時間に行っており取り組みと残菜量、残菜の要因に対する態度のうち「担任の働きかけ」との関連を検討することを目的とした。

【方法】

2014年7月、埼玉県T市と東京都K区の小学校に勤務する学級担任を対象として横断的自己記入式質問紙調査を実施した。そのうち、属性、給食時間に行っている取り組み24項目、学級全体の残菜量、給食の残菜要因に対する態度として「担任の働きかけ」の項目のデータを用いた。学級担任の担当学年を低・中・高の3学年に分類し、学年別に取り組みと残菜量、態度との関連をt検定、 χ^2 検定を用いて検討した。

【結果】

565人(回収率87.4%)から回答を得た。特別支援学級の担任等を除外し、531人を解析対象者とした(適格率94.0%)。対象者の属性は、男性が174人(34.3%)、年齢は20歳代の者が175人(33.8%)で最も多かった。給食時間の取り組みの平均個数は、低学年で17.7(標準偏差2.78)個、中学年で17.0(標準偏差3.05)個、高学年で16.3(標準偏差2.87)個であった($p<0.001$)。学級の残菜有無による給食時間の取り組みの平均個数は、高学年で、「残菜あり」群15.8個、「残菜なし」群16.9個であった($p=0.012$)。高学年で残菜有無により、取り組みの実施有無に差がみられた項目は、「今日の給食内容に関する話をする($p<0.001$)」等8項目であった。残菜に対する態度と学級全体の残菜量では、高学年で、「学級担任の働きかけが、残菜量に関係する」と「思う」群で、「残菜あり」群73人(75.3%)、「残菜なし」群73人(92.4%)であった($p=0.003$)。

【結語】

高学年において、学級担任による給食時間の取り組みの個数は残菜なしの群で多く、各取り組みの実施有無にも差がみられた。

佐渡における欧米人観光客向けの観光コースに関する一考察

○小嶋寧々¹、高原尚志²

¹国際地域学科（4年）、²国際地域学科

【目的】

佐渡は、金銀山が世界遺産の暫定リストに登録され、多くの自然がジオパークとして指定される等、観光に関する多くの可能性を有している。今後世界遺産への登録が実現すれば、多くの観光客が海外から佐渡を訪れることが予想される。しかし、パンフレットや観光案内等の中には、英文のものがない場合がある。また、英文であっても和文のものを英訳しただけである場合が多く、受け入れ態勢が十分整っているとは言えない。そこで本研究では、欧米からの観光客に焦点を当て、欧米人に適した観光コースを開発した。その方法について本稿にて報告する。

【方法】

本研究は、以下の手順で行った。

(1) マイクロブログ等の分析

… SNS の書き込みや観光サイトのレビュー、関連ブログの分析。

(2) 現地への訪問①

…上記の分析の現地での確認。資料収集。

(3) 現地訪問のまとめ

…良かった点や改善点などのまとめ。

(4) 観光コースの設定

…上記のまとめを使った観光コースの設定。

(5) 対象者による評価

…英語ネイティブの教員らによる評価。

(6) 設定した観光コースの改善

…上記の評価を元に設定した観光コースの改善。

(7) 現地への訪問②

…作成した観光コースの現地での（最終）確認。

【結果】

SNS の書き込みや観光サイトのレビューなどを分析した結果、佐渡では欧米人も日本人と同様の場所を訪れているということが分かった。著者らが現地を訪れた結果、要因として、欧米人向けの観光資料が少なく、情報が少ないため代表的な観光スポット以外を訪れることができないのではないかということが推測される。日本人向けの観光資料は大変充実しているので、これを欧米人向けにアレンジすれば、更なる観光客の増加に繋がるものと考えられる。そこで、独自に1泊2日の観光コースを開発した。1日目は佐渡金銀山を中心に巡り、2日目は砂金採りや陶芸等の体験ができるものと、お寺や町並み等佐渡の伝統的な風景を楽しむことができるものの2つのコースをオプションで選択できるようにした。

【結語】

欧米人が書いたマイクロブログ等を分析し、その結果を確認するため現地を訪れ、分析結果に対する要因を考察した。その結果、欧米人向けの観光資料の充実を図る必要があるということが分かり、観光コースを開発した。今後、開発した観光コースについて、英語ネイティブの教員らの評価を得て、欧米人向けの観光資料の充実を図る予定である。

国立大学の校章における色と地域性の関係

○塚本麻奈¹、高原尚志²

¹国際地域学科（4年）、²国際地域学科

【目的】

大学の校章やロゴマークには、様々なものがあり、どれも意味を持っている。形だけではなく、使われている色にも意味を持たせている大学も少なくない。その中でも国立大学は、各都道府県に少なくとも1校は存在し、地域の代表としての性格が強い。そこで本研究では、大学の中でも国立大学に注目し、校章の色と国立大学がある地域との関係を明らかにするよう試みた。

【方法】

本研究では、以下の手順で上記の目的を達成するよう試みた。

- (1) すべての国立大学の校章の色を一覧表にする
- (2) 色ごとに白地図を彩色する
- (3) (2) の地図を用いて、色の地域性を考察する

【結果】

上記の結果、国立大学の校章のテーマカラーは、緑、青、黄、紫、赤の5系統に集約されることがわかった。国立大学全82校の内、校章のテーマカラーが緑系である大学は32校、青系である大学は27校、黄色系である大学は6校、紫系である大学も6校、赤系である大学は5校であった（重複やどの色とも判断できない校章があるため、左記の合計は82校にはなっていない）。割合でいうと、緑系が約39%、青系が約33%、黄色系と紫系が約7%、赤系は約6%であった。地域性という観点から分析すると、全国的に緑系を採用する大学が多い中、青系と黄色系は西日本に多く、紫系は東日本に多いという傾向があった。赤系には特に地域性はみられなかった。また、緑系は内陸の大学が多く採用していたのに対して、青系は海や大きな湖など水に関連した地域の大学が採用する傾向がみられた。地域性とは異なるが、「緑」は若さを表す色であるため、多くの大学の校章に使われているものと考えられる。特に、黄緑色を用いている場合はその傾向が強く、校章の説明にもそのような記述がある場合がみられる。また、緑の校章を採用している大学の中には、豊かな自然を表しているという説明を付すところもあった。紫系と黄色系の校章を採用している大学の中には、特産物の色を表していると説明をしている大学も見られた。

【結語】

大学の校章の色に注目し、地域性との関連を示した。その結果、大学の校章に使われている色は緑系と青系が多く、緑系は内陸の大学、青系は海や湖など水に関連した地域の大学が採用する傾向にあった。また、黄色系、紫系、赤系の校章を採用している大学は、その数は少ないが、黄色系の校章は西日本の大学が採用することが多く、紫系の校章は東日本の大学が採用することが多いのに対して、赤系の校章を採用している大学には、特に地域性は見られなかった。今後、地域性だけでなく色の持つ意味と校章との関連についても明らかにする予定である。

低所得世帯の子どもへの学習支援に関する研究 -利用する中学生のアンケート調査から-

○小澤薰¹、小池由佳¹

¹子ども学科

【目的】

低所得世帯の子どもを対象とした学習支援のとりくみは、全国で広がっている。新潟市では、2010年から活動が開始し、福祉事務所、大学、社会福祉協議会が連携して事業運営し、地域の大学生、地域住民が中学生と直接的な関わりをしてきた。学習支援の場は、子どもにとって居場所となり、学習習慣定着の場となることを目的としている。この場が中学生にとって有意義であるかどうか、常に確認が必要である。本研究では、学習支援に登録・参加をした中学生を対象としたアンケート調査から分析を行い、よりよい学習支援のあり方について検討することを目的としている。

【方法】

新潟市における学習習慣支援事業（以下、学習支援という）に登録・参加をした中学生に対して、事業開始の2010年度から毎年、年度末にアンケートを実施している（直接・郵送）。2010年度から2015年度の6年間で延べ147人から回答を得られた。調査票の配布総数は277部で、有効回答数は53.1%であった。

調査結果の分析の視点としては、「勉強会に対する満足度」「勉強会における集中度」「サポーターとのかかわり」について、勉強会への参加状況、学年から検証を行った。回答時点での学年は、「中学3年生」44.2%、「中学2年生」27.1%、「中学1年生」24.8%であった。学習支援の場への参加状況は、「ほぼ休まず参加」59.4%、「月2回程度」23.4%、「月1回程度」6.3%、「月1回以下」7.8%であった。

【結果】

(1) 学習支援の場の満足度

「50%以下」6.8%、「51~80%」50.3%、「81%以上」41.5%であった。満足度の平均値をみると、学年では1年生79.8%、2年生79.3%、3年生87.1%で、3年生の満足度が高かった。参加状況では、「ほぼ休まず参加」87.9%、「月2回程度」85.7%、「月1回程度」70.0%、「月1回以下」46.3%で、参加が多いほど満足度が高かった。

(2) 会場で力を入れた勉強の内容

「テスト勉強」32.0%、「宿題」26.7%、「受験勉強」22.7%、「授業の予習復習」13.3%であった。1年生は「宿題」と「テスト勉強」がともに4割を占め、2年生は「宿題」が一番高い(44.4%)、3年生は「受験勉強」44.4%、「テスト勉強」30.6%であった。1~2年生は「宿題」、3年生は「受験勉強」を取り組んでいた。

(3) 「勉強会での集中力」について

「集中力が続かないことがある」かどうかについての質問に対して、「ある」10.7%、「時々ある」37.3%、「あまりない」28.0%、「ない」21.3%であった。これを便宜的に「集中力が続かないことがある」と「集中できる」の2つに分けて傾向をみた。参加が少ないほど集中力が続かない回答が高いが、よく参加をしていても半数以上は集中力が続かないことがあると回答している。学年別にみると、「集中力が続かない」は1年生53.4%、2年生58.6%、3年生21.4%で、特に2年生は、参加をしていても集中が続かない様子がわかる。

(4) サポーターとのかかわり

サポーターの教え方がわかりやすかった、サポーターとの会話に悩むことがなかったという回答で、満足度が高かった。学年別にみると、教え方がわかりにくいという回答(そう思う+ややそう思うの合計)は1年生23.6%、2年生12.9%、3年生7.1%であった。会話に悩んだについては、1~2年生は3割強、3年生は2割弱であった。

【考察】

1~2年生と3年生では、学習への姿勢、参加への意欲に違いがみられた。学習支援の場では、3年生は受験勉強、1~2年生は宿題に取り組んでおり、日常的な学習習慣の定着よりも、喫緊の課題対応が中心となっていた。また、サポーターのかかわりが、中学生の参加意欲に影響をしており、中学生と直接かかわるサポーターの働きかけについて、サポーターとともに検討していくことが今後の課題である。

スーパー食育スクール事業における食育の評価について —報告書分析による質的検討—

○ 細田耕平¹

¹ 健康栄養学科

【目的】

近年、国民の食生活環境の変化を背景に、一人ひとりが生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むために食育を推進することが課題となっている。2005 年に食育基本法ならびに栄養教諭制度が施行されるとともに、2008 年には学習指導要領ならびに学校給食法の改訂が行われ、「学校における食育推進」が明記された。このように、食に関する指導が推進されており、全国で様々な取り組みが行われているものの、学校で食育に取り組む際の目標設定や評価方法については、具体的な取り決めは少なく、各学校の判断に任されている部分が大きい。そこで、本研究では「科学的データに基づいて検証を行うこと」を目的として取り組まれている、スーパー食育スクール事業の結果報告書を対象に、記載されている評価関連事項に焦点を絞った内容分析を行い、学校における食育の評価に関する現状を把握し、より効果的な食育推進のための基礎資料を得ることを目的とした。

【方法】

分析対象：平成 26 年度の『スーパー食育スクール事業結果報告書(以下『報告書』)』33 件に記載された評価指標および評価方法の記載内容。分析方法：『報告書』を確認し、評価指標については『食に関する指導の手引』に例示のある項目を含めた 17 項目、評価方法については KJ 法を用いて独自に設定した 10 項目についての該当状況を分類した。

【結果】

評価指標については、生活習慣(朝食摂取、睡眠時間 等)に関する調査結果(75.8%)健康状態(肥満の改善など)(45.5%)、その他(42.4%)、体力・運動能力の向上・改善(39.4%)、学力・学習状況の向上・改善(36.4%)の順で多かった。評価方法は、学校独自の質問紙(66.7%)、その他(66.7%)、各種検診・測定(身長・体重など)(54.5%)、食事調査(36.4%)、運動能力調査(33.3%)の順で多かった。

【結語】

今回の調査において、スーパー食育スクールにおける目標設定と評価の実態を質的に検討したところ、目標設定については生活習慣や健康状態、体力、学力などの項目が多く、評価方法については学校独自の質問紙や各種検診・測定、食事調査、運動能力調査の項目が多かった。『食に関する指導の手引』には、目標設定について生活習慣以外の項目は例示されておらず、また、評価方法についても具体的な例示がないことから、評価の水準を一定以上に保つためにも、今後は指導実態に即した目標設定とそれに対応した評価方法を検討していく必要性が示唆された。

2型糖尿病患者の食事療法に関する家族支援の実態

鶴田恵¹、木田早紀¹、小野康子²、堀川千嘉³、渡辺田美子²、山谷恵一²、○金胎芳子³

¹健康栄養学科 3期生、²新潟万代病院、³健康栄養学科

【目的】

2型糖尿病には、周囲の支援が必要とされ、中でも家族からの支援は重要である。そこで、食事療法に関する家族支援の実態を検討することとした。

【方法】

対象者は、外来通院する2型糖尿病患者とその家族それぞれ43人とし、患者に「食物摂取頻度調査」、両者に「食事療法の支援状況調査」を実施し、患者には家族からの支援状況を、家族には患者への支援状況を質問した。血糖コントロール状況は、7%未満群、7%以上群の2群とし、患者-家族間の回答の一致性はカッパ係数(k)を用い、検討を行った。

【結果】

患者（男性28人、女性15人）の年齢は68.4±9.9歳で、罹病期間は11.9±7.8年、HbA1c値は7.3±1.0%、空腹時血糖値は132.4±28.3mg/dlであった。家族のうち93%は、患者の配偶者であった。食事療法の支援状況調査では、患者、家族側とともに食事療法の認識は7%以上群で「知っている」23人（88.5%）、「知らない」3人（11.5%）であり、「知っている」が多かった。食事療法の協力内容では、「栄養バランスのよい調理をする」と回答した人は、患者側で7%未満群5人（33.3%）、7%以上群14人（73.7%）、家族側で7%未満群7人（43.8%）、7%以上群18人（72.0%）と有意な差は認められなかつたが、7%以上群において多い傾向であった。「食べ過ぎを指摘する」と回答した人は患者側で7%未満群11人（73.3%）、7%以上群14人（56.0%）、家族側で7%未満群10人（62.5%）、7%以上群18人（66.7%）であり、両者において両群とも、他の項目より回答が多かった。また、「家族が栄養バランスのよい調理をする」と回答した患者19人のうち、家族16人（84.2%）は同様に「する」と回答し、患者-家族間の有意な認識の一致がみられた（k=0.46, p=0.003）。「家族がカロリーを調べる」、「家族が食事療法の情報を得る」、「家族が相談にのる」については、患者-家族間における認識の一致は見られなかつた（それぞれ、k=0.17, 0.14, 0.09, p=0.27, 0.31, 0.55）。

【結論】

本研究から食事療法に関する家族支援の実態が明らかとなり、HbA1c値が高い傾向にある患者は、家族が食事療法を認識し、調理の協力を得ていたことがわかつた。しかし、支援内容によっては必ずしも患者-家族間の回答が一致しないことも明らかとなり、患者と家族が一丸となった食事療法の推進が重要であると推察される。

生活習慣病の予防や進展防止に時間栄養学からみた効果的な食事摂取方法の検討

○佐藤 樹梨¹、金胎 芳子²

¹埼玉医科大学川越医療センター 栄養部、²新潟県立大学 健康栄養学科

【背景・目的】

生活習慣病の予防・進展防止は現代の日本の重要な健康問題の一つである。厚生労働省の食生活の指針には「一日の食事リズムから、健やかな生活リズムを」と示されている。この根拠には、生体リズムと栄養との関わりを研究し、人々の健康づくりに期待が寄せられている時間栄養学という学問分野が関係し、食生活に取り入れることが生活習慣病の予防・進展防止に役立つと考えた。

本研究では、現代の食生活の問題点についてまとめ、時間栄養学と生活習慣病の発症予防・進展防止のための食生活の検討を行う。

【方法】

時計遺伝子機構と食・運動・薬との関連について記載がある国内外の文献の検索・選定を行った。海外の文献ではヒット論文13件、国内では53件であった。本研究の目的に関連する8論文を引用文献とした。

【結果・考察】

- 1) 時計遺伝子の働きが乱れないよう、1日3食の規則正しい食事摂取を心がけることが、生活習慣病予防に役立つ。なかでも朝食の末梢時計遺伝子の位相のリセット効果は大きく、バランスの良い食事の摂取が位相の修正に効果的である。
- 2) 朝食欠食は①主時計遺伝子の防御反応により、心身の活動が抑制されること、②末梢時計遺伝子が主時計遺伝子とうまく同調できず、心身が活性化されないことなどの理由から、肥満の原因となる。朝日を浴びて、1~2時間以内の食事の摂取により、全身の時計遺伝子が上手く同調して活性化する。
- 3) 夕食開始時刻は深夜交代制勤務者の割合は年々増加している。食事時刻の乱れ、特に夜食の摂取は、肥満を招く。午後9時以降Bmal1が急増し、午後10時~午前2時の時間帯の夜食摂取は脂肪を蓄積しやすい。肥満の予防のためには、夜食は避けることが望ましい。体内時計の乱れは、夕食を分食することで軽減することができる。

【結語】

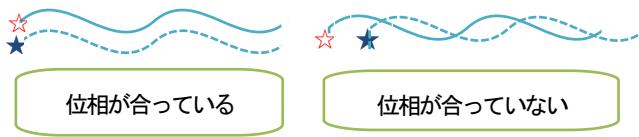
時計遺伝子が作るリズムを整え、1日3食の規則正しい食生活を送る(朝食摂取・遅い夕食や夜食を避ける)ことが、生活習慣病の予防と進展防止のために重要である。

*用語解説

位相…周期的な運動をする現象の一周期上の位置を示すもの。周期のスタート地点。

全身に存在する時計遺伝子の位相(スタート地点)がずれてしまうと、周期の波が揃わないため、体調が優れないなどの不調へつながる。

☆★ : 位相



同調…同じ周期を刻むこと。

リセット…概日リズムと日周リズムのずれを修正すること。

少子地域における子育て支援サービスに対する考察 — 子育てに関するニーズ分析から —

○小池由佳¹、角張慶子¹、斎藤裕¹

¹新潟県立大学 人間生活学部 子ども学科

【問題と目的】子育て支援サービスが多様化する今日、自らのニーズに合わせたサービス利用で支援につながる保護者が多いが、ニーズがあってもサービス利用につながらない保護者の存在が明らかになっている。筆者らはこの「支援へのつながりにくさ」について少子地域であることを一要因として調査研究を進めてきた。本発表では、少子地域で生じている子育てニーズを分析することで、支援につながることを可能とする子育て支援サービスのあり方について検討する。

【方法】調査対象：A町(人口規模 10,881 人(H22 国勢調査)、年間出生数 46 人(H26 住民基本台帳)、認可保育所 6 園、地域子育て支援拠点事業 1 実施、一時預かり事業 7 在住の 0~2 歳の児童がいる家庭(2015.4 現在)164 世帯 方法：郵送によるアンケート調査 調査期間：2015.8-10 回収結果：164 配布 94 回収 (回収率 57.8%) 発表する内容：①子育て支援サービス (相談の機会や場・親子交流の場・一時預かり・情報提供) の量に対する満足度 (十分な量がある・ほぼ十分な量がある・あまり十分な量とはいえない・まったく十分な量とはいえない・わからない) より選択②子育て支援サービス (ファミリーサポートセンター (FS)・家事援助・訪問支援・一本化した相談窓口) のニーズ (必要である・やや必要である・あまり必要ではない・まったく必要ではない・わからない) より選択

【結果】(1) 基本的属性：[回答者]母 66(70.2%) 母以外 28(29.7%) [居住地]中心市街地 46(48.9%) その他 47(50.0%) 無回答 1(1.1%) [子ど�数]1 人 45(47.9%) 2 人以上 49(52.1%) [家族構成]核家族 41(43.6%) 三世代家族等 53(56.4%) [父母の出身地]父：町内 71(75.5%) 母：町内 39(41.5%) (2) サービス量に対する満足度：[相談の機会や場] 満足群 19(20.2%) 不満足群 60(63.8%) わからない 14(15.1%) [親子交流の場] 満足群 21(22.3%) 不満足群 59(62.8%) わからない 12(13.0%) [一時預かり] 満足群 29(30.9%) 不満足群 48(51.1%) わからない 15(16.3%) [情報提供] 満足群 22(23.4%) 不満足群 63(67.0%) わからない 8(8.6%) 回答者別でみた結果、「親子交流の場」(df=1 $\chi^2=0.001$) 「一時預かり」(df=1 $\chi^2=0.04$) の 2 項目で、母は満足度が低いことがわかった。母のみのサービス利用状況からみた結果、「親子交流の場」(df=1 $\chi^2=0.009$) 「一時預かり」(df=1 $\chi^2=0.045$) の 2 項目において、不満足群の方が利用している結果となった。(3) 支援ニーズ[FS]ニーズ高群 21(22.3%) ニーズ低群 45(47.9%) わからない 28(29.8%) [家事援助]ニーズ高群 37(39.4%) ニーズ低群 51(54.3%) わからない 6(6.4%) [訪問支援]ニーズ高群 21(22.3%) ニーズ低群 58(61.9%) わからない 15(16.0%) [相談窓口] ニーズ高群 13(13.8%) ニーズ低群 55(58.5%) わからない 26(27.7%) 回答者別でみた結果「FS」(df=1 $\chi^2=0.037$) 「訪問支援」(df=1 $\chi^2=0.001$) 「相談窓口」(df=1 $\chi^2=0.008$) の 3 項目で、母以外のニーズが高いことがわかった。

【考察】サービス量の満足度と利用状況が関連する項目が生じており、ニーズがある層が不十分を感じながら利用している状況となっている。少子地域では限られたサービス量になることから、都市型とは違う工夫が求められる。また、回答者によって支援ニーズに差が生じる項目がある結果から、少子地域特有とも考えられるこの差を埋めることが支援へのつながりやすさに結びつく。家族間で生じていると思われる子育て支援ニーズの差を「見える化」することが解決方法の一つと言えるだろう。

少子地域における子育て支援のあり方について —支援につながる要因・支援につながることを妨げる要因の検討を中心に—

○角張 慶子¹、小池 由佳¹、斎藤 裕¹

¹新潟県立大学 人間生活学部 子ども学科

【問題と目的】

子育て支援の重要性についての認識の高まりとともに、地域における子育て支援サービスは充実しつつある。その中で、支援サービスは存在するけれど、必要としている人がそのサービスを使えないといった問題が存在している。支援者の立場からも、本当に使ってほしい人に支援サービスをどのように届けたらいいのかという問題意識が存在している。筆者らは「支援につながりにくい」要因を検討すべく調査を重ねている。本研究では、その地域が「少子地域であること」がそのつながりづらさの背景にあると考え、①中山間地②離島③市街地における人口減少地域の3自治体・地域を対象として調査を行った。本発表においては、①の中山間地の自治体で子育て中の人に対象として行ったインタビュー調査をもとに、支援につながるきっかけとなった要因および支援につながることを妨げる要因の分析を中心として検討する。

【方法】

(1) 調査対象：A町(人口10,881人：H22国勢調査、年間出生数46人：H26住民基本台帳)在住の0～2歳の子どもを子育て中の保護者12名 (2) 方法：面接法(1人につき30分～1時間程度) (3) 調査期間 2015年10月・11月 (4) 調査内容：各子育て支援サービス(地域子育て支援拠点事業・一時預かり・子育て相談)について①利用したことがあるかどうか(利用している場合)②利用しようと思ったきっかけ(なぜ利用したか)③具体的な利用状況④今後の利用について(利用していない場合)⑤ニーズが生じた場合の対応方法やサービスへのイメージ等 (5) 分析方法：インタビューで得たデータを逐語記録とし、それらを内容に応じて細分化する。その上で分析軸に基づき分類したのちに、類似のデータをカテゴリー化しラベルを付ける。

【結果と考察】

分析軸を「支援につながる要因(きっかけ)」「支援につながる要因(ニーズ)」「支援につながることを妨げる要因」とし分類した。あわせて「支援によりもたらされた事柄」「支援サービスにおける課題」についても検討を行った。結果、「支援につながる要因(きっかけ)」として「支援サービス提供者からの直接の情報提供」がいずれのサービスにおいても重要であるほか、距離や知り合いの利用の有無およびそのサービスがなじみの場所であるかどうかなどといったサービスに対するハードルを下げるような要因が存在することが利用につながるきっかけとして確認できた。また「支援につながる要因(ニーズ)」としては子ども・家族・自分自身と多岐にわたる背景が認められた。同居家族が多いことが子育てにおいて必ずしもプラスに作用するのみならず、支援ニーズとして存在する可能性も示唆された。また「支援につながることを妨げる要因」としては、不安や抵抗感といった利用に対する心理的なハードル、同居家族の理解の有無、などが認められた。加えて、雪や寒さといった自然環境などが要因としてあがったことは、本調査対象地域の特徴であるとも考えられる。

【全体的考察】

支援を提供する者は、積極的な情報提供とともに、利用者の不安や抵抗感を理解しそこに働きかける必要がある。また、利用者本人ではなく家族の理解が妨げとなったり子育ての困難感(支援ニーズ)につながったりする可能性も示唆されたため、それに対しての知識を持つつ、子育て世代だけではなく多世代に対して子育てや子育て支援について発信していく必要があると考えられる。

第2部 企画セッション

「にいがた新品種作物の魅力とその未来」

テーマ「にいがた新品種の作物の魅力とその未来」

米をはじめとした穀物や野菜は私たちの食生活に欠くことはできません。望ましい食生活を送る上で必要な農産物について理解を深めるために新潟県で育成される品種の現状に注目したいと思います。

農産物には多様な品種が必要とされています。なぜなのでしょう。それは、まず、栽培される地域や時期に応じた気候・土壤条件に最も適した品種が求められているからです。また、時代の流れに沿って、味、形、大きさ、貯蔵性、機能性、作りやすさなどといったわたしたちが農産物に求めるニーズに応じたさまざまな特性を付与した品種を求めているからです。

近年、育成された水稻「新之助」、えだまめ「新潟系14号」、日本なし「新美月、新王」の開発秘話を通じて、にいがた農作物の魅力と新食材としての可能性について探ります。

<コーディネーター>

小田切文朗（新潟県立大学非常勤講師「新潟県の農産物と食品加工」科目担当
元新潟県農業総合研究所基盤研究部長）

立山千草（新潟県立大学人間生活学部健康栄養学科・教授）

<話題提供者>

・新潟の新しい米「新之助」

参事・育種科長 石崎和彦（新潟県農業総合研究所・作物研究センター）

・えだまめ早生茶豆品種「新潟系14号」

主任研究員佐藤淳（新潟県農業総合研究所・園芸研究センター）

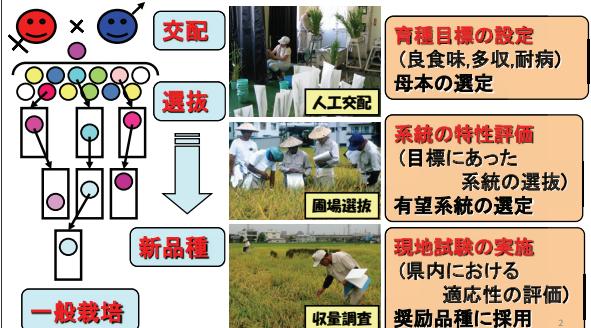
・人工授粉が不要でおいしい日本なし新品種「新美月」、「新王」

専門研究員松本辰也（新潟県農業総合研究所・園芸研究センター）

新潟の新しい米 「新之助」

新潟県作物研究センター
育種科 石崎 和彦

品種改良の手順



カタログ

うるち米

こしいぶき: 23千ha(19%)
早生、良食味、高品質

コシヒカリBL: 83千ha(69%)
いもち病に強いコシヒカリ

ゆきん子舞: 4千ha(3%)
転作あと水田、多収米

カタログ

酒米・糯米

こがねもち: 細長い稭、加工が容易

わたぼうし: 種が短く、栽培が容易、餅が白い

越淡麗: 40%以下の精米に耐える。
大吟醸酒の原料米

五百万石: レギュラー酒の原料米

カタログ

新形質米・しめ縄

新形質米: 高・低アミロ、香り、色、巨大胚

伊勢錦: しめ縄加工の原料

新之助

「新之助」の特性

食味は、甘さと粘りが特徴
コシヒカリとは異なるおいしさ

高温登熟性は、強～やや強
コシヒカリ: やや弱～弱

米は、大粒、千粒重23.6g
コシヒカリ: 22.3g

成熟期は、晩生
コシヒカリより1週間程度遅い

新之助 品種開発の手順

交配
世代促進
選抜
現地試験
収量調査
新品種

184の品種・系統で約500通りの交配
人工交配
温室や石垣島で世代を促進
20万株の個体から選抜育成
1株ずつおいしさを計測
高温耐性を評価

新之助 交配

温湯除雄
花切り
花粉採取
花粉かけ

新之助 世代促進栽培

石垣島で1年2作
温室で1年3作
新品種の開発期間を短縮するための技

新之助 苗は1本ずつ手植え

種まき
型つけ
手植え
育成ほ場

新之助 1株ずつ選ぶ

ほ場選抜
品質選抜
ご飯の輝きで選抜

品種改良の初期段階からご飯の輝きを指標にした食味選抜を実施

新之助 ご飯の輝きはおいしさのバロメーター

ご飯の輝き(味度値)
おいしさ(食味総合評価値)

$R^2 = 0.631$

「ご飯の輝き」と「おいしさ」は関係が深い

新之助 おいしい候補を探し出す



開発の中期段階では50台の炊飯器で輝くご飯を探索

よく輝くご飯は食べておいしさを評価

有望な候補は新品種の選定試験を実施

13

新之助 夏ばての強さを確かめる



ガラス温室で高温ストレスを与える

新品種候補は高温条件(27°C)で稔らせて玄米の外観を調査

玄米が透明ならば暑さに強く有望

玄米の中心、背、腹が白く濁れば暑さに弱く棄却

14

新之助 新品種の決定



現地の適応性を県内14カ所で調査

多様なパネラーでおいしさを確認

米穀店、料理人など専門家による食味評価

15

「新之助」の系譜

```

    新之助 ┌─────────┐
          └───┬───┘
          新潟75号 ┌───┐
                    └───┘
          北陸190号 ┌───┐
                    └───┘
          南海129号 ┌───┐
                    └───┘
          どまんなか ┌───┐
                    └───┘
          キヌヒカリ ┌───┐
                    └───┘
  
```

新之助 報道向けイベント 平成27年



5/13:田植え

7/21:施肥

8/24:名称発表

10/13:先行提供、静香庵

9/28:収刈り

16

新之助 ミラノ万博 平成27年



10/21:セレクション

10/22:ミラノ万博 日本館

10/22:オープニングセレモニー

10/22, 23:試食

17

新之助 プロモーション 平成28年



3/18:早稲田大学ラグビー蹴球部とパートナーシップ協定を締結

5/23:妙高市「新之助オーナー」田で田植え

18

新之助 まとめと今後の予定

約20万株の個体から、食味値が高く、高温でも食味・品質が優れた個体を選抜した。

大粒で、食味については甘さと粘りに特長があり、全体のバランスが優れるコシヒカリとは異なるおいしさを持つ。

成熟期(収穫時期)はコシヒカリより1週間程度遅い。

平成27年度中に品種登録の出願済み。

平成28年度中に栽培マニュアルを完成する。

平成29年度の一般販売に向けて、生産・販売体制の構築やブランド確立に取り組む。



19

NIIGATA PREFECTURE

えだまめ早生茶豆品種「新潟系14号」

新潟県農業総合研究所 園芸研究センター
主任研究員 佐藤 淳

育種の背景

- えだまめは本県の特徴的品目 ➡ 総務省家計調査で支出・消費日本一（新潟市）
- 初夏においしい茶豆がない ➡ 季節を通して収穫できるオリジナル品種が必要
- 東北各县でもえだまめ振興 ➡ このままでは新潟県のシェアが低下…

初夏においしい茶豆
えだまめ日本一を不動の地位に

さやまめ支出金額ランキング（平成25年～27年平均）

Location	Expenditure (thousands of yen)
全国	~2,000
新潟市	~7,500
東京都区	~4,000
横浜市	~3,800
秋田市	~3,500
千葉市	~3,200

えだまめの出荷時期

月別	7 上 中 下	8 上 中 下	9 上 中 下	10 上 中 下
市販早生品種	■			
「新品種」	■■■	■■■		
新潟茶豆 (新潟あま茶豆含む)		■■■	■■■	
市販中晩生品種			■■■	
市販晩生品種			■■■	

▶ 新潟県オリジナル品種 ▶ 茶豆を中心とした長期出荷体系の確立

えだまめの育種法

えだまめの花 分解後 めしへ
■ えだまめは閉花受粉 開花時には受粉が終わっている！

花粉は… 左:出ている 右:まだ

交配時刻
朝6時～10時頃まで

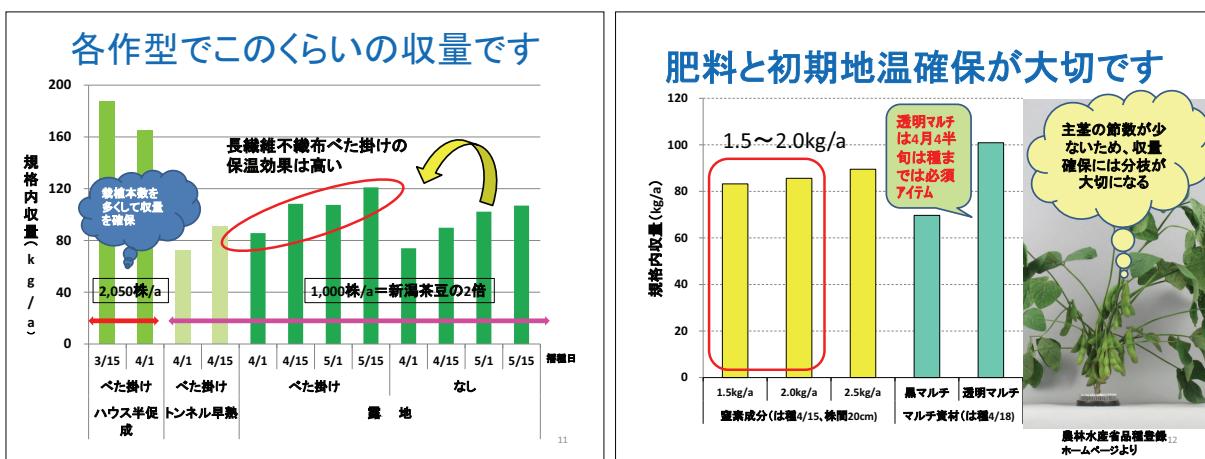
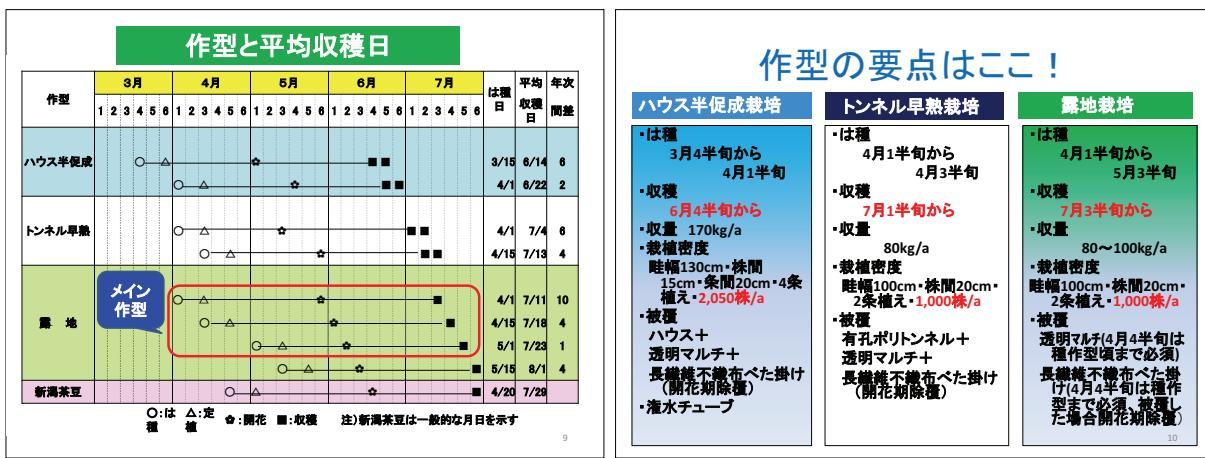
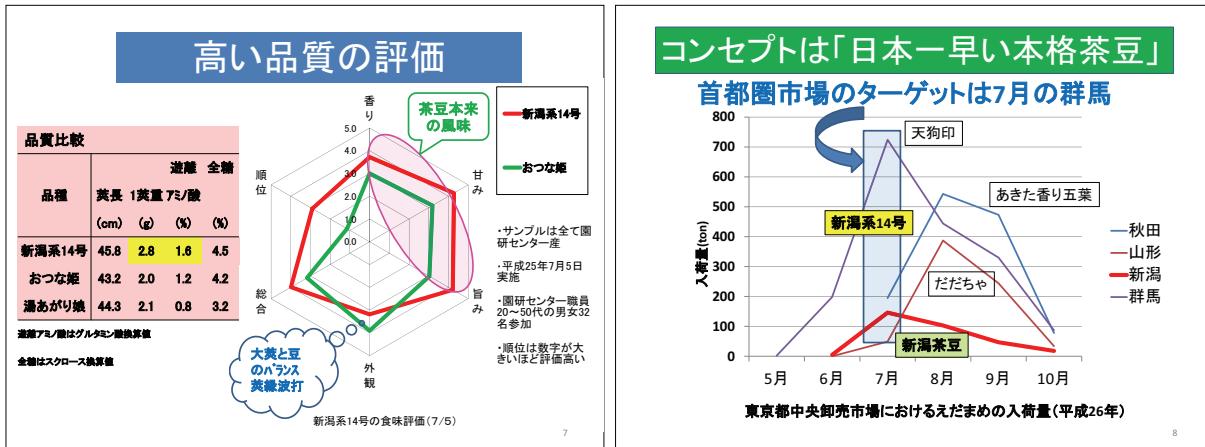
えだまめの育種法

■ 花を少しづつ分解し、柱頭（めしへの先）に花粉を付けます

おいしい早生茶豆「新潟系14号」

新潟系14号は
こんなえだまめです

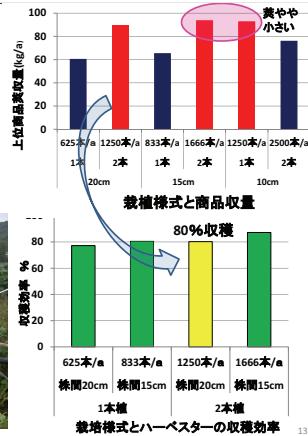
- 登録 平成25年3月品種登録（第22414号）
- 交配 「あおあじ」×園研選抜系茶豆
- 成果 平成24年普及技術
- 特徴 7月から収穫できる茶豆 大粒で香り良く、おいしい



ハーベスターで収穫するために 莢の位置を より高くする



ミツワ(株)ホームページより



おいしい早生茶豆「新潟系14号」

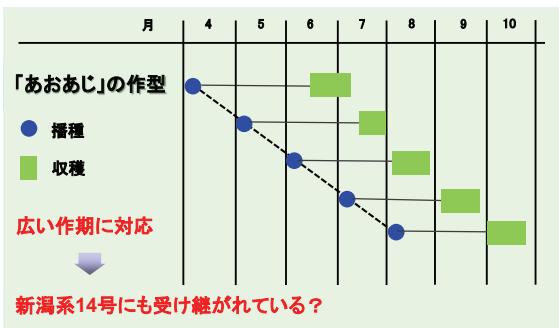


新潟系14号は こんなえだまめです

- 登録 平成25年3月品種登録（第22414号）
- 交配 「あおあじ」×園研選抜系茶豆
- 成果 平成24年普及技術
- 特徴 7月から収穫できる茶豆 大莢で香り良く、おいしい

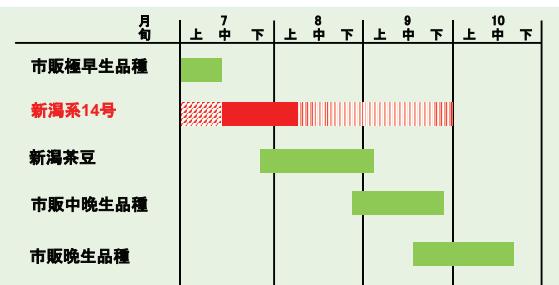
14

新潟系14号の今後の展開



15

新潟系14号の今後の展開



16

新潟系14号の今後の展開

現状

- 様々な品種でリレー出荷
- > 出荷予測が困難 ⇒ 供給・価格が不安定
- > 品種によって異なる栽培体系 ⇒ 機械化が困難
- > 県オリジナル品種以外 ⇒ 新潟らしさの欠如

今後

- 新潟系14号で7月から9月まで継続出荷
- > 全期間同一品種によるオール新潟安定生産
- > 強固な産地戦略の策定と新潟ブランドの一層の推進
- > 良食味えだまめを安定供給 ⇒ 輸出も視野に

17

人工受粉が不要でおいしい 日本なし新品種「新美月」「新王」



新美月 **新王**

新潟県農業総合研究所園芸研究センター
松本辰也

1. なしの品種について

新潟県で生産されている主な日本なしの品種

品種	果皮色	収穫時期				果重(g)	糖度(Brix%)	酸味(pH)	品種の特徴
		8月	9月	10月	11月				
幸水	赤	■■■■■				471	12.9	5.2	最も一般的な早生品種、甘い
豊水	赤	■■■■■				593	12.7	4.6	甘みと酸味、果肉障害(ミヅ症)
二十世紀	青	■■■■■				342	11.2	4.6	代表的な青なし、低糖度、黒斑病
あきづき	赤	■■■■■				548	12.8	4.7	近年生産が増えた新品種
新高	赤		■■■■■			816	13.3	4.8	大玉、甘いが肉質やや粗い
新興	赤		■■■■■			507	11.3	4.3	収穫遅く、貯蔵性ある、低糖度

品種による品質のちがい

- 外観: 果皮の色(赤なし、青なし)、大きさ(果重)
- 内部品質: 甘み(糖度)、酸味(pH)、肉質

1. なしの品種について

新潟は歴史ある産地（戦前は日本一の面積）
明治～昭和、新潟生まれの品種
：「晩三吉」「天の川」「新興」「新雪」等多数



「新興」原木 園芸研究センターに現存

2. 育種の背景

(1)流通、消費上の背景

総務省統計局家計調査より

生鮮果物	なし		産地	比率(%)	品目 比率(%)
	市	数量(kg)			
①盛岡市	100.7	①鳥取市	12.4	1 新潟 30.2	幸水なし 84.2
②長野市	99.5	②新潟市	9.4	2 和歌山 13.5	豊水なし 96.0
③新潟市	98.2	③山形市	8.5	3 フィリピン 11.8	新興なし 98.5

平成27年度新潟市市場統計年報より
新潟市中央卸売市場 日本なし取扱量のうち
果実取扱高順位表 県内産の比率

品目別都道府県庁所在市及び政令指定都市ランキング
(二人以上の世帯、年間購入数量、平成25～27年平均)

新潟の人は、なしをたくさん食べている。
県内産の早生～晩生のなしを多く購入している。

2. 育種の背景

(2)生産上の背景(品種構成)

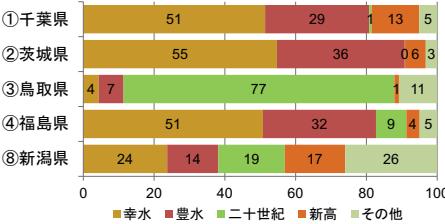


図 日本なし主産県の品種構成
果樹生産出荷統計(平成20年3月、農水省統計部)

地場の消費地を意識したバランスが取れた品種構成
一方で、産地を特徴づける品種がなく、価格低下
多様な品種を作りこなす栽培技術が残っている

2. 育種の背景

(2)生産上の背景(気象条件)

- 夏から秋の日照が多い（花芽分化期、成熟期）→栽培適地
- 4月頃、開花期までの天候が不安定→生産が不安定

開花期の人工受粉作業

- 4月下旬
- なしは自家不和合性で他品種の花粉を受粉しないと実がならない。
- 作業適期は開花期間の3日間で多大な労力を要する。
- 降雨や低温時は実施できない。
- 防除作業や水稻の主要作業とも競合する時期

着果が安定し、人工受粉の省力化が可能な品種への期待

2. 育種の背景

果樹産地(生産者)から県への強い要望

- ・高品質で県内消費者に喜ばれる品種。
- ・新潟の産地を特徴付けられる品種。
- ・病気に強い品種。
- ・収益性が高く、安定栽培できる品種。
- ・省力化が可能な品種。



1997年～ 日本なしの育種に着手

育種目標

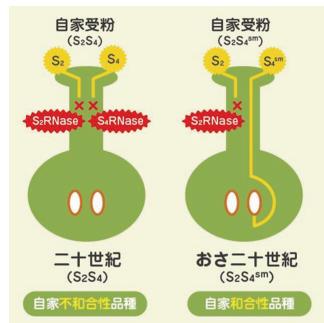
- ①黒斑病抵抗性
- ②自家和合性(人工受粉が不要)
- ③品質や収穫時期で既存品種に比べた優位性

3. 「新美月」「新王」の育成経過と特性

交雑年 1997年

交雑に用いた母本品種

種子親 「おさ二十世紀」 $S_2S_4^{sm}$
花粉親 「豊水」 S_3S_5



目標形質の出現頻度(理論値)

自家和合性個体

和合性×不和合性 25, 50, 100%

黒斑病抵抗性個体

抵抗性×抵抗性 100%

罹病性×抵抗性 50%

罹病性×罹病性 25%

人工受粉しなくても実がなる
「おさ二十世紀」を育種親として利用

3. 「新美月」「新王」の育成経過と特性

・育種ほ場の規模:

約20アール、約750個体の植栽が可能(2013年までに累計7395の種子を播種し、1831個体を定植、うち1552個体を淘汰)



3. 「新美月」「新王」の育成経過と特性

1997年 交雫「おさ二十世紀」×「豊水」

採種 173



1998年

播種 173→42個体(24%)



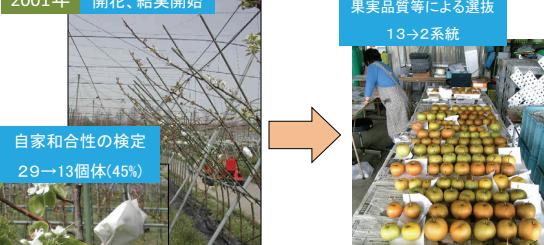
1999年

ほ場に定植 29個体

3. 「新美月」「新王」の育成経過と特性

2001年 開花、結実開始

自家和合性の検定
29→13個体(45%)



2001～2005年

果実品質等による選抜
13→2系統

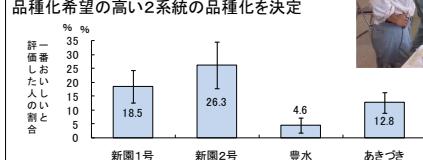
「新園1号」「新園2号」として選抜

ほか3系統を含む5系統の現地試験を県内5カ所で開始

3. 「新美月」「新王」の育成経過と特性

2009年

生産者、関係機関による品種検討会での評価
栽培性、果実品質について評価を実施
品種化希望の高い2系統の品種化を決定



新品種と既存品種の食味比較



2011年3月 品種登録申請

2013年3月 品種登録 「新美月」(第22541号) 「新王」(第22540号)

3. 「新美月」「新王」の育成経過と特性

開花・結実特性



3. 「新美月」「新王」の育成経過と特性

収穫時期

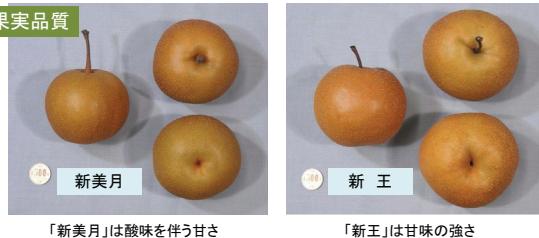
品種 (育成系統)	8月	9月	10月	11月	12月	面積比 (%)
幸水	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	26
豊水	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	17
新美月	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	—
二十世紀	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	12
新王	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	—
あきづき	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	4
新高	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	20
新興	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	18

注)「面積比%」は平成20年における日本なしの栽培面積における各品種の占める割合



3. 「新美月」「新王」の育成経過と特性

果実品質



「新美月」は酸味を伴う甘さ

「新王」は甘味の強さ

	新美月	新王	豊水	あきづき
平均果重(g)	456	520	593	548
果肉硬度(ボンド)	5.5	4.8	4.6	4.3
糖度(Brix%)	14.3	15.0	12.7	12.8
酸味(pH)	4.7	4.9	4.6	4.7

人工受粉が不要で“おいしい”日本なし新品種「新美月」と「新王」



おいしさ

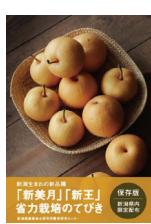


図1 新品種と競合品種の食べ比べによる食味評価結果
(平成24年10月6日に新潟ふるさと村で実施し、448人の消費者が回答)

省力栽培技術の開発と普及状況

栽培技術

- ・2011～2013年、鳥取園試、鳥取大、宇都宮大と共同研究で「結実管理技術開発」を実施。結実安定性、省力管理方法を明らかにした。
- ・ジョイント栽培適性があることを確認。



栽培マニュアル



「樹体ジョイント仕立て」で大幅省力化

省力栽培技術の開発と普及状況

普及状況

- ・2011～2015年に2品種で約2500本の苗木を供給。
- ・栽培面積約10ha
- ・2015年、県内1か所に集荷し県内外での試験販売を実施。

【日本橋三越】



新潟人間生活学会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は「新潟人間生活学会」と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を新潟県立大学 人間生活学部内に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 本会は、人間生活学に関する学理および応用の研究についての発表および情報の提供等を行うことにより、人間生活学に関する研究の進歩普及を図り、もって学術の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 機関紙および出版物の刊行

(2) 学術集会などの開催

(3) その他本会の目的達成のために必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

(1) 個人会員 本会の目的に賛同して入会した個人

(2) 学生会員 本会の目的に賛同して入会した学生

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、当該年度の会費を添えて所定の申込書を学会長に提出しなければならない。

(会 費)

第7条 本会の年会費は次の通りとする（会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする）。

(1) 個人会員 2,000円

(2) 学生会員 500円

(退 会)

第8条 会員が退会しようとするときは、退会届を学会長に提出しなければならない。

第4章 役員および会議

(役 員)

第9条 本会には次の役員をおく。

学会長 1名（人間生活学部長）

副会長 2名

幹事 2名

監事 2名

*顧問（指導助言を必要とした場合、学会長が委嘱）

(役員の選任)

第10条 学会長は新潟県立大学人間生活学部長とし、副会長、幹事および監事を学会長が推薦し、総会で選任する。

(役員の職務)

- 第11条 学会長は、本会の業務を掌理し、本会を代表する。
- 第12条 役員は、この会則に定める事項を行う他、総会の権限に定められた事項以外の事項を決議し、執行する。
- 第13条 監事は本会の業務および財産に関して監査する。

(役員の任期)

- 第14条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(編集委員)

- 第15条 本会に、機関誌等の刊行を行う編集委員をおく。

2 編集委員は役員会の議を経て学会長が指名する。

(会議)

- 第16条 本会は、総会、役員会および編集委員会を開催する。

(総会)

- 第17条 総会は学会長が招集する。

- (1) 総会は、個人会員をもって構成する。
- (2) 総会の議長は、その総会に出席した個人会員の中から選出する。
- (3) 総会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 第18条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画および収支予算並びにその変更
- (3) 事業報告および収支決算
- (4) 役員の選任（会長、副会長、幹事、監事）
- (5) 会費の額
- (6) その他運営に関する重要事項

(役員会)

- 第19条 役員会は学会長が招集する。

- (1) 役員会の議長は学会長とする。
- (2) 役員会は、役員の3分の2以上の出席がなければ議決することはできない。
- (3) 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(編集委員会)

- 第20条 編集委員会は委員長が召集する。

- (1) 編集委員会の委員長は役員会の議を経て学会長が指名する。
- (2) 編集委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議決することはできない。
- (3) 編集委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(顧問)

- 第21条 本会には顧問をおくことができる。

2 顧問は役員会の議を経て学会長が推薦し、総会で選任する。

附 則

この会則は、平成21年11月から施行する。

この会則は、平成22年1月から改定施行する。

この会則は、平成23年5月から改定施行する。

人間生活学研究 投稿規定

I. 発 行

1. 本誌は新潟人間生活学会の学会誌であって、原則として年一回発行する。

II. 受 理

1. 本誌は人の生活に関わる分野の学術（人間生活学）に関する研究論文または報告（表1）であって、他の「学術誌等」に公表または投稿されていない論文の投稿を受け付ける（「学術誌等」に該当しない公表・投稿先の例は「責任著者確認書」の記述を参照）。
2. 論文の種類は責任著者が指定する。ただし編集委員会から変更を求められる場合がある。
3. 筆頭著者および責任著者は新潟人間生活学会の会員とする。
4. 論文の内容が人間生活学の発展に寄与するものであって、「III. 執筆要領」に沿って体裁が整つておらず、直ちに印刷できる状態にある場合に受理する。
5. 採否は編集委員会が決定する。ただし研究論文（査読あり）の採否は査読結果を参考とする。
6. 査読は別に定める「投稿論文の査読に関する内規」に沿って行う。

III. 執筆要領

1. 原稿は日本語または英語（米国）で記載する。日本語論文の図表は英語で記載しても良い。
2. 原稿一編は10ページ程度（14ページ以内）とする。
3. 研究論文の構成は原則として表2の通りとし、**研究論文(査読つき)ではABSTRACTを必須**とする。投稿者の学術分野によってこの構成がなじまない場合には各学術分野の例により記載し、参考とした学術誌を1冊、投稿時に添付すること。
4. 報告の構成は指定しないが、研究論文の構成に準ずるのが望ましい。
5. **原稿の基本フォーマット(Microsoft Word形式)は本学会のホームページか**

表1. 投稿論文の種類

種類	内容	査読
1. 研究論文（査読あり） Peer-reviewed Research Article	独創的な研究論文	あり
2. 研究論文（査読なし） Reserach Article	研究論文のうち、査読を求めるもの	なし
3. 報告 Report	研究・調査に関する資料や実践活動等に関する報告	なし

表2. 研究論文の基本構成

項目	準ずる項目例	内容
要旨		概ね800字以内。
キーワード		6個以内
はじめに	緒言、目的	研究の背景と目的
方法	対象と方法、研究方法	データの収集方法、分析方法など
結果		研究等の結果・成績
考察	結果と考察	結果の考察・評価・限界等
結語	結論、おわりに	結果と考察から導き出された結論（考察に含めても良い）
謝辞		研究協力者への謝辞、研究への助成や便宜供与など（該当するものが無い場合は省略）
文献	参考文献	論文中で引用した文献のリスト。
ABSTRACT		タイトル、著者、所属、本体、キーワードを英語で記載し、概ね250語程度（400語以内）とする。
※ 研究論文（査読つき）では必須		

らダウンロードする (<http://www.unii.ac.jp/nnsq/>)。

基本設定は下記の通り（ダウンロード用の基本フォーマットには設定済み）。ただし**著者の学術分野において基本設定に従うことが不適当な場合には投稿時に編集委員会にその理由を申し出て対応を協議する**（その学術分野では全てまたはほとんどの有力誌が1段組であるなど）。

- マージンは上下左右 25mm、フッター（ページ番号）は下端から 10mm に設定する。
 - ページ中央下部にページ番号を挿入する。
 - ページ設定は、1 行 44 文字×44 行とし、要旨は左右 2 字ずつ字下げ（インテンド）する。本文（表 2 の「はじめに」～「文献」）は 1 行 21 文字×44 行の 2 段組にする。
 - 文字列の配置は両端揃えを基本とし、タイトルと著者、および本文中の見出しへは中央揃え、副見出しとキーワードは左揃えとする。
 - 日本語フォントは明朝体系の等幅フォント（MS 明朝など）、英数字（アルファベットと算用数字）のフォントは Times New Roman を基本とする。ただし、見出しへと副見出しへ、日本語にはゴシック体系の等幅フォント（MS ゴシックなど）太字、英語には Arial 太字を用いる。
 - フォントのサイズは 10pt を基本とし、タイトルは 14pt（太字）、本文中の見出しへと ABS TRACT のタイトルは 12pt、タイトルページの脚注は 9pt、図表は任意（見やすいサイズ）とする。
 - 著者とキーワードの前後は 1 行空けとし、本文中の見出しへ（表 2 の「はじめに」～「文献」）の前後は 0.5 行空けとする。
 - 著者の所属は、著者の右上に数字を付し、タイトルページの脚注欄（テキストボックスで作成）に記載する。また、責任著者の右肩に*マークを付け、脚注の欄にメールアドレスまたは連絡先住所を記載する。
 - 利益相反はタイトルページの脚注欄に記入する。利益相反が無い場合は「利益相反：なし」（英語論文では Conflict of interest: None declared）と明記する。
 - **本文および図表の英数字は半角**で記載する。
 - **日本語文の句読点には「、。」**を用いる。
 - 文献番号は引用された順に番号をつけ、引用場所の右肩に 1)、2-3)、1, 3-4) と番号を付す。
 - 引用文献の記載方法は下記の通りとする。下記に記載のない出版物については、学術誌での一般的な用法による。記載例は基本フォーマットを参照 (<http://www.unii.ac.jp/nnsq/>)。
- (一般原則)
- ・著者名や編者名は 3 名まで記載し、3 名を超える場合は「、他」「, et al」と記載する。ローマ字表記の名前は、姓、名の頭文字で記載し、頭文字にピリオドは付けない（例：Omomo S）。
 - ・著者名は、日本語など漢字圏の文献では「、」で区切る。英語等ヨーロッパ言語の文献では「,」で区切り、and は使わない。
 - ・雑誌名は通用されている略語で表記し、通用されている略語がない場合には略さずに表記する。
 - ・ページは略せる部分を略して表記する（例：× 101-119, ○ 101-19）。
 - ・英語原稿に日本語文献名の英訳を記載した場合には最後に (in Japanese)を付記する。

(雑誌の場合)

- 1) 著者名. 表題. 雑誌名 発行年（西暦）；卷： 頁-頁.
- 2) Author(s). Title. Journal Year; Volume: Page-Page.

(単行本の場合)

- 3) 著者名、表題、編者名、編、書名、発行所所在地：出版社、発行年（西暦）；ページ。
- 4) Author (s). Title. In: Editor(s), editor(s). Book name. Place of publication: Publisher; Year: Page-Page.

注：引用する章の著者名や表題が明確ではない場合は省略可。

(ウェブサイトの場合)

- 5) 著者名、資料名、URL (参照 ****年**月**日)
- 6) Author(s). Title. URL (Accessed month day, year)

- ABSTRACT の前は 2 行空ける。
- ABSTRACT はタイトル(Times New Roman 12Ppt)、名前(Times New Roman 10pt)、所属と責任著者連絡先(Times New Roman 10pt)、本体(概ね 250 前後、400 語以内。Times New Roman 10pt)、キーワード(見出しへ Arial 10pt 太字、キーワードは Times New Roman 10pt)の順に記載し、タイトル、名前、所属と責任著者連絡先、キーワードの前後は 1 行空ける。
- **英語原稿や、日本語原稿の ABSTRACT は著者の責任においてネイティブ・スピーカーのチェックを受ける。**

IV. 投 稿

1. 投稿に必要な**様式は学会のホームページからダウンロード**する (<http://www.unii.ac.jp/nnsg/>)。
2. **打ち出し原稿 2 部および添付書類一式**（表紙、責任著者確認書、著作権委譲・利益相反申告書の必要事項を記載したもの、左上綴じ）を封筒に入れて投稿する。本学会における著作権の取り扱いについては別途記載ページを参照のこと。なお別刷りは論文一編あたり 50 部無料、それ以上必要な場合は有料になる（印刷業者と相談）。
3. **打ち出し原稿と添付書類一式は学会役員に提出するか編集委員長宛に郵送**する。
4. 併せて、**原稿と添付書類表紙の電子ファイルを学会までメール送信**する。
(郵送先とメールアドレスは投稿規定末尾に記載)。
5. 原稿の電子ファイルは Microsoft Word 文書の他、文字化けを防ぐため PDF 形式を添付するのが望ましい。

V. 校 正

1. 校正は著者の責任において、初稿、再校を原則とする。
2. 校正は原則として原稿または印刷の誤りによる語句の訂正にとどめ、大幅な加筆・修正は認めない。

附則：本規定は平成 26 年 10 月から施行する。

原稿の郵送先： 〒950-8680 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬 471
新潟県立大学人間生活部健康栄養学科内
新潟人間生活学研究編集委員長 村山伸子
電話 025-368-8378

原稿電子ファイル送信先：nnsg@unii.ac.jp

人間生活学研究原稿の基本フォーマット

タイトル 明朝 14pt、中央揃え

人間太郎^{1*}、生活花子²、名前欄は中央揃え、明朝 12pt、上下に 1 行開ける

要旨は概ね 800 字以内で記載する。ページ設定は 44 字×44 行。要旨とキーワードは両端揃え左右 2 字ずつ文字下げ（インテンド）。構造化抄録（目的、方法などの見出しが入る抄録）の場合は見出しの前で改行し、左揃え。非構造化抄録（見出しが入らない抄録）の場合は、文頭および各段落の冒頭を 1 字下げする。要旨の見出しへゴシック 10pt 太字、文章は明朝 10pt。いずれも等幅フォントを用いる。ただし文中の英数字（アルファベットと算用数字）は半角で記載し、Times New Roman に設定する。日本文の句読点は「、。」とする（本文も同様）。英語論文の場合、原稿全体にわたってフォントは明朝を Times New Roman に、ゴシックを Arial に読み替える。

キーワード： 上下に 1 行空ける、6 個以内、読点で区切る

はじめに

本文セクションは 2 段組 21 字×44 行に設定。
本文の見出しへゴシック 12pt、上
下は段落設定により平行ずつ開ける。

本文の文章は両端揃え、日本語は明朝 10pt、
英数字は半角で Times New Roman。

文献番号は引用した順番につける。引用場所
の右肩に¹⁾、²⁻³⁾、^{1, 3-4)}と番号を付す。

方法

統計学的分析

副見出しへゴシック 10pt 太字で左揃え。
なお統計学的分析を行った研究では、副出し
をつけて記載するのが望ましい。

結果

図表は英語でも良い。
図中の文字フォントは指定しないが、図のタ
イトルや説明は明朝（英数字は Times New

Roman）とする。

表は明朝体と Times New Roman を基本とする。

考察

「結果と考察」とすることが一般的な研究分
野では両者をまとめても良い。

結語

結果と考察を踏まえて得られた論文の結論を
記載する。結語に相当する段落を考察の最後に
記載した場合、本セクションは省略可。

謝辞

研究への協力や、助成金、資料等の提供があ
った場合に記載する。該当するものがなければ
省略。

文献

- 1) 佐藤恵美子、中野恵利子、筒井和美. ゴマ豆
腐の破断特性およびテクスチャーに及ぼす
澱粉の種類の影響. 人間生活学研究 2010; 1:
1-10.

¹ 新潟県立大学人間生活学部子ども学科 ² 新潟県立大学人間生活学部健康栄養学科

* 責任著者 連絡先 : nnsg@unii.ac.jp

利益相反 : なし

注：脚注の下端は余白に合わせ、行数が足りない場合はテキストボ
ックスを上に拡げること。この注釈ボックスは削除すること。

- 2) 伊藤巨志、大橋信行、木村博人、他. 高等教育機関におけるスキー・スノーボード実習地の満足度調査. 人間生活学研究 2011; 2: 47-58.
- 3) Ozawa K, Koike Y, Ishimoto K, et al. The learning support for the junior high school students in low-income households. A study on the learning support program in Higashi-ku, Niigata City. The Bulletin of Society for Human Life Studies 2012; 3: 111-27. (in Japanese)
- 4) Tanabe N, Suzuki H, Aizawa Y, et al. Consumption of green and roasted teas and the risk of stroke incidence: results from the Tokamachi-Nakasato cohort study in Japan. Int J Epidemiol. 2008; 37: 1030-40.
- 4) 人間の発達とその理解. 大桃伸一、宮西邦夫、太田亜里美、他編. 人間生活学へのいざない～豊かなヒューマンライフの創造をめざして～. 東京：文化書房博文社、2014; 155-60.
- 6) White KL. Health Services research and epidemiology. In: Holland WW, Olsen J, Florey CV, editors. The development of modern epidemiology: Personal reports from those who are there. Oxford: Oxford University Press, 2007; 183-96.
- 7) 厚生労働省. 平成 24 年 国民健康・栄養調査結果の概要. <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/04-Houdouhappyou-10904750-Kenkoukyoku-Gantaisakukenkouzoushinka/0000032813.pdf>. (参照 2014 年 9 月 4 日).
- 8) World Health Organization. BMI Classification. http://apps.who.int/bmi/index.jsp?introPage=intro_3.html (Accessed Sept. 4, 2014).

注：文献の記載様式は投稿規定参照。ここには記載例を示した。

ABSTRACT

Basic formatting for a manuscript of the Bulletin of Society for Human Life Studies

Taro Ningen^{1*}, Hanako Seikatsu²

¹ Department of Child Studies, Faculty of Human Life Studies, University of Niigata Prefecture

² Department of Health and Nutrition, Faculty of Human Life Studies, University of Niigata Prefecture

* Correspondence, nnsn@unii.ac.jp

ABSTRACT は「研究論文（査読つき）」では必須とし、「研究論文（査読なし）」および「報告」では著者の選択に委ねる。Text(ABSTRACT 本体)は概ね 250 語程度(400 語以内)。構造化抄録(Objective, Methods などの見出しが入る抄録)の場合は見出しの前で改行し、左揃え。非構造化抄録(見出しが入らない抄録)の場合は、文頭および各段落の冒頭を字下げする。米国英語を使用し、著者の責任においてネイティブスピーカーのチェックを受ける。フォントは Times New Roman, フォントサイズはタイトル 12Pt, 著者名・所属・本体 10Pt.、所属番号は右肩上付きとする。構造化抄録(**Objective, Methods** などの見出し)の場合は見出しの前で改行し、Arial 10pt 太字、左揃え。非構造化抄録(見出しが入らない)の場合は文頭と各段落の冒頭を字下げする。Key Words のタイトルは Arial 10pt 太字、左揃え。

Key Words: 6 個以内、カンマで区切る

人間生活学研究（学会誌）

投稿原稿添付書類表紙

論文の種類（希望に○）		研究論文（査読あり）	研究論文（査読なし）	報告
表題				
英文表題				
著者名／所属 (日本語)				
著者名／所属 (英語)				
原稿の枚数			投稿年月日 平成 年 月 日 (西暦 年)	別刷り申し込み部数 部
要旨の字数	字			
ABSTRACT 本体の語数	words			
備考 :				

責任著者確認書

論文名：_____

本論文に責任を持つ著者一名は下記のうち該当する項目にチェックを付けて署名し、「著作権委譲・利益相反申告書（全著者用）」の全著者分を添えて原稿とともに編集委員会に提出して下さい。

- 本論文の記載内容について責任を持ちます。
- 本論文の内容は既に「学術誌等」に公表または投稿されていません。

付記：・学会発表抄録、学会発表の記録、報告書、商業誌からの依頼原稿（原著とならないもの）、著書、報道などについては結果や図表の一部が本論文と重複していても差し支えない。

・学術誌等に該当するか判断に迷う場合は下記に記載し、編集委員会の確認を得ること。

公表・投稿先

本論文の著者に記載した者以外に本論文の作成に主要な貢献をした研究者はいますか？（「作成」には全著者用チェックリストのⅠに該当する項目全てを含みます。）

- いません
- いますが、謝辞に記載することで承諾を得ました。
- いますが、論文に掲載しないことについて承諾を得ました。

付記：卒業研究等で学生が関与した場合には原則として共著者に入れることが望ましい。

（下記に所属等と氏名を記載して下さい。欄が足りない場合は裏面に記載して下さい。）

承諾者の所属等・氏名

私（氏名：楷書または印刷）_____は上記について確認しました。

日付

署名 _____

著作権委譲・利益相反申告書(全著者用)

論文名 : _____

全ての著者は下記の該当項目にチェックし、署名して責任著者に提出して下さい。

(1人1枚提出してください。Faxや電子メール添付のスキャン画像でも結構です。)

(記載スペースが不足する場合は裏面や別紙に記載し、別紙の場合には別紙にも署名して下さい。)

I. 本論文の作成において貢献したこと全てにチェックしてください。

(複数人が同一項目にチェックしても差し支えありません。)

- | | | | |
|---------------------------------------|---------------------------------|--|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 研究の着想 | <input type="checkbox"/> 研究計画作成 | <input type="checkbox"/> データの収集 | <input type="checkbox"/> 研究の指導 |
| <input type="checkbox"/> 統計学的分析 | <input type="checkbox"/> 結果の解釈 | <input type="checkbox"/> 原稿の執筆（作図・作表を含む） | |
| <input type="checkbox"/> 原稿の校閲・改訂への貢献 | | <input type="checkbox"/> 資金や物品の調達 | |

II. 本研究の結果により利益を受ける団体・個人と何らかの利害関係がありますか？

(利害関係には資金援助、物品の供与、人的援助などを受けたこと、株や債権を保有していること、団体構成員との家族関係、および、本論文の論述に影響を与える得るその他の関係を含む。ただし公的機関〔行政、独立行政法人、大学など〕や本論文によって営利的利益を受けない団体等からの研究助成はこれに含まない。)

- ある ない (疑問がある場合には編集委員会に問い合わせること)

利害関係がある場合は関係先、および、その内容を下記に記載し、論文の最後にも「利益相反」のセクションを立てて記載して下さい。

III. 本論文の著作権を本学会誌に委譲しますか？

- する（リポジトリにも登録されます。） できない理由がある。（理由を下記に記載して下さい。）
-

私（氏名：楷書または印刷）_____は上記について確認しました。

日付

署名

本学会における著作権の取り扱いについて

本学会では論文等の学会誌への掲載にあたり、全著者に対して著作権の委譲を求めていきます。その理由は大きく下記の4点に集約されます。

- 1) 学会誌への掲載やオンライン公開にあたって、内容の変更を伴わないレイアウト等の修正が必要となった場合に、著者へ確認を求める手続きを省く。
- 2) 新潟県地域共同リポジトリや種々の検索サービス等において論文が公開される場合に、著者への確認なしに学会で公開の可否を判断できるようにする。
- 3) 本誌や他誌のレビュー論文等において図表の引用が求められた場合に、学会において判断を行えるようにする。
- 4) その他、現在想定していない目的のために著作権の行使が必要となった場合に、学会での対応を可能にする。

本学会では本誌掲載論文が広く公開されて活用されることを望んでいます。委譲された著作権はその目的のために使用されるものであり、下記のような行為を制限する物ではありません。

- ・印刷された論文の複写物やリポジトリ等で公開された電子ファイルを、非営利的な研究紹介のために配付する。
- ・著者が所属機関のリポジトリ等で公開する。
- ・著者が研究報告書等に論文の全体または一部を引用する（引用先における二重投稿の規定に抵触しない場合に限る）。

本学会が保持する著作権は学会誌やリポジトリにおいて学会が公開する著作物についてのみであり、著作の基となったデータについては全ての権利が著者に保持されます。よって、本誌に掲載された集計結果を異なる形で著者が作図・作表して公表することについては、公表先の二重投稿規定に反しない限り、これを妨げるものではありません。

以上のような事情をご勘案いただき、投稿においては著作権を学会に委譲していただきたく、著者諸氏のご配慮をお願いいたします。また、本学会では本誌の掲載論文を積極的に公開してまいりたいと考えており、著者諸氏におかれましても、掲載論文の積極的なご活用をお願いいたします。

投稿論文の査読に関する内規

本内規は、「人間生活学研究」投稿要領に基づいて、投稿された研究論文の原稿の査読に関する審査内規として定める。

第1条 編集委員会は、新潟人間生活学会員と外部の人間生活学研究に携わる者の中から投稿論文を審査するにふさわしい者を複数名選出する。

第2条 編集委員長は、投稿論文の審査にあたり審査者として推薦された者に、審査依頼する。

第3条 各論文は審査者により審査される。

第4条 審査の基準は、次の3段階に評価される。

「採択」

「条件付き採択」

「不採択」

第5条 審査者は、上記の評価とともに、審査論文の不備・指摘点を記述し、期日内に編集委員会に提出する。

第6条 編集委員会は、審査結果をふまえ論文の掲載を決定する。なお、条件付き採択と評価された論文は、投稿者に審査者の指摘点が記述された審査用紙を配布し、投稿者は期日までに修正し再度提出する。その際、指摘点をどのように修正したか各指摘に対する対応の一覧を作成し、論文とともに提出する。

第7条 編集委員長は、対応の一覧を添付し修正論文の再審査を審査者に依頼をする。

第8条 編集委員会は、再審査の結果をふまえ、掲載を決定する。

付則 1. 審査規定の改定は、編集委員会の議を経て新潟人間生活学会総会において決議される。

2. 本規定は2013年1月15日より実施する。

編 集 後 記

人間生活研究第8号には11編の論文を掲載することができました。本号から一部カラー刷りになっています。全てをカラーにするのは困難ですが、画像やグラフなど、カラーが望ましい論文については可能な範囲内で希望に添えることができればと思っています。なお本誌では人の生活に関わる様々な分野からの投稿を受け付けています。研究分野によっては本誌の投稿規定に定める基本設定の書式がなじまない場合もあろうかと思います。そのような場合には投稿時にお申し出いただくことにより、基本設定以外の書式で作成された原稿の投稿も受け付けています。本号では研究論文(査読なし)の3編がこれに相当します。編集委員会ではこのようなお申し出には柔軟に対応したいと考えておりますので、気軽にご相談いただければ幸いです。

今後とも皆様のご理解と温かいご支援のほど、なにとぞよろしくお願ひいたします。

(田邊直仁)

編 集 委 員(五十音順)

伊藤巨志、梅田優子、勝又陽太郎
曾根英行、田邊直仁(委員長)、萩原 真

新潟人間生活学会 人間生活学研究 第8号

I S S N 1884-8591

2017(平成29)年3月15日印刷

2017(平成29)年3月15日発行

発 行 新潟人間生活学会
代表 田邊 直仁

発 行 所 新潟県立大学内
新潟市東区海老ヶ瀬 471

印 刷 所 (株) フジプリント
新潟市中央区万代3丁目3番23号

THE BULLETIN OF SOCIETY FOR HUMAN LIFE STUDIES

No.8 (2017)

CONTENTS

Peer-reviewed Research Article

1 . Characteristics of <i>bentos</i> sold in convenience stores according to nutrition facts label and food weight Emiri Isobe, Nobuko Murayama	1
2 . A survey of the terminology used for and texture of modified diets for dysphagia in hospitals and elderly care facilities Asako Tamura, Takuya Nakagawa, Yukiko Makida, Noriko Mihara	15
3 . Analysis and interpretation of Frederic Rzewski's North American Ballads Reiko Ishii	27
4 . Welfare needs and producing a support system in public housing Kaoru Ozawa	41
5 . Changes of the child healthy upbringing concept in the children's halls Shinichi Ueki	53
6 . The current state of child-rearing and the use of regional child care support services in the declining birthrate region Yuka Koike, Keiko Kakubari ,Yutaka Saito	63
7 . Effect of olfaction on the sensitivity of bitter taste Shin Kamiyama, Nami Suzuki, Mai Tayama, Hideyuki Sone	73

Reserach Article

8 . Investigation about the intelligibility of “intensive quantity” focused on “the arithmetic mean” operation and study of the learning support strategy for “intensive quantity” Yutaka Saito	81
9 . Intervention of childhood educators in interpersonal conflict situations among children: Method of practice and student guidance Yasuyuki Takahashi	89
10. Educational significance of presentation of the rules in classroom: Social construction of a class and practice of categorization Yasuyuki Takahashi	103

Report

11. An idea of information education for students in child studies: Giving a good assignment Hisashi Takahara	115
--	-----